

益子町庁舎空調等工事

<div><div></div>特記仕様書</div>				
<div><div></div>I 工事概要</div>				
<div><div></div>1. 工事場所</div>	栃木県芳賀郡益子町大字益子 2030 番地			
<div><div></div>2. 敷地面積</div>	15,386.22㎡			
<div><div></div>3. 用途地域その他地域</div>	第 2 種中高層住居専用地域/第 2 種住居地域			
<div><div></div>4. 工事種目</div>				
建築物名称	工事種別	構造種別	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)
庁舎	改修	SRC 造 3 階建 (地下 階増量 1 階)	2,085.35	3,848.03
5. 指定部分	・有 ・無			
	対象部分 ()	指定部分工期 (年 月 日)		

II 建築工事仕様

- 共通仕様
設計書、図面、特記仕様書及び現場説明書（質問回答書を含む）に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官庁審判部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）(令和 4 年版）」(以下「改修仕様」といふ。)に準拠し、改修仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁審判部審判制定の「公共建築工事標準仕様書（令和 4 年版）」(以下「標準」といふ。))及び「建築物解体工事共通仕様書（令和 4 年版）」(以下「解体共仕」といふ。))に準拠するものとし、優先順位は次による。
 - 質問回答書（②）から（⑤）に対するもの
 - 現場説明書
 - 特記仕様書
 - 図面及び設計書
 - 改修構仕、構仕及び解体共仕
また、公営住宅工事においては上記の一部に加え、公共住宅事業者等連絡協議会編纂の「公共住宅建設工事共通仕様書（令和元年度版）」(以下、「公住仕」といふ。))及び「公共住宅改修工事共通仕様書（初版）」(以下、「改修公住仕」といふ。))に準拠するものとし、優先順位は次による。
 - 質問回答書（②）から（⑦）に対するもの
 - 現場説明書
 - 特記仕様書
 - 図面及び設計書
 - 改修構仕及び解体共仕
 - 公住仕及び改修公住
 - 構材の品質・性能基準（令和元年度版）(以下、「品質・性能基準」といふ。))
- 特記仕様
 - 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
 - 特記事項で●印、◎印、◇印のある場合の適用は下記による。
 - 印の付いた仕様は全て適用する。
 - 印の付かない場合は、◎印の付いた仕様を適用する。
 - ◇印のみ仕様は適用しない。
 - 特記事項に記載の() 内表示番号は、改修構仕の当該項目、当該図または表を示す。
 - 特記事項に記載の(構仕) 内表示番号は、改修構仕の当該項目、当該図または表を示す。
 - 特記事項に記載の(公住仕) 内表示番号は、公住仕の当該項目、当該図または表を示す。
 - 製造所名は五十音順とし、(株式会社)等の記載は省略する。また、() 内は製品名を示す。[G]印は、「栃木県グリーン調達推進方針」の特記製品名を示す。

<div><div></div>1 章 一般共通事項</div>	
<div><div></div>○I-1 適用基準等</div>	
<div><div></div>◎建築工事標準仕様編</div>	国土交通省大臣官庁審判部審判制定（令和 4 年版）
<div><div></div>◎現地調査共通仕様書</div>	国土交通省大臣官庁審判部審判制定（令和 4 年版）
<div><div></div>◎工事等実施細則付ドックブック（建築工事編及び解体工事編）</div>	国土交通省大臣官庁審判部審判制定（令和 4 年版）
<div><div></div>◎国土交通省大臣官庁審判部監修（平成 30 年版）</div>	国土交通省大臣官庁審判部監修（平成 30 年版）
<div><div></div>◎建築物におけるコンクリートの品質管理実施細則</div>	栃木県土木技術管理課（平成 14 年 12 月）
<div><div></div>◎建設工に伴う騒音振動対策技術指針</div>	建設省大臣官庁技術事務室交通連（昭和 62 年 3 月改訂）
<div><div></div>◎手すり先行工法に関するガイドライン</div>	厚生労働省（平成 21 年 4 月）

○I-2 工事実績情報システム(CORINS)への登録 (1.1.4)

- 受注者は、受注時または受買時において工事請負代金が 500 万円以上の工事について、工事実績情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時工事実績情報として「登録のための確認のお願ひ」を作成し監督職員の確認を受けた上、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。ただし、期間には、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日含まない。
- 工事受注時 契約締結後 10 日以内
 - 登録内容の変更時 変更契約締結後 10 日以内
 - 工事完成時 工事完成後 10 日以内
- なお、変更登録は、工期、技術者等に変更が生じた場合に行う。
- また、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員へ提出しなければならぬ。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。

○I-3 発生材の処理等

【発生示】			
◎構内指示の場所に敷均し	・構外指示の場所にたい積		
・構内指示の場所にたい積	たい積場所()		
◎構外搬出適切処理（処理場所は入札条件書（特記事項）による）			
【発生示以外の発生材】			
①引渡しを要するもの	・有 名称 ()	・無	
・特別管理型産業廃棄物	・有 名称 ()	・無	
	処理方法 ()		
②再利用及び再資源化を図るもの	・有 名称 ()	・無	

- ◎上記に指定されていないのは、改修構仕 1.3.11(2)及び「建設廃棄物処理指針」（平成 22 年版）によるほか、下記により構外へ搬出適切に行われる。
- 建設副産物実施要領書に基づき、本工事に係る再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書と共に提出するとともに、法令等に基づき、工事現場の敷外が見やすい場所に掲げること。また、工事成果後速やかに上記計画書の実施状況について、再生資源利用実施態及び再生資源利用促進実施書を作成し提出すること。なお、これらの記録を工事後 6 年 1 年間保存しておくこと。
 - 建設副産物の処理に先立ち、あらかじめ監督職員に確認を受けた「建設副産物処理承認申請書」を提出すること。
 - 建設副産物の処分にあたって、提出事業者（元請業者）は処理業者と建設副産物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。なお、収集運搬業者を収集運搬業者に委託する場

- 合は、別に、収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。
- 建設副産物処理完了後速やかに「建設副産物処理票」を作成し、監督職員に提出するとともに、実際に要した処理等を証明する資料（受け入れ伝票、写真、位置図、経路図等）を提示し確認を受けること。
 - 建設廃棄物については、産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」の交付されたもの及び回収した各票を監督職員に提示し確認を受けること。なお、回収したマニフェストについては、産業物の処理及び清掃に関する法を踏まえて適切に保存すること。

○I-4 建設リサイクル法

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に定める対象建設工事に該当する場合は、(建設リサイクル法)に基づき特定建築物の分別集及び再資源化の実態についての、適正な措置を講ずるとともに、分別集積・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、監督職員に報告する。

○I-5 大気汚染防止法

大気汚染防止法に定める解体工事に該当する場合は、大気汚染防止法に基づき、特定建築物の有無に関する調査及び報告について適正に調査をすること。特定建築物が引き継がれる場合は、大気環境中へのアスベスト異状防対策について、適正な措置を講じること。

○I-6 実施工程表 (1.2.1)

概成工程の明記に努めること。

○I-7 品質計画 (1.2.2)

- 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
- 風圧力
風速 (V0=30m/s)
地面粗度区分 (Ⅰ・Ⅱ ◎Ⅲ・Ⅳ)
 - 積雪荷重
平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1455 号別表 (24)

○I-8 電気保安技術者の配置 (1.3.3)

◎要 ・不要

○I-9 施工条件明示 (1.3.5)

- 工事用車両の駐車場所 ◎敷地内 ・敷地外 ()
資機材の置場所 ◎敷地内 ・敷地外 ()

○I-10 材料の検査に伴う試験 (1.4.5)

構造体コンクリートの強度試験及び鉄筋のガス圧接部の引張り試験は下記の機関による。

- (公財)とちぎ建設技術センター
- 足利大学
- (株)中研コンサルタンツ栃木技術センター
- 栃木県中央生コンクリート協同組合栃木県生コンクリート技術センター

○I-11 建築材料の品質等 (1.4.2)

- 本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし JIS 及び JAS マーの表示のない材料及びその製造者等は、次の (1) ～ (6) の項目を満たすものとし、証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し等）を監督職員に提出して承認を受ける。
- 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
 - 生産施設及び品質の管理が適切に行なわれていること。
 - 安定的な供給が可能であること。
 - 法令等々定める許可、認可、認定、または免許等を取得していること。
 - 製造または施工の実績があり、その信頼性があること。
 - 販売、保守等の営業体制が整えられていること。
- また、本工事に使用する材料等のうち、特定のものの特記された材料は、設計図書に規定するものまたは同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、同等品等使用届を監督職員へ提出して承認を受ける。
- なお、同等品の中で、一般社団法人公共建設協会編纂「建築材料・設備機材等品質性能評価書」建築材料等評価名簿、(以下、「評価名簿」といふ。)に記載されている製造所の材料を選定した場合は、設計図書に規定するものと同等と取り扱い、主要資材使用通知書により監督職員に通知する。

○I-12 合法木材の確認 (1.4.2)

製材等、フローリングまたは再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ、「木材」木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（林野庁平成 18 年 2 月 15 日）に準拠した証明書を監督職員に提出する。

○I-13 再生資材の品質確保について

本工事に再生資材を利用する場合は、「再生クラッシャーランの品質確保に関する当面の措置について」(平成 15 年 9 月 16 日栃木県県土整備部技術管理課)により、現場搬入時目視確認を行い、「再生クラッシャーラン」(取付)品質確認状況報告書)を作成の上、速やかに監督職員に提出するものとする。

○I-14 ゴム製品等の品質確認等について

本工事に東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、「ゴム製品等」といふ。)を使用する場合には、受注者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)が資本、人事面で関係がない者)によって作成されたゴム製品等の品質を証明する書類を事前に監督員に提出し、確認を受けるものとする。

なお、第三者による品質証明書類を監督員に提出し、確認を受けた場合であっても、後に製品不良等が判明した場合には、受注者の契約不適合責任が負責されるものではない。

○I-15 アスベスト含有分析調査箇所

調査箇所(含有材料)	含有の有無
○軒天材・使末天材(フレキシブルシート)	・無 ○有(含有物質名：クリソタイル)
○3 階設置室(有孔アスベスト板)	・無 ○有(含有物質名：クリソタイル・アモサイト)
○附置空調室天井(ロクワール)	・無 ○有(含有物質名：クリソタイル)
○1 階庫天井(ジフトーン)	・無 ○有(含有物質名：クリソタイル)

○I-16 アスベスト含有建材の調査 (1.5.1)

工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令等に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。平成 18 (2006) 年 9 月 1 日以降に着工した建築物等 ・該当する () ◎該当しない ()

調査箇所 (材料名)	調査方法 (1 材料あたり 1 採取箇所数)
	◎定性分析 (◎3 ・) ・定量分析 (・3 ・)
	◎定性分析 (◎3 ・) ・定量分析 (◎3 ・)
	◎定性分析 (◎3 ・) ・定量分析 (◎3 ・)

分析対象 ◎アスベスト 6 種類 (アモサイト、クリソタイル、クロシライト、アクノノイト、アンソナイト、トロモライト、シモヘイライト)

分析方法 JIS A 1481-1「試験採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法」及び JIS A 1481-2「アスベスト含有率の X 線蛍光定量分析方法」による。

資与資料 ◎石綿含有建材の調査報告書

分析結果については、監督職員に提出すること。

○I-17 化学物質を発生する建築材料等 (1.7.9)

- 本工事に建築物内部に使用する建築材料等は、設計書中に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から (5)を満たすものとする。
- 含板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他が貫注材、ユリア樹脂板、住上げ材料及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
 - 保温材、繊維材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
 - 接着剤は可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を除く）が添加されていないものを使用する。
 - 接着剤及び塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
 - (5)①(1)③)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
- また、設計書中に規定する「ホルムアルデヒドの発散量」は次の③又は④に該当する材料を指す。
- 建築基準法施行令第 20 条の第 1 項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
 - 建築基準法施行令第 20 条の第 4 項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
 - 建築基準法施行令第 20 条の第 7 項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
 - 建築基準法施行令第 20 条の第 3 項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

○I-18 特殊な材料の工法

改修構仕及び構仕に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法とする。

○I-19 技能士 (1.7.2)

適用工事種別	技能検定の種別
仮設工事	○とび作業
鉄筋工事	・鉄筋組立作業
コンクリート工事	・型枠工作業 ・コンクリート圧送工作業
鉄骨工事	・構造物鉄工作業 ・とび作業
防水工事	・コンクリートブロック工作業
	・A.L.Cパネル工作業
	・アスファルト防水工作業
	・ポリウレタン系塗膜防水工作業
	・アクリルゴム系塗膜防水工作業
	・合成ゴム系シート防水工作業
	・塩化ビニル系シート防水工作業
	・セメント系防水工作業
	・シーリング防水工作業
	・改質アスファルトシートシート工防水工作業
	・FRP 防水工作業
石工事	・石積工作業
タイル工事	・タイル張り作業
木工工事	・大工工作業
屋根及びとび工	・内外装板金作業 ・スレート工作業
金具工事	・鋼製下地工事作業 ・内外装板金作業
左官工事	・左官作業
建具工事	◎ビル用サッシ工作業 ・ガラス工作業
	・自動ドア施工作業

カーテンウォール工事	・金属製カーテンウォール工作業
	・ビル用ガラス工作業 ・ガラス工作業
塗装工事	・建築塗装作業
内装工事	・プラスチック系床仕上げ工作業
	・カーペット系床仕上げ工作業 ・壁装作業
排水工事	◎排水仕上り工作業
舗装工事	・舗装工作業
	・加温(ヒートパ)ード工作業
植栽工事	・造園工作業

○I-20 化学物質の濃度測定 (1.7.9)

- 施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度を測定し、測定結果を監督職員に提出する。
- 測定方法 ◎ハンパシ型 ◎ティップ型
- 着工前の測定 ◎行わない ◎行う
- 測定対象 ◎指示 ◎指示しない
- 測定箇所数 ◎指示 ◎指示しない
- (住宅工事の場合は 1 戸当り 2 室以上)
- 報告の様式等については監督職員の指示による

○I-21 完成図等 (1.9.2.3)

- ◎作成する ・作成しない
- ◎完成図 ・製本 提出部数 ◎2部 ・部 複写 2 つ折製本、製本及び 1 名監督員の指示による。
- ◎C-D-R 提出部数 (2) 部
- ◎施工図 提出部数 ◎2部 ・部
- ◎保命に関する資料 提出部数 ◎2部 ・部

○I-22 施工図等の取り扱い (1.9.2)

施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用权は、発注者に移譲するものとする。

○I-23 完成写真

区分	種類	提出部数	面数数、面画等
◎カラーキャビネ		◎ 2	◎428 万画素以上
・アルバム親し (黒表紙金文字入り)			
・べた焼き (他に外装面積 1 ㎡以上 5 枚 (3+1+1 枚) 提出)		◎ 3	◎428 万画素以上
◎カラーパル 324 × 400mm			
◎電子データ		◎2部	◎350dpi 以上

電子データは JPEG 形式とし C-D-R により提出する。

撮影箇所及び部数等は監督職員との協議による。

○I-24 他工事との取り合い

別表 1-1 による他工事との取り合いについては、設備機器の位置、取り合い等の検討のできる施工図を施工に支障をきたさない時期までに提出して、監督職員の承認を受ける。

○I-25 設計図

監督職員の指示による。

○I-26 調査試験に対する協力

- 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。
- 受注者は、当該工事が発注者の公共労働者労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。
 - 調査費等は必ず事前決定し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。イ 調査費等を出した事業者が発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合には、その実施に協力しなければならない。
 - 正確な調査費等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金帳簿を正確に保管し、等、日持ち使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
 - 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- 火災保険、建設者生傷保険、創立保険または労務生保険のうち 1 以上に加する。契約期間の始期は、材料（仮設、型枠材を除く）搬入開始日より、終期は、工事目的物（分限発注においては、引き渡し以後となる工事目的物）の引き渡しの翌日までとする。保険契約の締結後、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示し、確認を受けること。

○I-27 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。保険契約の締結後、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示し、確認を受けること。

○I-29 下請負人の選定及び工事材料の選定

- ◎受注者は、下請負契約を締結する場合、当該契約の相手方を構内本店を有する者の中から選定するよう努めること。
- ◎受注者は、県内で産出、生産または製造される資材等の規格品質等が本設計の仕様と適合すると思われる場合は、優先して使用するよう努めること。

○I-30 電子納品

- ◎適用基準は「電子納品適用に関するガイドライン(第 10 版)」とする
- 設計 CAD への持ち ◎有 (著作権者 ◎設計者 ・その他 ())
- ◎買手する CAD 等当該工事における施工図または完成図の作成のため以外には使用してはならない
- ◎書面における署名及び捺印の取り扱いは、監督職員との協議による。

○I-31 交通安全管理 (1.3.9)

受注者は、栃木県公安委員会が定める路線（平成 21 年 9 月 30 日栃木県公安委員会告示第 54 号）の交通誘導を行う場合は、その現場ごとく交通安全管理業務に係る一般級合格整備員または二級級合格整備員を 1 人以上配置しなければならない。

○I-32 環境対策 (1.3.11)

- 騒音・振動対策
受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する指針」(平成 13 年 4 月 9 日国交省告示第 487 号)に基づき指定された建設機械を使用するものとする。ただしこれより良い場合は監督職員と協議することとする。
- 排出物対策
受注者は、工事の施工にあたり「建設機械に関する技術指針」別表第 3 に掲げる建設機械を使用する場合は、「排出物対策型建設機械指定要領(平成 3 年 10 月 8 日付建設省経発第 246 号)」に基づき指定された排気ガス対策型建設機械または同等の建設機械を使用するものとする。ただしこれより良い場合は監督職員と協議するものとする。
- グリーン購入法
受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業者の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機種の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号、「グリーン購入法」といふ。）」第 10 条及び「栃木県衛生環境の健全等に関する条例」第 63 条で定めた「栃木県グリーン調達推進方針」に記載された特選調達品目の使用を推進するものとする。

○I-33 施工数量調査等 (1.6.2.3)

- 調査範囲及び調査方法 ・図示
既成部分の破壊を行った場合の修繕方法 ・図示
【既成物等の調査等】
- 給排水管、ガス管、ケーブル等の埋設が予想される場合は、調査を行うこと。なお、給排水管等を掘りだす場合は、損傷のないよう注意し、必要に応じて、応急処置を行い、監督職員及び関係者と協議すること。また、工事に支障となる障害物を発見した場合は、監督職員と協議すること。ただし、容易に取り除ける障害物はその限りではない。

○I-34 事故報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式（工事事故報告書）で指示する期日までに提出しなければならない。
【工事事故が発生した場合は調査の早期報告の徹底について】
万一が事故等が発生した場合、被災者の救済・現場の安全確保を最優先のうえ、警察・消防・労働基準監督署等関係機関への通報とともに、直ちに発注機関へ通報すること。
工事事故が発生した場合、事故の大小に関わらず、直ちに監督職員へ通報すること。
なお、事故発生の変態においては、休日、時間外発生行為を行うことし、資料の有無は問わない。
また、本指示内容については、下請けを含む作業員や資機材運搬業者、交通誘導員等の工事関係者全てに行き届くよう周知徹底すること。

○I-35 不正転用使用の防止対策

- 本工事は、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成 17 年 5 月 25 日法律第 51 号)を遵守すること。
- 本工事で使用しまたは使用される軽油用車両(資機材等の搬入車両を含む)並びに建設機械等の燃油には規格（JIS 法）に適合した油を使用すること。また、油が使用燃料の抜き取り調査を行う場合は、（現場）委託代理人がこれに立ち会うなど協力を行うこと。

○I-36 過積載対策

ダンプトラック等による過積載等の防止については、次のとおりとする。			
(1) 積載量制限を超過して工事に用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。			
(2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。			
工事名称	益子町庁舎空調等工事	図面番号	
図面名称/縮尺	特記仕様書（その 1）	図面番号	
設計年月日	令和 6 年 3 月 25 日	設計者	株式会社 大森一級建築士事務所
発注者	益子町	発注者	益子町

- 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- さし挿装置、物品積載装置の不法改造を防止したダンパー及び不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込まないこと。並びに工事現場から土砂等の取出しをいかなるようによること。
- 過積載車、さし挿装置、不表示車等から土砂等の引き連しを避けると、過積載を助長することのないようにすること。
- 取引関係のあるダンパー事業者が過積載を行い、またはさし挿装置、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
- 「土砂等の相手方は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者または罰則に關しダンストラック等によって悪質な過大な事故を発生させたものを排除すること」(9)(1)～(8)のことにつき、下請業者における受注者を指導すること。

Q1-37 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- 樹木県が発する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求または工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査に必要な協力を行うこと。
- (1) より警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにかつその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (2) 発注工事において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

Q1-38 工事の一時中止

- 契約書第 21 条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中ににおける工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出現形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機器具等の総量に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する基本及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
- 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

Q1-39 墜落制止用器具の着用

「労働安全衛生法施行令第 13 条第 3 項第 28 号」における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成 31 年 1 月 25 日厚生労働省告示第 11 号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具）とする。

2 章 仮設工事

Q2-1 監督職員事務所等 (2.4.1)

◎ 設けない
監督職員事務所等の規模 ・ 10 m 程度 ・ 20 m 程度 ・ 35 m 程度 ・ 65 m 程度 ・ 100 m 程度
備品 種類・数量 ()

Q2-2 工事用水

構内既存の施設 ◎ 利用できない ・ 利用できる (◎ 有償 ・ 無償)

Q2-3 工事用電力

構内既存の施設 ◎ 利用できない ・ 利用できる (◎ 有償 ・ 無償)

Q2-4 足場その他 (2.2.1)

内部足場 ○ 設ける (◎ 独立、足場板等) ・ 設けない
外部足場 ○ 設ける ・ 設けない
足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に關する基準」に適合する足場とし、足場の積立、解体または変型の作業時及び使用時には、常時簡易ドラッグの取付・1 手すり先行工法による足場の積立・取付に関する基準の 2 の (2) 手すり設置方式または (3) 手すり先行専用足場方式により行う。
なお、これより賢い場合は監督職員と協議すること。
・ 本工事で定置したものを別契約の関係関係員が無償で使用できる。
防護シートによる養生 ◎ 行う ・ 行わない
材料、撤去材等の運搬 ・ A 種 ・ B 種 ・ C 種 ・ D 種 ・ E 種

Q2-5 養生 (2.3.1)

既存部分の養生 ◎ ビニールシート等 ・ 合板等
既存家具等の養生 ◎ ビニールシート等 ・
固定家具等の移動 ・ 行わない ◎ 行う (2 階倉庫内移動作業)

・2-6 仮設間仕切 (2.3.2)

類別	下地	仕上材 (厚さmm)	充填材 (厚さ)	塗装
・A 種	◎ 軽量鉄骨	◎ 合板 (◎9.0)	・ 7 5X7-4 (mm)	◎ 無
・B 種	・ 木下地	◎ せっこうボード (◎9.5)		◎ 片面
◎ C 種	・ 単層下地	◎ 防炎シート		—
仮設扉	◎ 木製扉	◎ 合板張り程度		◎ 無
	◎ 鋼製扉	◎ 片面フラッシュ程度		◎ 有

3 章 防水改修工事

3-1 アスファルト防水 (3.2.2.5) (3.3.2.3) (表 3.1.1) (表 3.3.3~10)

工法	施工箇所	種別
・ P1B		・ B-1 ◎ B-2 ・ B-3
・ P1B1 ・ T1B1		・ B1-1 ◎ B1-2 ・ B1-3
・ P2A1		◎ AI-1 ◎ AI-2 ・ AI-3
・ P2A		・ A-1 ◎ A-2 ・ A-3
・ M4C		・ C-1 ◎ C-2 ・ C-3 ・ C-4
・ M3D ・ POD		・ D-1 ◎ D-2 ・ D-3 ・ D-4
・ P0D1		◎ D1-1 ◎ D1-2
・ M3D1		
・ M4D1		
・ PIE ・ P2E		・ E-1 ◎ E-2 (保護層は図示による)

アスファルトの種類 ◎ 3 種
改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
◎ 改修標仕表 3.3.3 から表 3.3.9 による
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
◎ 改修標仕表 3.3.3 から表 3.3.9 による
保護コンクリートのコンクリート種類 ・

POD 工法の改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない
M0、P0D 工法の防水改修 ・ 設ける ・ 設けない
P1E、P2E 工法の保護層 ・ 設ける ・ 設けない
既存防水層表面の仕上げ塗装 (M4C 工法の場合) ・ 除去する
断熱工法の断熱材 材質 () 厚さ (mm) ()
立上り部の保護
・ れんがの種類 ◎ 普通れんが (JIS R 1250)
・ 保護材の種類 ◎ 押出成形セメント板厚さ 15mm
屋根防水絶縁断熱工法の場合の、ルーフィングシート及び立上り部周断熱材の張り及び位置
◎ 図示 ・
屋根排水溝 ◎ 図示 ・
防水改修の断熱材の種類及び設置数量
◎ アスファルトルーフィング類製造所の指定による
・ 防水装置の種類 () ・ 設置数量 () 個/m²

・3-2 改質アスファルトシート防水 (3.4.2.3) (表 3.1.1) (表 3.4.1~3)

工法	施工箇所	種別
・ M4S 工法		・ AS-T1 ◎ AS-T2 ・ AS-U2
・ M4S 工法		・ AS-T3 ◎ AS-T4
・ POAS 工法		・ AS-J1 ◎ AS-J3
・ M4SI 工法		・ AS-I1-T1 ◎ AS-I1-J1
・ M4SI 工法		
・ POASI 工法		

防水装置の種類及び設置数量
◎ アスファルトルーフィング類製造所の指定による
・ 防水装置の種類 () ・ 設置数量 () 個/m²
防護層 ◎ 設けない ・ 設ける
改質アスファルトシートの種類及び厚さ
◎ 改修標仕表 3.4.1 から表 3.4.3 による
粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
◎ 改修標仕表 3.4.1 から表 3.4.3 による

・3-3 合成高分子系ルーフィングシート防水 (3.5.2~4) (表 3.5.1,2)

工法	施工箇所	種別	仕上げ塗料等	使用分類
・ POS 工法		・ S-F1 ・ S-F2 ・ S-M1	・ カラー	◎ 非歩行
・ SAS 工法		・ S-M2	・ シルバー	◎ 軽歩行
・ SSS 工法		・ S-F1 ◎ S-F2		
・ M4S 工法		・ S-M1 ◎ S-M2 ◎ S-M3		
・ P0SI 工法		・ S1-F1 ◎ S1-F2		
・ SSI 工法		・ S1-M1 ◎ S1-M2		
・ SASI 工法				
・ M4SI 工法				

防水装置の種類 ・ 設けない
目地処理 PC コンクリートの場合 ()
ルーフィングシートの種類及び厚さ ◎ 改修標仕表 3.5.1 から表 3.5.2 による
防水装置の種類及び設置数量
◎ アスファルトルーフィング類製造所の指定による
・ 防水装置の種類 () ・ 設置数量 () 個/m²
断熱工法の断熱材 材質 () 厚さ (mm) ()
S1-M1 及び S1-M2 の場合の防護フィルムの設置 ◎ 設置する (厚さ 0.15mm) ・ 設置しない
屋内防水

種別	施工箇所	保護層		
		塗り厚さ	平場の仕上がり塗り	立上り部の保護
・ S-C1		◎ 標仕 15.3.5(2) (4) 及び (9) に準ずる	◎ 標仕 15.3.5(4) (7) に準ずる	◎ 7mm 以下

屋内防水で平場を保護コンクリート仕上げとする場合の厚さ ・
機械的固定工法の場合
・ 建築基準法に基づき定まる風圧力の (・1・1.15・1.3) 倍の風圧力に対応した工法

Q3-4 塗膜防水 (3.6.3) (表 3.1.1) (表 3.6.1.2) (3.6.2)

工法	施工箇所	種別	仕上げ塗料塗り	高日射反射率防水
・ PDX 工法		◎ X-1 ・ X-2 ・ X-1H ・ X-2H	◎ カラー ・ シルバー	・
◎ L4X 工法		・ PH 附設基礎 ・ 2 階附設基礎	・ X-1 ◎ X-2 ・ X-1H ・ X-2H	
・ P1Y 工法		◎ Y-2 ・		
・ P2Y 工法		◎ Y-2 ・		

既存防水層表面の仕上げ塗装 (L4X 工法の場合) ・ 除去する
・ L4X が高層階防水の保護層 ◎ 設けない ・ 設ける
防水装置の種類及び設置数量
◎ アスファルトルーフィング類製造所の指定による
・ 防水装置の種類 () ・ 設置数量 () 個/m²

Q3-5 シーリング (3.1.4.3) (3.7.2.8) (表 3.1.2) (表 3.7.1)

シーリング改修工法の種類	シーリング材の種類 (記号)	幅	深さ
◎ シーリング再充填工法	・ シーリング充填工法		
・ 拡張シーリング再充填工法	・ ブリッジ工法		
シーリング材の種類、施工箇所 ◎ 下表以外は、改修標仕表 3.7.1 を標準とする			
アルミサッシ (カバー工法部分)	シーリング材の種類 (SR-2)	幅	深さ
	・ SR-2	・ 20・15	・ 10

接着性試験 ◎ 行う (◎ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験) ・ 行わない

・3-6 との材質 (3.8.2.3) (表 3.8.1)

・ 3-6 との材質 (3.8.2.3) (表 3.8.1)
・ 3-7 アルミニウム製笠木 (3.9.2) (表 3.9.1)

種類	呼称肉厚 (mm)	表面処理	固定間隔	備考
・ 250 形	1.6 以上	種別 () 種	固定方法及び間隔	隅角部及び突出たり

・ 300 形	1.8 以上	着色 (・ 7 ヲム ・ 7 ヲム)	は品質計画で定められたもの
・ 350 形	2.0 以上	・ 7 ヲム	
・		・ 7 ヲム	

板折曲げ部の取付け工法 ・ 図示
工法 既存笠木等の撤去 ・ 行う (範囲 ◎ 図示 ・)
下地補修の方法 ◎ 図示
板折曲げ部の笠木の取付方法 ◎ 図示

・3-8 長尺金属板葺き (標仕 13.2.2.3) (標仕表 13.2.1)

屋根葺形式	長尺金属板の種類	塗装の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号	板厚 (mm)
・	◎ JIS G 3322 (塗装溶融55%Zn+7%Al-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯)		

屋根葺工法 ◎ 図示 ・ 建築基準法に基づき定まる風圧力の (・1・1.15・1.3) 倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法

・3-9 折板葺 (標仕 13.2.2) (標仕 13.3.2.3) (標仕表 13.2.1)

形式	◎ 重なり ・ はせ端材形 ・ かん合形
形状 (mm)	山高 () のピッチ () 板厚 ◎ 0.6 ・ 0.8
材料 (規格等)	◎ 標仕表 13.2.1 による ()
耐力	
軒先戸板	・ 有 ・ 無
断熱材	◎ 有 (種別 ・ 厚さ mm) ・ 無
耐火性能	◎ 有 (30分耐火) ・ 無
塗装の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号	
タイフレーム	◎ JIS G 3302 以外の鋼材を直接外気の影響を受けない屋内で使用する場合の表面処理 (標仕表 14.2.2 による ・ 処理 ・ F 種)
屋根葺工法	・ 建築基準法に基づき定まる風圧力の (・1・1.15・1.3) 倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法

・3-10 保証書

責任施工の保証書を完了後速やかに提出する。(受注者、専門施工業者及び材料製造者の連名による)
保証年限は下記による。

種別	保証年限	種別	保証年限
・ アスファルト防水	年	・ 塗膜防水	年
・ 改質アスファルト防水	年	・ リン酸系養生塗布防水	年
・ 合成高分子系ルーフィングシート防水	年		

4 章 外壁改修工事 共通事項

・4-1 施工数量調査 (1.6.2)

調査範囲
調査内容
◎ 外壁改修範囲 ・ 図示の範囲
ひび割れの幅及び長さ等を壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。
モルタル層仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示し、また欠損部の形状寸法等を調査する。
コンクリート表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。
塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。

調査報告書の部数

・4-2 改修材料 (4.2.4) (4.3.5) (4.4.5) (4.5.2) (4.6.2) (4.7.2)

既製塗膜モルタル、パテ状エポキシ樹脂、可とう性エポキシ樹脂、タイル部分養生工法用材料、エポキシ樹脂系モルタル、ポリマーセメントモルタル、吸水調整剤等の材料は評価名別に示す。
・ ポリマーセメントスラリー

広がり速度	長さ変化率 (収縮)	引張接着性 (材齢 28 日)	曲げ性能 (材齢 28 日)	吸水性	耐久性 (劣化係数)
3cm/以上	3%以下	0.5N/mm ² 以上	5.0N/mm ² 以上	15%以下	5.0N/mm ² 以上

保水係数 0.35~0.55
粘弾係数 0.50~1.00

4-1 章 外壁改修工事 コンクリート打ち放し仕上げ外壁

・4-1-1 ひび割れ部改修工法 (4.1.4) (4.2.4~7)

注込工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注分量 (ml/m)	備考
◎ 自動式低圧エポキシ注入工法	0.2 以上~1.0 以下 (挙動のあるひび割れを除く)	◎ 200~300		
・ 手動式エポキシ樹脂注入工法	◎ 50~100	◎ 40		
・ 機械式エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上~1.0 以下 (挙動のあるひび割れを除く)	◎ 100~200	◎ 70	
注入工法		◎ 150~250	◎ 130	

注込材料
◎ 建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A 6024 低粘度形または中粘度形)
検査 (コア抜取り) ◎ 行わない ・ 行う (抜取り後の補修方法:)
・ ウォットシール材充填工法

充填材料	品質・規格等	備考
◎ シーリング用材料	◎ 1 成分形または 2 成分形ポリウレタン系シーリング材	ポリマーセメントモルタルの充填 ◎ 行わない ・ 行う
・ 可とう性エポキシ樹脂		
・ シール工法		
・ パテ状エポキシ樹脂		

・4-1-2 欠損部改修工法 (4.1.4) (4.2.4.8)

◎ 充填工法
・ エポキシ樹脂系モルタル ・ ポリマーセメントモルタル

4-2 章 外壁改修工事 モルタル塗り仕上げ外壁

・4-2-1 既存モルタル塗りの撤去

・ 行う (◎ 全面 ・ 図示の範囲)

・4-2-2 ひび割れ部改修工法 (4.1.4) (4.2.6) (4.3.5.6.8)

◎ 既存モルタル撤去工法 (範囲は図示 撤去部分の修補は、4-2-3.欠損部改修工法による)
◎ 樹脂注入工法 (◎ 既存モルタル面 ・ 既存躯体コンクリート面)
樹脂注入工法

注込工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注分量 (ml/m)	備考
◎ 自動式低圧エポキシ注入工法	0.2 以上~1.0 以下 (挙動のあるひび割れを除く)	◎ 200~300		
・ 手動式エポキシ樹脂注入工法	◎ 50~100	◎ 40		
・ 機械式エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上~1.0 以下 (挙動のあるひび割れを除く)	◎ 100~200	◎ 70	
注入工法		◎ 150~250	◎ 130	

注込材料
◎ 建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A 6024 低粘度形または中粘度形)
検査 (コア抜取り) ◎ 行わない ・ 行う (抜取り後の補修方法:)
・ ウォットシール材充填工法

充填材料	品質・規格等	備考
◎ シーリング用材料	1 成分形または 2 成分形ポリウレタン系シーリング材	ポリマーセメントモルタルの充填 ◎ 行わない ・ 行う
・ 可とう性エポキシ樹脂		
・ シール工法		
・ パテ状エポキシ樹脂		
・ 可とう性エポキシ樹脂		
・ 既存塗り仕上げ材の撤去及び補修 (◎ シール工法の範囲)		

・4-2-3 欠損部改修工法 (4.1.4) (4.3.9.10)

改修工法の種類	品質・規格等	備考
・ 充填工法	ポリマーセメントモルタル	
・ モルタル塗替え工法	改修標仕 4.3.5(5)による	塗り厚 25mm を超える場合の補注 ◎ 行う (・ 図示) ・ 行わない

既製目地材 ・ 適用する (形状 ◎ 図示 ・)

・4-2-4 浮き部改修工法 (4.1.4) (4.3.9~16) (表 4.3.5.6)

改修工法の種類 (モルタルを撤去しない場合)	7カバジツの本数 (本/m)	注入口の箇所数 (箇所/m ²)	充填量
・ アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	◎ 16	◎ 25	◎ 25ml/箇所
・ アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	◎ 13	◎ 20	◎ 25ml/箇所
・ アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	◎ 13	◎ 20	◎ 50ml/箇所
・ 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	◎ 9	◎ 16	◎ 25ml/箇所
・ 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	◎ 9	◎ 16	◎ 25ml/箇所
・ 注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	◎ 9	◎ 16	◎ 50ml/箇所

材質 ◎ ステンレス SUS304、呼び径 4mm の丸棒を金ネジ加工したものを注入口アンカーピン
材質 ◎ ステンレス SUS304、呼び径 6mm 改修工法の種類
改修工法の種類
(モルタルを撤去する場合)
・ 品質・規格等
備考
・ ポリマーセメントモルタル
・ エポキシ樹脂系モルタル
改修標仕 4.3.5(5)による
塗り厚 25mm を超える場合の補注 ◎ 行う (・ 図示) ・ 行わない
既製目地材 ・ 適用する (形状 ◎ 図示 ・)

4-3 章 外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁

・4-3-1 既存タイル張りの撤去

・ 外壁タイル張り全面 ・ 図示の範囲
撤去範囲 ◎ 下地モルタルまで ・ タイルのみ

・4-3-2 ひび割れ部改修工法 (4.1.4) (4.2.5) (4.4.6)

改修箇所 ◎ 既存タイル張り面 ・ 既存タイル撤去面 (・ コンクリート ・ モルタル面)
◎ 樹脂注入工法 (◎ 既存モルタル面 ・ 既存躯体コンクリート面)
注込工法の種類
ひび割れ幅 (mm)
注入口間隔 (mm)
注分量 (ml/m)
備考
◎ 自動式低圧エポキシ注入工法
0.2 以上~1.0 以下 (挙動のあるひび割れを除く)
◎ 200~300
・

4-3 章 外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁

接着剤の種類	品質・規格等
◎ポリマーセメントモルタル	
・タイル部分張替え工法用接着剤	「建設省官民連携共同研究報告書『有機系接着剤を利用した外壁タイル・石張りシステムの開発』(建設大臣官庁技術調査室監修平成9年2月)」における「外壁タイル・石張り用接着剤の品質基準(案)」に基づく品質性能試験に適合するタイプ1であり監督職員の承認するもの、または特記による。

・タイル張替え工法
伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地

位置 ◎改修標仕表 4.4.2による ・ 図示
タイル張り下地等の均しモルタルの接着力試験 ・ 行う ・ 行わない
・セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り

タイル張りの工法
外装タイル ・ 密着張り ・ 改良接着張り ・ 改良積上げ張り
外装ユニットタイル ・ マスク張り ・ モザイクタイル張り
・有機系接着剤による陶磁器質タイル張り
シーリング材の種類
打継目地、ひび割れ誘発目地 ◎ポリウレタン系 ・
伸縮調整目地その他の目地 ◎変成シリコン系 ・

・4-3-4 浮き部改修工法 (4.1.4) (4.4.5) (4.4.7~15) (表 4.3.5.6)

改修工法の種類 (モルタルを除去しない場合)	7A-B-ビッコの本数 (本/m)		注入口の箇所数 (箇所/m)		充填量
	一般部	指定部	一般部	指定部	
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	◎16	◎25	-	-	◎25ml/箇所
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	◎13	◎20	◎12	◎20	◎25ml/箇所
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	◎13	◎20	◎12	◎20	◎50ml/箇所
・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	◎9	◎16	-	-	◎25ml/箇所
・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	◎9	◎16	◎9	◎16	◎25ml/箇所
・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	◎9	◎16	◎9	◎16	◎50ml/箇所
・注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法	-	-	-	-	◎25ml/箇所
・タイル部分張り替え構法	-	-	-	-	-
・タイル張り替え構法	-	-	-	-	-

アンカーピン
材質 ◎ステンレス SUS304、呼び径 4mm の丸棒で全径切り加工したものと
注入口付アンカーピン

材質 ◎ステンレス SUS304、呼び径 外径 6mm 改修工法の種類
伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地

位置 ◎改修標仕表 4.4.2による ・ 図示
タイル張り下地等の均しモルタルの接着力試験 ・ 行う ・ 行わない
・セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り

タイル張りの工法
外装タイル ・ 密着張り ・ 改良接着張り ・ 改良積上げ張り
外装ユニットタイル ・ マスク張り ・ モザイクタイル張り

・有機系接着剤による陶磁器質タイル張り
シーリング材の種類
打継目地、ひび割れ誘発目地 ◎ポリウレタン系 ・
伸縮調整目地その他の目地 ◎変成シリコン系 ・

・4-3-5 目地改修工法 (3.7.2) (4.1.4) (4.4.16) (表 3.7.1)

・目地ひび割れ部改修工法
・伸縮目地改修工法
シーリング材材料 種類 ◎改修標仕表 3.7.1による

・4-3-6 陶磁器質タイル (4.4.5) (4.4.7~8) (表 4.4.4)

施工箇所	種類	形状寸法 (mm)	吸水率による区分			うわぬ			役物	色	再生材の適用[G]	耐凍害性		備考
			I類	II類	III類	無釉	有釉	有				無	有	

役物: 標準的な曲がり(小口、標準、二丁、屏風)の役物は一体成形とする
タイルの原本焼き ◎行わない ・ 行う
壁タイル張りの工法
外装タイル ・ 密着張り ・ マスク張り
タイルの試験張り ◎行わない ・ 行う

4-4 外壁改修工事 仕上塗材仕上げ外壁

・4-4-1 既存塗膜等の除去及び下地処理 (4.5.2) (4.5.4) (表 4.5.4~7)

既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法		処理範囲	下地面の修繕
・サンダー工法	◎既存仕上全体	・	・ひび割れ部改修工法
・高圧水洗法	◎既存仕上全体	・	・浮き部改修工法
・加圧力・30MPa ◎15MPa			・欠損部改修工法
・塗膜はく離削工法	◎既存仕上全体		
・水洗い工法	◎上記処理範囲以外の既存仕上全体		

塗膜はく離削 ・

・4-4-2 下地調整塗材 (4.5.2) (4.5.4)

◎下地調整塗材
・ポリマーセメントモルタル

・4-4-3 仕上げ塗材仕上げ (4.1.4) (4.5.2) (表 4.4.1.4) (4.5.1) (標仕 15.6.2)

種類、仕上げの形状、工法		呼び名	仕上げの形状
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材 S1 ・可とう形外装薄塗材 S1 ・外装薄塗材 E ・可とう形外装薄塗材 E ・防水形外装薄塗材 E ・外装薄塗材 S	・砂壁状 ・着色骨材砂壁状 ・砂壁状 ・ゆず肌状 ・ さざ波状 ・砂壁状	・仕上げの形状

・複層仕上げ塗材		・ゆず肌状 ・ 凸凹埋め	・凹凸模様
・複層塗材 CE ・可とう形複層塗材 CE	・耐水性 ◎耐陰形3種 上塗材 ・複層塗材 S1 ・複層塗材 E ・複層塗材 RE ・防水形複層塗材 CE ・防水形複層塗材 E ・防水形複層塗材 RS	・耐水性 ◎耐陰形3種 上塗材 ・可とう形改修塗材 E ・可とう形改修塗材 RE ・可とう形改修塗材 CE	・耐水性 ◎耐陰形3種 ・平たな状 ・ さざ波状 ・ ゆず肌状

防火材料の指定が必要な場合
◎建築基準法に基づく認定を受けた材料とする。

・4-4-4 マスチック塗材塗り

種類 ・ A種 ・ B種

・4-4-5 外壁用塗膜防水材 (4.7.1~7)

各項目を参照する

5章 建具改修工事

◎5-1 改修工法の適用 (5.1.3)

建具の種類	かぶせ工法	撤去工法	備考
◎アルミニウム製建具	◎	-	・カバー工法、ガラスのみ入替
・樹脂製建具	-	-	
・鋼製建具	・内部	-	
・鋼製建具	・外部	-	
・鋼製軽量建具	-	-	
・ステンレス製建具	-	-	
・木製建具	-	-	

・5-2 見本の製作 (5.1.5)

特殊な建具の複製 ・ 行う ◎行わない

・5-3 防犯建物部品 (5.1.6)

・適用する(・ 図示 ・)

◎5-4 アルミニウム製建具 (5.2.2,4.5) (表 5.2.1,2)

外部に面する建具 ※複層ガラスの引違いの場合は 100とする。

種類	検見込 (mm)	施工箇所
・A種	◎70	◎図示 ・
◎B種	◎	◎図示 ・
・C種	100	◎図示 ・

・防音ドアセット ・ 防音サッシ 遮音性の等級 ()
・断熱ドアセット ・ 断熱サッシ 断熱性の等級 ()
・耐震ドアセット 面内変形追随性の等級 ()
表面処理 種別 08B-1 08B-2 (ﾌﾞﾗｯｸ) 07ﾌﾞﾗｯｸ 35ﾌﾞﾗｯｸ)

屋内建具
表面処理 種別 0C-1 0C-2 (ﾌﾞﾗｯｸ) 07ﾌﾞﾗｯｸ 35ﾌﾞﾗｯｸ)

結露水の処理方法 ◎図示 ・
水切り板、ぜん板 ◎図示 ・
公共住宅のアルミサッシの品質及び性能
・品質 ・ 性能基準による

・5-5 網戸の網 (5.2.3)

種類	材質	線径	網目
◎合成樹脂製			
・防虫網	◎合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス(SUS16)製	◎0.25mm以上	◎16~18メッシュ
・防鳥網	ステンレス(SUS304)線材	1.5mm	網目寸法 15mm

・5-6 樹脂製建具 (5.2.5) (5.3.2~5)

外部に面する建具		施工箇所
種類	検見込 (mm)	
・A種	◎70	◎図示 ・
・B種	◎	◎図示 ・
・C種	100	◎図示 ・

・防音ドアセット ・ 防音サッシ 遮音性の等級 ()
・断熱ドアセット ・ 断熱サッシ 断熱性の等級 ()
・耐震ドアセット 面内変形追随性の等級 ()
表面色 ◎標準色 ・ 特注色
水切り板、ぜん板 ◎図示 ・
ガラス ◎複層ガラス ・

・5-7 鋼製建具 (5.2.2) (5.4.2~4) (表 5.4.2)

簡易気密型ドアセット	・適用する (◎A-3 ・) ・ 適用しない
・防音ドアセット ・ 防音サッシ	遮音性の等級 ()
・断熱ドアセット ・ 断熱サッシ[G]	断熱性の等級 ()
・耐震ドアセット	面内変形追随性の等級 ()

鋼板	材料	厚さ
・JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板)		・標仕表 5.4.21による
・JIS G 3317(溶融亜鉛めっきアルミニウム合金めっき鋼板)		・

公共住宅の玄関ドアの品質及び性能
・品質 ・ 性能基準による
公共住宅のハイグッドドアの品質及び性能
・品質 ・ 性能基準による

・5-8 鋼製軽量建具 (5.2.2) (5.5.2~4)

簡易気密型の簡易気密型ドアセット	・適用する (◎A-3 ・) ・ 適用しない
・防音ドアセット ・ 防音サッシ	遮音性の等級 ()
・断熱ドアセット ・ 断熱サッシ[G]	断熱性の等級 ()
・耐震ドアセット	面内変形追随性の等級 ()

材料 鋼板 ◎垂れめっき鋼板 ・ ビル被膜鋼板 ・ カラー鋼板
鋼板の厚さ (mm) ◎鋼板標仕 5.4.4による
召合せ、縦小皿板の材質 ◎鋼板 ・
品質規格 ◎製造所標準仕様による
製造所 評価名簿による

公共住宅のクローゼットドアの品質及び性能
・品質 ・ 性能基準による

・5-9 ステンレス製建具 (5.2.2) (5.4.2) (5.6.2~5)

簡易気密型の簡易気密型ドアセットの性能 ◎適用する ・ 適用しない

・防音ドアセット ・ 防音サッシ 遮音性の等級 ()
・断熱ドアセット ・ 断熱サッシ[G] 断熱性の等級 ()
・耐震ドアセット 面内変形追随性の等級 ()

ステンレス建具の鋼材の種類		鋼材の種類
施工箇所		
・屋外	◎SUS304, SUS430J1L, SUS443J1	
・屋内	◎SUS304, SUS430J1L, SUS443J1	

表面の仕上げ ◎H1仕上げ ・ 表面仕上げ
鋼板の加工 ◎普通曲げ ・ 肉出し曲げ

・5-10 木製建具 (5.7.2~4)

フラッシュ戸	合板の種類	規格等	備考
・普通合板[G]	表面の樹種 生地、透明塗料塗り (◎ラワン合板程度 ・) 不透明塗料塗り (◎しな合板程度 ・) 板面の品質 ()		
・天然木化粧合板[G]	樹種名 ()		
・特殊加工化粧合板[G]	化粧加工の方法 ・ オーバーレイ ・ プリント ・ 塗装) 表面性能 ()タイプ		

防虫処理 (・ 行う ・ 行わない) 接着の程度 (・ 1類 ・ 2類)

実装面の処理 ◎表 5.7.6による

建具材の含水率 ◎木種

・かま戸 かまち樹種 () 鍍板樹種 ()

・ふすま
張りの種別 (・ I型 ・ II型)

上張り (押入等の裏側以外) ・ 鳥の子 ・ 新鳥の子またはビロ紙程度

建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量

◎規制対象外

公共住宅の内装ドアの品質及び性能
・品質 ・ 性能基準による

公共住宅の重畳ふすまの品質及び性能
・品質 ・ 性能基準による

◎5-11 建具用金物 (5.8.2,3) (表 5.7.1~3)

建具金物の種類	種類	品質・規格
・本線まじり付きモクロック		評価名簿による
・シリダ箱錠		
・シリダ箱錠まり錠		
◎ドアクローザ		
・ヒンジクローザ		
・フロアピンジ		
◎ハンドル		◎レバーハンドル ・

吊金物
・丁寧(内部建具については、軸を鉄芯としてもよい)

◎ピボットヒンジ

◎ステンレス製(軸は鋼製 外部用は軸も含めてステンレス製)

公共住宅の各住戸建具用金物(公仕仕 16.8.2~4)

各住戸玄関扉用及び勝手口扉用錠前の品質及び性能
・品質 ・ 性能基準による

各住戸玄関扉用及び内装扉用ドアクローザの品質及び性能
・品質 ・ 性能基準による

210ｼﾝｸﾞﾙﾄﾞｰﾙの使用 ・ 可 ・ 不可

実装扉用17ﾌﾟﾗｯｸ- A型 ・ B型 ・ C型 ・ D型 色彩 ◎ｼﾝｸﾞﾙ-
内装扉用17ﾌﾟﾗｯｸ- 使用する (◎E型 色彩 ◎ｼﾝｸﾞﾙ- 0ﾌﾟﾗｯｸ) ◎使用しない

内装扉用当番 材質 ◎ステンレス

金属製建具用丁寧 材質 ◎ステンレス ・
形状、寸法 ()

木製建具用丁寧 材質 ◎ステンレス ・
形状、寸法 ◎102x2.0

・5-12 鍵 (5.8.4)

マスターキー ◎製作する ・ 製作しない
その他の鍵 ・ 各室3本1組
引渡し ・ 鍵箱に収納する

・5-13 自動ドア開閉装置 (5.9.2,3) (表 5.9.1~5)

引き戸用駆動装置	性能	引き戸用検出装置の種類	凍結防止	防錆
自動ドア	・SSLD-1 ◎耐電圧、温度 ・SSLD-2 ◎上昇、耐久性 ・SSLD-1 (サイクル)は 改修標仕表 5.9.1による	・マトリスイッチ ◎光線(反射)スイッチ (サイクル)は 改修標仕表 5.9.1による	・行う (適用箇所は、建具表 による) ・行わない	・適用する ・適用しない

多機能トイレ出入り口引き戸用駆動装置	性能	凍結防止	防錆
開閉方式	◎片開き ・ 耐電圧、温度上昇、耐久性 (サイクル)、防錆、電源 ◎改修標仕表 5.9.2による	・行う (適用箇所は、建具表 による) ・行わない	・適用する ・適用しない

引き戸用検出装置	性能	凍結防止装置
放射線無線周波数電磁界耐性、耐電圧、防錆、防滴、電源	◎改修標仕表 5.9.3による ・放射線無線周波数電磁界耐性 () ・ 耐電圧 () ・防錆 () ・ 防滴 () ・ 電源 ()	・適用する (図示) ・ 適用しない

戸の開閉方式 ◎図示 ・
引き戸検出装置の種類 (改修標仕表 5.9.4) ◎図示 ・
凍結防止装置 ◎適用する (図示) ・ 適用しない

・5-14 閉閉式上吊り引戸装置 (5.10.3) (表 5.10.1)

品質規格 ◎改修標仕表 5.10.1 ・ 製造所標準仕様による
製造所 ◎評価名簿による

・5-15 重量シャッター (5.11.2,3) (表 5.11.1)

シャッターの種類	耐風圧強度
・管理用シャッター	耐風圧強度 () N/m ²
・外壁用防火シャッター	耐風圧強度 () N/m ²
・屋内用防火シャッター	
・屋内用防振シャッター	

開閉方式による種類 ◎上部電動式(手動併用) ・ 上部手動式
危険防止機構 ◎障害物感知装置(自動閉鎖型)
管理用シャッターシャッターS ◎設けない
鋼板の種類 ◎JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板)
◎JIS G 3312(溶融亜鉛めっき鋼板)
めっき付着量 ◎Z12またはF12 ・

・5-16 軽量シャッター (5.12.2,3) (表 5.12.1)

開閉方式による種類	手動式	上部電動式(手動併用)
耐風圧強度	() N/m ²	
スラットの材質		
・JIS G 3312(溶融亜鉛めっき鋼板)めっき付着量 (◎Z06またはF06 ・) ・JIS G 3322(塗装溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板) めっき付着量 (◎AZ90 ・)		
スラットの形状 ◎インターロック形状 ・ オーバーラッピング形		

・5-17 オーバーヘッドドア (5.13.2,3) (表 5.13.1,2)

セクション材料による区分	耐風圧区分(Pa)	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質
◎ステールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバークラスチック	・125 (1250Pa) ・100 (1000Pa) ・75 (750Pa) ・50 (500Pa)	◎パランス式 ・チェーン式 ・電動式	◎スタンダー形 ・ローレフト形 ・ステンレス ・パーカル形	◎溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス 鋼板

◎5-18 ガラス (5.14.2~4) (3.7.3)

寸法 (mm)	色調	パターン	防火認定
◎クリア ・ 熱融反射 ・ 乳白 ・ カラー ()			

ガラス留め材及び溝の大きさ

建具の種類	材質	ガラス溝の大きさ (mm)
アルミニウム製	◎シーリング材 ・ ガスケット(Fix部はシーリング材)	◎標仕16.14.3(製造所の仕様)による
鋼製・鋼製建具	・ シーリング材	◎図示
ステンレス製	・ シーリング材	

ただし、防火のガラス留め材は建築基準法に基づく防火性能を有するものとする。

ガラス用フィルム	名称	種類	張り面	性能値
・ガラス用飛散フィルム		第2種	◎内張り ・ 外張り	飛散防止率 D1

品質 JIS A 5759による。

6章 内装改修工事

◎6-1 改修範囲 (6.1.3)

既存壁の撤去に伴う当該壁の取手天井、壁及び床の改修範囲
◎既設程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・ 図示の範囲
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取手天井の改修範囲
◎壁面より間隔 600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・ 図示の範囲
天井の撤去に伴う取手部の壁面の改修

〇6-37 ブラインド (2.3.1)(5.1.6)(標仕 20.2.14)

・既存再利用する(養生方法:) ◎新設する					
形式	操作方法	種類	スラットの材質	スラット幅(mm)	ボックス、レール内の材質
◎模製	◎手動	◎ギヤ式 ・コード式 ・操作棒式	◎アルミニウム合金製	◎25 ・35	◎鋼製 ◎7k37'ライド ボック(既存)
◎縦型	◎手動	◎2本操作コード式 ・1本操作コード式	・アルミスラット ◎クロススラット	・80 ◎100	◎アルミニウム合金製 ◎7k37'ライド ボック(既存)
	・電動	—	・	・	・

・6-38 ロールスクリーン (標仕 20.2.15)

防火性能	◎有 ・無
操作方式	・スプリング式 ・コード式 ・電動式
スクリーンの材質	・ポリエステル ・織

・6-39 カーテン (標仕 20.2.16)

・既存再利用する(養生方法:) ・新設する							
施工箇所	シツク	ダブ	片引	引分	電動	ひも	手引

・6-40 カーテンレール (標仕 20.2.16)

・既存再利用する(養生方法:) ・新設する	
材質	・ステンレス製 ・アルミニウム製
形式	・片開き ・引き分け (締着用は300mm以上の合わせの重ね掛けとする)
	・シングル ・ダブル
断面形状	◎C型 ・D型 ・角型

・6-41 ブラインドボックス及びカーテンボックス (標仕 20.2.16)

・既存再利用する(養生方法:) ・新設する	
・市販品(アルミニウム製 押出し型材)	
溝幅×深さ(mm)	・90×150 ◎120×80 ・120×150 ・150×80
色彩	◎8-1 ・8-2 (◎ブラウン系 ・ブラック ・ステンカラー)
	・図示

〇6-42 天井点検口

材質	アルミニウム製 (◎経絡タイプ ・目地タイプ)
製造所:	評価名簿による

・6-43 床点検口

材質	アルミニウム製 (受枠 ◎アルミ製 ・ステンレス製)
製造所:	評価名簿による

・6-44 くつふきマット

市販品 材質	・塩化ビニル製 (コイル状ステンレス製受枠)
	・硬質アルミニウム製 (受枠とも)
	・ビニル製 (ステンレス製受枠)
	・ステンレス製 (受枠とも)

・6-45 浴室ユニット (公仕 20.2.15)

公共住宅の品質及び性能(品質・性能基準による)	
種類、形状、寸法(内法)、材質	

・6-46 キッチンキャビネット (公仕 20.2.16)

公共住宅の品質及び性能(品質・性能基準による)	
種類	◎1型 ・◎2型
流し台、調理台、収納台、吊り戸棚等の形状、寸法	◎設計図による
カウンタートップ及びシンクの材質	◎ステンレス
付属部品	◎水切り棚

・6-47 郵便受箱 (公仕 20.2.17)

公共住宅の品質及び性能(品質・性能基準による)	
形状・構造	◎模製
個数()個	材質 ◎ステンレス

・6-48 手すりユニット (公仕 20.2.18)

公共住宅の品質及び性能(品質・性能基準による)					
名称	種類	材質	形状	寸法(支柱間隔、高さ等)	支持方法
壁 防止 手すり	・廊下用	・7k3	・手すり子	◎設計図による	・床支持
		・25-8	・目隠し	・	・壁支持
		・27n5	・	・	・方立て支持
・応用	・廊下用	・7k3	・手すり子	◎設計図による	・床支持
		・25-8	・目隠し	・	・壁支持
		・27n5	・	・	・方立て支持

・6-49 補助手すり (公仕 20.2.19)

公共住宅の品質及び性能(品質・性能基準による)				
名称	材質	形状	寸法	設置場所
◎廊下階段手すり	◎合成樹脂被覆7k3手すり			
◎補助手すり	・樹脂被覆27n5手すり ・黒成材7k3手すり			

7章 塗装改修工事

〇7-1 材料 (7.1.3)

屋内の壁・天井仕上げ材は防火材料とする。
建物内側に使用する塗料のホルムアルデヒドの放散量 ◎規制対象外 ・第三種

〇7-2 下地調整 (7.2.2~7)(表 7.2.1~7)

下地面等		種別
木部		・R A種 ◎R B種 ・R C種
鉄鋼面		・R A種 ◎R B種 ・R C種
垂れめっき鋼面		・R A種 ◎R B種
垂れめっき鋼面(鋼製建具)		◎R A種 ・R B種
モルタル面及びせっこうプラスター面		・R A種 ◎R B種 ・R C種
コンクリート面及びALCパネル面		・R A種 ◎R B種 ・R C種
せっこうボード面及びその他ボード面		・R A種 ◎R B種 ・R C種
既存モルタル下地面等のひび割れ部の補修 行わない・行う(補修範囲及び補修方法は図示による。)		

〇7-3 素地ごしらえ (7.3.2~7)(表 7.3.1~7)

下地面等		種別
木部	不透明塗料塗りの場合	◎A種 ・B種
	透明塗料塗りの場合	・A種 ◎B種
	DP以外	・A種 ・B種 ◎C種
鉄鋼面	DP	・A種 ◎B種 ・C種
垂れめっき鋼面		・A種 ・B種
モルタル面及びせっこうプラスター面		・A種 ◎B種
コンクリート面(DP以外)及びALCパネル面		・A種 ◎B種
押出成形セメント板面及びコンクリート面(DP)		・A種 ・B種
コンクリート面(DPのみ)		・A種 ◎B種
せっこうボード面及びその他ボード面	目地: 継目処理工法	◎A種 ・B種
	目地: 継目処理工法以外	・A種 ◎B種

・7-4 錆止め塗料塗り (7.4.2.3)(表 7.4.1~6)

下地面等		塗料	工程
鉄鋼面	SOP	塗替え ◎A種 ・◎C種	
	仕上塗料なし	新規見え隠れ ◎A種 ・◎B種	
DP	塗替え	改修標仕 7.4.2.1(i)(b)による	・A種(下地調整 RA種) ・B種(下地調整 RB種) ・C種(下地調整 RC種)
	新規	改修標仕 7.4.2.1(i)(a)による	・A種
EP-G	塗替え	◎B種 ・◎C種	
	仕上塗料なし	新規見え隠れ ◎B種 ◎C種	
垂れめっき鋼面	SOP	塗替え ◎A種 ・◎B種	
	仕上塗料なし	新規鋼製建具等 ◎A種 ◎B種	
DP	塗替え	◎B種 ・◎C種	
	新規	◎B種 ・◎C種	
EP-G	塗替え	◎C種 ・◎C種	
	新規鋼製建具等	◎C種 ・◎B種	

〇7-5 各種塗料塗り (7.5.1~7.13.2)(表 7.5.1~7.13.1)

塗装	塗装面	工程	
		塗替え	新規
・合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)	木部 屋外	◎B種	◎A種
	木部 屋内	◎B種	◎B種
塗料の種類 ◎1種 ・2種	鉄鋼面	◎B種	・A種 ◎B種
	垂れめっき鋼面	◎B種	◎B種
・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り(N A D)	屋内のコンクリート面	◎B種	◎B種
	分散形塗料塗り	◎A種	◎B種
・耐候性塗料塗り(D P)	鉄鋼面	・A種 ・B種 ・C種	◎A種
	上塗り	・1級(フッ素樹脂塗料) ・2級(アクリルシリコン樹脂塗料) ・3級(ポリウレタン樹脂塗料)	
・重めめっき鋼面	鉄鋼面	・A種 ・B種 ・C種	◎A種
	コンクリート面	・A-1種 ・A-2種 ・B-1種 ・B-2種 ・C-1種 ・C-2種	◎A種
・つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(E P-G)	屋内木部	◎B種	◎A種 ・◎B種
	屋内鉄鋼面	◎B種	・A種 ・B種
◎合成樹脂エマルジョンペイント塗り(E P)	屋内垂れめっき鋼面	◎A種	・A種 ・B種
	コンクリート面	◎B種	・A種 ・B種
・ウレタン樹脂ワニス塗り(U C)	モルタル面	◎B種	・A種 ◎B種
	せっこうプラスター面	◎B種	・A種 ・B種
・つや有合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り(E P-T)	モルタル面	◎B種	・A種 ・B種
	せっこうプラスター面	◎B種	・A種 ・B種
・ウレタン樹脂ワニス塗り(U C)	モルタル面	◎B種	・A種 ・B種
	せっこうボード面	◎B種	・A種 ・B種

・ラッカーエナメル塗り(L E)	・A種 ◎B種	・A種 ◎B種
◎クリヤラッカー塗り(C L)	・A種 ◎B種	・A種 ◎B種
・ステイン塗り	木部	・ビザメントステイン塗り ・オースティン塗り(O S)
・木材保護塗料塗り(W P)	木部	・A種 ◎B種 ・A種 ◎B種
・水性ウレタン樹脂塗料塗り	木部	2液4回塗り1回の塗付量 0.06kg/m ² ホルムアルデヒド放散量 F☆☆☆☆

合成樹脂調合ペイント塗りの塗料の種類 ◎1種

8—1 1章 耐震改修工事及び耐震改修範囲以外の躯体改修工事

・8-1-1 鉄筋の種類等 (8.2.1)(表 8.2.1)

規格	種類の記号	使用箇所	呼び名(mm)
鉄筋 コンクリート	・SD295A		◎D16 以下
用棒鋼(異形鉄筋)	・SD345		◎D19 以上
	・		

〇8-1-2 溶接金網 (8.2.2)

種類	種類の記号	網目の形状、寸法	鉄線の径(mm)	使用部位
◎溶接金網	・	・100×100 ◎150×150	◎6.0	1階機械室
鉄筋格子	・			

〇8-1-3 鉄筋の継手 (8.3.4)(表 8.3.3)

柱及び梁の主筋、耐力壁の鉄筋	◎重ね継手(L=) ・ガス圧継手 ・機械式継手 ・溶接継手
----------------	--------------------------------

〇8-1-4 鉄筋及び溶接金網のかぶり厚さ (8.3.5)(表 8.3.6)

鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは、目地底から算定する	
・耐久性及不良箇所鉄筋の最小かぶり厚さは下記による	
施工箇所	改修標仕表 8.3.6 の値に加える長さ
・柱、梁、壁及び庇などの外気に接する打放し面	◎10mm
柱及び梁の主筋に D29 以下の鉄筋の用いる	
・無 ・有(適用箇所) :	主筋のかぶり厚さ・最小かぶり厚さ() mm

〇8-1-5 帯筋 (8.3.4)

帯筋の結ぶの形	
各部配筋参考図 1.1 による	・H形 ・W-I形 ・W-II形

・8-1-6 圧接完了後の圧接部の試験 (8.3.8)(標仕 5.4.10)

・耐震改修	◎外観試験(全数)	◎超音波探傷試験(全数)
・耐震改修以外	◎外観試験(全数)	◎超音波探傷試験・引張試験()

〇8-1-7 コンクリートの種類及び強度 (8.1.3.4)(表 8.1.1)

レディーミクストコンクリートの種類	◎I類 ・II類			
普通コンクリートの設計基準強度				
設計基準強度F _c (N/mm ²)	気乾単位容積質量(t/m ³)	スラブ	適用箇所	施工時期
◎21	2.3程度	◎18	1階機械室	中間期
		・15または18		

〇8-1-8 普通コンクリートの材料 (8.2.5)(8.6.4)

セメントの種類	
◎普通ポルトランドセメントまたは混合セメントのA種	
・高炉セメントB種[1]	
普通ポルトランドセメントの品質は JIS R 5210 に示された規定の他、次の規定の全てに適合するものとする。ただし、無筋コンクリートに用いる場合を除く。	
水和熱	7d 352J/g 以下 28d 402J/g 以下

混和材量

混和剤(JIS A 6204 による AE 剤、AE 減水剤または高性能 AE 減水剤とし、化学混和剤の塩化物イオン量による区分は I 類とする。	
・混和剤(JIS A 6201 によるフライアッシュの I 種または II 種、JIS A 6206 に適合する高炉スラグ粉砕物または JIS A 6202 に適合する膨張剤	
使用骨材のアルカリ反応反応性による区分	
・A ・B (コンクリート中のアルカリ総量 n = 3.0kg/m ³)	

〇8-1-9 レディーミクストコンクリート工場の選定

レディーミクストコンクリート工場の選定においては、改修標仕 8.5.1 (コンクリート製造工場の選定) によること、かつ、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場)から選定することを基本とする。ただし、上記工場が工事現場近くに見当たらない場合は、監督員との協議により選定することとする。
--

・8-1-10 モルタル及びグラウト材 (8.2.12)

柱底等の均しモルタル	◎無収縮モルタル ・標仕表 7.10.2 による B 種
グラウト材	◎無収縮グラウト材
無収縮モルタル及び無収縮グラウト材は、評価名簿による	

・8-1-11 打放し面の打増し

打増し厚さ(外部に面する部分)	◎20mm
打増し厚さ(内部に面する部分)	◎10mm ◎20mm
打増し範囲	◎意匠図による

〇8-1-12 無筋コンクリート (8.11.1~3)

種類	設計基準強度 F _c (N/mm ²)	スラブ(cm)	縦骨材の最大寸法	適用箇所
◎普通コンクリート	◎21	・15 ◎18	◎25mm	1階機械室

・8-1-13 鉄骨の製作工場 (8.1.5)

製作工場の加工能力	
・監督機関の承諾する製作工場	
・建築基準法第 77 条の 46 第 1 項に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた(特)	

日本鉄骨評価センターまたは(株)全国鉄骨評価機構(旧(社)全国鋼業協会)の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める「()グレード以上」として国土交通大臣から認定を受けた工場
--

・8-1-14 入熱、パス間温度の溶接条件

適用箇所	◎柱、梁、プレースのフランジ端部の完全溶け込み溶接部	・図示()
鋼材と溶接材料の組み合わせと溶接条件	◎図示	

・8-1-15 施工管理技術者 (8.1.5)

◎適用する

・8-1-16 鋼材 (8.2.8)(表 8.2.7)

鋼材の材質	種類の記号	使用箇所	規格等
			◎JIS 規格による
			◎JIS 規格による
			◎JIS 規格による
			◎JIS 規格による

・8-1-17 溶接接合 (8.15.7)

スカラップ ◎改良型スカラップ	
エンドタブの切断 ・行わない ・行う	
適用箇所	◎全て ・図示()

・8-1-18 高力ボルト (8.2.9)(標仕 7.12.4)

◎トルク型高力ボルト	◎JIS 型高力ボルト	◎溶接部溶接メッキ高力ボルト
		摩擦面の処理(◎フラスト処理 ・りん酸処理)

・8-1-19 鉄骨工作仮組 (8.13.10)

◎行わない ・行う

・8-1-20 溶接部の試験 (8.15.11.12)

完全溶け込み溶接の超音波探傷試験	◎行う
現場溶接部の外観検査	◎行う(検査箇所 構造耐力上主要な部分である継手・仕口)

・8-1-21 錆止め塗料塗り (8.17.3)

耐火被覆材の接着する面の塗装	◎行わない ・行う(・JIS K 5622
----------------	-----------------------

・8-1-22 耐火被覆 (8.18.2~7)

種別	所要性能及び適用構造区分
・ラス張りモルタル塗り	
・耐火材吹付け	・乾式吹付けロックウール ・半乾式吹付けロックウール ・湿式ロックウール
・耐火板張り	
・耐火材巻き付け	

・8-1-23 既存コンクリートの目直し (8.21.3)(8.22.3)

適用箇所	◎既存コンクリートとの打ち継ぎ面 ◎既存コンクリートとモルタルまたはグラウト材の充填部の接合面
既存コンクリートの目直しの程度	◎既存柱・梁面 打ち継ぎ面の 15~30%程度 ◎既存壁 打ち継ぎ面の 15~30%程度 ◎既存コンクリートの目直しの範囲 ◎平均深さ 2~5mm(最大深さ 7mm) 程度の凹面を、全体にわたってつける

- 種類 ◎「24 あと施工アンカー」の材料による
 - 間隔 (mm) ◎500×500 ・図示
- ・8-2-2 増設・補強工事のコンクリートの打込み (8.21.8)(8.23.5)
 - 工法の種類 ・流し込み工法 ・圧入工法
- ・8-2-3 柱補強 (8.23.5,6)(8.24.1)
 - ・溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法
 - ・鋼板巻き工法及び鋼帯巻き付け工法
 - ・連続縦横補強工法

・8-2-4 連続繊維シート巻き (8.2.13)(8.24.1)

- 材料・形状 採用した工法の規定を満足するもの
- 材質 引張り強度 (含浸硬化後) ・2500N/mm²以上 ・3000N/mm²以上
- ヤング係数 (含浸硬化後) ・2.35×10⁵N/mm²程度 ・2.30×10⁵N/mm²以上
- 工法 ◎ (財) 日本建築防災協会の評価を受けた工法 ・
- 下地調整
 - 仕上げモルタルの除去 ◎行う ・行わない
 - ひびわれ部の修理工法の種類 ・樹脂注入方法 ・Uカットシール材充填方法 ・シール工法
 - 柱の隅角部の面取り ◎工法の評価内容による

・8-2-5 耐震スリットの施工 (8.25.2)

- 耐震スリット部の配管等の提示
 - ◎探査面により探査し、配管等の位置の量出しを行う ・はつり出し
 - 充填材
 - ◎外壁に設置された耐震スリット材は耐火性能及び止水性能を有するものとし、その他は図示による。

9章 環境配慮工事

・9-1 アスベスト粉じん濃度測定 (9.1.1)

アスベスト粉じん濃度測定

・行う (測定名称及び測定点は下表による)

測定箇所 ◎図示 ・下表による

測定名称	測定時期	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)	備考
・測定1	処理作業前	処理作業室内	各点	—
・測定2	処理作業中	施工区画周辺または敷地境界	計 点	—
・測定3	処理作業中	処理作業室内	各点	—
・測定4	測定5	セキリテレーゾール入口	各点	空気の流れを確認
・測定5	測定6	責任・除じん装置の排出口 (処理作業室外の場合)	各点	除じん装置の性能確認
・測定6	測定7	施工区画周辺または敷地境	計 点	—
・測定7	処理作業後	処理作業室内	各点	—
・測定8	隔離シールド撤去前	施工区画周辺または敷地境界	計 点	—

アスベスト粉じん濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第一部: 光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。

測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。

計測機器	測定3	測定1, 2, 4, 6, 7, 8	測定5
	位相差顕微鏡		
メンブレンフィルタの直径	25mm	47mm	—
試料の吸引流量	1 l/min	5 l/min	10 l/min
試料の吸引時間	5min	120min	240min
試料の透明化	アセトノーリアセチレン法またはシユウ酸ジエチル法		
計数条件	総アスベスト繊維数 200本または視野数 50視野		
計数アスベスト	直径3 μm未満、長さ5 μm以上、長さと同径比3 : 1以上		
定量限界	50f/l	0.5f/l	0.3f/l

- 報告書の作成 (記載する項目)
- ア 測定結果
 - イ 測定時間
 - ウ 測定位置 (測定高さとともに図面に記載する)
 - エ サンプリング条件 (メンブレンフィルタ直径、吸引時間、吸引空気量)
 - オ マウティング方法
 - カ 顕微鏡視野面積、計数視野数
 - キ 測定時 (各測定場所ごと) 天候、温度、湿度、外気の風速及び風向

◎9-2 アスベスト含有材の処理 (9.1.3~6)

- ・アスベスト含有吹き付け材の除去
 - 除去範囲 ・図示 ・
 - 除去工法 改修機仕 9.1.3 によるほか、除去の部位・内容に応じた除去は専門工事業者の仕様による
 - 処理方法
 - ◎密封処理 (二重袋梱包) ◎湿潤化 ・セメント固化
 - 隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、粉じん機フィルタについても密封処理を行う。
 - 除去したアスベスト含有吹き付け材等の処分
 - ・埋立処分 (管理型最終処分場) ・中間処理 (溶融施設または無害化処理施設)
- ・アスベスト含有保温材の除去
 - 除去範囲 ・図示 ・
 - 除去工法 ・改修機仕 9.1.4 による (原形のまま、手ばらしが可能な場合)
 - 処理方法 ◎密封処理 (二重袋梱包) ◎湿潤化 ・セメント固化
 - 除去したアスベスト含有保温材の処分
 - ・埋立処分 (管理型最終処分場) ・中間処理 (溶融施設または無害化処理施設)
- ◎アスベスト含有成型板等の除去
 - 除去範囲 ◎図示 ・
 - 除去工法 ◎改修機仕 9.1.5 による
 - 除去したアスベスト含有成型板等の処分
 - ◎アスベスト含有石膏ボード
 - ◎埋立処分 (管理型最終処分場)
 - ◎アスベスト含有石膏ボードを除くアスベスト含有成型板等
 - ◎埋立処分 (安定型最終処分場) ・中間処理 (溶融施設または無害化処理施設)
- ・アスベスト含有建築用仕上塗材の除去
 - 除去範囲 ・図示 ・
 - 除去工法 ・改修機仕 9.1.6 による
 - 除去したアスベスト含有建築用仕上塗材の処分
 - ・埋立処分 (管理型最終処分場)
 - ・埋立処分 (安定型最終処分場)
 - ・中間処理 (溶融施設または無害化処理施設)

・9-3 外断熱改修工事 (9.3.2~4)

断熱材の種類	材料名	厚さ (mm)
・	・ビーズ法ポリスチレンフォーム (ノンフロン[G])	—
・	・押出法ポリスチレンフォーム (ノンフロン[G])	—
・	・硬質ウレタンフォーム (ノンフロン[G])	—
・	・フェノールフォーム	—
・	・ロックウール	—
・	・グラスウール	—
外装材の種類		
・		防火性能
・		

既存外壁の仕上材の撤去 ・有 ・無

下地の清掃及び下地調整 ◎断熱材製造所の指定する仕様

透気層 ・有 (mm) ・無

試験施工、工法及び品質は、確認できる資料を提出し監督職員の手諾を受ける。

特記なき事項は、製造所の仕様による。

・9-4 屋上緑化改修工事 [G] (9.4.1)

- 構築基礎及び材料
 - ・屋上緑化養生システム
 - 芝及び地被類の樹根並びに種類等 ◎図示

・9-5 透水性アスファルト舗装改修工事 [G] (9.5.3,4,9) (表 9.5.1,3,5)

- 凍上抑制層の材料
 - ・凍上抑制層 ◎再生クラッシュラン [G] ・クラッシュラン切込み砂利 ・砂
 - 厚さは図示による
 - 塵土に用いる材料
 - ・A種 ◎B種 ・C種 ・D種
- 路床安定処理
 - ◎添加材料による安定処理
 - 種類
 - ・普通ポルトランドセメント ・フライアッシュセメントB種
 - ・生石灰 () ・消石灰 ()
 - 添加量
 - ・ kg/m³ (目標C B R ・5以上 ・)
- 路盤材料
 - ◎再生クラッシュラン (RC-40) [G]
 - ・クラッシュラン鉄鋼スラグ (CS-40) [G]
 - ・クラッシュラン (0-40)

- 透水性アスファルト舗装に用いる場合は透水性の高いもの
- 路床土の支持力 (C B R) 試験 ◎行う (・乱した土 ◎乱さない土) ・行わない
- 路床締固め度の試験 ◎行う ・行わない
- 砂の粒度試験 ◎行う ・行わない
- 現場C B R試験 ◎行う ・行わない
- セメント及びセメント系固化剤を使用した路床安定処理を行った場合の六価クロム溶出試験
- ◎行う 「セメント及びセメント系固化剤を使用した六価クロム溶出試験要領(案)」による。
- アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う ・行わない

・9-6 PCB含有シーリング材の処分

- 事前調査等
 - シーリング材のサンプルについて、専門分析機関で分析を行うこと。
 - 現場においてサンプルを採取
 - 採取箇所 ◎外壁目地 ・図示 ・
 - 採取箇所数 ◎部材が異なる毎に1箇所 ・図示 ・
 - 分析によりPCBの含有が確認された場合は施工調査等を行い、適切に処理すること。
- 施工調査等
 - 調査範囲 ◎図示 ・
 - 処分にあたり、あらかじめ次の事項について調査等を行うこと。
 - シーリング使用部位の確認
 - シーリング長さの確認
 - 施工範囲と工事管理区分の確認
 - 仮設計画
 - 廃棄物の搬出方法
- 除去取工事
 - 「標準施工要領書 (日本シーリング工事共同組合連合会/日本シーリング材工業会) による。

◎9-7 処理に注意を要する建設副産物

名称	仕様	数量	備考
・OC A処理木材			
○石膏含有石膏ボード	シフトーン	0.2m ³	
・石膏・カドニウム含有石膏ボード			
・上記以外の石膏ボード			

- 石膏ボードの除去にあたっては、下記に事項について施工前調査を行う。
- 調査結果は、図面及び写真に記録し、監督職員に提出する。
- 石膏ボードの使用部位の確認
 - 石膏ボードの種類、製造会社名、厚さ等の確認、記録
 - 石膏ボードの使用数量の確認
 - 施工範囲等の確認
- 処分を要する際には、マニフェストの備考欄に石膏ボードの有無、製造会社名等を記載する。

別表一 1 他工事との取り扱い

工事内容	●印を適用する					
	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	塗装工事	昇降機設備工事	
仮設電力の引込み (分電盤・キュービクルまで)	●	○	○	○	○	○
仮設電力の引込み (分電盤・キュービクル以降)	●	●	●	○	○	○
仮設電力の電気料	●	●	●	○	○	○
本受電後の電気基本料金	○	●	●	○	○	○
本受電後引渡しまでの電気使用料	●	●	●	○	○	○
仮設水道の引込み (メーターまで)	●	●	○	○	○	○
仮設水道の引込み (メーター以降)	●	●	●	○	○	○
仮設水道及び本設後引き渡しまでの使用料	●	●	●	○	○	○
梁・壁・床の開口、貫通、埋込部のスリーブ・型枠 (電気、機械の配管等)	○	●	●	○	○	○
すべての開口、貫通、埋込部の補強	●	○	○	○	○	○
屋上に設置する機器の基礎 (電気及び機械機器)	●	○	○	○	○	○
屋内及び屋外に設置する機器の基礎 (電気及び機械機器)	●	●	●	○	○	○
天井・壁 (軽重鉄骨下地) へ付く機器の位置・量出し	○	●	●	○	○	○
天井・壁 (軽重鉄骨下地) へ付く機器の開口部補強を要しない場合の切込み	○	●	○	○	○	○
天井・壁 (軽重鉄骨下地) へ付く機器の開口部補強を要する場合の切込み	●	○	○	○	○	○
天井・壁 (軽重鉄骨下地) へ付く機器の開口部補強	●	○	○	○	○	○
天井換気扇の取付	○	○	●	○	○	○
壁・窓用換気扇の取付	○	○	●	○	○	○
壁・窓用換気扇取付枠	●	○	○	○	○	○
点検口の取付 (床・壁・天井・PS等)	●	○	○	○	○	○
防護ダンパー	○	○	○	○	○	○
防護ダンパー用煙感知器の配管・配線	○	○	○	○	○	○
床仕上げ材の穴あけ (フローリングブロック等)	○	○	○	○	○	○
ルーフドレイン及び縦どい (軒及び側溝までの配管)	○	○	○	○	○	○
配線ビッド及び蓋	○	○	○	○	○	○
電線枠及びフロートスイッチ	○	○	○	○	○	○
自動扉、電動シャッター、電動スクリーン及び電動カーテン等 2 次側配線	○	○	○	○	○	○
機械設備の制御、操作盤への電源供給制御	○	○	○	○	○	○
機械設備の制御、操作盤の 2 次側配線	○	●	●	○	○	○
天井吊り形放熱器 (F O U 等) と操作スイッチとの配管・配線・接地工事	○	○	○	○	○	○
消火栓箱総合取付穴あけ	○	○	○	○	○	○
設備機器のインターロックの配管・配線	○	○	○	○	○	○
電気設備のフェンス・金網	●	●	○	○	○	○
ガス漏れ警報器 (単設型)	○	○	○	○	○	○
ガス漏れ警報器 (集中監視型)	○	○	○	○	○	○
ガス漏れ警報器用コンセント	○	○	○	○	○	○
造り付け流し台	○	○	○	○	○	○
造り付け流し台排水トラップ	○	○	○	○	○	○
既製流し台及び排水トラップ (ガス台、洗面化粧台等を含む)	○	○	○	○	○	○
既製風呂釜	○	○	○	○	○	○
鏡 (姿見は建築工事)	○	○	○	○	○	○

- 昇降機の出入口開口の型枠
 ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

- 昇降機の乗場ポタ、インジケータ配管用スリーブ及び型枠
 ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

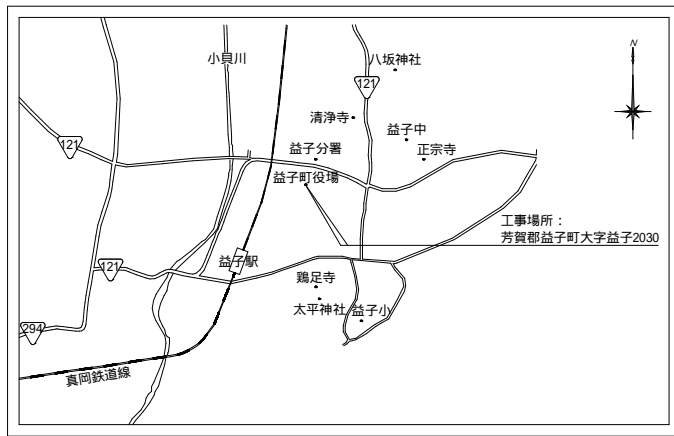
- 昇降機のビッド内保守用コンセント
 ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

- 外壁取付ガラリ、排煙口
 ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

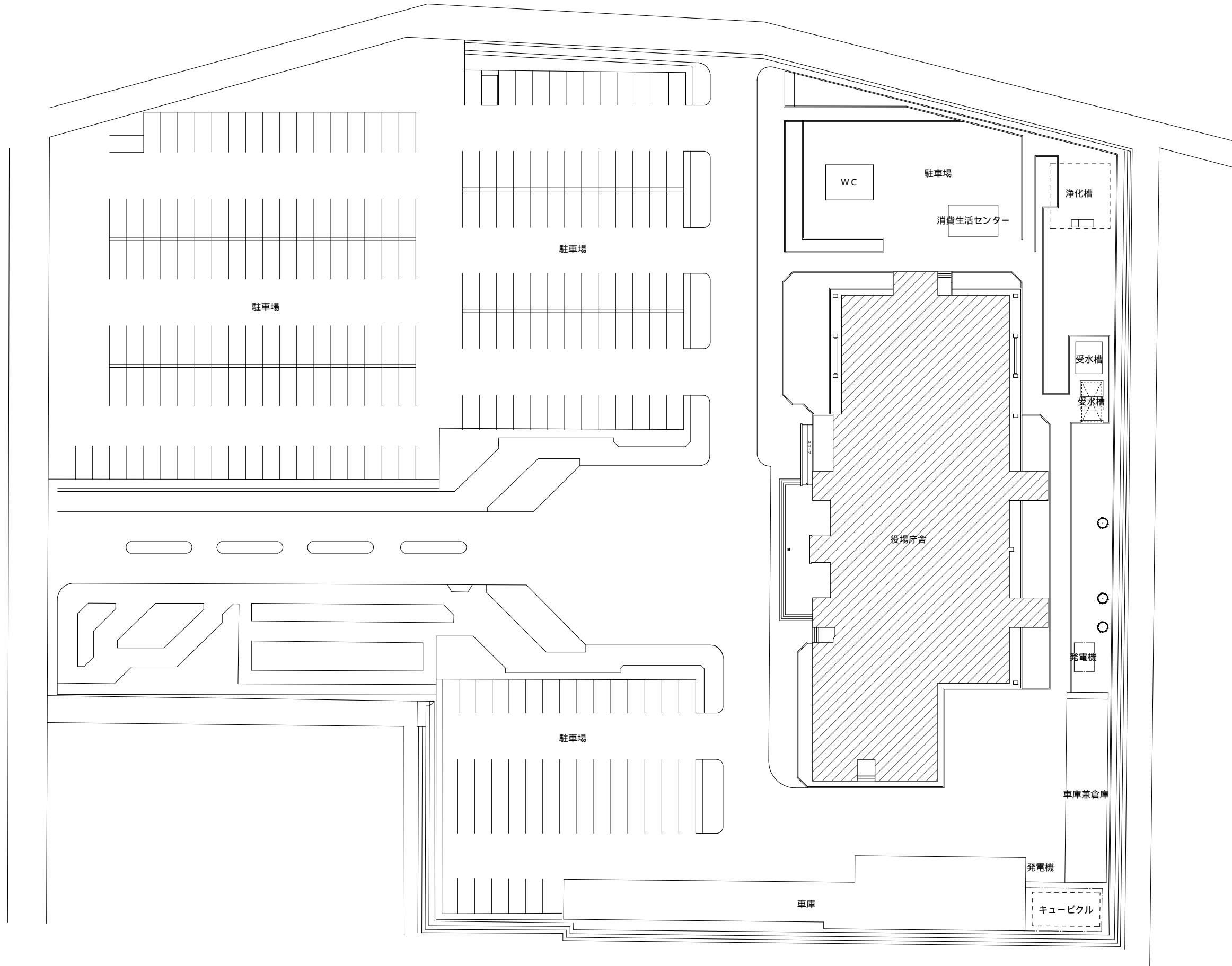
- 体育館などの器具・変圧器など取付下地金物
 ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

- 昇降機昇降機
 ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

工事名称	益子町庁舎空調等工事	
図面名称/縮尺	特記仕様書 (その6)	図面番号
設計年月日	令和 6 年 3 月 25 日	A - 06
設計者	株式会社 大森一般建築士事務所	
発注者	栃木県県土整備部建築課	



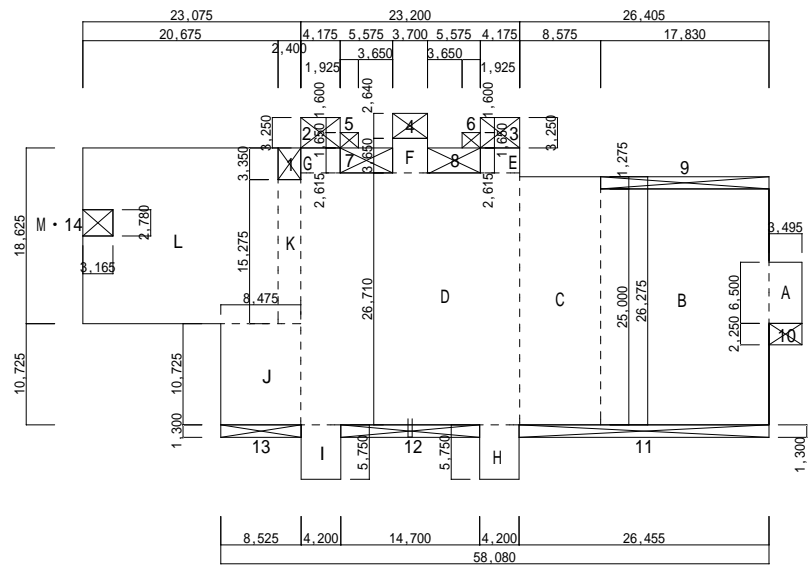
案内図



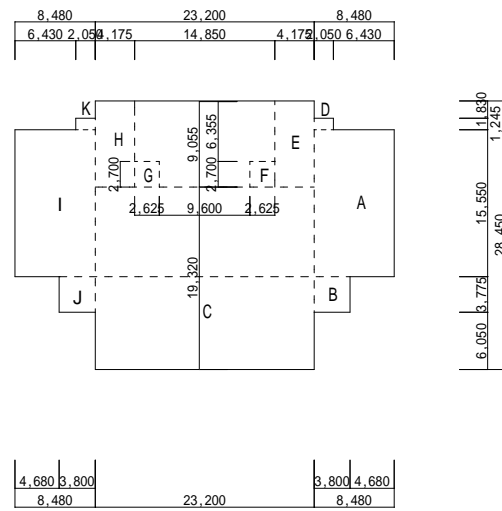
配置図 S=1:300

- 凡例 -
 対象建物を示す

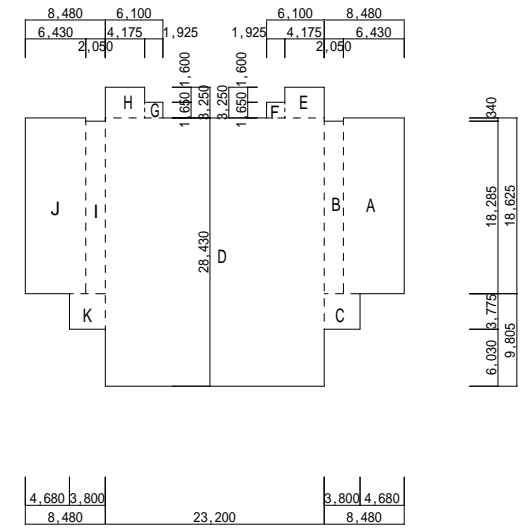
備 考	設 計 監 理 株式会社 大森一級建築士事務所 事 務 所 栃木県小山市若木町1丁目2番4号EL (0285)23-4464 栃木県知事登録(A字)第1098号 管理建築士 一級建築士 第84913号 大森武男	建 築 士 一級建築士 第84913号 大森武男	所 長 意 匠 構 造 設 備 	製 図 年 月 日	工 事 名	図 番
				R・06・03・25		
				縮 尺	図 名	07
				A1: S=1/300 A3: S=1/600		



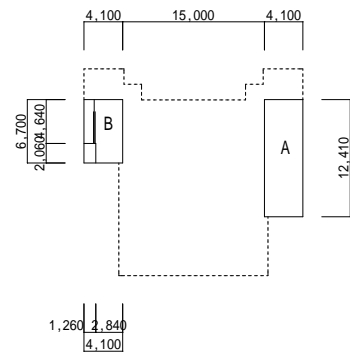
1階求積図



2階求積図



3階求積図



PH階求積図

1階床面積

A	3.495 x 6.500 = 22.7175
B	17.830 x 25.000 = 445.75
C	8.575 x 26.275 = 225.308125
D	23.200 x 26.710 = 619.672
E	4.175 x 2.615 = 10.917625
F	3.700 x 3.650 = 13.505
G	4.175 x 2.615 = 10.917625
H	4.200 x 5.750 = 24.15
I	4.200 x 5.750 = 24.15
J	8.475 x 10.725 = 90.894375
K	2.400 x 15.275 = 36.66
L	20.675 x 18.625 = 385.071875
M	3.165 x 2.780 = 8.7987

計 1,900.915425
(1,900.915)

PH階床面積

A	4.100 x 12.410 = 50.881
B	4.100 x 6.700 = 24.47

計 75.351
(75.351)

2階床面積

A	8.480 x 15.550 = 131.864
B	3.800 x 3.775 = 14.345
C	23.200 x 19.320 = 448.224
D	2.050 x 1.245 = 2.55225
E	4.175 x 9.055 = 37.804625
F	2.625 x 2.700 = 7.0875
G	2.625 x 2.700 = 7.0875
H	4.175 x 9.055 = 37.804625
I	8.480 x 15.550 = 131.864
J	3.800 x 3.775 = 14.345
K	2.050 x 1.245 = 2.55225

計 835.53075
(835.531)

1階床面積

1,900.915

2階床面積

835.531

3階床面積

1,036.242

PH階床面積

75.351

床面積

3,848.039

3階床面積

A	6.430 x 18.625 = 119.75875
B	2.050 x 18.285 = 37.48425
C	3.800 x 3.775 = 14.345
D	23.200 x 28.430 = 659.576
E	4.175 x 3.250 = 13.56875
F	1.925 x 1.650 = 3.17625
G	1.925 x 1.650 = 3.17625
H	4.175 x 3.250 = 13.56875
I	2.050 x 18.285 = 37.48425
J	6.430 x 18.625 = 119.75875
K	3.800 x 3.775 = 14.345

計 1,036.242
(1,036.242)

建築面積

1	2.400 x 3.350 = 8.04
2	4.175 x 3.250 = 13.56875
3	4.175 x 3.250 = 13.56875
4	3.700 x 2.640 = 9.768
5	1.925 x 1.650 = 3.17625
6	1.925 x 1.650 = 3.17625
7	5.575 x 2.615 = 14.578625
8	5.575 x 2.615 = 14.578625
9	17.830 x 1.275 = 22.73325
10	3.495 x 2.250 = 7.86375
11	26.455 x 1.300 = 34.3915
12	14.700 x 1.300 = 19.11
13	8.525 x 1.300 = 11.0825
14	3.165 x 2.780 = 8.7987
計	184.43495

1階床面積 1,900.915425

合計 2,085.350375

建築面積 (2,085.350)

外部仕上表

		改修前	改修後			改修前	改修後
屋上	一般・塔屋屋上：コンクリート金ゴテ均し、アスファルト防水3層、普通コンクリート金ゴテ押入、 エラストイト目地切、アスファルトコンパウンド充填@3000(押入コンクリートは水下 t60 水勾配1/100)			種・ドレイン	ドレイン：100mm用ドレイン		
	講壇屋根：デッキプレート、均しモルタル(天端より15mm)、アスファルト防水3層、軽量コンクリート金ゴテ押入、 エラストイト目地切、アスファルトコンパウンド充填@3000 水勾配1/50 水下にてコンクリート t60				種：白ガス管 100、支持金物 @1200 OP塗装		
バラベツ	立上り：コンクリート打放し エボキシ吹付タイル			底	上部 モルタル防水金ゴテ 底裏：コンクリート打放し AEP塗装		
軒天	t6.0 フレキシブルボード目透かし貼り AEP塗装(アスベスト含有) [一部撤去・軽量鉄骨下地共]		t6.0 ケイ酸カルシウム板目透かし貼り EP塗装 [一部新設・軽量鉄骨下地共]	車寄せ	屋根：t150 ケンランボード、シート防水 樹脂仕上げ 裏側：アルミ鋳造パネル メタラックM 軒裏：t2.0 アルミ板自然発色(750x750) 柱型：アルミ鋳造パネル メタラックM 種：PL2.3 コールタール焼付、ドレイン白ガス管 60柱埋込 防塵ネット		
外壁・柱型	コンクリート打放し エボキシ吹付タイル 目地部：チオコールコーティング			ピロティ	床：舗床用磁器タイル貼り 階段：舗床用磁器タイル貼り		
巾木	コンクリート打放し			スロープ	立上り：コンクリート打放し エボキシ吹付タイル 床：磁器ノンスリップタイル		
屋上手すり	スチール製 OP塗装			その他	平屋部分屋根スラブには木毛セメント板 t20 打込み 植栽 [一部伐採]		
バルコニー	立上り：コンクリート打放し エボキシ吹付タイル 内側：コンクリート打放し アクリルリシン吹付タイル 床：モルタル防水 フロアドレイン 手摺：耐候性鋼製						設備基礎(新設) ネットフェンス・門扉(新設・基礎共)

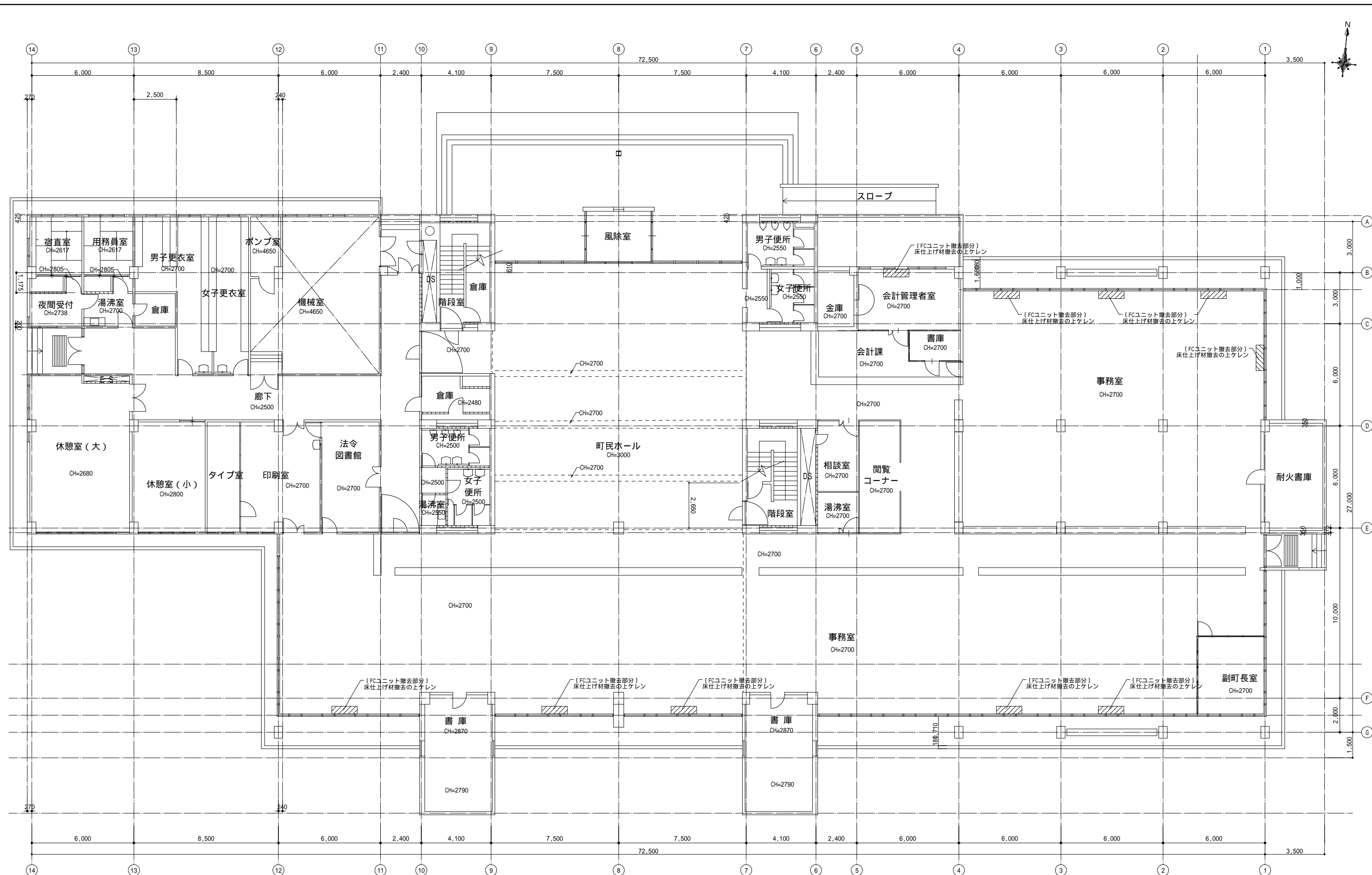
カーテン・ブラインド等	
DB	電動式ブラインド
B	手動式ブラインド
BC	遮光カーテン
C	カーテン
R	レースカーテン
SH	ステンレス製 カーテンレール・ダブル
SS	ステンレス製 カーテンレール・シングル
AW	アルミ製 カーテンレール・ダブル
AS	アルミ製 カーテンレール・シングル

内部仕上表

階	室名	改修 工事	床		巾木		壁		天井		天井下地開口補強				備考							
			改修前	改修後	改修前	改修後	改修前	改修後	改修前	改修後	高さ	高さ	通り縁	外部開口縁	ブラインド カーテン	天井点検口 (新設)	点検口	換気	照明	改修前	改修後	
1 階	エントランス ホール	○ 舗床用100角磁器質タイル 〔既存維持〕	-	壁同様〔既存維持〕	-	コンクリート打放しエボキシ吹付タイル 〔既存維持〕 一部 益子焼レリーフ貼 〔既存維持〕 柱型：壁同様 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔既存維持〕 プラスターボード t12.0 下地 岩綿吸音板貼り t12.0 〔一部撤去〕 梁型：コンクリート打放しエボキシ吹付タイル 〔既存維持〕	6,700	軽量鉄骨下地 〔一部新設〕 石こうボード t12.5 下地 岩綿吸音板貼り フラット t12.0〔一部新設〕	6,700	塩ビ製 〔既存維持〕	-	アルミ製 〔既存維持〕	-	-	○	○	○	○	サイン×1カ所〔一時撤去〕 点検用はしご〔既存維持〕	サイン×1カ所 〔復旧〕
	町民ホール 通路	○ 舗床用100角磁器質タイル 〔既存維持〕	-	壁同様〔既存維持〕	-	コンクリート打放しエボキシ吹付タイル 〔既存維持〕 柱型：壁同様 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔撤去〕 プラスターボード t12.0 下地 岩綿吸音板貼り t12.0 〔撤去〕 梁型：コンクリート打放しエボキシ吹付タイル 〔撤去〕	2,700 - 3,000	軽量鉄骨下地 〔新設〕 石こうボード t12.5 下地 岩綿吸音板貼り フラット t12.0〔新設〕 一部梁フカシ：石こうボード t12.5 下地 岩綿吸音板貼り フラット t12.0〔新設〕 塩ビ製天井見切り材 〔新設〕	2,700 - 3,000	塩ビ製 〔撤去〕	塩ビ製 〔新設〕	-	-	-	○	○	○	-	-	-
	事務室	○ ビニール系シート貼り 〔FF部分のみ撤去〕 t2.0 〔FF部分のみ新設〕	長尺塩ビシート貼り t2.0 〔FF部分のみ新設〕	ビニール巾木タイル H=75 〔既存維持〕	-	モルタル金ゴテEP塗り 〔既存維持〕 柱型：壁同様 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔一部撤去〕 プラスターボード t12.0 下地 岩綿吸音板貼り t12.0 〔一部撤去〕	2,700	軽量鉄骨下地 〔一部新設〕 石こうボード t12.5 下地 岩綿吸音板貼り フラット t12.0〔一部新設〕	2,700	塩ビ製 〔既存維持〕	-	アルミ製 〔既存維持〕	-	タテ型B	○	○	○	○	排煙パネル〔既存維持〕 カウンター〔既存維持〕 サイン×9カ所〔一時撤去〕	サイン×9カ所 〔復旧〕
	副町長室	○ カーベツタイル貼り 〔既存維持〕	-	ビニール巾木タイル H=75 〔既存維持〕	-	モルタル金ゴテEP塗り 〔既存維持〕 柱型：壁同様 〔既存維持〕 アルミパーテーション 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔一部撤去〕 プラスターボード t12.0 下地 岩綿吸音板貼り t12.0 〔一部撤去〕	2,700	軽量鉄骨下地 〔一部新設〕 石こうボード t12.5 下地 岩綿吸音板貼り フラット t12.0〔一部新設〕	2,700	塩ビ製 〔既存維持〕	-	アルミ製 〔既存維持〕	-	タテ型B	○	○	○	○	-	-
	書庫 (事務室南側)	○ ビニール系タイル貼り 〔既存維持〕	-	壁同様〔既存維持〕	-	モルタル金ゴテEP塗り 〔既存維持〕 柱型：壁同様 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔既存維持〕 ジブトーン貼り t12.0 〔既存維持〕 (アスベスト含有)	2,700	軽量鉄骨下地 〔一部新設〕 石こうボード t12.5 下地 岩綿吸音板貼り フラット t12.0〔一部新設〕	2,700	塩ビ製 〔既存維持〕	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	閲覧コーナー	○ 舗床用100角磁器質タイル 〔既存維持〕	-	壁同様〔既存維持〕	-	モルタル金ゴテEP塗り 〔既存維持〕 アルミパーテーション 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔一部撤去〕 プラスターボード t12.0 下地 岩綿吸音板貼り t12.0 〔一部撤去〕	2,700	軽量鉄骨下地 〔一部新設〕 石こうボード t12.5 下地 岩綿吸音板貼り フラット t12.0〔一部新設〕	2,700	塩ビ製 〔既存維持〕	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-
	会計課	○ ビニール系シート貼り 〔既存維持〕	-	ビニール巾木タイル H=75 〔既存維持〕	-	モルタル金ゴテEP塗り 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔一部撤去〕 プラスターボード t12.0 下地 岩綿吸音板貼り t12.0 〔一部撤去〕	2,700	軽量鉄骨下地 〔一部新設〕 石こうボード t12.5 下地 岩綿吸音板貼り フラット t12.0〔一部新設〕	2,700	塩ビ製 〔既存維持〕	-	-	-	-	○	○	○	○	カウンター〔既存維持〕 サイン×2カ所〔一時撤去〕	サイン×2カ所 〔復旧〕
	会計管理者室	○ ニードルパンチカーベツ 〔FF部分のみ撤去〕 t2.0 〔FF部分のみ新設〕	ニードルパンチカーベツ t2.0 〔FF部分のみ新設〕	ビニール巾木タイル H=75 〔既存維持〕	-	モルタル金ゴテEP塗り 〔既存維持〕 柱型：壁同様 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔撤去〕 プラスターボード t12.0 下地 岩綿吸音板貼り t12.0 〔撤去〕	2,700	軽量鉄骨下地 〔新設〕 石こうボード t12.5 下地 岩綿吸音板貼り フラット t12.0〔新設〕	2,700	塩ビ製 〔撤去〕	塩ビ製 〔新設〕	木製 〔既存維持〕	-	C/R	○	○	○	○	-	-
	相談室	○ ビニール系タイル貼り 〔既存維持〕	-	ビニール巾木タイル H=75 〔既存維持〕	-	モルタル金ゴテEP塗り 〔既存維持〕 アルミパーテーション 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔一部撤去〕 プラスターボード t12.0 下地 岩綿吸音板貼り t12.0 〔一部撤去〕	2,700	軽量鉄骨下地 〔一部新設〕 石こうボード t12.5 下地 岩綿吸音板貼り フラット t12.0〔一部新設〕	2,700	塩ビ製 〔既存維持〕	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-
	印刷室 タイプ室	○ ビニール系タイル貼り 〔既存維持〕	-	ビニール巾木タイル H=75 〔既存維持〕	-	モルタル金ゴテEP塗り 〔既存維持〕 柱型：壁同様 〔既存維持〕 アルミパーテーション 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔既存維持〕 プラスターボード t12.0 下地 岩綿吸音板貼り t12.0 〔一部撤去〕	2,700	軽量鉄骨下地 〔一部新設〕 石こうボード t12.5 下地 岩綿吸音板貼り フラット t12.0〔一部新設〕	2,700	塩ビ製 〔一部撤去〕	塩ビ製 〔一部新設〕	木製 〔既存維持〕	-	タテ型B (撤去・新設)	○	○	○	○	-	-
	法令図書館	○ ビニール系タイル貼り 〔既存維持〕	-	ビニール巾木タイル H=75 〔既存維持〕	-	モルタル金ゴテEP塗り 〔既存維持〕 柱型：壁同様 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔既存維持〕 プラスターボード t12.0 下地 岩綿吸音板貼り t12.0 〔一部撤去〕	2,700	軽量鉄骨下地 〔一部新設〕 石こうボード t12.5 下地 岩綿吸音板貼り フラット t12.0〔一部新設〕	2,700	塩ビ製 〔既存維持〕	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-
	給湯室 (用務員室)	○ ビニール系タイル貼り 〔既存維持〕	-	ビニール巾木タイル H=75 〔既存維持〕	-	モルタル金ゴテEP塗り 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔既存維持〕 フレキシブルボード貼り t6.0 〔既存維持〕	2,700	軽量鉄骨下地 〔一部新設〕 石こうボード t12.5 下地 岩綿吸音板貼り フラット t12.0〔一部新設〕	2,700	塩ビ製 〔既存維持〕	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-
	用務員室	○ 畳敷き 〔既存維持〕	-	-	-	プラスターボード寒冷紗貼り ジュラクサテン吹付 〔既存維持〕 柱型：壁同様 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔既存維持〕 化粧プラスターボード敷目貼り 〔既存維持〕	2,617	軽量鉄骨下地 〔一部新設〕 石こうボード t12.5 下地 岩綿吸音板貼り フラット t12.0〔一部新設〕	2,617	木製 〔既存維持〕	-	木製 〔既存維持〕	-	C/R	○	○	-	-	-	-
	倉庫(便所隣)	○ ビニール系タイル貼り 〔既存維持〕	-	ビニール巾木タイル H=75 〔既存維持〕	-	モルタル金ゴテEP塗り 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔撤去〕 プラスターボード t12.0 EP 〔撤去〕	2,700	軽量鉄骨下地 〔新設〕 石こうボード t12.5 下地 岩綿吸音板貼り フラット t12.0〔一部新設〕 不燃積層せっこうボード張り t9.5(化粧有り) 〔新設〕	2,700	塩ビ製 〔撤去〕	塩ビ製 〔新設〕	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	機械室	○ コンクリート金ゴテ目地切 増しコンクリート200mm 〔既存維持〕 溝グレーチング敷 〔撤去〕	コンクリート打ち t250mm 〔新設〕 溶接金網敷 〔既存維持〕 6 150x150〔新設〕	コンクリート打放目地切 H=75 〔既存維持〕	-	コンクリート打放し 〔既存維持〕 柱型：壁同様 〔既存維持〕	-	木毛セメント板打込み t50 〔既存維持〕	4,650	軽量鉄骨下地 〔一部新設〕 石こうボード t12.5 下地 岩綿吸音板貼り フラット t12.0〔一部新設〕	4,650	アルミ製 〔既存維持〕	-	-	-	-	-	-	-	-	鉄製階段(編鋼板)〔撤去〕 階段 〔既存維持〕 階段手摺 〔既存維持〕	鉄製階段(編鋼板)〔新設〕 階段 〔一部改修〕
	廊下	○ ビニール系タイル貼り 〔既存維持〕	-	ビニール巾木タイル H=75 〔既存維持〕	-	モルタル金ゴテEP塗り 〔既存維持〕 石こうボード t9.0/12.0 EP塗り 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔一部撤去〕 プラスターボード t12.0 下地 岩綿吸音板貼り t12.0 〔一部撤去〕	2,505	軽量鉄骨下地 〔一部新設〕 石こうボード t12.5 下地 岩綿吸音板貼り フラット t12.0〔一部新設〕	2,505	塩ビ製 〔既存維持〕	-	木製 〔既存維持〕	-	-	○	○	-	○	-	-
	男子便所	○ 磁器モザイクタイル丸型 〔既存維持〕	-	半磁器質 100角 (施釉)〔既存維持〕	-	半磁器質 100角(施釉) 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔撤去〕 フレキシブルボード t6.0 OP塗り (アスベスト含有) 〔撤去〕	2,500	軽量鉄骨下地 〔一部新設〕 ケイカル板 t6.0 EP塗り 〔新設〕	2,500	塩ビ製 〔撤去〕	塩ビ製 〔新設〕	-	-	-	○	○	-	○	-	-
	女子便所	○ 磁器モザイクタイル丸型 〔既存維持〕	-	半磁器質 100角 (施釉)〔既存維持〕	-	半磁器質 100角(施釉) 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔撤去〕 フレキシブルボード t6.0 OP塗り (アスベスト含有) 〔撤去〕	2,500	軽量鉄骨下地 〔一部新設〕 ケイカル板 t6.0 EP塗り 〔新設〕	2,500	塩ビ製 〔撤去〕	塩ビ製 〔新設〕	-	-	-	○	○	-	○	-	-

内部仕上表

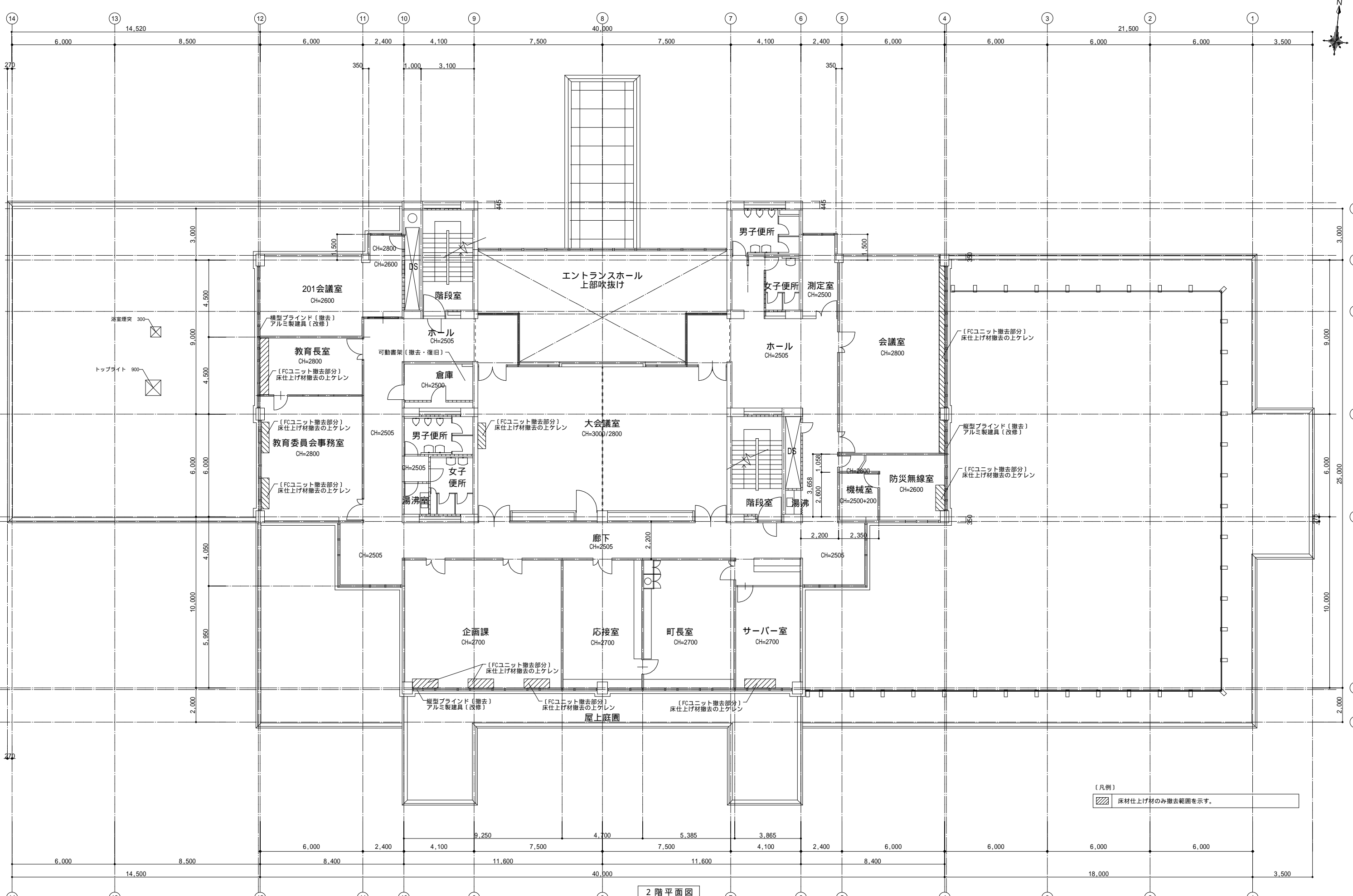
階	室名	改修工事	床		巾木		壁		天井		天井下地開口補強								備考							
			改修前	改修後	改修前	改修後	改修前	改修後	改修前	高さ	改修後	高さ	廻り縁	外部開口	ブラインド	天井点検口	点検口	空調	換気	照明	改修前	改修後				
1階	風除室		舗床用100角磁器質タイル 〔既存維持〕	-	壁同様 〔既存維持〕	-	コンクリート打放しエボキシ吹付タイル メタリック仕上 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔既存維持〕 アルミ自然発色パネル t2.0 〔既存維持〕	2,600	-	2,600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	書庫 (会計課内)		ビニール系タイル貼り 〔既存維持〕	-	ビニール巾木用タイル H=75 〔既存維持〕	-	モルタル金ゴテEP塗り アルミパーテーション 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔既存維持〕 石膏ボード t12.0 下地 岩綿吸音板貼り t12.0 〔既存維持〕	2,700	-	2,700	塩ビ製 〔既存維持〕	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金庫		防水モルタル金ゴテ 〔既存維持〕	-	モルタル金ゴテ目地切 H=75 〔既存維持〕	-	モルタル金ゴテ 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔既存維持〕 石膏ボード t12.0 〔既存維持〕	2,700	-	2,700	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	更衣室		ビニール系タイル貼り 〔既存維持〕	-	ビニール巾木用タイル H=75 〔既存維持〕	-	モルタル金ゴテEP塗り 柱型：壁同様 〔既存維持〕 アルミパーテーション 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔既存維持〕 石膏ボード t12.0 下地 岩綿吸音板貼り t12.0 〔既存維持〕	2,700	-	2,700	塩ビ製 〔既存維持〕	-	木製 〔既存維持〕	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	休憩室(大)		長尺塩ビシート貼り 〔既存維持〕	-	ビニール巾木用タイル H=75 〔既存維持〕	-	ビニールクロス貼り 柱型：壁同様 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔既存維持〕 石膏ボード t12.5 〔既存維持〕	2,700	-	2,700	塩ビ製 〔既存維持〕	-	木製 〔既存維持〕	-	-	C/R	-	-	-	-	-	-	-	-
	休憩室(小)		長尺塩ビシート貼り 〔既存維持〕	-	ビニール巾木用タイル H=75 〔既存維持〕	-	ビニールクロス貼り 柱型：壁同様 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔既存維持〕 石膏ボード t12.5 〔既存維持〕	2,800	-	2,800	塩ビ製 〔既存維持〕	-	木製 〔既存維持〕	-	-	C/R	-	-	-	-	-	-	-	-
	夜間受付		ビニール系タイル貼り 〔既存維持〕	-	ビニール巾木用タイル H=75 〔既存維持〕	-	モルタル金ゴテEP塗り 柱型：壁同様 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔既存維持〕 石膏ボード t12.0 下地 岩綿吸音板貼り t12.0 〔既存維持〕	2,700	-	2,700	塩ビ製 〔既存維持〕	-	木製 〔既存維持〕	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	宿直室		畳敷き 〔既存維持〕	-	-	-	石膏ボード寒冷紗貼り ジュラクサテン吹付 〔既存維持〕 柱型：壁同様 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔既存維持〕 化粧石膏ボード敷目貼り 〔既存維持〕	2,617	-	2,617	木製 〔既存維持〕	-	木製 〔既存維持〕	-	-	C/R	-	-	-	-	-	-	-	-
	耐火書庫		ビニール系タイル貼り 〔既存維持〕	-	モルタル金ゴテ目地切 H=75 〔既存維持〕	-	モルタル金ゴテEP塗り 柱型：壁同様 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔既存維持〕 石膏ボード t12.0 〔既存維持〕	2,700	-	2,700	塩ビ製 〔既存維持〕	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	倉庫(旧浴室)		モザイクタイル貼り 〔既存維持〕	-	ビニール巾木用タイル H=75 〔既存維持〕	-	100角半磁器タイル貼り 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔既存維持〕 フレキシブルボード貼り t6.0 AEP塗装 〔既存維持〕	2,700	-	2,700	塩ビ製 〔既存維持〕	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2階	会議室	○	長尺塩ビシート貼り 〔一部撤去〕	長尺塩ビシート貼り t2.0 〔一部新設〕	ビニール巾木用タイル H=75 〔既存維持〕	塩ビ巾木 H=75 〔一部新設〕	モルタル金ゴテEP塗り 〔既存維持〕 モルタル金ゴテ難燃ビニールクロス貼り 〔既存維持〕 柱型：壁同様 〔既存維持〕	壁フカシ部分：LGS下地(W65) 石こうボード t12.5 下地 ビニールクロス貼り 〔新設〕	軽量鉄骨下地 〔一部撤去〕 石膏ボード t12.0 下地 岩綿吸音板貼り t12.0 〔一部撤去〕	2,700	軽量鉄骨下地 〔一部新設〕 石こうボード t12.5 下地 岩綿吸音板貼り フラット t12.0〔一部新設〕	2,700	塩ビ製 〔既存維持〕	-	木製 〔既存維持〕	-	-	タテ型B 〔一部撤去・新設〕	○	○	○	○	-	-	-	-
	大会議室	○	ビニール系タイル貼り 〔FF部分のみ撤去〕	塩ビタイル貼り t2.0 〔FF部分のみ新設〕	ビニール巾木用タイル H=75 〔既存維持〕	-	モルタル金ゴテEP塗り 〔既存維持〕 木下地の上 石こうボード t12.0 EP塗装 〔既存維持〕 柱型：壁同様 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔一部撤去〕 石膏ボード t12.0 下地 岩綿吸音板貼り t12.0 〔一部撤去〕	2,700	軽量鉄骨下地 〔一部新設〕 石こうボード t12.5 下地 岩綿吸音板貼り フラット t12.0〔一部新設〕	2,700	塩ビ製 〔既存維持〕	-	木製 〔既存維持〕	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-
	教育委員会 事務所	○	ビニール系タイル貼り 〔FF部分のみ撤去〕	塩ビタイル貼り t2.0 〔FF部分のみ新設〕	ビニール巾木用タイル H=75 〔既存維持〕	-	モルタル金ゴテEP塗り 〔既存維持〕 アルミパーテーション 〔既存維持〕 柱型：壁同様 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔一部撤去〕 石膏ボード t12.0 下地 岩綿吸音板貼り t12.0 〔一部撤去〕	2,700	軽量鉄骨下地 〔一部新設〕 石こうボード t12.5 下地 岩綿吸音板貼り フラット t12.0〔一部新設〕	2,700	塩ビ製 〔既存維持〕	-	木製 〔既存維持〕	-	-	タテ型B	○	○	○	○	-	-	-	-
	教育長室	○	ニードルパンチカーベット 〔FF部分のみ撤去〕	ニードルパンチカーベット t2.0 〔FF部分のみ新設〕	ビニール巾木用タイル H=75 〔既存維持〕	-	モルタル金ゴテEP塗り 〔既存維持〕 アルミパーテーション 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔一部撤去〕 石膏ボード t12.0 下地 岩綿吸音板貼り t12.0 〔一部撤去〕	2,800	軽量鉄骨下地 〔一部新設〕 石こうボード t12.5 下地 岩綿吸音板貼り フラット t12.0〔一部新設〕	2,800	塩ビ製 〔既存維持〕	-	木製 〔既存維持〕	-	-	ヨコ型B	○	○	○	○	-	-	-	-
	201会議室	○	長尺塩ビシート貼り 〔FF部分のみ撤去〕	長尺塩ビシート貼り t2.0 〔FF部分のみ新設〕	ビニール巾木用タイル H=75 〔既存維持〕	塩ビ巾木 H=75 〔一部新設〕	ビニールクロス貼り 〔既存維持〕 柱型：壁同様 〔既存維持〕	壁フカシ部分：LGS下地(W65) 石こうボード t12.5 下地 ビニールクロス貼り 〔新設〕	軽量鉄骨下地 〔撤去〕 石膏ボード t12.0 下地 ビニールクロス貼り 〔撤去〕	2,560	軽量鉄骨下地 〔新設〕 化粧石こうボード t9.5 〔新設〕 下がり壁部分：天井材同材 〔新設〕 塩ビ製天井見切り材 〔新設〕	2,560	塩ビ製 〔撤去〕	塩ビ製 〔新設〕	木製 〔既存維持〕	-	-	ヨコ型B 〔一部撤去・新設〕	○	○	○	○	-	-	-	-
	町長室	○	フェルト下地 ウィルトンカーベット敷 毛足 t10 〔既存維持〕	-	木製 t18 銘木縁付 SCL塗装 H=75 〔既存維持〕	-	石膏ボード t12.0下地 銘木縁付 SCL塗装 〔既存維持〕 窓側：ベニヤ銘木縁付 t6.0 甲板積層材 銘木縁付 SCL塗装 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔撤去〕 石膏ボード t12.0 難燃布貼 〔撤去〕	2,700	軽量鉄骨下地 〔新設〕 石こうボード t12.5 下地 ビニールクロス貼り(中級品) 〔新設〕	2,700	塩ビ製 〔撤去〕	塩ビ製 〔新設〕	木製 〔既存維持〕	-	-	C/R	○	○	○	○	-	-	造り付け家具 〔既存維持〕	
	応接室	○	フェルト下地 ウィルトンカーベット敷 毛足 t10 〔既存維持〕	-	木製 t18 銘木縁付 SCL塗装 H=75 〔既存維持〕	-	石膏ボード t12.0下地 銘木縁付 SCL塗装 〔既存維持〕 窓側：ベニヤ銘木縁付 t6.0 甲板積層材 銘木縁付 SCL塗装 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔撤去〕 石膏ボード t12.0 難燃布貼 〔撤去〕	2,700	軽量鉄骨下地 〔新設〕 石こうボード t12.5 下地 ビニールクロス貼り(中級品) 〔新設〕	2,700	塩ビ製 〔撤去〕	塩ビ製 〔新設〕	木製 〔既存維持〕	-	-	C/R	○	○	○	○	-	-	造り付け家具 〔既存維持〕	
	企画室	○	ニードルパンチカーベット 〔FF部分のみ撤去〕	ニードルパンチカーベット t2.0 〔FF部分のみ新設〕	ビニール巾木用タイル H=60 〔既存維持〕	塩ビ巾木 H=60 〔一部新設〕	モルタル金ゴテビニールクロス貼り 〔既存維持〕 柱型：壁同様 〔既存維持〕	壁フカシ部分：LGS下地(W65) 石こうボード t12.5 下地 ビニールクロス貼り 〔新設〕	軽量鉄骨下地 〔一部撤去〕 石膏ボード t12.0 下地 岩綿吸音板貼り t12.0 〔一部撤去〕	2,700	軽量鉄骨下地 〔一部新設〕 石こうボード t12.5 下地 岩綿吸音板貼り フラット t12.0〔一部新設〕	2,700	塩ビ製 〔既存維持〕	-	木製 〔既存維持〕	-	-	タテ型B 〔一部撤去・新設〕	○	○	○	○	-	-	可動間仕切り 〔既存維持〕	
	サーバー室	○	ビニール系タイル貼り 〔FF部分のみ撤去〕	塩ビタイル貼り t2.0 〔FF部分のみ新設〕	ビニール巾木用タイル H=75 〔既存維持〕	-	モルタル金ゴテEP塗り 〔既存維持〕 モルタル金ゴテ難燃ビニールクロス貼り 〔既存維持〕 柱型：壁同様 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔一部撤去〕 石膏ボード t12.0 下地 岩綿吸音板貼り t12.0 〔一部撤去〕	2,700	軽量鉄骨下地 〔一部新設〕 石こうボード t12.5 下地 岩綿吸音板貼り フラット t12.0〔一部新設〕	2,700	塩ビ製 〔既存維持〕	-	木製 〔既存維持〕	-	-	タテ型B	○	○	-	-	-	-	-	-
	防災無線室	○	ビニール系タイル貼り 〔FF部分のみ撤去〕	塩ビタイル貼り t2.0 〔FF部分のみ新設〕	ビニール巾木用タイル H=75 〔既存維持〕	-	モルタル金ゴテEP塗り 〔既存維持〕 モルタル金ゴテ難燃ビニールクロス貼り 〔既存維持〕 柱型：壁同様 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔既存維持〕 石膏ボード t12.0 下地 岩綿吸音板貼り t12.0 〔既存維持〕	2,700	-	2,700	塩ビ製 〔既存維持〕	-	木製 〔既存維持〕	-	-	タテ型B	-	-	-	-	-	-	-	-
倉庫	○	ビニール系タイル貼り 〔既存維持〕	-	ビニール巾木用タイル H=75 〔既存維持〕	-	モルタル金ゴテEP塗り 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔撤去〕 石膏ボード t12.0 〔撤去〕	2,480	軽量鉄骨下地 〔新設〕 不燃積層せっこうボード張り t9.5(化粧有り) 〔新設〕 下がり壁部分：天井材同材 〔新設〕 塩ビ製天井見切り材 〔新設〕	2,480	塩ビ製 〔撤去〕	塩ビ製 〔新設〕	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	可動書架 〔一時撤去〕	可動書架 〔復旧〕	
測定室	○	ビニール系タイル貼り 〔既存維持〕	-	ビニール巾木用タイル H=75 〔既存維持〕	-	モルタル金ゴテEP塗り 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔撤去〕 石膏ボード t12.0 下地 岩綿吸音板貼り t12.0 〔撤去〕	2,500	軽量鉄骨下地 〔新設〕 石膏ボード t12.5 下地 化粧せっこうボード t9.5 〔新設〕 下がり壁部分：天井材同材 〔新設〕 塩ビ製天井見切り材 〔新設〕	2,500	塩ビ製 〔撤去〕	塩ビ製 〔新設〕	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	
廊下	○	ビニール系タイル貼り 〔既存維持〕	-	ビニール巾木用タイル H=75 〔既存維持〕	-	モルタル金ゴテEP塗り 〔既存維持〕 石こうボード 19.0/12.0 EP塗り 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔一部撤去〕 石膏ボード t12.0 下地 岩綿吸音板貼り t12.0 〔一部撤去〕	2,505	軽量鉄骨下地 〔一部新設〕 石膏ボード t12.5 下地 岩綿吸音板貼り フラット t12.0 〔一部新設〕	2,505	塩ビ製 〔既存維持〕	-	木製 〔既存維持〕	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	
ホール		ビニール系タイル貼り 〔既存維持〕	-	ビニール巾木用タイル H=75 〔既存維持〕	-	モルタル金ゴテEP塗り 〔既存維持〕 コンクリート打放しエボキシ吹付タイル 〔既存維持〕 柱型：壁同様 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔既存維持〕 石膏ボード t12.0 下地 岩綿吸音板貼り t12.0 〔既存維持〕	2,505	-	2,505	塩ビ製 〔既存維持〕	-	木製 〔既存維持〕	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3階	ホール		ビニール系タイル貼り 〔既存維持〕	-	ビニール巾木用タイル H=75 〔既存維持〕	-	モルタル金ゴテEP塗り 〔既存維持〕 石こうボード 19.0/12.0 EP塗り 〔既存維持〕 柱型：壁同様 〔既存維持〕	-	軽量鉄骨下地 〔既存維持〕 石膏ボード t12.0 下地 岩綿吸音板貼り t12.0 〔既存維持〕	2,505	-	2,505	塩ビ製 〔既存維持〕	-	木製 〔既存維持〕	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-



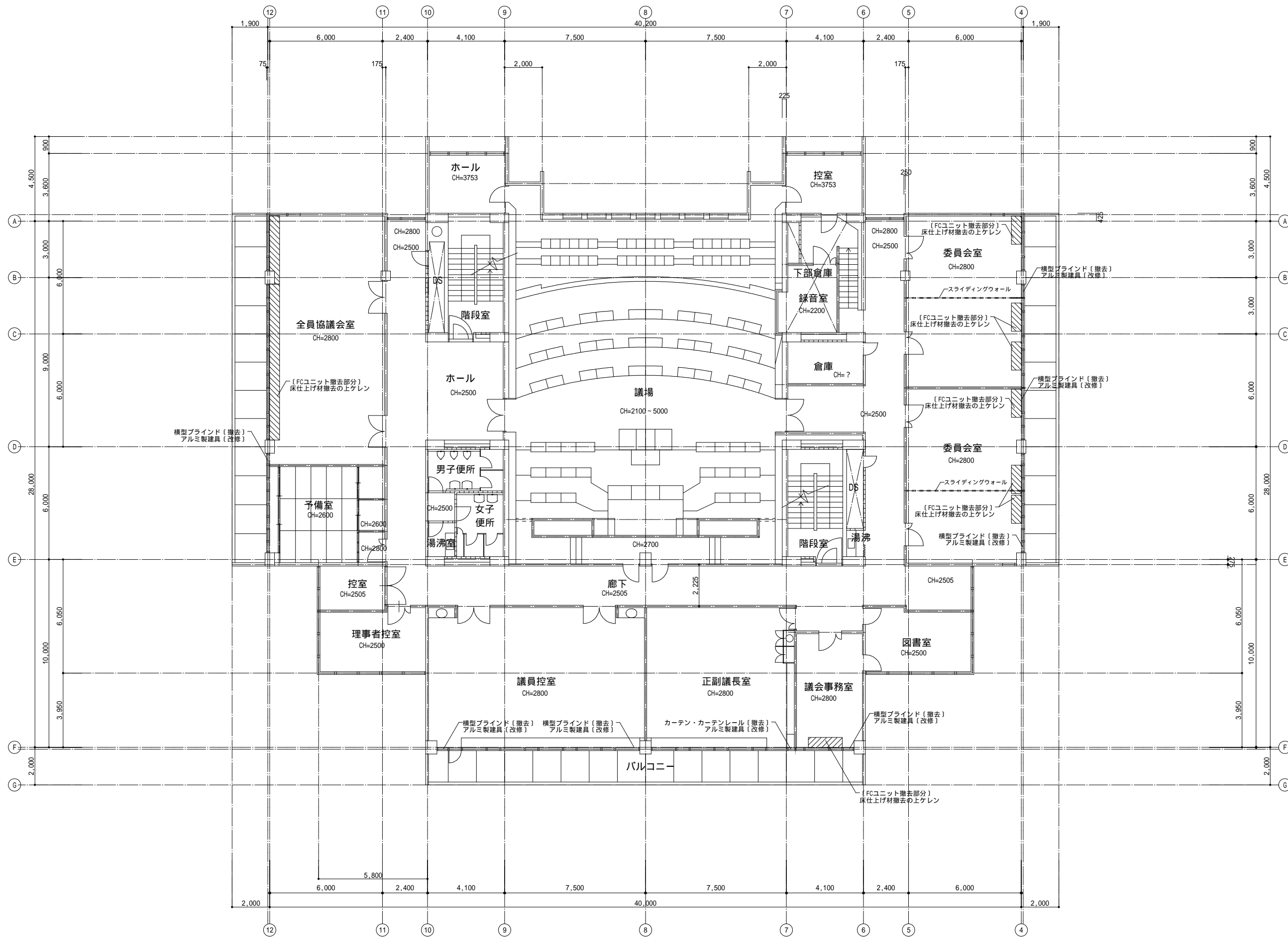
1階平面図

(凡例)
 床仕上げ材撤去の上ケレン

備 考	設 計 監 理 株式会社 大森一級建築士事務所 事務所 栃木県小山市若木町1丁目2番4号EL (0285)23-4464 栃木県知事登録(A字)第1098号 管理建築士 一級建築士 第84913号 大森武男	建 築 士 名 一級建築士 第84913号 大森武男	所 長 大森 武男	意 匠 大森 武男	構 造 設 備	製 図 年 月 日 R・06・03・25 縮 尺 A1: S=1/100 A3: S=1/200	工 事 名 益子町庁舎空調等工事 図 番 A	階 面 名 【改修前】 1階平面図 12



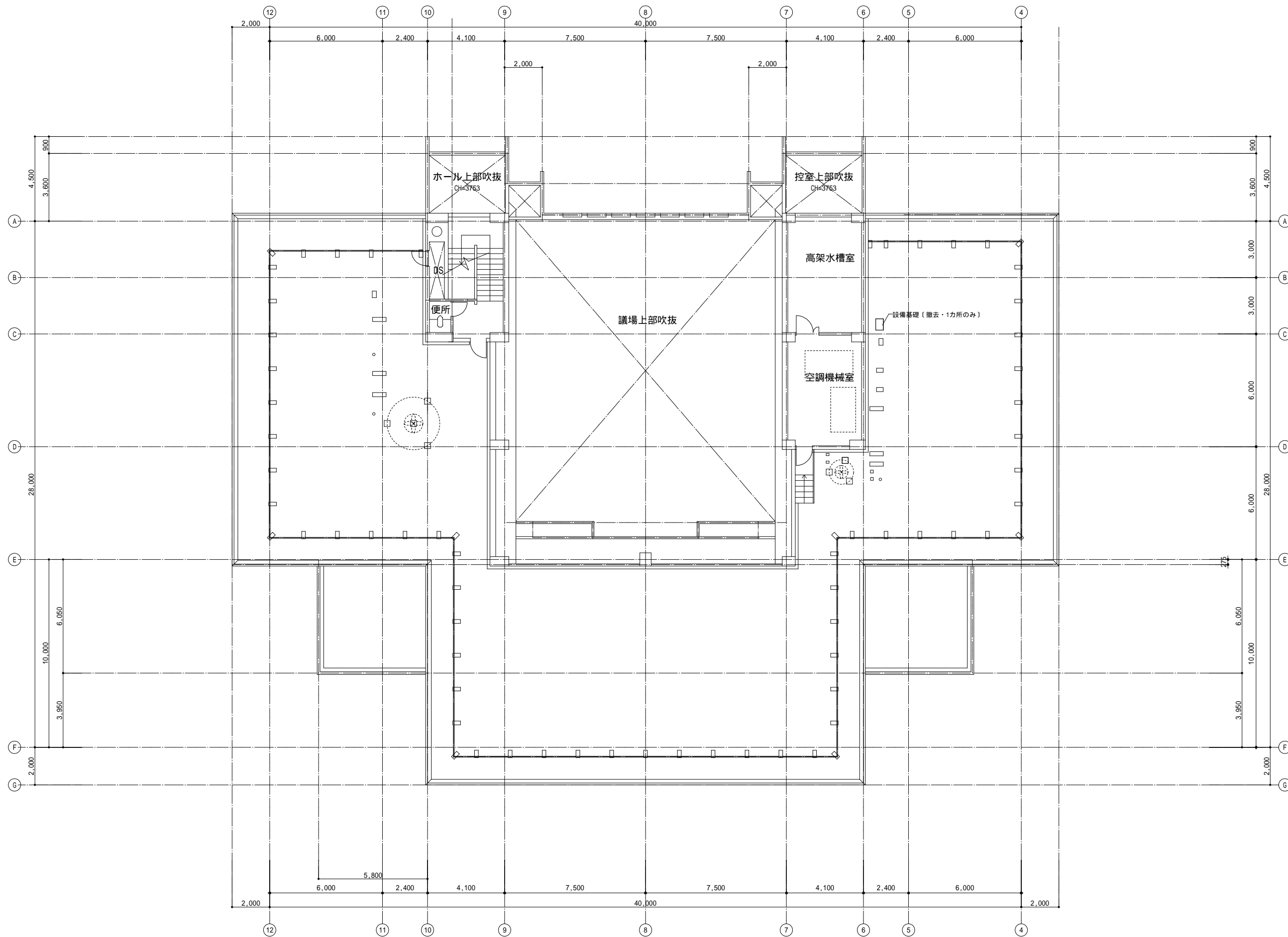
2階平面図



3階平面図

(凡例)
 床材仕上げ材のみ撤去範囲を示す。

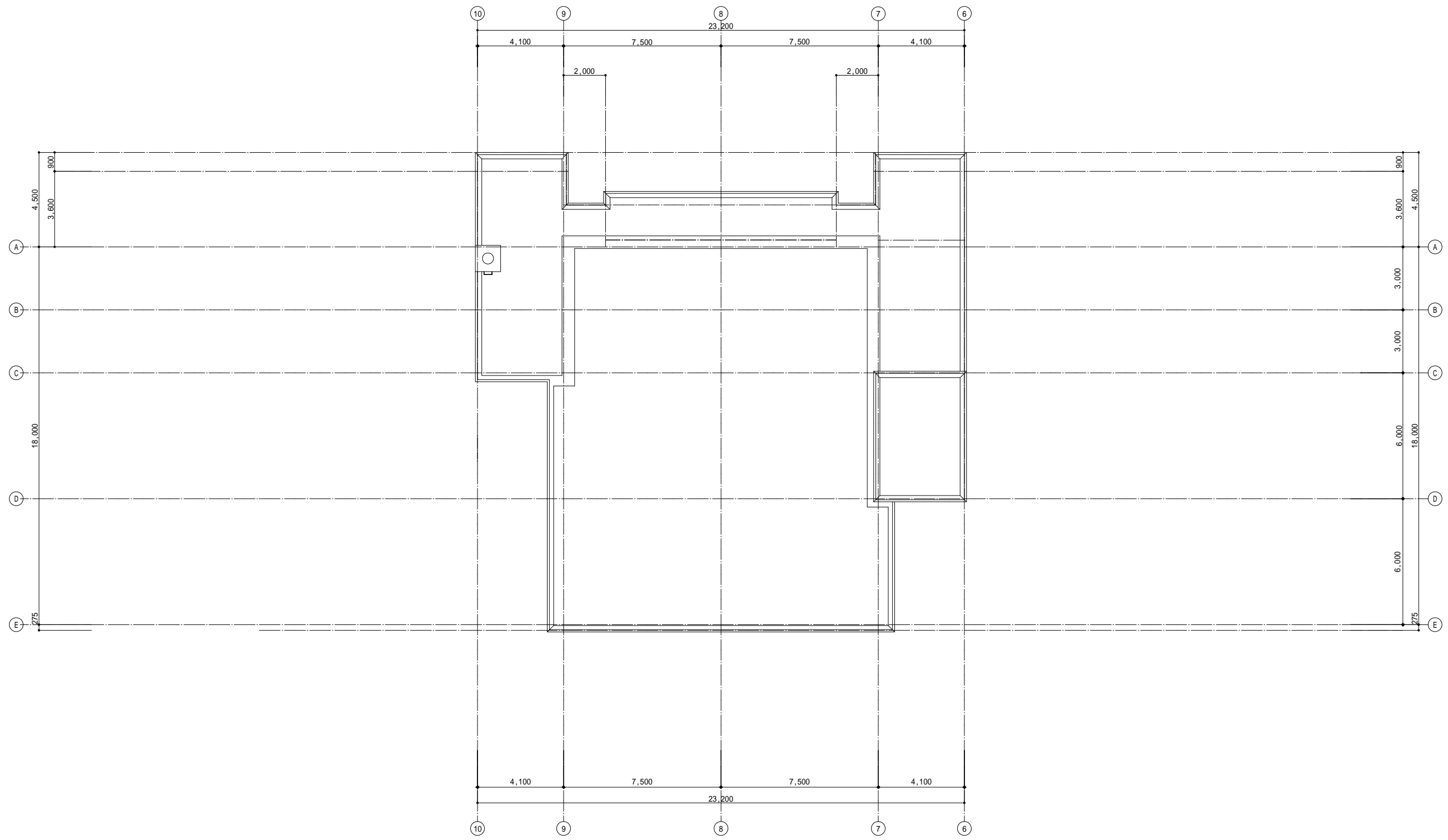
備 考	設 計 監 理 株式会社 大森一級建築士事務所 事務所 栃木県小山市若木町1丁目2番4号EL (0285)23-4464 栃木県知事登録(A字)第1098号 管理建築士 一級建築士 第84913号 大森武男	建 築 士 名 一級建築士 第84913号 大森武男	所 長 大森 武男	意 匠 大森 武男	構 造 大森 武男	設 備 大森 武男	製 図 年 月 日	工 事 名	図 番
							R・06・03・25		
							縮 尺	図 名	14
							A1: S=1/100 A3: S=1/200		



PH階平面図

(凡例)
 床材仕上げ材のみ撤去範囲を示す。

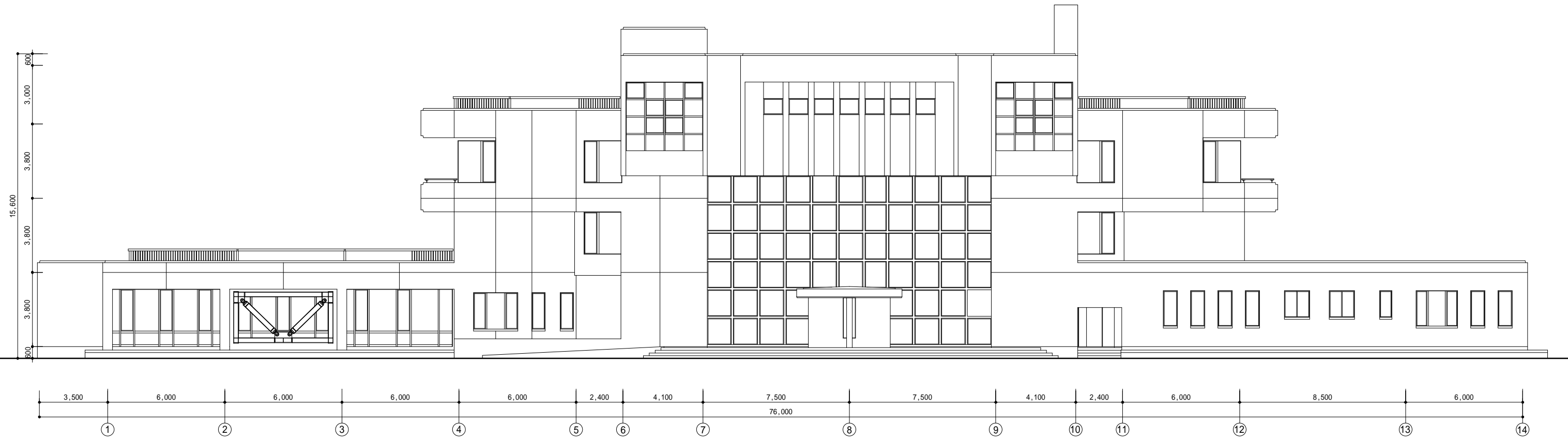
備 考	設 計 監 理 株式会社 大森一級建築士事務所 事務所 栃木県小山市若木町1丁目2番3号4号EL (0285)23-4464 栃木県知事登録(A字)第1098号 管理建築士 一級建築士 第84913号 大森武男	建 築 士 一級建築士 第84913号 大森武男	所 長 大森 武男 	意 匠 大森 武男 	構 造 設 備 製 図 年 月 日 R・06・03・25 縮 尺 A1: S=1/100 A3: S=1/200	工 事 名 益子町庁舎空調等工事 図 番 A 図 名 〔改修前〕 PH階平面図	15



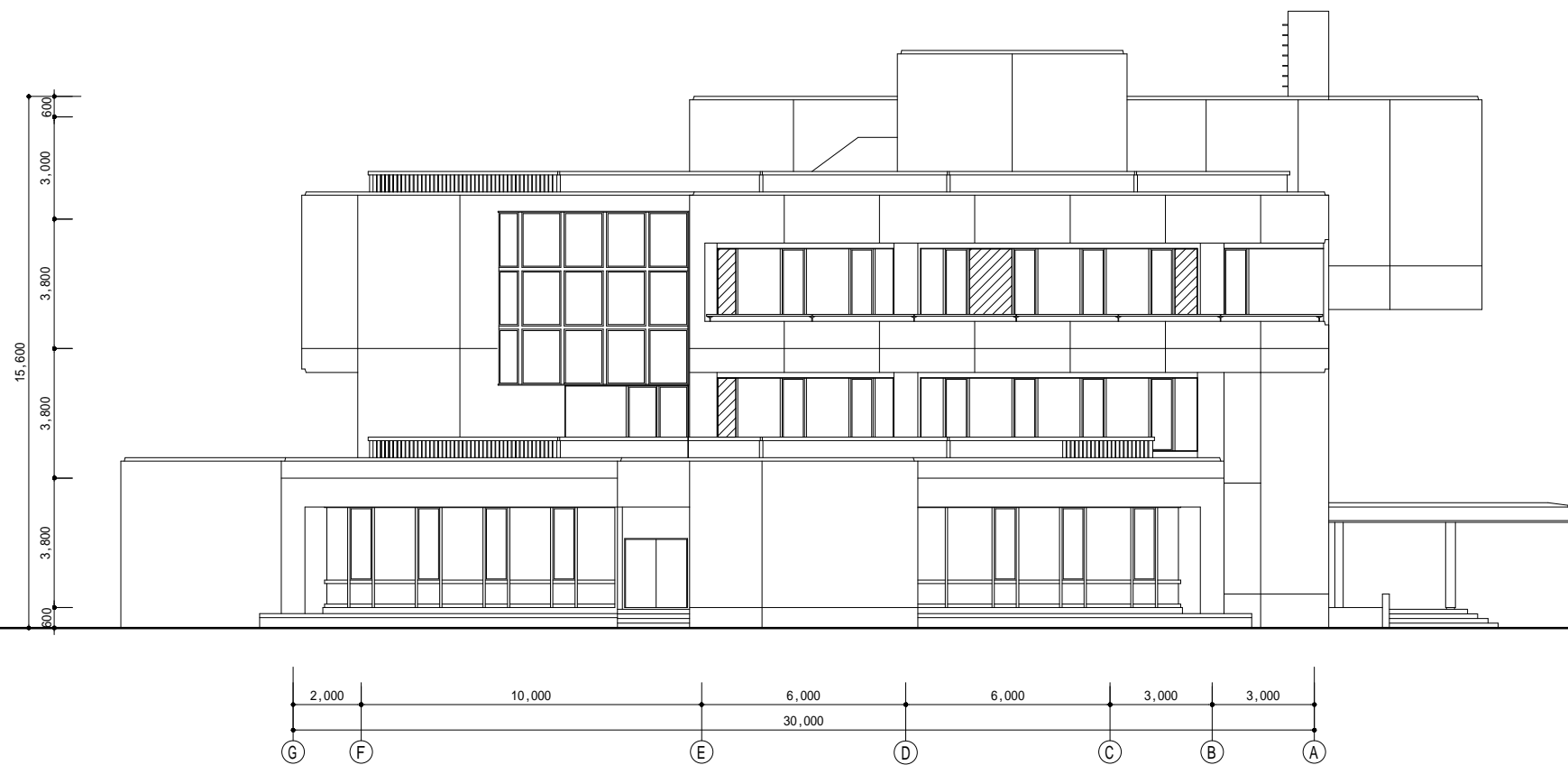
PH階平面図

〔凡例〕
 床材仕上げ材のみ撤去範囲を示す。

備 考	設 計 監 理 株式会社 大森一級建築士事務所 事 務 所 栃木県小山市若木町1丁目2番4号EL (0285)23-4464 栃木県知事登録(A字)第1098号 管理建築士 一級建築士 第84913号 大森武男	建 築 士 名 一級建築士 第84913号 大森武男	所 長 	意 匠 	構 造 	設 備 	製 図 年 月 日	工 事 名	図 番
							R・06・03・25		
								縮 尺	図 名
								A1: S=1/100 A3: S=1/200	



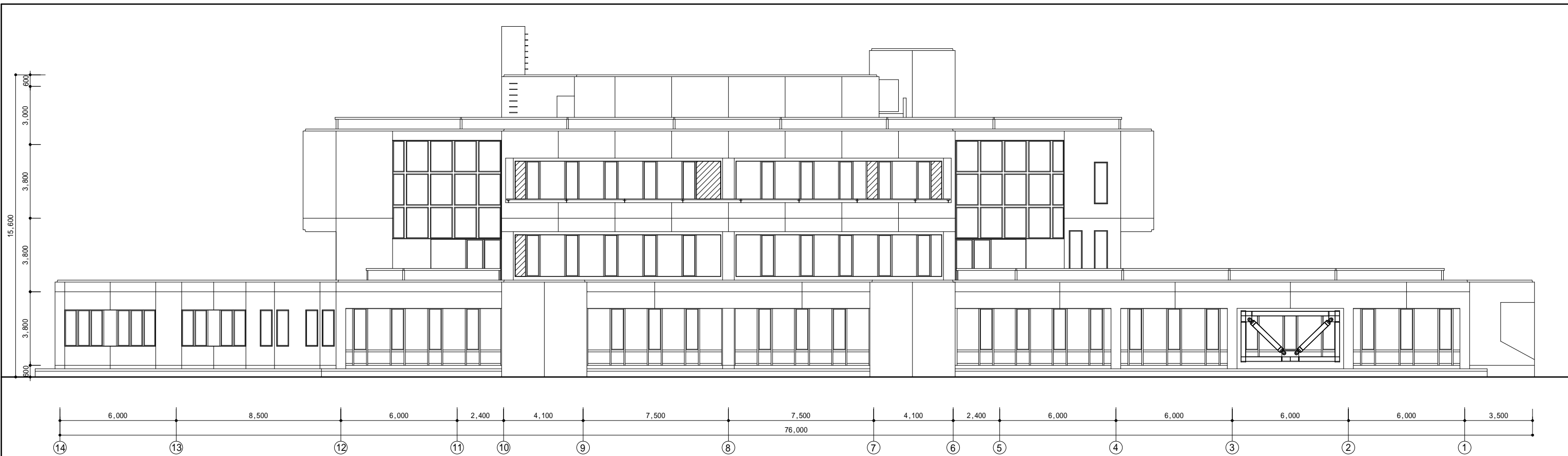
北立面図



東立面図

(凡例)
 アルミ製建具改修範囲を示す。

備 考	設 計 監 理 株式会社 大森一級建築士事務所 事 務 所 栃木県小山市若木町1丁目2番4号EL (0285)23-4464 栃木県知事登録(A字)第1098号 管理建築士 一級建築士 第84913号 大森武男	建 築 士 名 一級建築士 第84913号 大森武男	所 長 大森 武男 	意 匠 大森 武男 	構 造 設 備 	製 図 年 月 日 R・06・03・25 縮 尺 A1: S=1/100 A3: S=1/200	工 事 名 益子町庁舎空調等工事 図 名 [改修前] 立面図-1 図 番 A	17



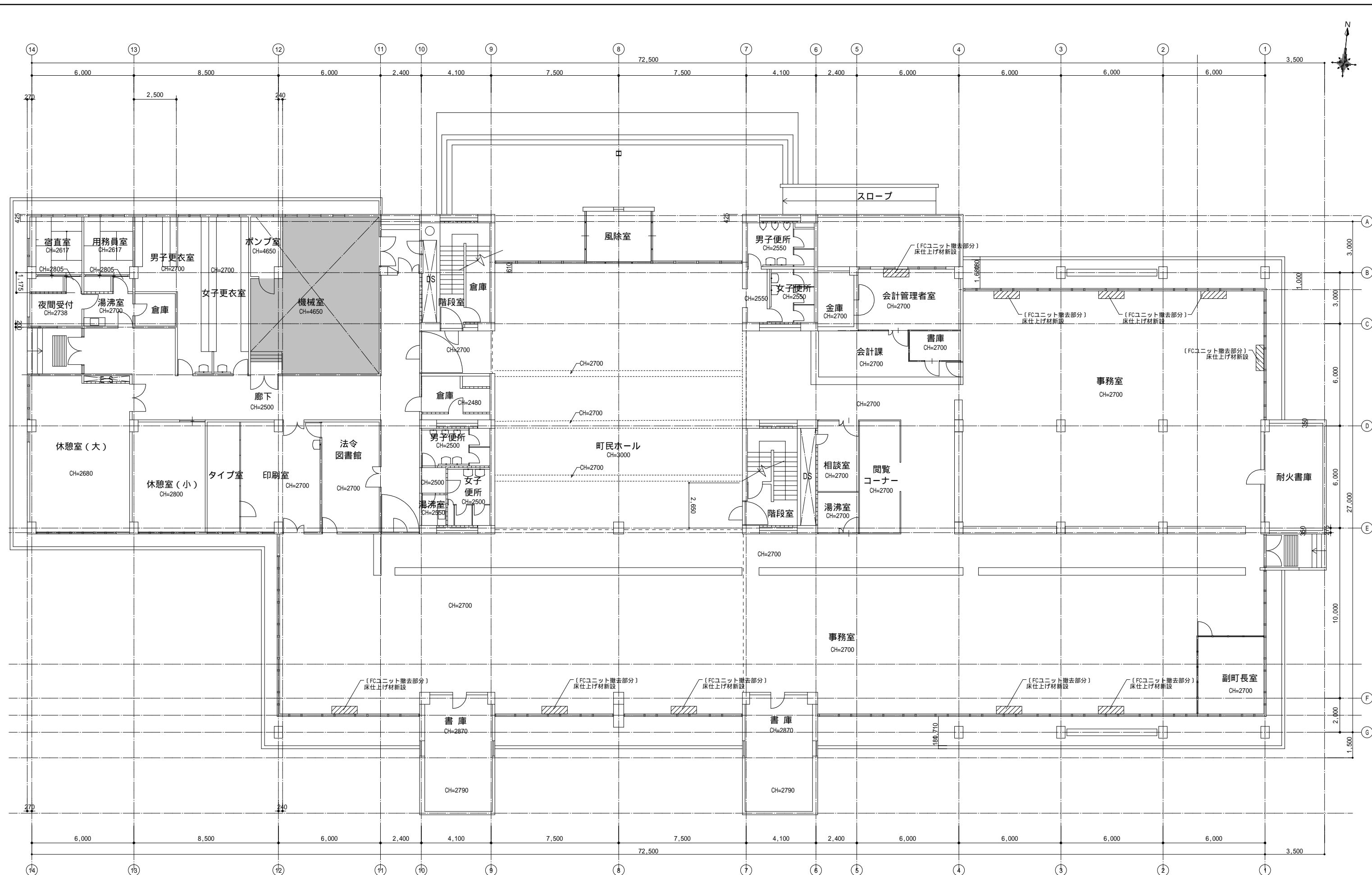
北立面図



東立面図

(凡例)
 アルミ製建具改修範囲を示す。

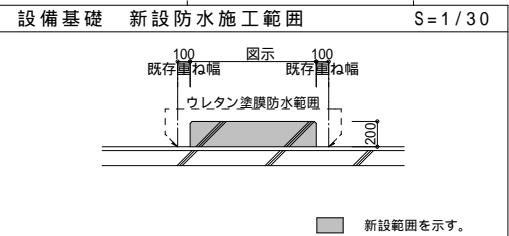
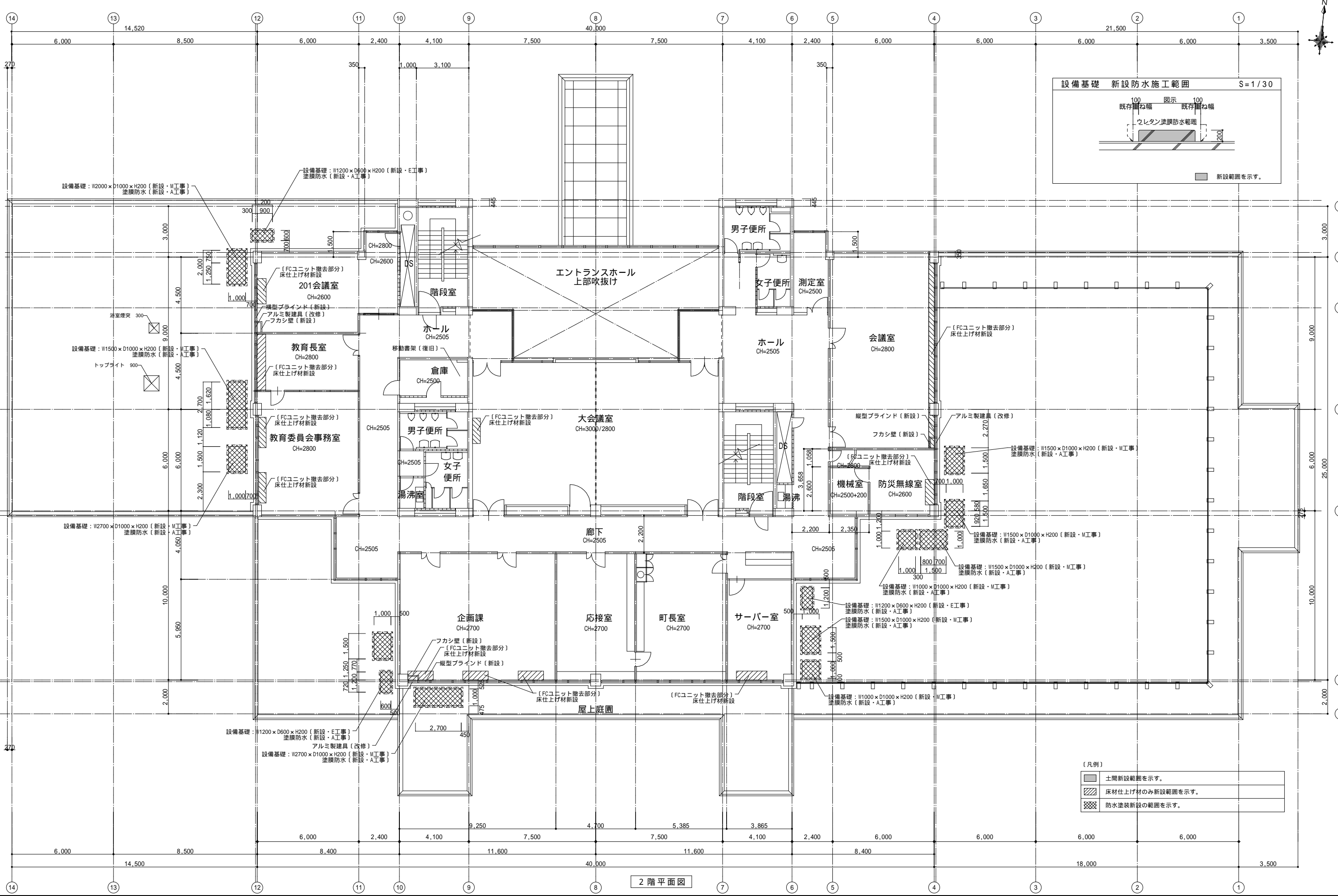
備 考	設 計 監 理 株式会社 大森一級建築士事務所 事務所 栃木県小山市若木町1丁目2番4号EL (0285)23-4464 栃木県知事登録(A字)第1098号 管理建築士 一級建築士 第84913号 大森武男	建 築 士 名 一級建築士 第84913号 大森武男	所 長 大森 武男	意 匠 大森 武男	構 造 設 備	製 図 年 月 日	工 事 名	図 番	
						R・06・03・25			益子町庁舎空調等工事
							縮 尺	図 名	18
							A1: S=1/100 A3: S=1/200		



1階平面図

(凡例)
 [Hatched Box] 土間新設範囲を示す。
 [Diagonal Lines Box] 床材仕上げ材のみ新設範囲を示す。

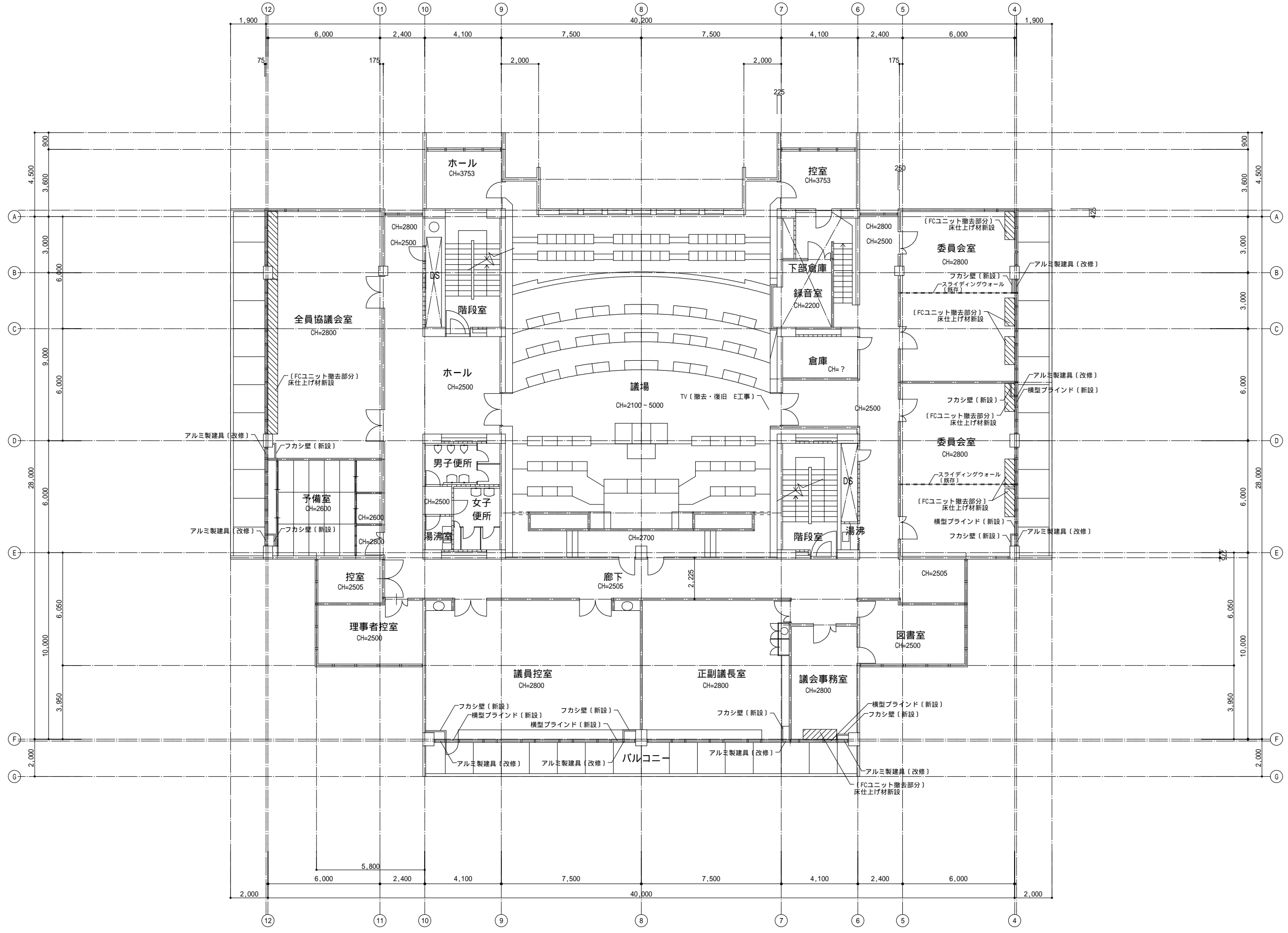
備 考	設 計 監 理 株式会社 大森一級建築士事務所 事務所 栃木県小山市若木町1丁目2番4号EL (0285)23-4464 栃木県知事登録(A字)第1098号 管理建築士 一級建築士 第84913号 大森武男	建 築 士 名 一級建築士 第84913号 大森武男	所 長 意 匠 構 造 設 備 	製 図 年 月 日 R・06・03・25 縮 尺 A1: S=1/100 A3: S=1/200	工 事 名 益子町庁舎空調等工事 図 番 A 図 名 〔改修後〕 1階平面図	19



(凡例)

	土間新設範囲を示す。
	床材仕上げ材のみ新設範囲を示す。
	防水塗装新設の範囲を示す。

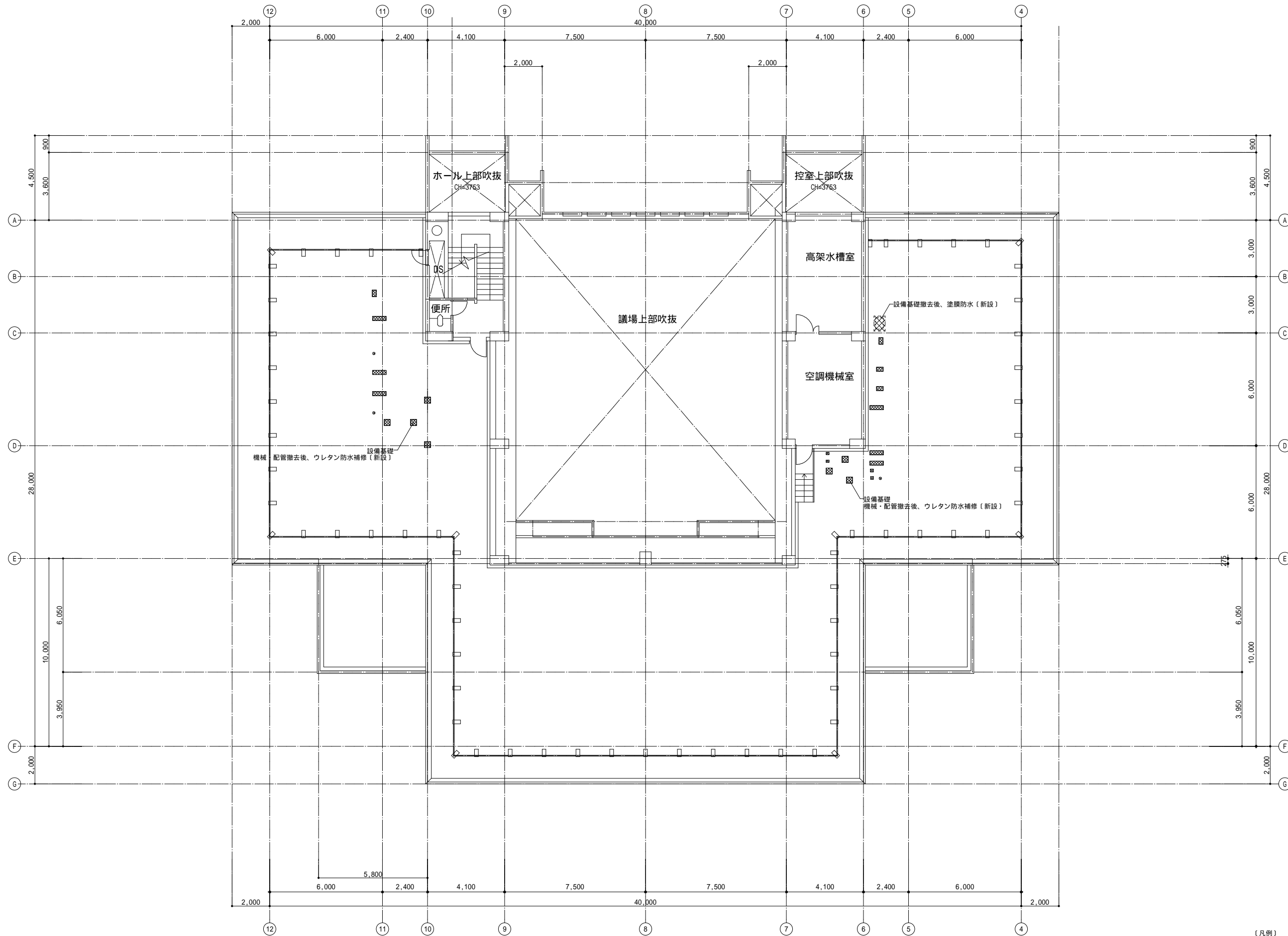
2階平面図



3階平面図

- (凡例)
- 土間新設範囲を示す。
 - 床材仕上げ材のみ新設範囲を示す。

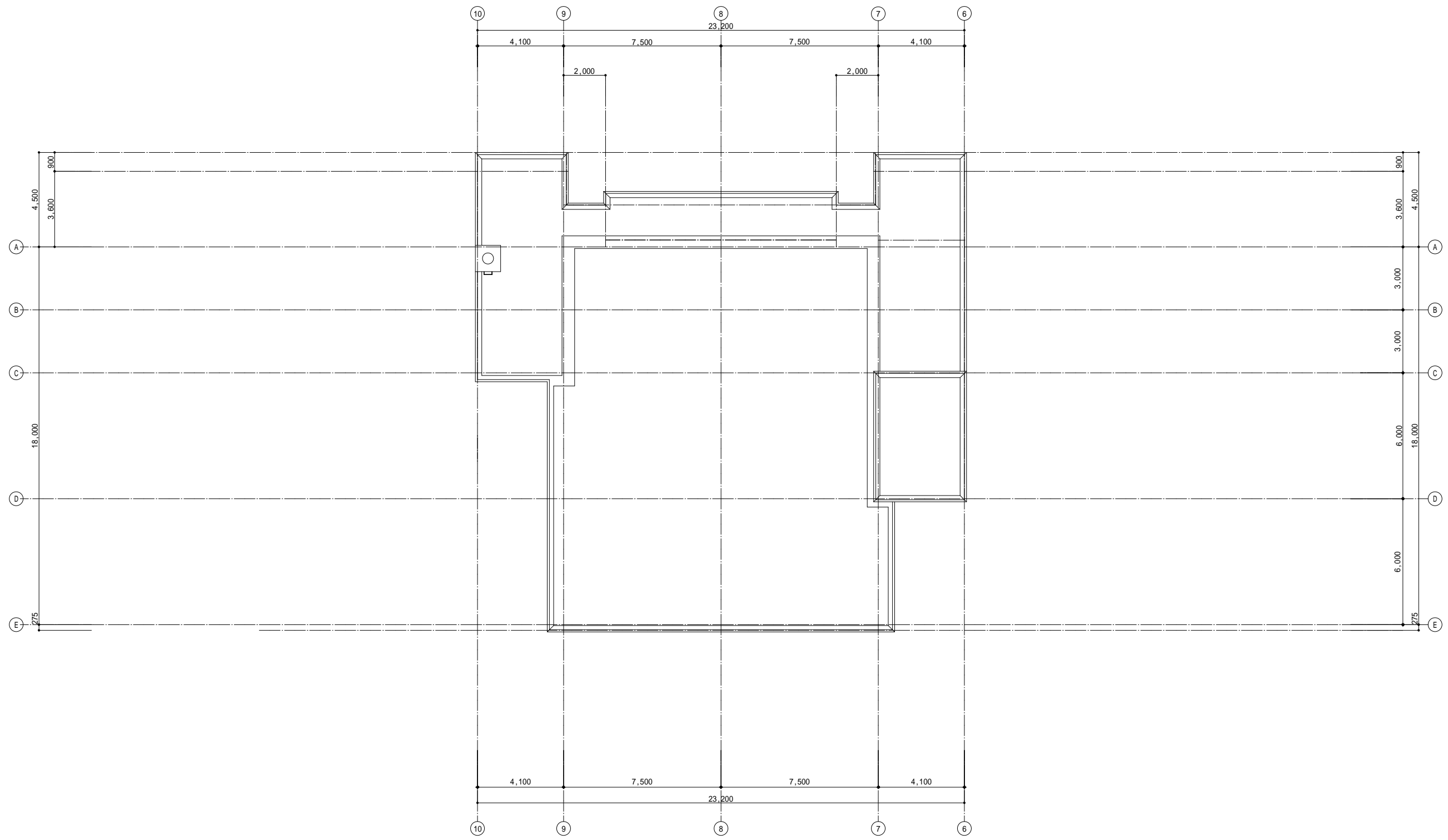
	設計 株式会社 大森一級建築士事務所 事務所 栃木県小山市若木町1丁目2番4号EL (0285)23-4464 栃木県知事登録(A字)第1098号 管理建築士 一級建築士 第84913号 大森武男	建築士 一級建築士 第84913号 大森武男	所長 大森 武男 主任 大森 博樹	製図年月日 R・06・03・25 縮尺 A1: S=1/100 A3: S=1/200	工事名 益子町庁舎空調等工事 図名 〔改修後〕 3階平面図	図番 A 21
--	---	------------------------	----------------------	---	--	----------------------



PH階平面図

- 〔凡例〕
- 土間新設範囲を示す。
 - 床材仕上げ材のみ新設範囲を示す。
 - 防水塗装新設の範囲を示す。

	設計 株式会社 大森一級建築士事務所 <small>事務所 栃木県小山市若木町1丁目23番4号EL (0285)23-4464 栃木県知事登録(A字)第1098号 管理建築士 一級建築士 第84913号 大森武男</small>	建築士 一級建築士 第84913号 大森武男	所長 大森 武男 意匠 大森 博 構造 大森 博 設備 大森 博	製図年月日 R・06・03・25 縮尺 A1: S=1/100 A3: S=1/200	工事名 益子町庁舎空調等工事 図名 (改修後) PH階平面図	図番 A 22
--	--	------------------------	---	---	-----------------------------------	------------



PH階平面図

〔凡例〕

	土間新設範囲を示す。
	床材仕上げ材のみ撤去・新設範囲を示す。
	防水塗装新設の範囲を示す。

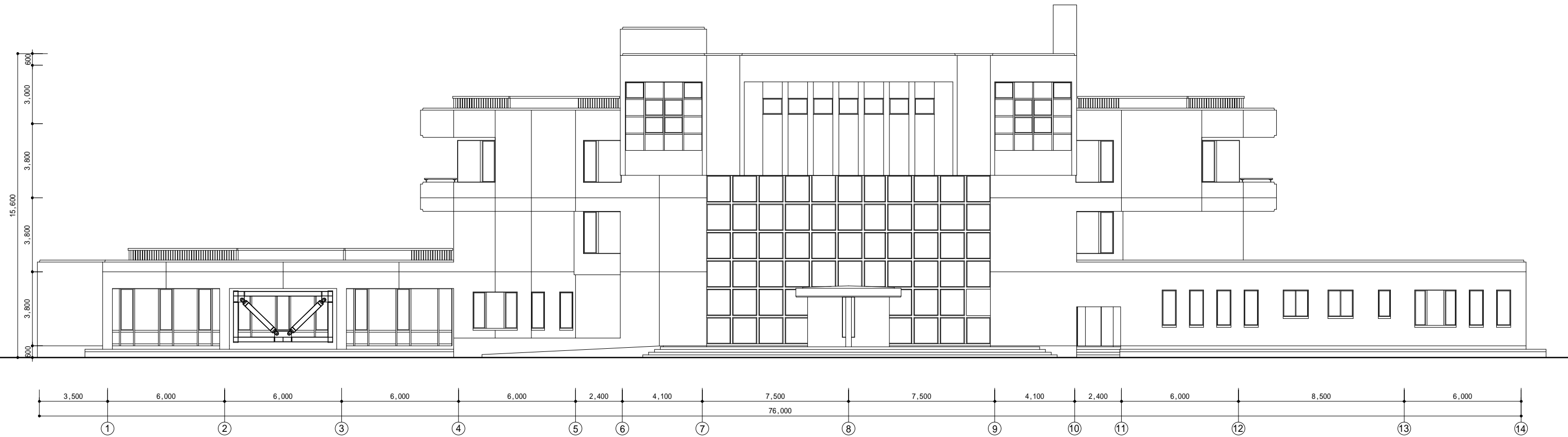
備
考

設計 株式会社 大森一級建築士事務所
 事務所 栃木県小山市若木町1丁目2番3号4号EL (0285)23-4464 栃木県知事登録(A字)第1098号
 管理建築士 一級建築士 第84913号 大森武男

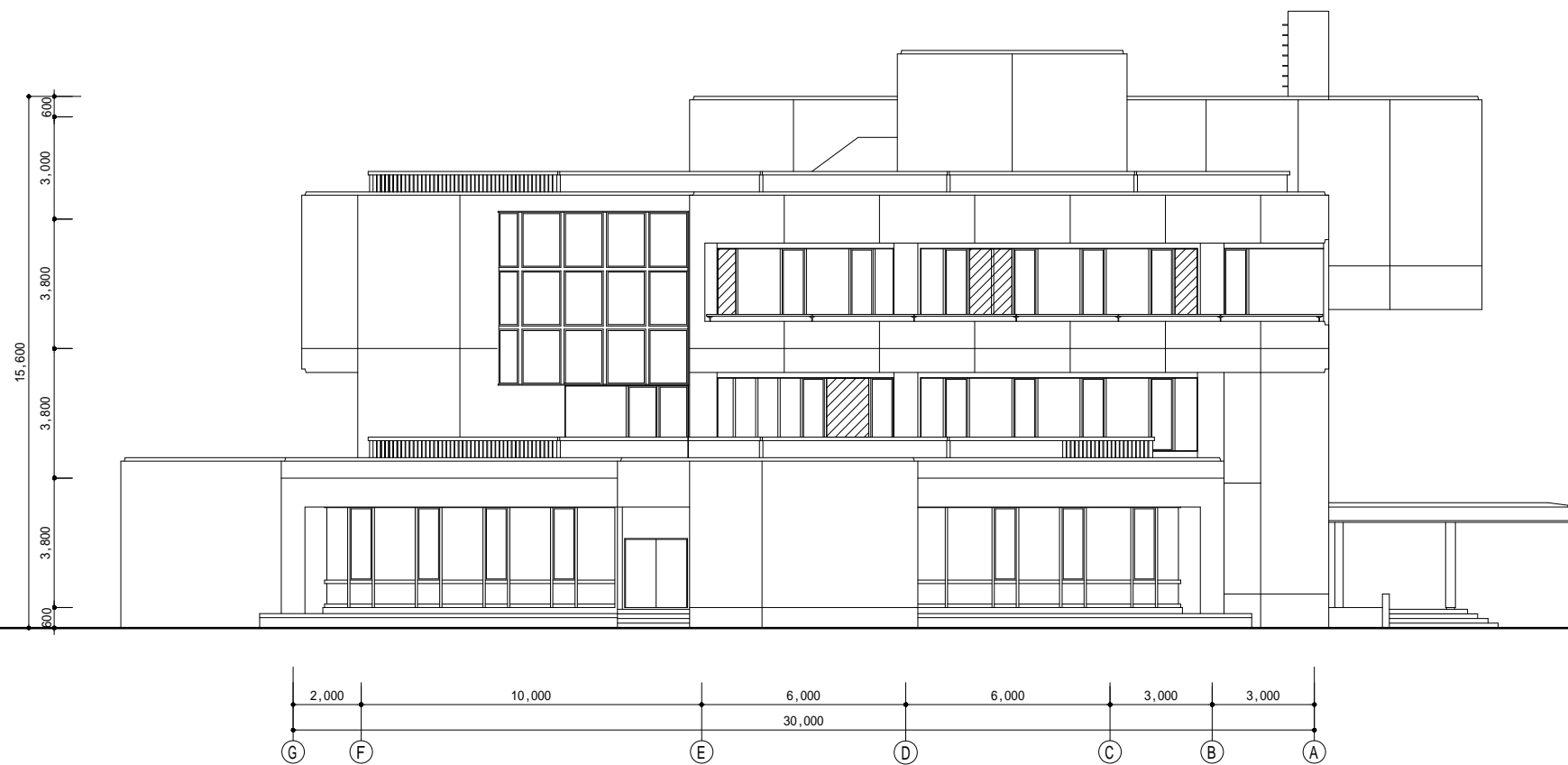
建築士 一級建築士 第84913号 大森武男

所長	大森 武男	構造	設備	製図年月日	工事名
				R・06・03・25	益子町庁舎空調等工事
				縮尺	図名
				A1: S=1/100	〔改修後〕 屋根伏図
				A3: S=1/200	

図番 A
23



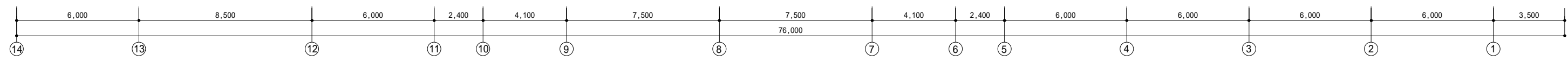
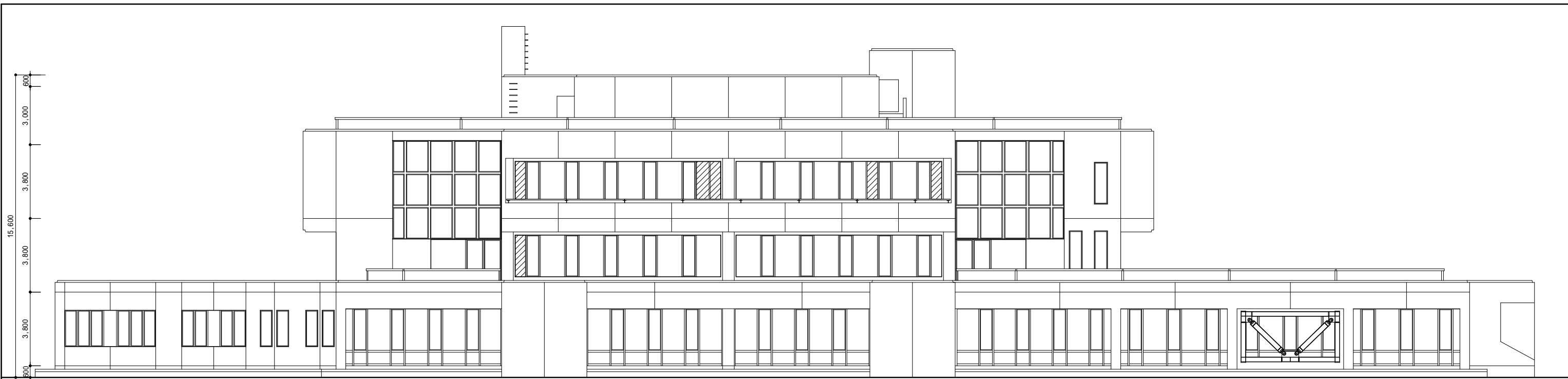
北立面図



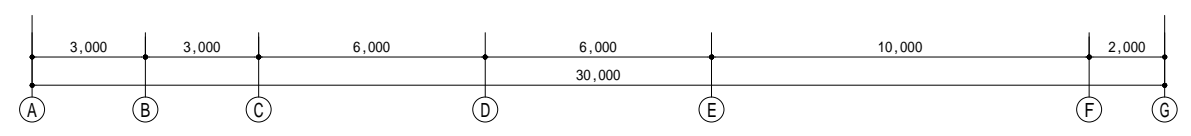
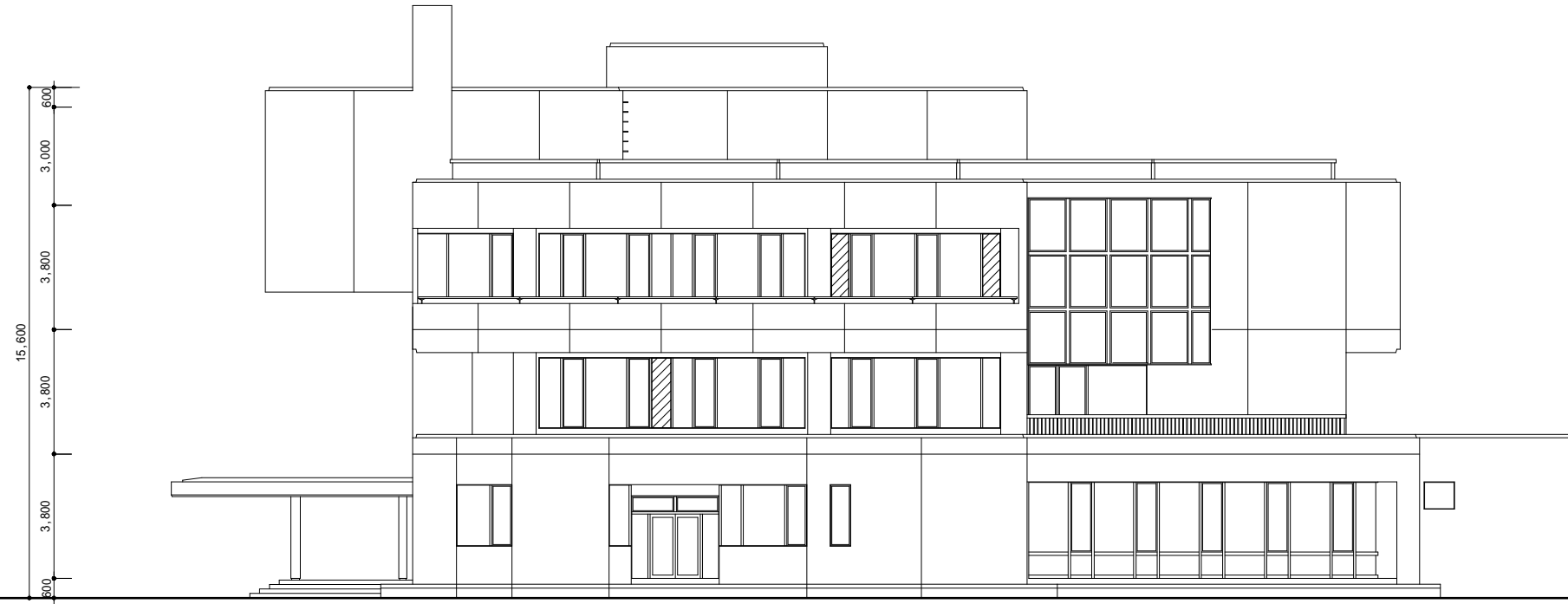
東立面図

(凡例)
 アルミ製建具改修範囲を示す。

備 考	設 計 監 理 株式会社 大森一級建築士事務所 事 務 所 栃木県小山市若木町1丁目2番4号EL (0285)23-4464 栃木県知事登録(A字)第1098号 管理建築士 一級建築士 第84913号 大森武男	建 築 士 名 一級建築士 第84913号 大森武男	所 長 大 森 武 男	意 匠 大 森 武 男	構 造 設 備	製 図 年 月 日	工 事 名	図 冊	
						R・06・03・25			益子町庁舎空調等工事
							縮 尺	図 面 名	24
							A1: S=1/100 A3: S=1/200		



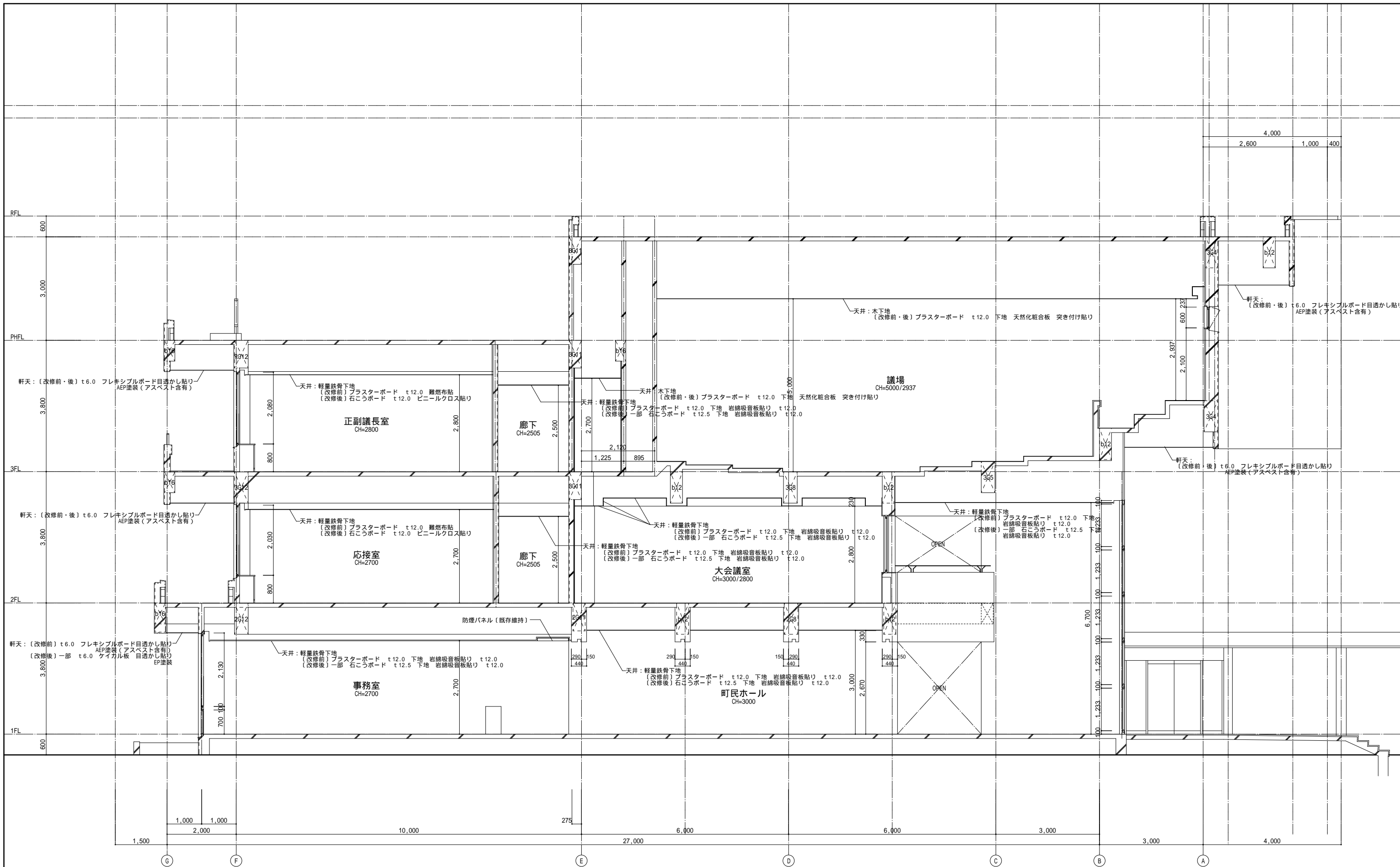
北立面図



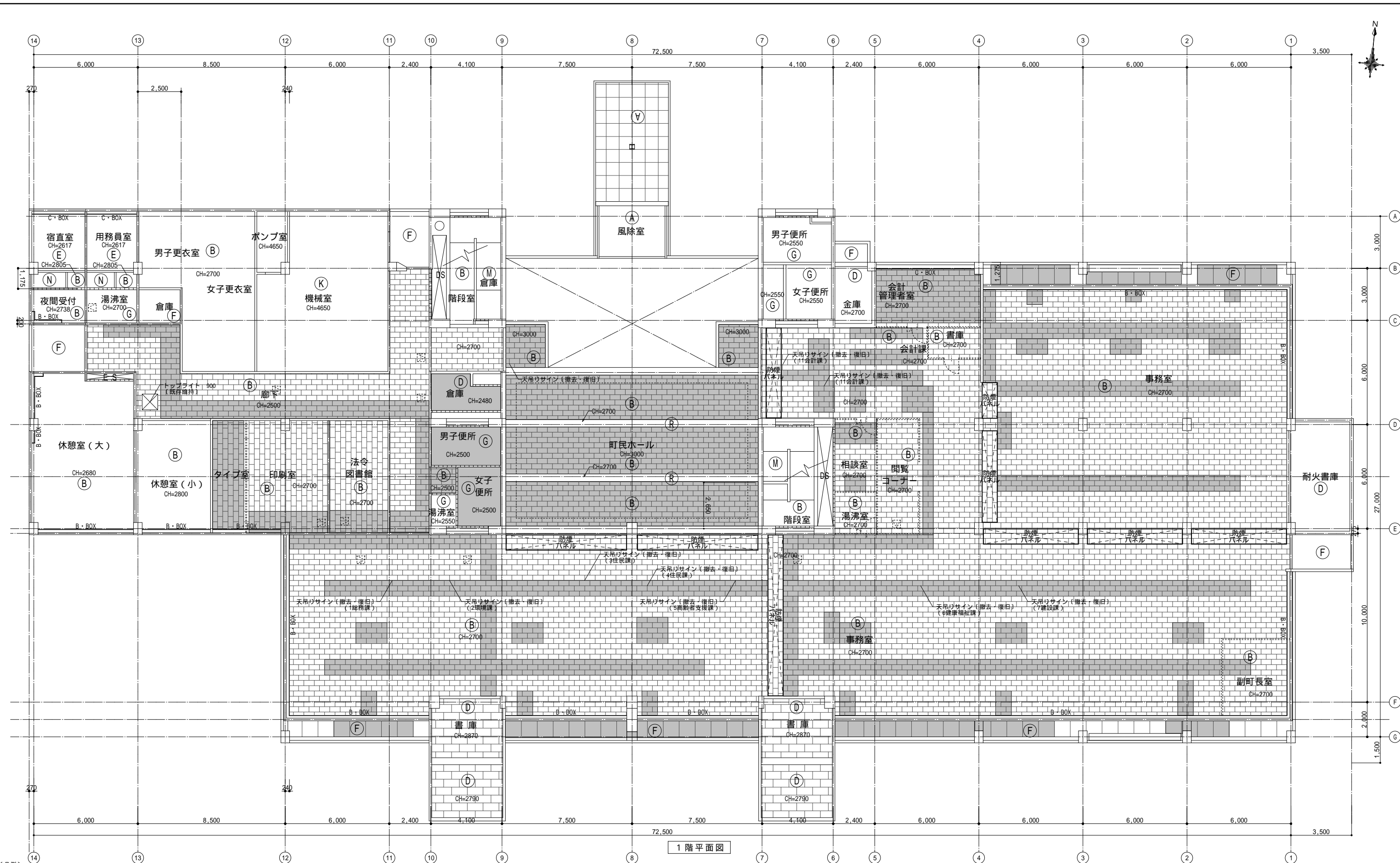
東立面図

(凡例)
 アルミ製建具改修範囲を示す。

備 考	設 計 監 理 株式会社 大森一級建築士事務所 事務所 栃木県小山市若木町1丁目2番4号EL (0285)23-4464 栃木県知事登録(A字)第1098号 管理建築士 一級建築士 第84913号 大森武男	建 築 士 名 一級建築士 第84913号 大森武男	所 長 大森 隆 意 匠 大森 隆 構 造 大森 隆 設 備 大森 隆	製 図 年 月 日 R・06・03・25	工 事 名 益子町庁舎空調等工事	図 番 A 25
				縮 尺 A1: S=1/100 A3: S=1/200	図 名 〔改修後〕立面図-2	



備 考	設 計 監 理 株式会社 大森一級建築士事務所 事務所 栃木県小山市若木町1丁目2番4号EL (0285)23-4464 栃木県知事登録(A字)第1098号 管理建築士 一級建築士 第84913号 大森武男	建 築 士 名 一級建築士 第84913号 大森武男	所 長 大森 武男	意 匠 構造 設備 製 図 年 月 日 R・06・03・25 縮 尺 A1: S=1/50 A3: S=1/100	工 事 名 益子町庁舎空調等工事 図 面 名 (改修前・後) 断面詳細図	図 番 A 26



1階平面図

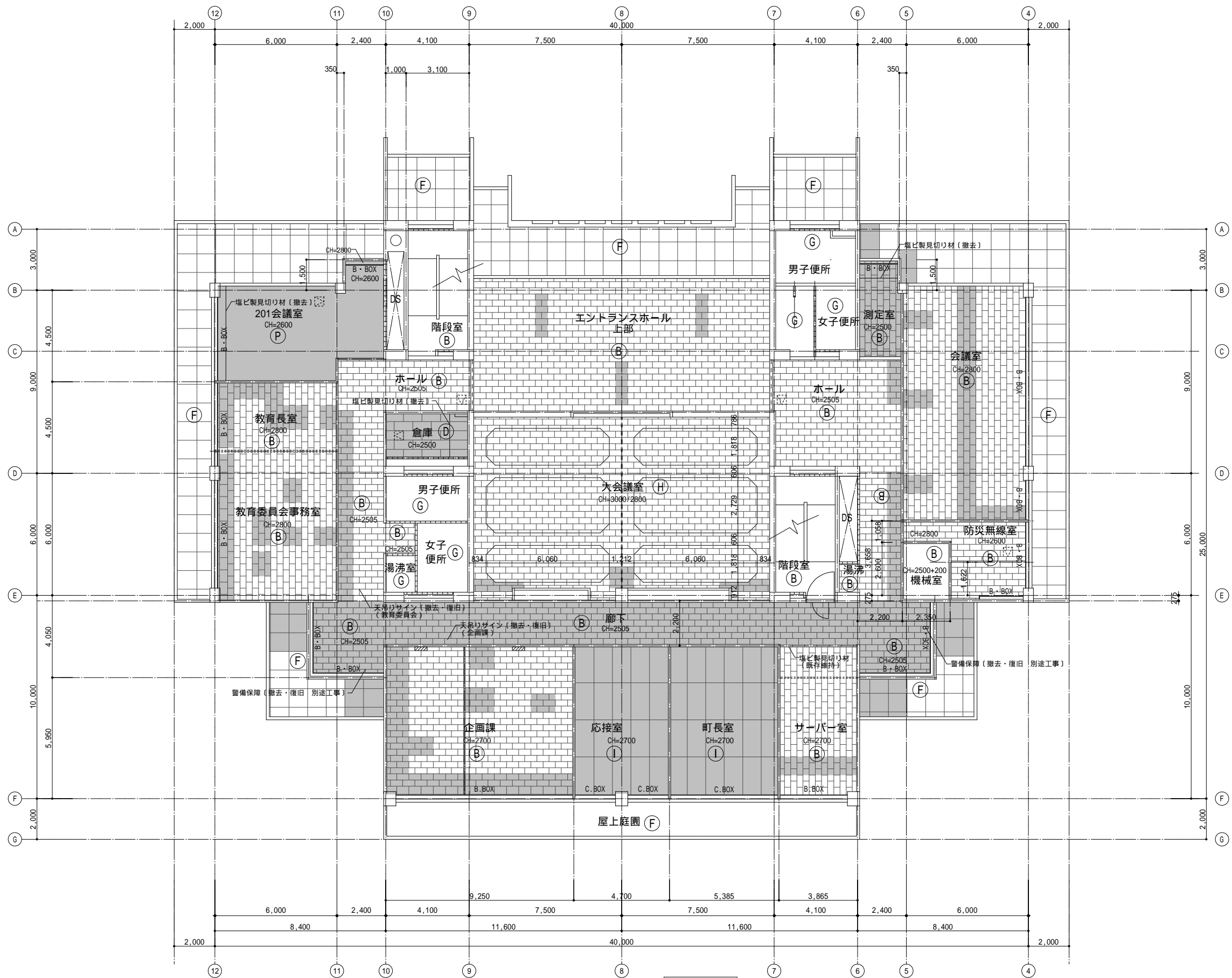
(凡例)

(A) アルミパネル t2.0 自然発色 (既存維持)	(F) フレキシブルボード t6.0 AE.P塗装	(K) 木毛セメント板 150 打込み	(P) 石こうボード t12.5の上 ビニールクロス貼り
(B) プラスターボード t12.0 下地 岩綿吸音板 t12.0	(G) フレキシブルボード t6.0 OP塗装	(L) 木毛セメント板 130 打込み	(R) コンクリート打放シの上EP塗装
(C) プラスターボード t12.0 下地 岩綿吸音板 t12.0 OP吹付	(H) プラスターボード t12.0 寒冷紗貼り 着色ヒル石	(M) コンクリート打放シ	可動式防煙垂れ壁
(D) ジプトーン t12.0	(I) プラスターボード t12.0 難燃布貼り	(N) プラスターボード t12.0 素地	天井点検口 450角 (既存)
(E) 化粧プラスターボード t12.0 敷目貼り	(J) プラスターボード t12.0 下地 天然化粧合板 突き付け貼り	(O) プラスターボード t12.0 下地 岩綿吸音板 t12.0 EP吹付	天井点検口 600角 (新設)
			C-BOX カーテンボックス B-BOX ブラインドボックス

(凡例)

■	天井材 (軽量鉄骨下地材含む) の撤去範囲を示す。
▨	天井仕上げ材+下地ボードのみ撤去範囲を示す。
▩	仕上げ材 (クロス材) のみ撤去範囲を示す。

備 考	設 計 監 理 株式会社 大森 一級建築士事務所 事務所 栃木県小山市若木町1丁目2番4号EL (0285)23-4464 栃木県知事登録(A字)第1098号 管理建築士 一級建築士 第84913号 大森武男	建 一級建築士 第84913号 大森武男 築 名	所 長 大森 武男 意 匠 大森 武男 構 造 大森 武男 設 備 大森 武男	製 図 年 月 日 R・06・03・25 縮 尺 A1 : S=1/100 A3 : S=1/200	工 事 名 益子町庁舎空調等工事 図 番 A	改 修 前 1階天井伏図 27




2階平面図

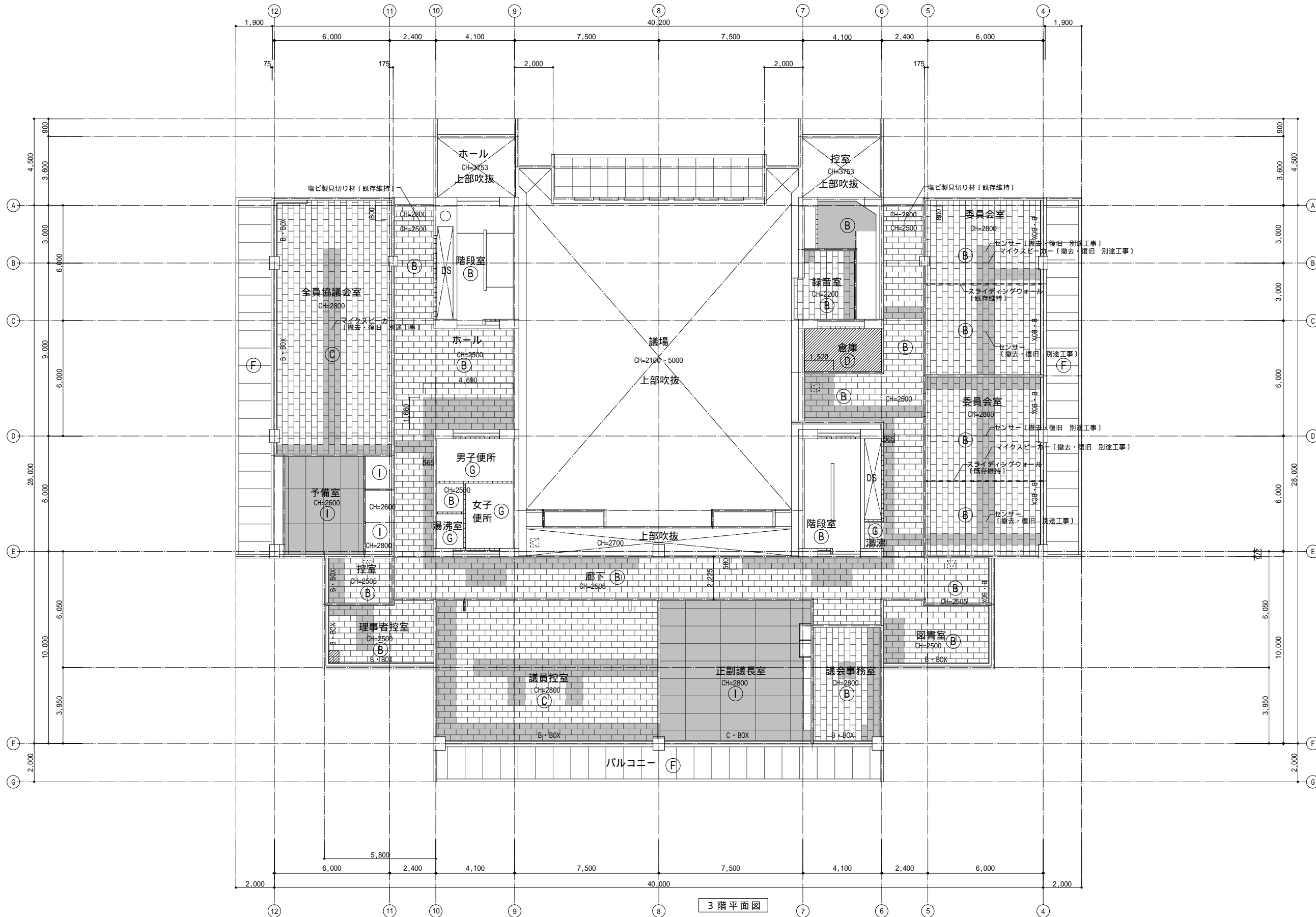
〔凡例〕

(A) アルミパネル t2.0 自然発色 (既存維持)	(F) フレキシブルボード t6.0 AE.P塗装	(K) 木毛セメント板 t50 打込み	(P) 石こうボード t=12.5の上 ビニールクロス貼り
(B) プラスターボード t12.0 下地 岩綿吸音板 t12.0	(G) フレキシブルボード t6.0 OP塗装	(L) 木毛セメント板 130 打込み	(R) コンクリート打放シの上EP塗装
(C) プラスターボード t12.0 下地 岩綿吸音板 t12.0 OP吹付	(H) プラスターボード t12.0 寒冷紗貼り 着色ヒル石	(M) コンクリート打放シ	可動式防煙垂れ壁
(D) ジブトーン t12.0	(I) プラスターボード t12.0 難燃布貼り	(N) プラスターボード t12.0 素地	天井点検口 450角 (既存)
(E) 化粧プラスターボード t12.0 敷目貼り	(J) プラスターボード t12.0 下地 天然化粧合板 突き付け貼り	(O) プラスターボード t12.0 下地 岩綿吸音板 t12.0 EP吹付	天井点検口 600角 (新設)
			C・BOX カーテンボックス B・BOX ブラインドボックス

〔凡例〕

■	天井材 (軽量鉄骨下地材含む) の撤去範囲を示す。
▨	天井仕上げ材+下地ボードのみ撤去範囲を示す。
▩	仕上げ材 (クロス材) のみ撤去範囲を示す。

備 考	 設計 株式会社 大森一級建築士事務所 事務所 栃木県小山市若木町1丁目23番4号EL (0285)23-4464 栃木県知事登録(A字)第1098号 管理建築士 一級建築士 第84913号 大森武男	建 一級建築士 第84913号 大森武男 築 名	所長 大森 武男 	製 図 年 月 日 R・06・03・25 縮 尺 A1 : S=1/100 A3 : S=1/200	工 事 名 益子町庁舎空調等工事 図 番 A



3階平面図

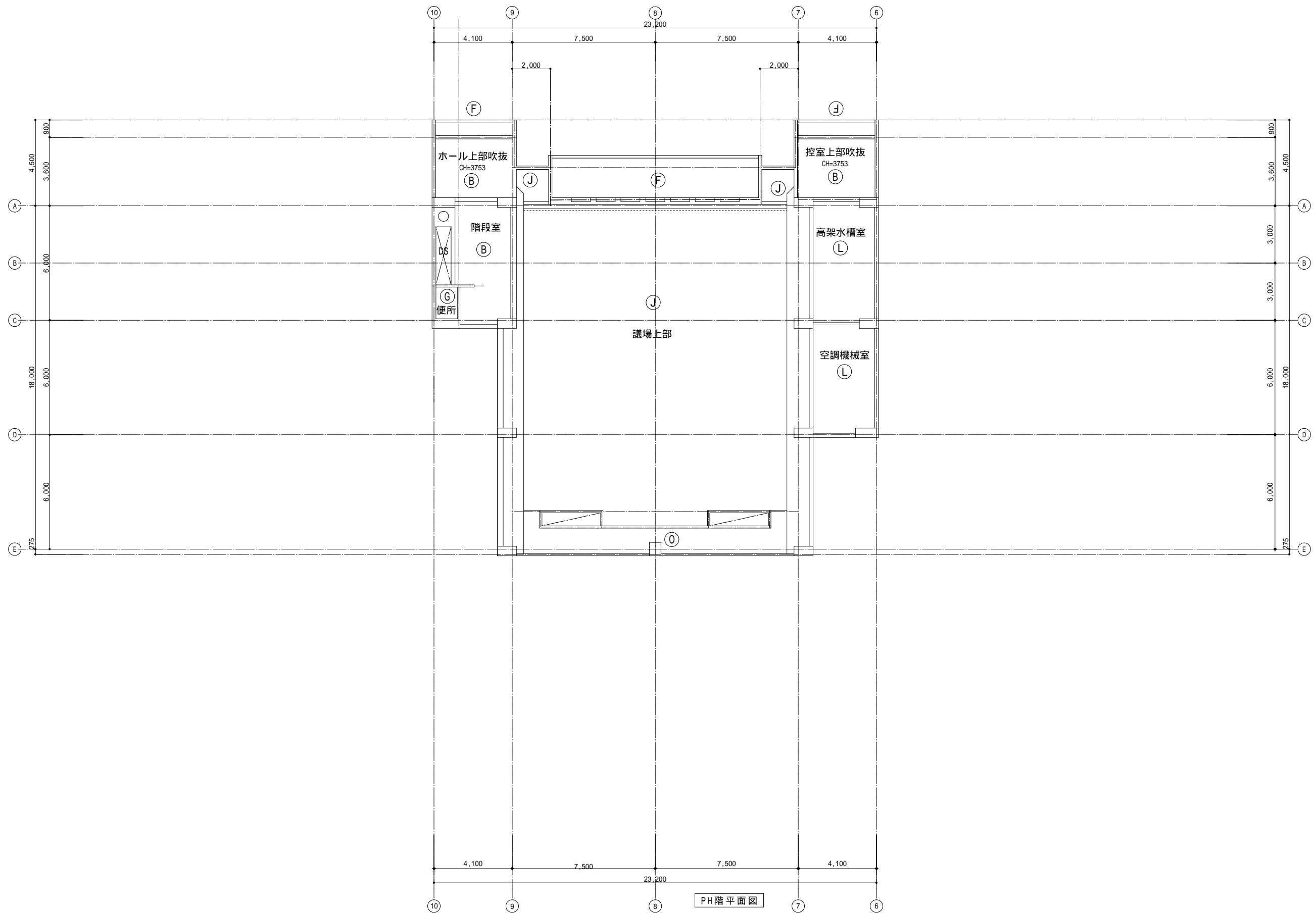
〔凡例〕

(A) アルミパネル t2.0 自然発色 (既存維持)	(F) フレキシブルボード t6.0 AE・P塗装	(K) 木毛セメント板 t50 打込み	(P) 石こうボード t=12.5の上 ビニールクロス貼り
(B) プラスターボード t12.0 下地 岩綿吸音板 t12.0	(G) フレキシブルボード t6.0 OP塗装	(L) 木毛セメント板 t30 打込み	(R) コンクリート打放シの上EP塗装
(C) プラスターボード t12.0 下地 岩綿吸音板 t12.0 OP吹付	(H) プラスターボード t12.0 寒冷紗貼り 着色ヒル石	(M) コンクリート打放シ	可動式防煙垂れ壁
(D) ジブトーン t12.0	(I) プラスターボード t12.0 難燃布貼り	(N) プラスターボード t12.0 素地	天井点検口 450角 (既存)
(E) 化粧プラスターボード t12.0 敷目貼り	(J) プラスターボード t12.0 下地 天然化粧合板 突き付け貼り	(O) プラスターボード t12.0 下地 岩綿吸音板 t12.0 EP吹付	天井点検口 600角 (新設)
			C・BOX カーテンボックス B・BOX ブラインドボックス

〔凡例〕

■	天井材 (軽量鉄骨下地材含む) の撤去範囲を示す。
▨	天井仕上げ材+下地ボードのみ撤去範囲を示す。
▩	仕上げ材 (クロス材) のみ撤去範囲を示す。

備 考	設 計 監 理 株式会社 大森 一級建築士事務所 事務所 栃木県小山市若木町1丁目2番4号EL (0285)23-4464 栃木県知事登録(A字)第1098号 管理建築士 一級建築士 第84913号 大森武男	建 一級建築士 第84913号 大森武男 築 名	所 長 大森 武男 意 匠 大森 武男 構 造 大森 武男 設 備 大森 武男	製 図 年 月 日 R・06・03・25 縮 尺 A1: S=1/100 A3: S=1/200	工 事 名 益子町庁舎空調等工事 図 番 A



PH階平面図

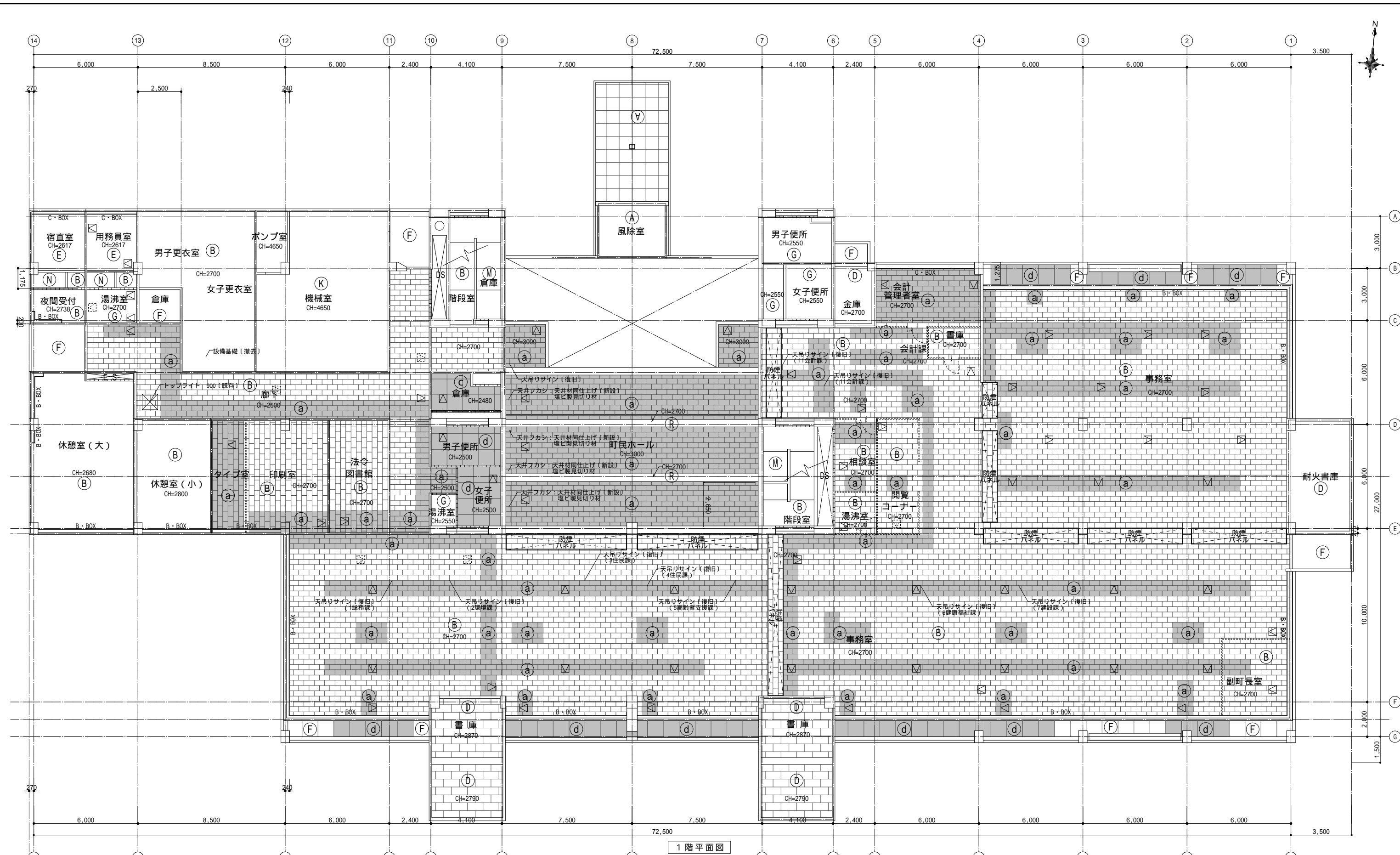
〔凡例〕

(A) アルミパネル t2.0 自然発色 (既存維持)	(F) フレキシブルボード t=6.0 AE.P塗装	(K) 木毛セメント板 150 打込み	(P) 石こうボード t=12.5の上 ビニールクロス貼り
(B) プラスターボード t12.0 下地 岩綿吸音板 t12.0	(G) フレキシブルボード t=6.0 OP塗装	(L) 木毛セメント板 130 打込み	(R) コンクリート打放シの上EP塗装
(C) プラスターボード t12.0 下地 岩綿吸音板 t12.0 OP吹付	(H) プラスターボード t=12.0 寒冷紗貼り 着色ヒル石	(M) コンクリート打放シ	可動式防煙垂れ壁
(D) ジプトーン t12.0	(I) プラスターボード t=12.0 難燃布貼り	(N) プラスターボード t12.0 素地	天井点検口 450角 (既存)
(E) 化粧プラスターボード t12.0 敷目貼り	(J) プラスターボード t12.0 下地 天然化粧合板 突き付け貼り	(O) プラスターボード t12.0 下地 岩綿吸音板 t12.0 EP吹付	天井点検口 600角 (新設)
		(Q) プラスターボード t12.0 下地 岩綿吸音板 t12.0 EP吹付	C-BOX カーテンボックス
			B-BOX ブラインドボックス

〔凡例〕

	天井材 (軽量鉄骨下地材含む) の撤去範囲を示す。
	天井仕上げ材+下地ボードのみ撤去範囲を示す。
	仕上げ材 (クロス材) のみ撤去範囲を示す。

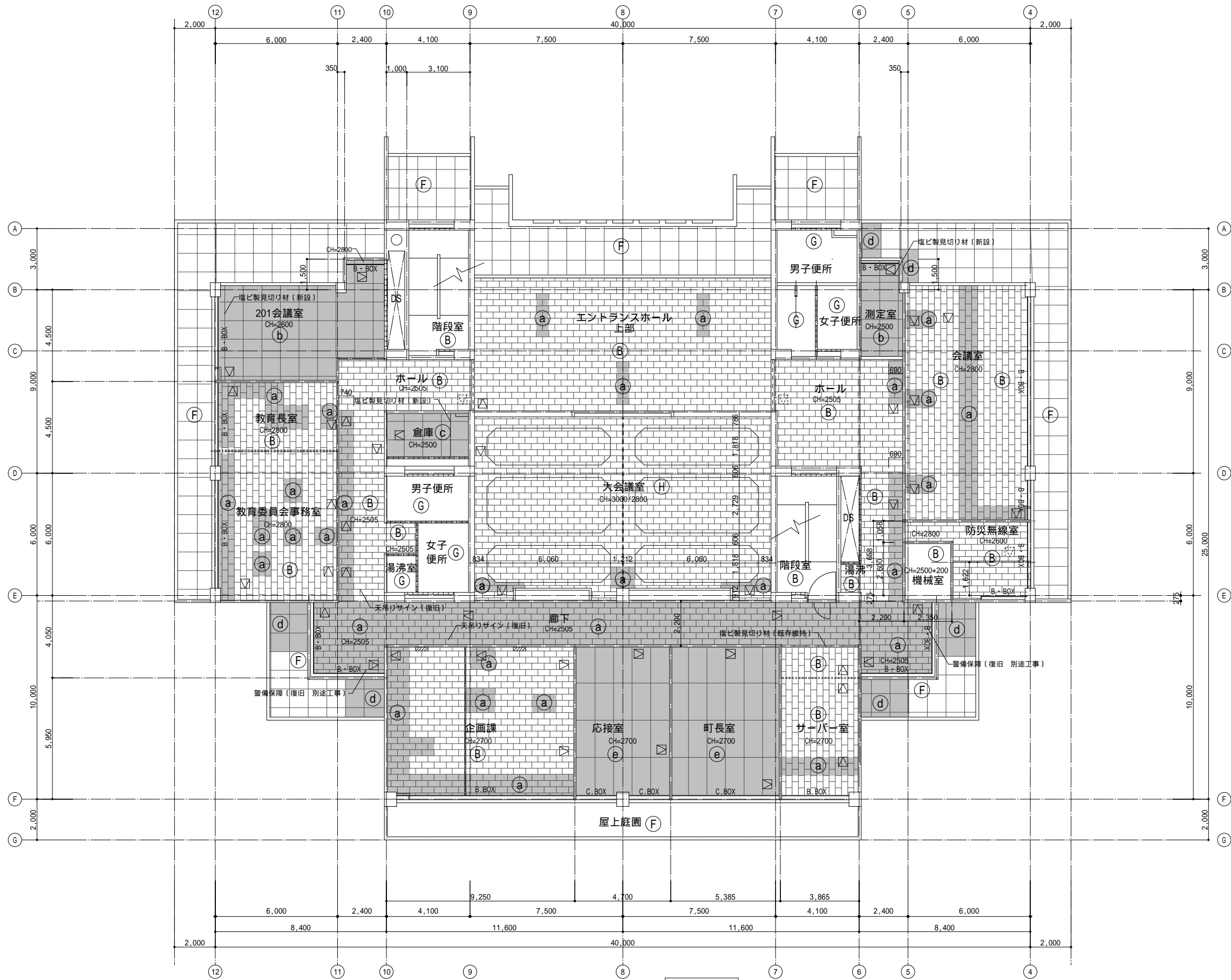
備 考	設 計 監 理 株式会社 大森 一級建築士事務所 事 務 所 栃木県小山市若木町1丁目2番4号EL (0285)23-4464 栃木県知事登録(A字)第1098号 管理建築士 一級建築士 第84913号 大森武男	建 築 一級建築士 第84913号 大森武男 土 工 第84913号 大森武男	所 長 大森 武男 意 匠 大森 武男 構 造 大森 武男 設 備 大森 武男	製 図 年 月 日 R・06・03・25 縮 尺 A1: S=1/100 A3: S=1/200	工 事 名 益子町庁舎空調等工事 図 名 (改修前) PH階天井伏図	図 番 A 30



1階平面図

(凡例)	(A) アルミパネル t2.0 自然発色 (既存維持)	(F) フレキシブルボード t6.0 AE.P塗装	(K) 木毛セメント板 150 打込み	(P) 石こうボード t12.5の上 ビニールクロス貼り	(a) 石こうボード t12.5 下地 岩綿吸音板 t12.0 フラット
(B) プラスターボード t12.0 下地 岩綿吸音板 t12.0	(G) フレキシブルボード t6.0 OP塗装	(L) 木毛セメント板 130 打込み	(R) コンクリート打放シの上EP塗装	(b) 化粧石膏ボード t9.5	(c) 不燃積層せっこうボード張り t9.5 (化粧有り)
(C) プラスターボード t12.0 下地 岩綿吸音板 t12.0 OP吹付	(H) プラスターボード t12.0 寒冷紗貼り 着色ヒル石	(M) コンクリート打放シ	(S) 可動式防煙垂れ壁	(d) ケイカル板 t6.0 EP塗装	(e) 石こうボード t12.5 下地 ビニールクロス貼り (中級品)
(D) ジプトーン t12.0	(I) プラスターボード t12.0 難燃布貼り	(N) プラスターボード t12.0 素地	(T) 天井点検口 450角 (既存)	(f) 天井点検口 600角 (新設)	(凡例)
(E) 化粧プラスターボード t12.0 敷目貼り	(J) プラスターボード t12.0 下地 天然化粧合板 突き付け貼り	(O) プラスターボード t12.0 下地 岩綿吸音板 t12.0 OP吹付	(C-BOX) カーテンボックス	(B-BOX) ブラインドボックス	■ 天井材 (軽量鉄骨下地材含む) の新設範囲を示す。

設計 株式会社 大森一級建築士事務所 事務所 栃木県小山市若木町1丁目2番4号EL (0285)23-4464 栃木県知事登録(Aチ)第1098号 管理建築士 一級建築士 第84913号 大森武男	一級建築士 第84913号 大森武男	所長 大森 武男 主任 大森 博 構造 大森 博 設備 大森 博	製図年月日 R・06・03・25	工事名 益子町庁舎空調等工事	図 A
			縮尺 A1: S=1/100 A3: S=1/200	図 名 【改修後】1階天井伏図	



2階平面図

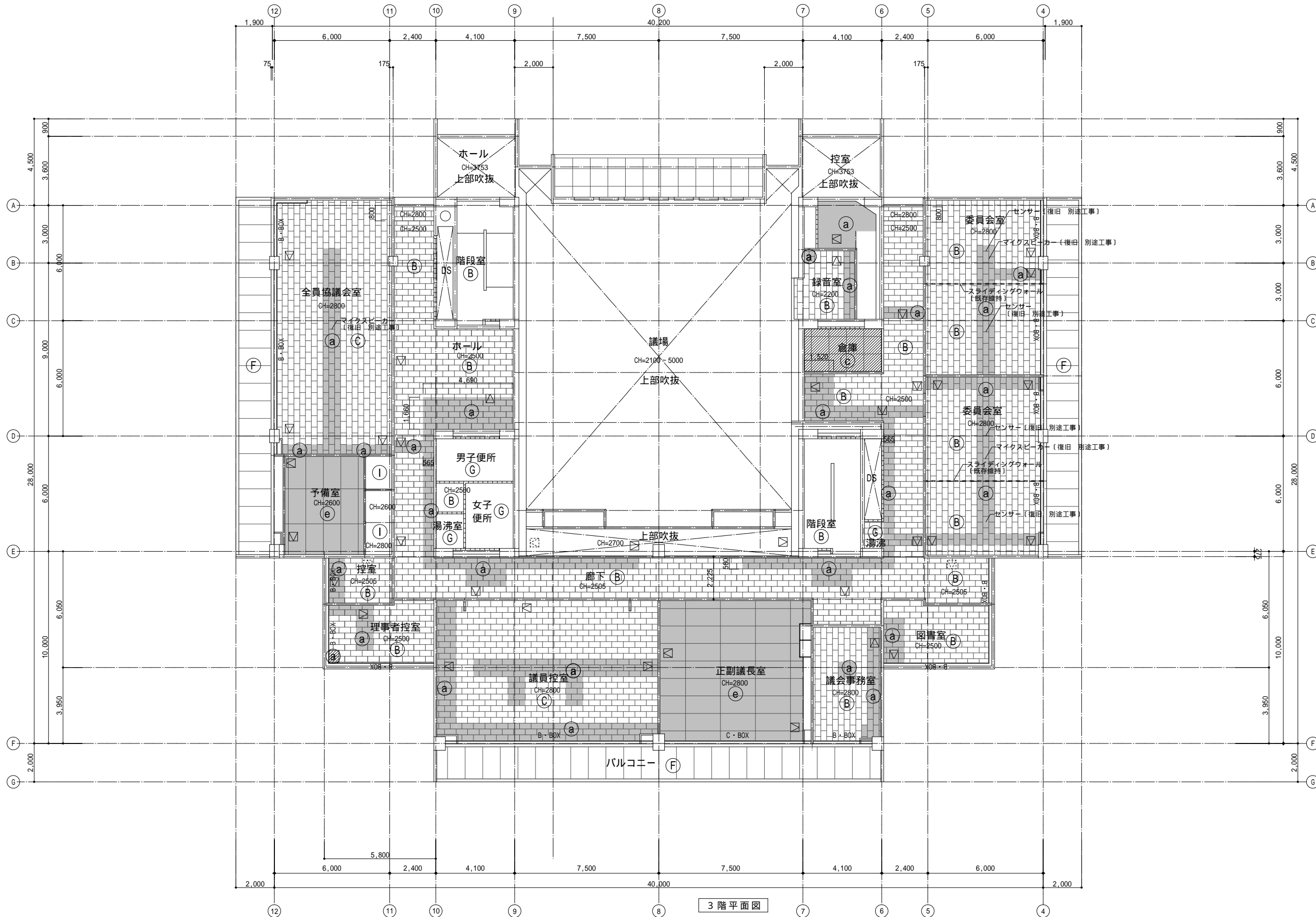
【凡例】

(A) アルミパネル t2.0 自然発色 (既存維持)	(F) フレキシブルボード t6.0 AE.P塗装	(K) 木毛セメント板 t50 打込み	(P) 石こうボード t=12.5の上 ビニールクロス貼り	(a) 石こうボード t12.5 下地 岩綿吸音板 t12.0 フラット
(B) プラスターボード t12.0 下地 岩綿吸音板 t12.0	(G) フレキシブルボード t6.0 OP塗装	(L) 木毛セメント板 130 打込み	(R) コンクリート打放シの上EP塗装	(b) 化粧石膏ボード t9.5
(C) プラスターボード t12.0 下地 岩綿吸音板 t12.0 OP吹付	(H) プラスターボード t12.0 寒冷紗貼り 着色ヒル石	(M) コンクリート打放シ	(S) 可動式防煙垂れ壁	(c) 不燃積層せっこうボード張り t9.5 (化粧有り)
(D) ジブトーン t12.0	(I) プラスターボード t12.0 難燃布貼り	(N) プラスターボード t12.0 素地	(T) 天井点検口 450角 (既存)	(d) ケイカル板 t6.0 EP塗装
(E) 化粧プラスターボード t12.0 敷目貼り	(J) プラスターボード t12.0下地 天然化粧合板 突き付け貼り	(O) プラスターボード t12.0 下地 岩綿吸音板 t12.0 EP吹付	(U) 天井点検口 600角 (新設)	(e) 石こうボード t12.5 下地 ビニールクロス貼り (中級品)
			(V) カーテンボックス	
			(W) B-BOX	
			(X) B-BOX	

【凡例】

	天井材 (軽量鉄骨下地材含む) の新設範囲を示す。
	天井仕上げ材+下地ボードのみ新設範囲を示す。
	仕上げ材 (クロス材) のみ新設の範囲を示す。

備 考	設 計 監 理 株式会社 大森一級建築士事務所 事務所 栃木県小山市若木町1丁目23番4号EL (0285)23-4464 栃木県知事登録(A字)第1098号 管理建築士 一級建築士 第84913号 大森武男	建 築 士 名 一級建築士 第84913号 大森武男	所 長 大森 武男	製 図 年 月 日 R・06・03・25 縮 尺 A1:S=1/100 A3:S=1/200	工 事 名 益子町庁舎空調等工事 (改修後)2階天井伏図	図 番 A



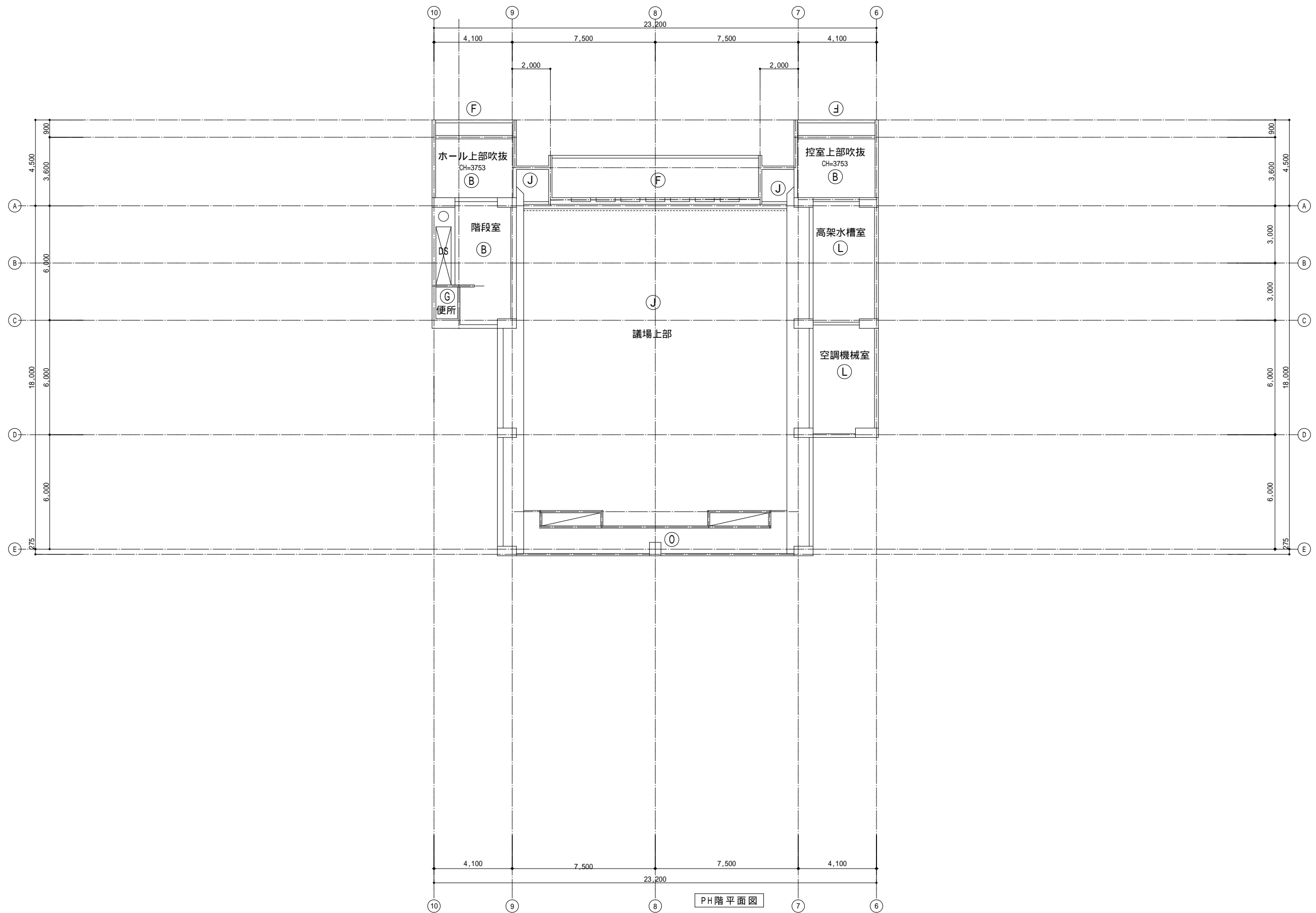
3階平面図

(凡例)

(A) アルミパネル t2.0 自然発色 (既存維持)	(F) フレキシブルボード t6.0 AE.P塗装	(K) 木毛セメント板 t50 打込み	(P) 石こうボード t12.5の上 ビニールクロス貼り	(a) 石こうボード t12.5 下地 岩綿吸音板 t12.0 フラット
(B) プラスターボード t12.0 下地 岩綿吸音板 t12.0	(G) フレキシブルボード t6.0 OP塗装	(L) 木毛セメント板 t30 打込み	(R) コンクリート打放シの上EP塗装	(b) 化粧石膏ボード t9.5
(C) プラスターボード t12.0 下地 岩綿吸音板 t12.0 OP吹付	(H) プラスターボード t12.0 寒冷紗貼り 着色ヒル石	(M) コンクリート打放シ	(S) 可動式防煙垂れ壁	(c) 不燃積層せっこうボード張り t9.5 (化粧有り)
(D) ジブトーン t12.0	(I) プラスターボード t12.0 難燃布貼り	(N) プラスターボード t12.0 素地	(T) 天井点検口 450角 (既存)	(d) ケイカル板 t6.0 EP塗装
(E) 化粧プラスターボード t12.0 敷目貼り	(J) プラスターボード t12.0下地 天然化粧合板 突き付け貼り	(O) プラスターボード t12.0 下地 岩綿吸音板 t12.0 EP吹付	(U) 天井点検口 600角 (新設)	(e) 石こうボード t12.5 下地 ビニールクロス貼り (中級品)
			(C・BOX) カーテンボックス	
			(B・BOX) ブラインドボックス	

■	天井材 (軽量鉄骨下地材含む) の新設範囲を示す。
▨	天井仕上げ材+下地ボードのみ新設範囲を示す。
▩	仕上げ材 (クロス材) のみ新設の範囲を示す。

備 考	設 計 監 理 株式会社 大森 一級建築士事務所 事務所 栃木県小山市若木町1丁目2番4号EL (0285)23-4464 栃木県知事登録(A字)第1098号 管理建築士 一級建築士 第84913号 大森武男	建 一級建築士 第84913号 大森武男 築 名	所 長 武 大 森 監 理 大 森 武 男	製 図 年 月 日 R・06・03・25 縮 尺 A1: S=1/100 A3: S=1/200	工 事 名 益子町庁舎空調等工事 図 番 A



PH階平面図

〔凡例〕

〔A〕 アルミパネル t2.0 自然発色〔既存維持〕	〔F〕 フレキシブルボード t6.0 AE.P塗装	〔K〕 木毛セメント板 t50 打込み	〔P〕 石こうボード t=12.5の上 ビニールクロス貼り	〔⑨〕 石こうボード t12.5 下地 岩綿吸音板 t12.0 フラット
〔B〕 プラスターボード t12.0 下地 岩綿吸音板 t12.0	〔G〕 フレキシブルボード t6.0 OP塗装	〔L〕 木毛セメント板 t30 打込み	〔R〕 コンクリート打放シの上EP塗装	〔D〕 化粧石膏ボード t9.5
〔C〕 プラスターボード t12.0 下地 岩綿吸音板 t12.0 OP吹付	〔H〕 プラスターボード t12.0 寒冷紗貼り 着色ヒル石	〔M〕 コンクリート打放シ	〔S〕 可動式防煙垂れ壁	〔E〕 不燃積層せっこうボード張り t9.5(化粧有り)
〔D〕 ジブトーン t12.0	〔I〕 プラスターボード t12.0 難燃布貼り	〔N〕 プラスターボード t12.0 素地	〔T〕 天井点検口 450角〔既存〕	〔④〕 ケイカル板 t6.0 EP塗装
〔E〕 化粧プラスターボード t12.0 敷目貼り	〔J〕 プラスターボード t12.0下地 天然化粧合板 突き付け貼り	〔O〕 プラスターボード t12.0 下地 岩綿吸音板 t12.0 EP吹付	〔C-BOX〕 カーテンボックス	〔⑧〕 石こうボード t12.5 下地 ビニールクロス貼り(中級品)
			〔B-BOX〕 ブラインドボックス	

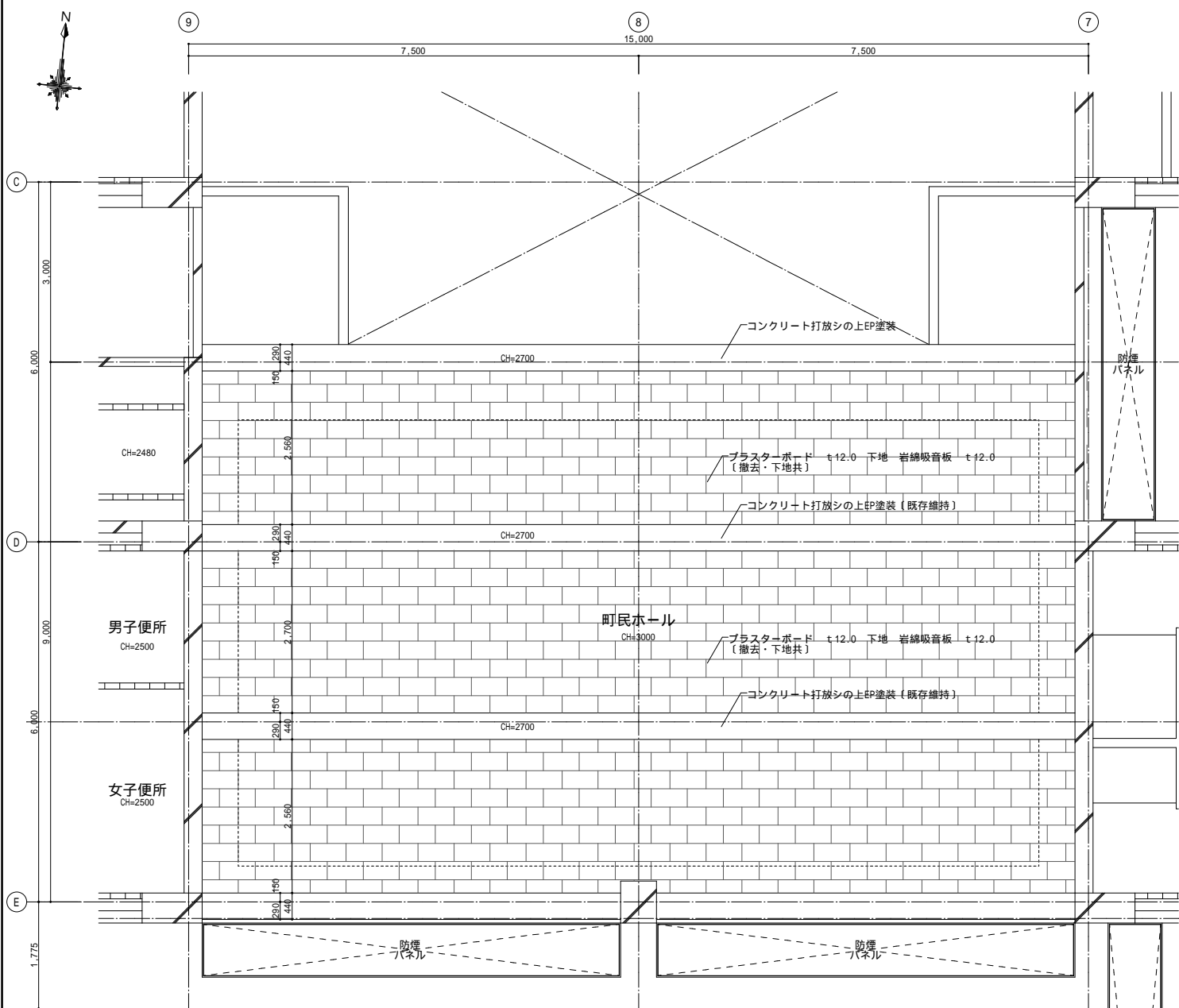
〔凡例〕

■	天井材(軽量鉄骨下地材含む)の新設範囲を示す。
▨	天井仕上げ材+下地ボードのみ新設範囲を示す。
▩	仕上げ材(クロス材)のみ新設の範囲を示す。

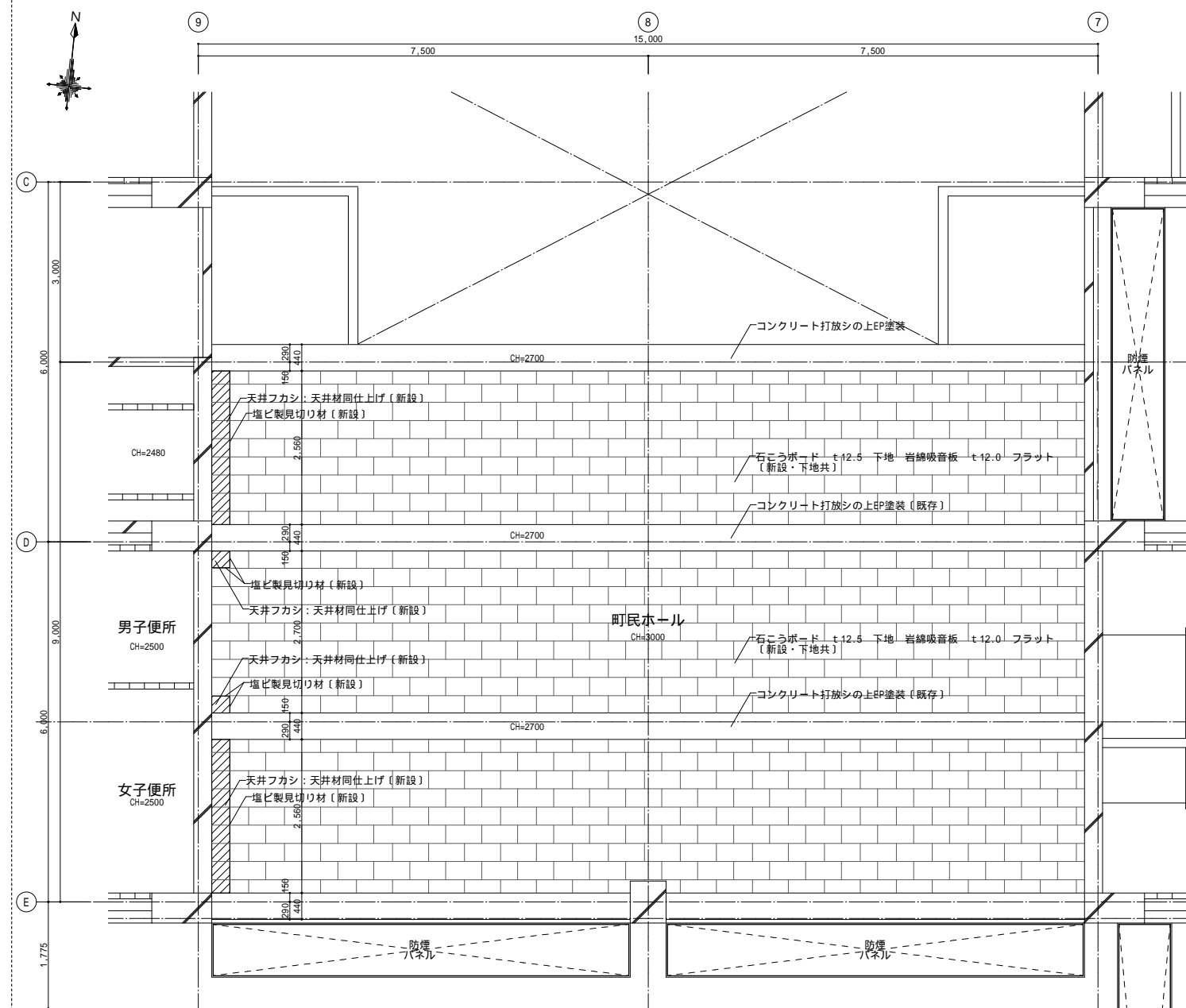
備 考	設 計 監 理 株式会社 大森一級建築士事務所 事 務 所 栃木県小山市若木町1丁目2番4号EL (0285)23-4464 栃木県知事登録(A字)第1098号 管理建築士 一級建築士 第84913号 大森武男	建 築 一級建築士 第84913号 大森武男	所 長 大森 武男 	製 図 年 月 日 R・06・03・25 縮 尺 A1: S=1/100 A3: S=1/200	工 事 名 益子町庁舎空調等工事 図 名 (改修後) PH階天井伏図	図 番 A 34

【改修前】

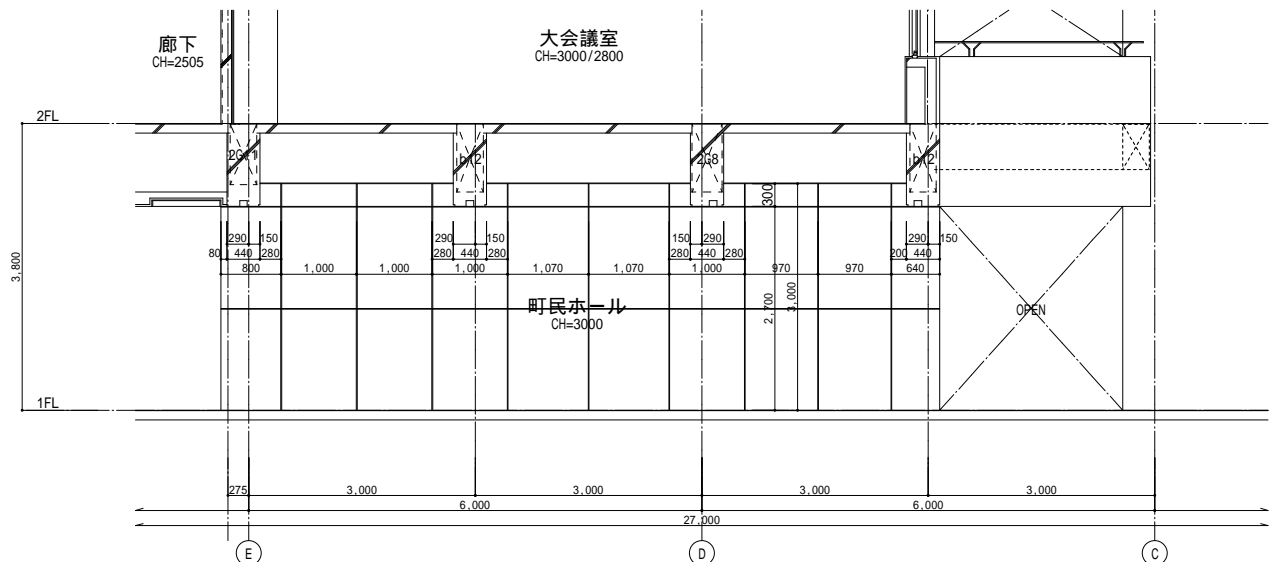
【改修後】



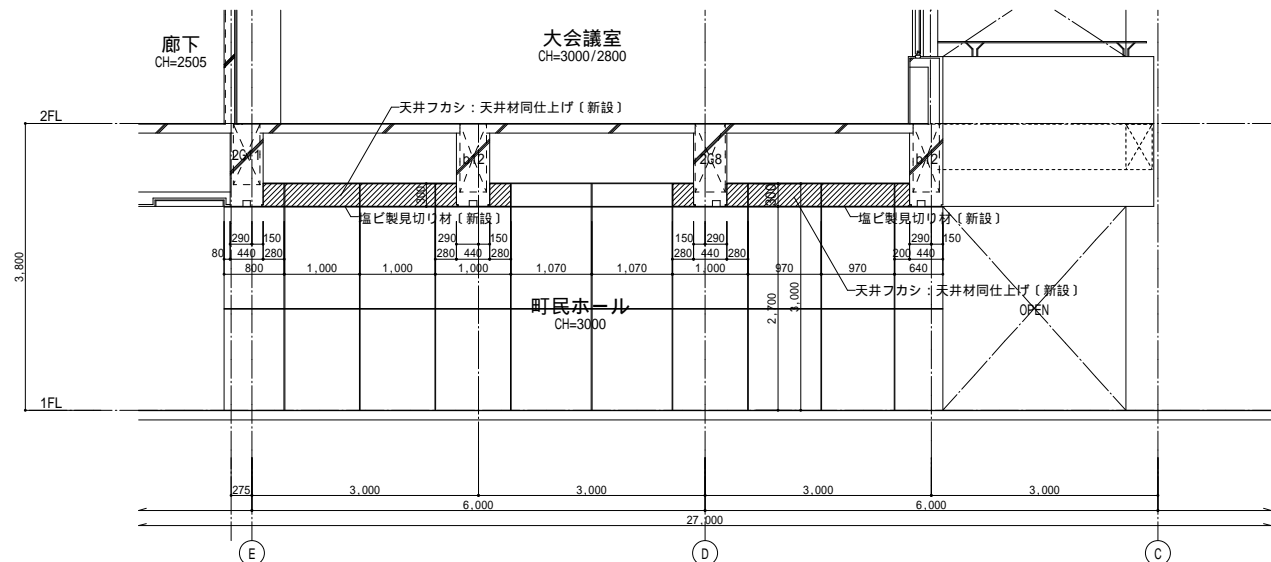
平面詳細図



平面詳細図



断面詳細図



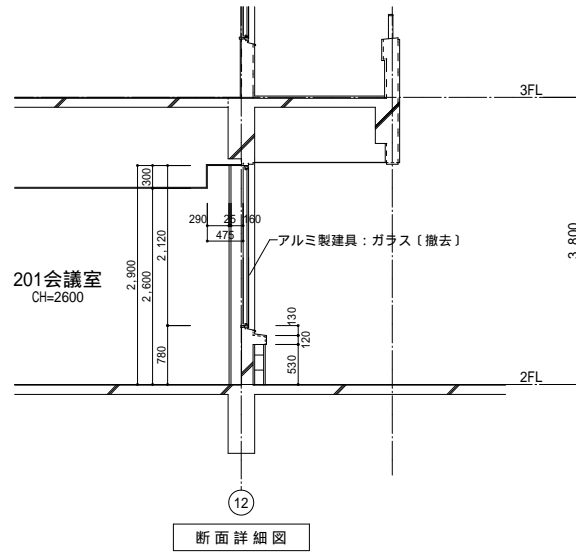
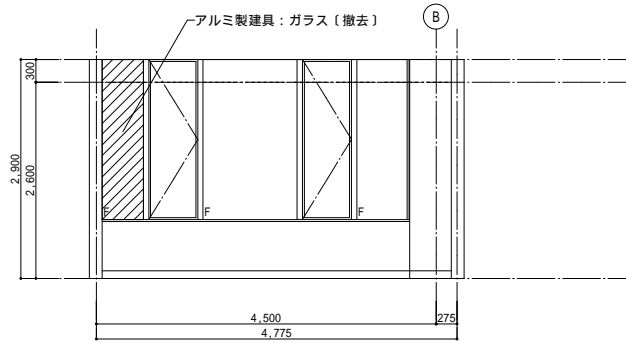
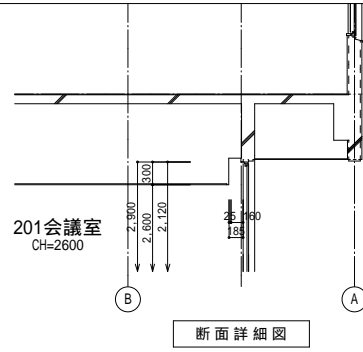
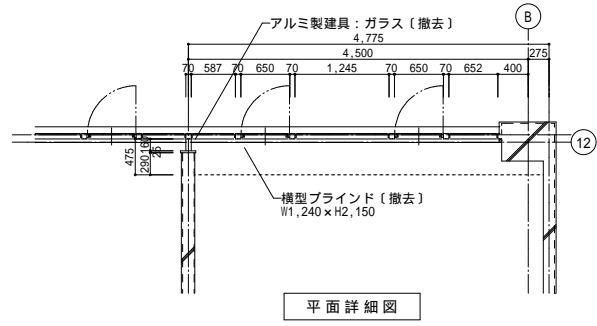
断面詳細図

(凡例)

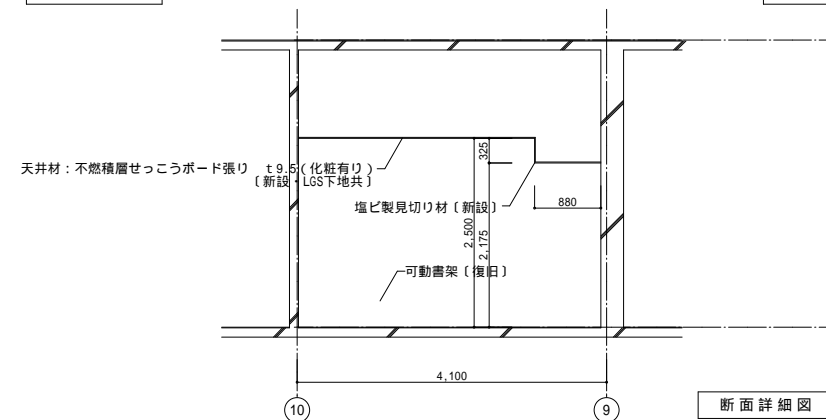
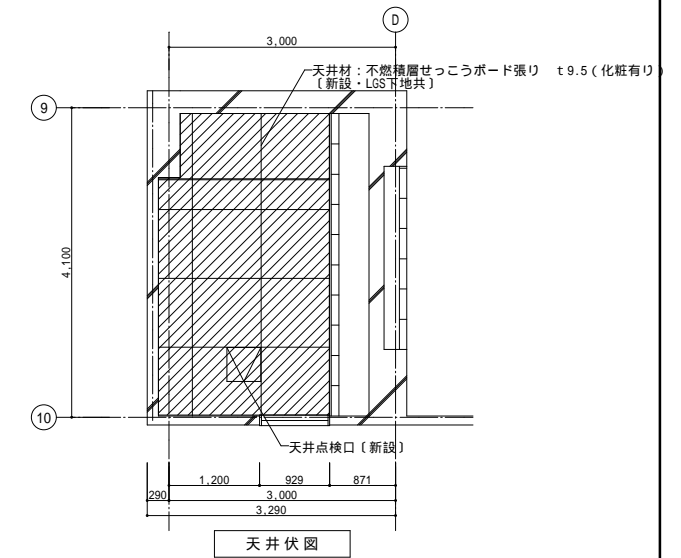
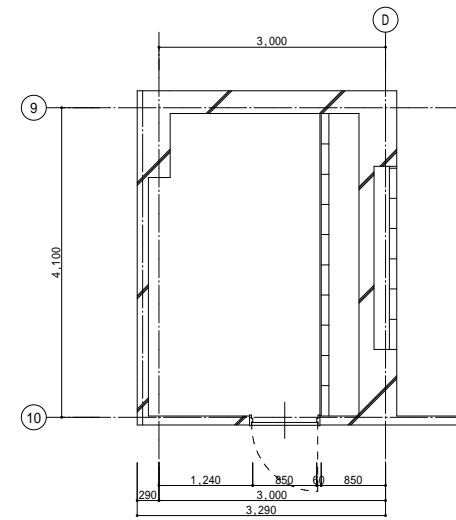
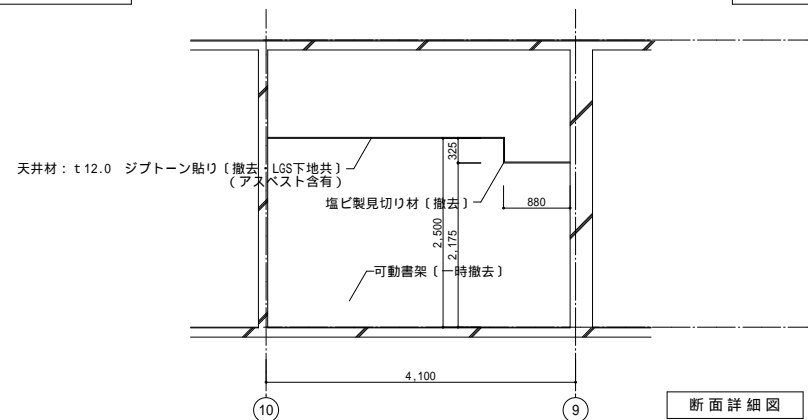
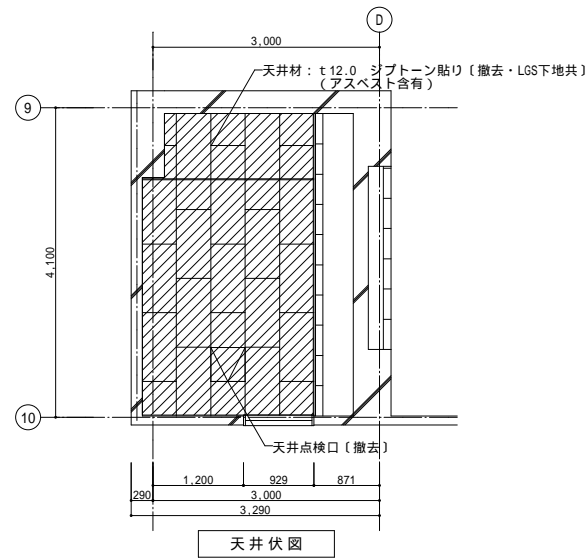
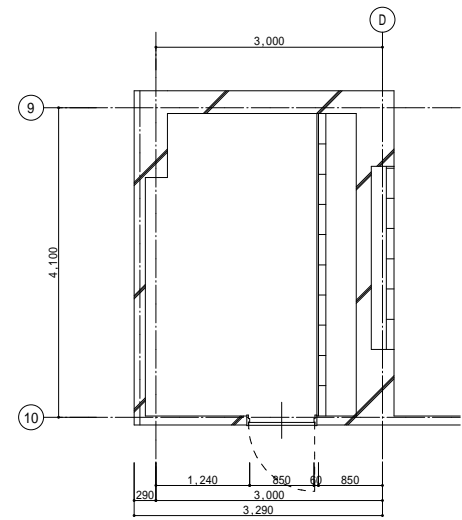
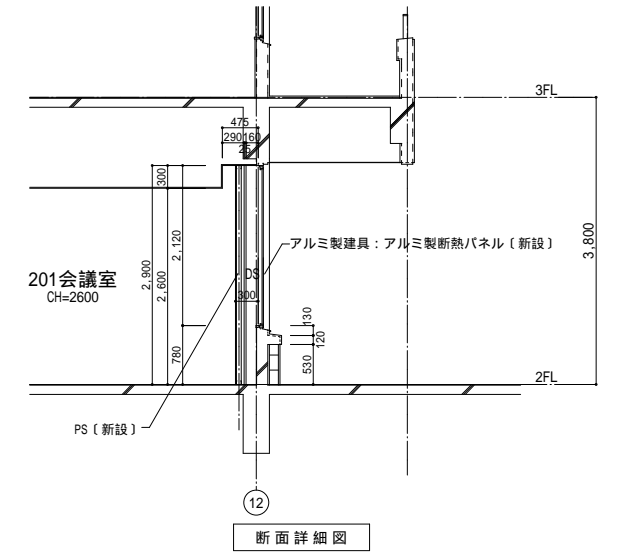
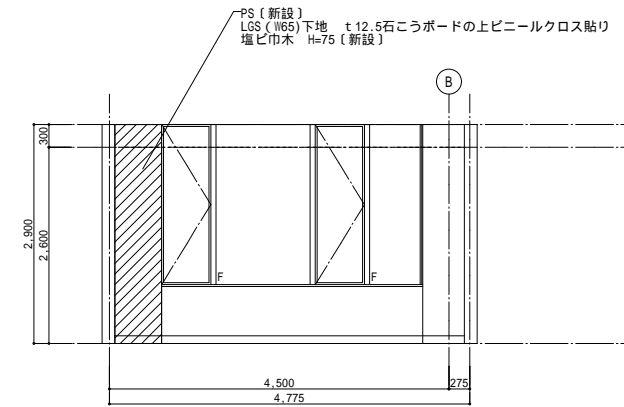
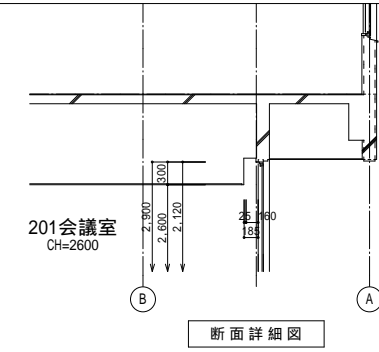
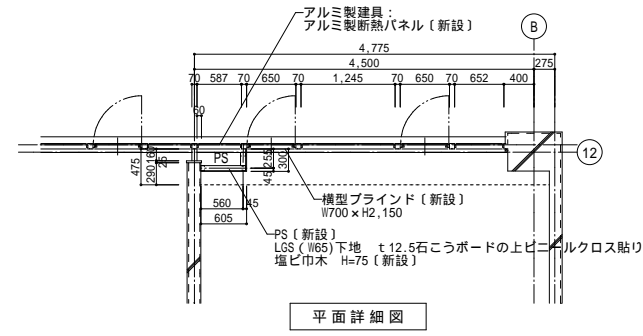
改修範囲を示す。

備 考	設 計 監 理 株式会社 大森一級建築士事務所 事務所 栃木県小山市若木町1丁目2番4号EL (0285)23-4464 栃木県知事登録(A字)第1098号 管理建築士 一級建築士 第84913号 大森武男	建 築 士 名 一級建築士 第84913号 大森武男	所 長 大森 武男	意 匠 構造 設備	製 図 年 月 日 R・06・03・25	工 事 名 益子町庁舎空調等工事	図 番 A
					縮 尺 A1 : S=1/50 A3 : S=1/100		

【改修前】

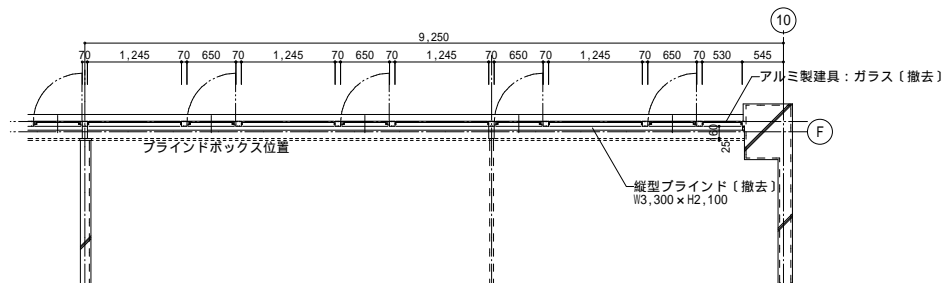


【改修後】

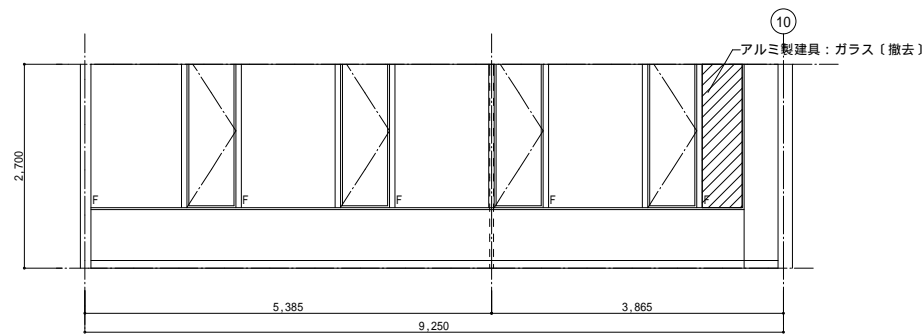


（凡例）
改修範囲を示す。

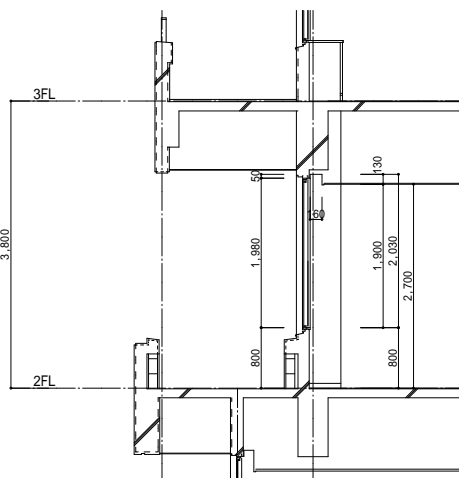
【改修前】



平面詳細図

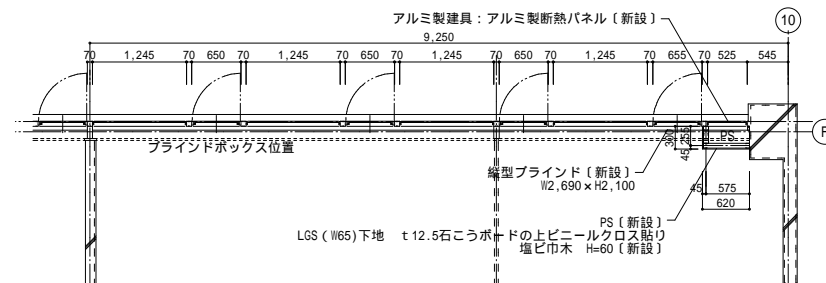


展開図

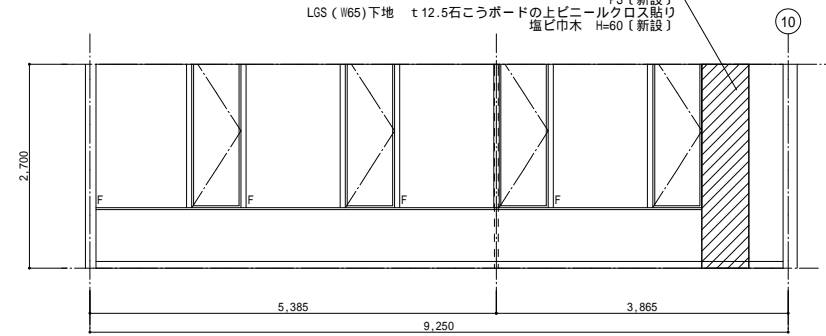


断面詳細図

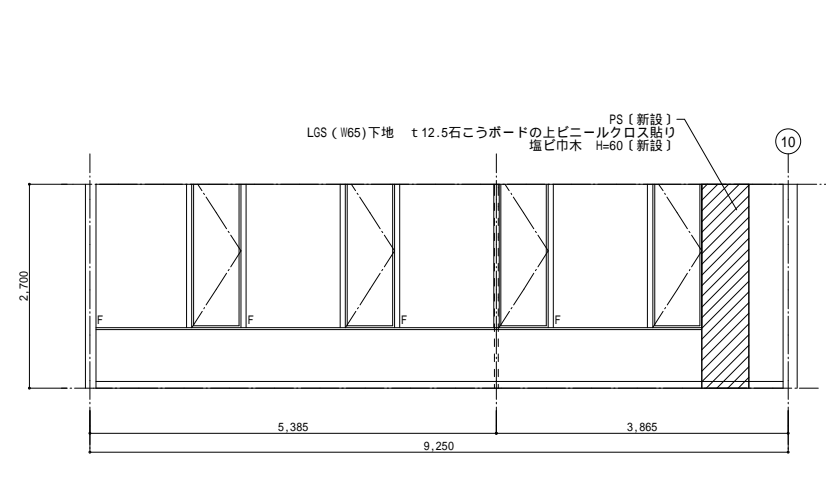
【改修後】



平面詳細図

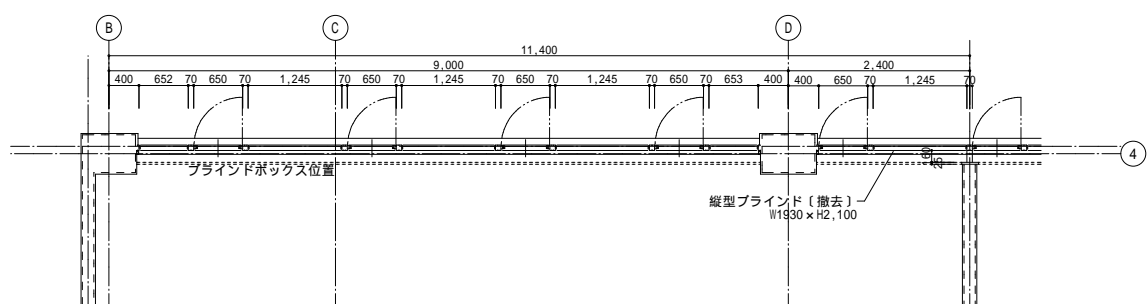


展開図

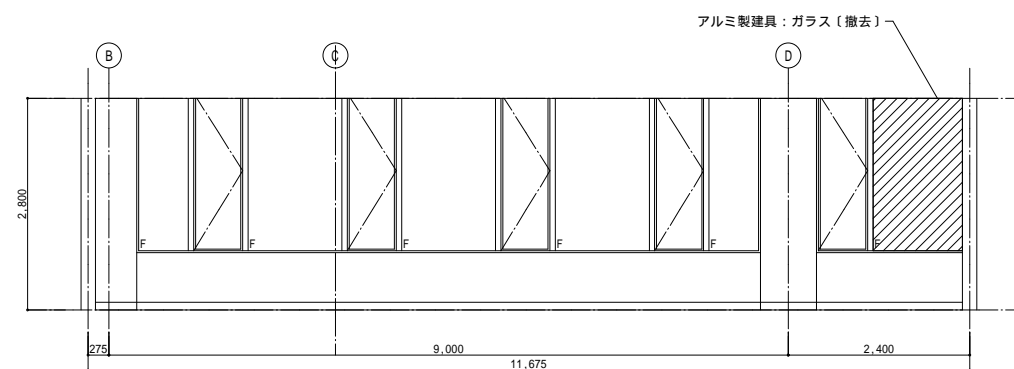


断面詳細図

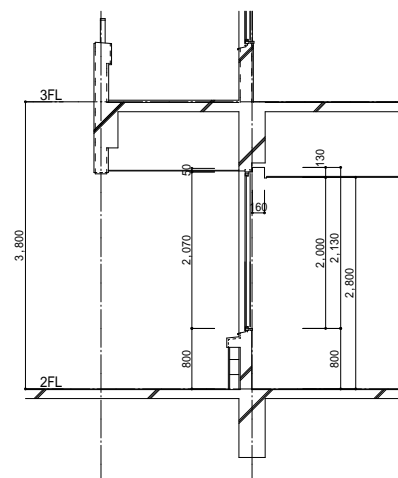
【改修前】



平面詳細図

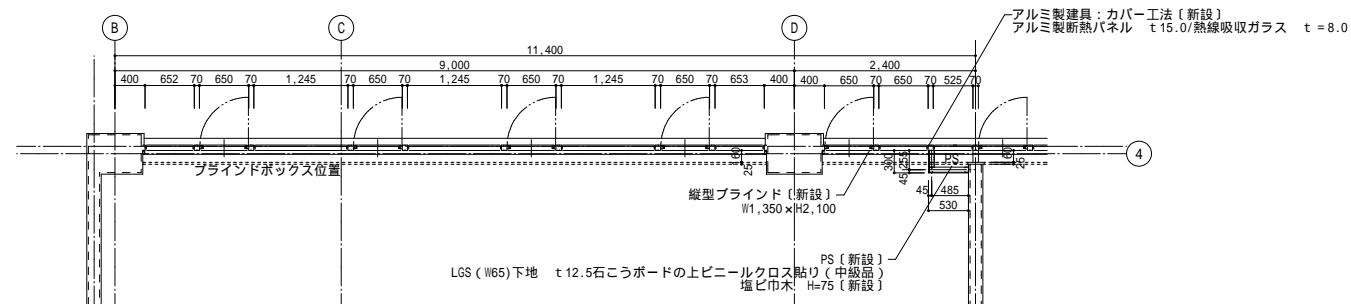


展開図

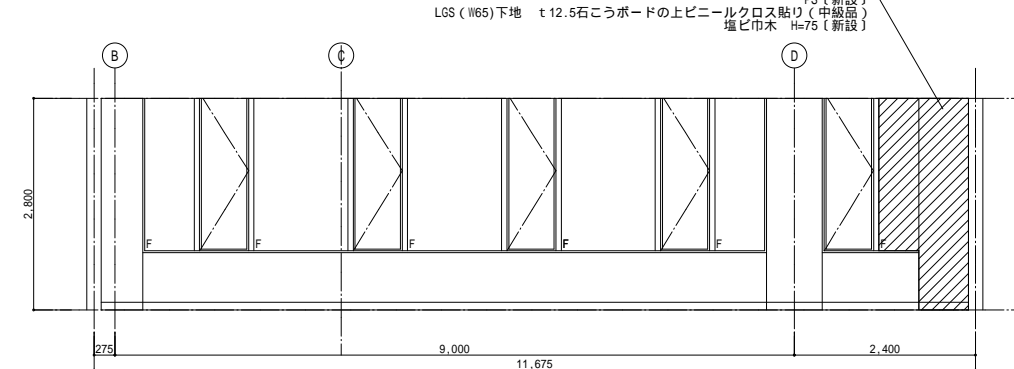


断面詳細図

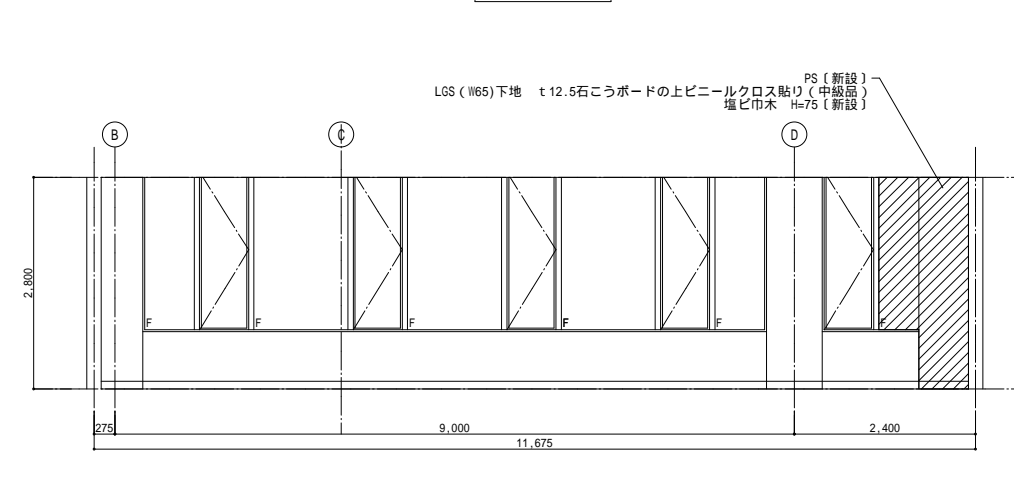
【改修後】



平面詳細図



展開図



断面詳細図

（凡例）

改修範囲を示す。

2階 企画課

2階 会議室

備	設計	株式会社 大森 一級建築士事務所
考	事務所	栃木県小山市若木町1丁目2番4号EL (0285)23-4464 栃木県知事登録(A字)第1098号 管理建築士 一級建築士 第84913号 大森武男

建	一級建築士 第84913号 大森武男
士	
名	

所	益子町
長	大森 武男
意	
匠	
構	
造	
設	
備	

製	図	年	月	日	
	R・06	・	23	・	25
縮	尺				
A1	: S=1/50				
A3	: S=1/100				

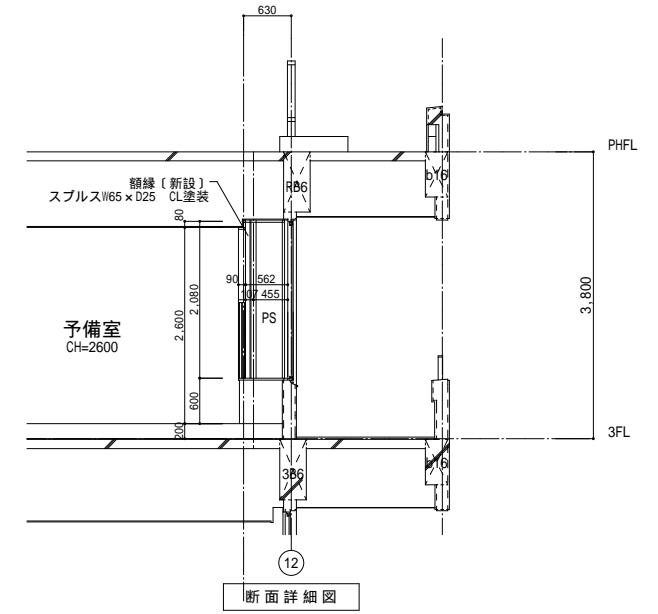
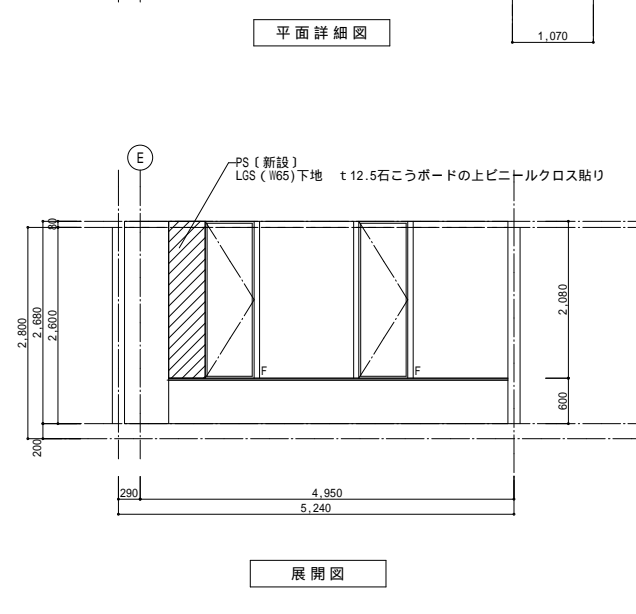
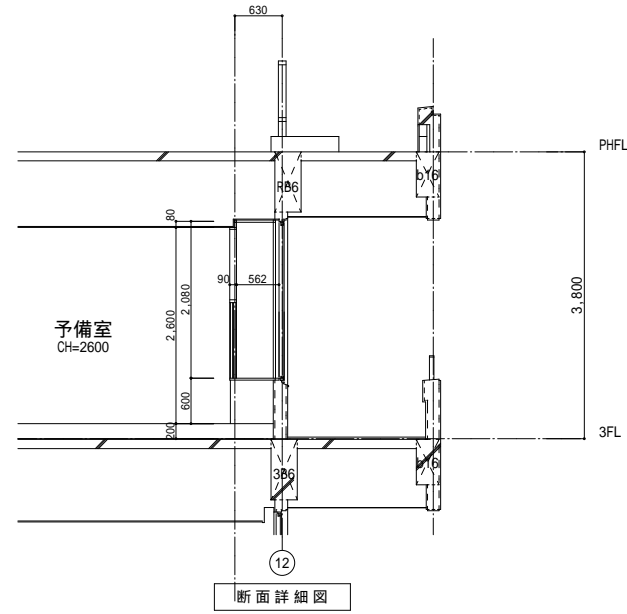
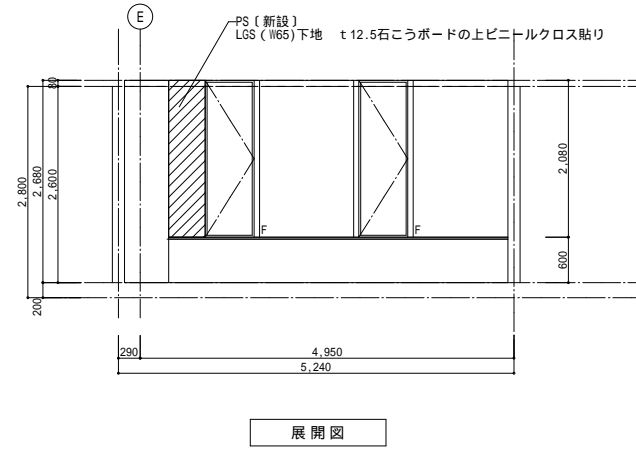
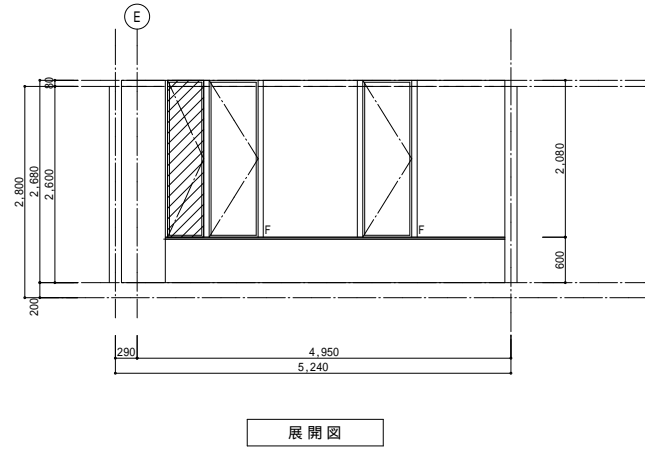
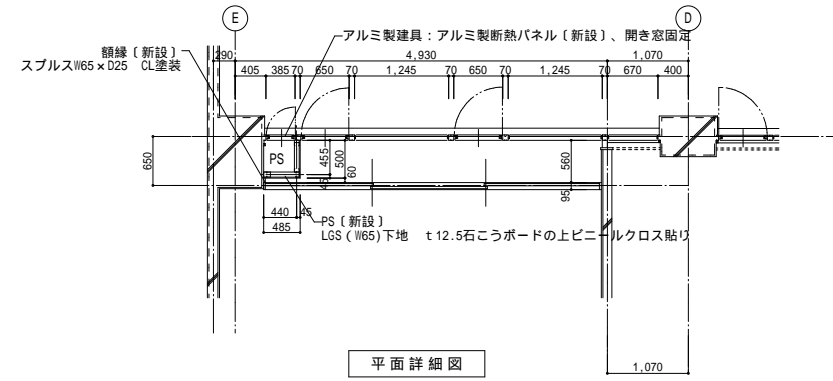
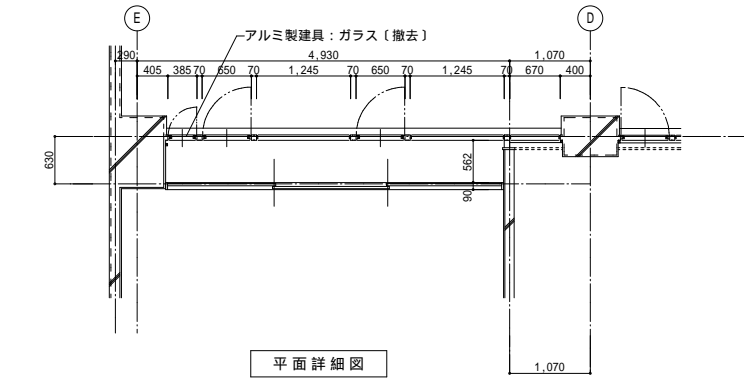
工	益子町庁舎空調等工事
事	
名	
図	部分詳細図-3 (2階企画課、会議室)
名	

図	A
番	37

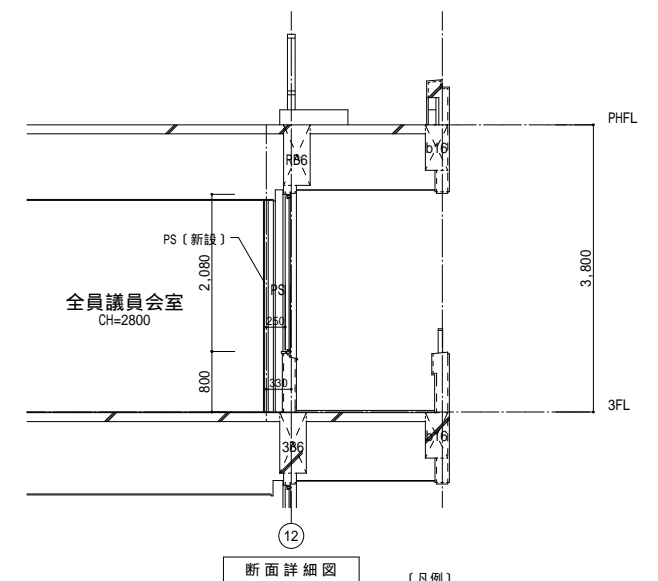
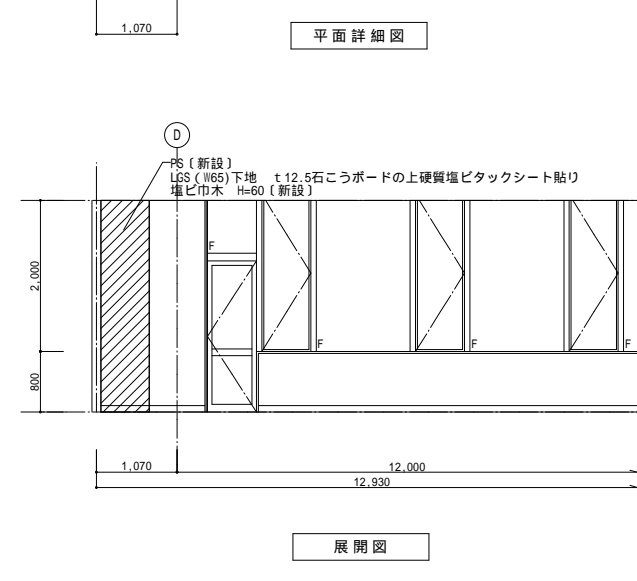
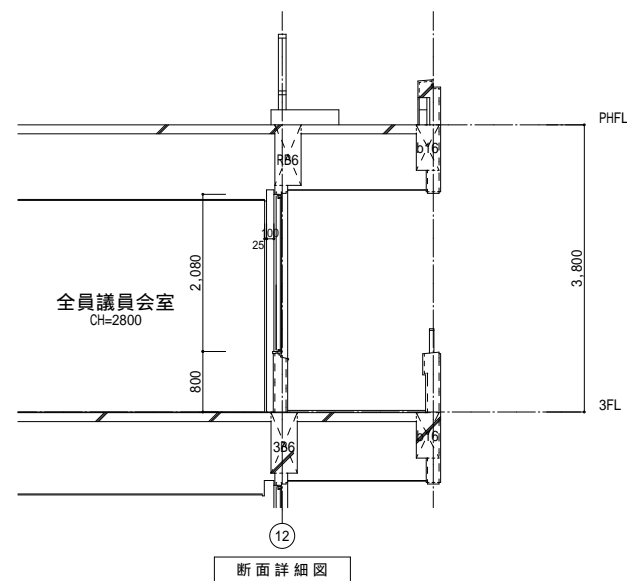
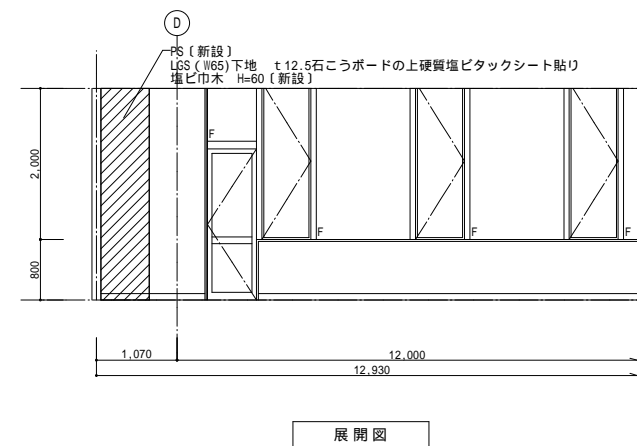
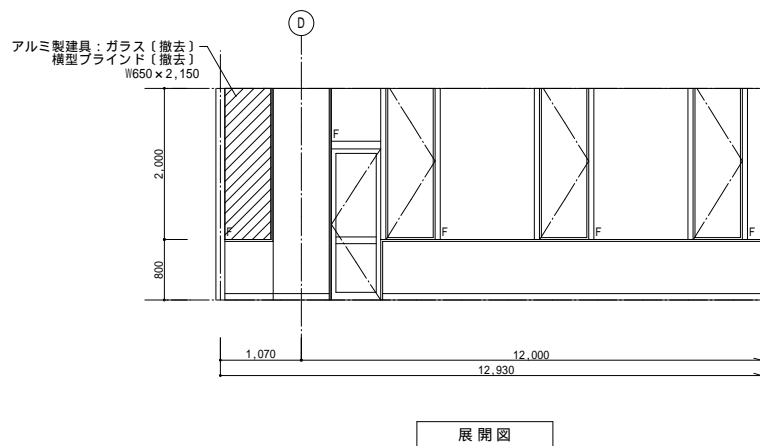
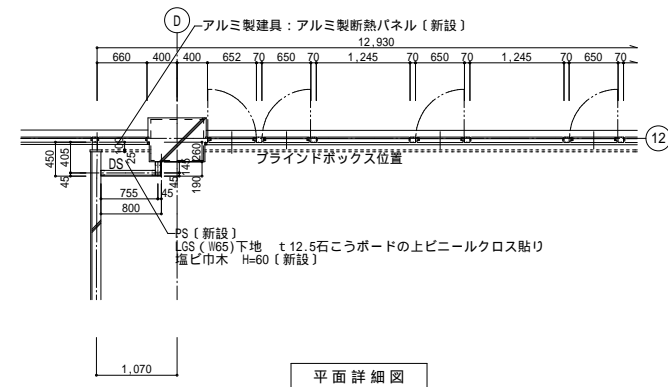
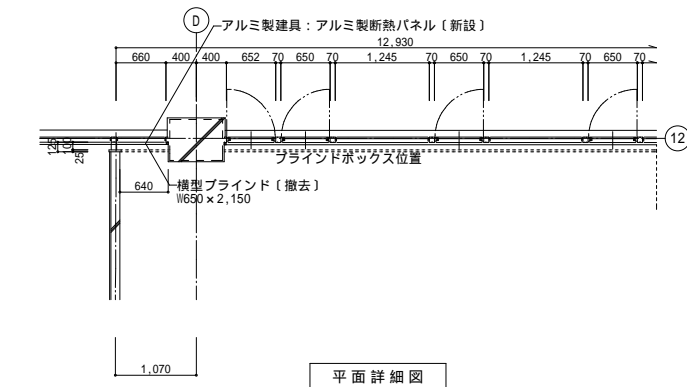
【改修前】

【改修後】

3階
予備室



3階
全員委員会室

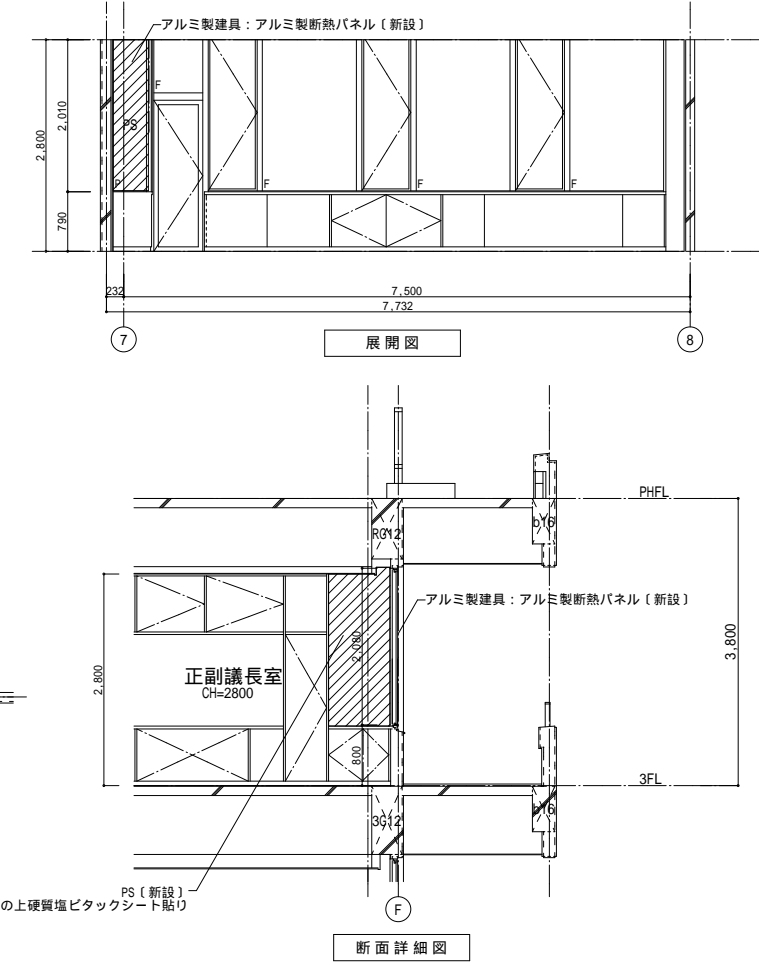
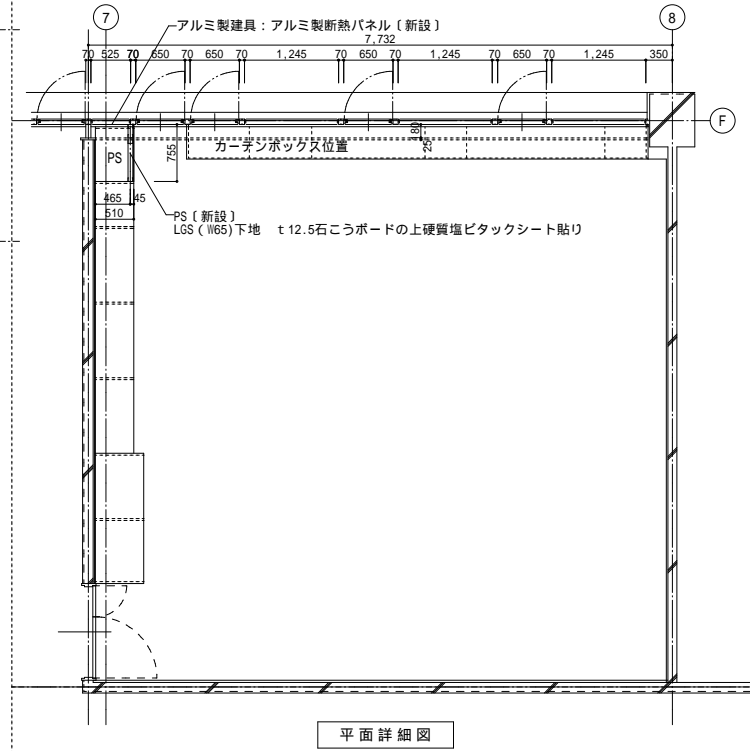
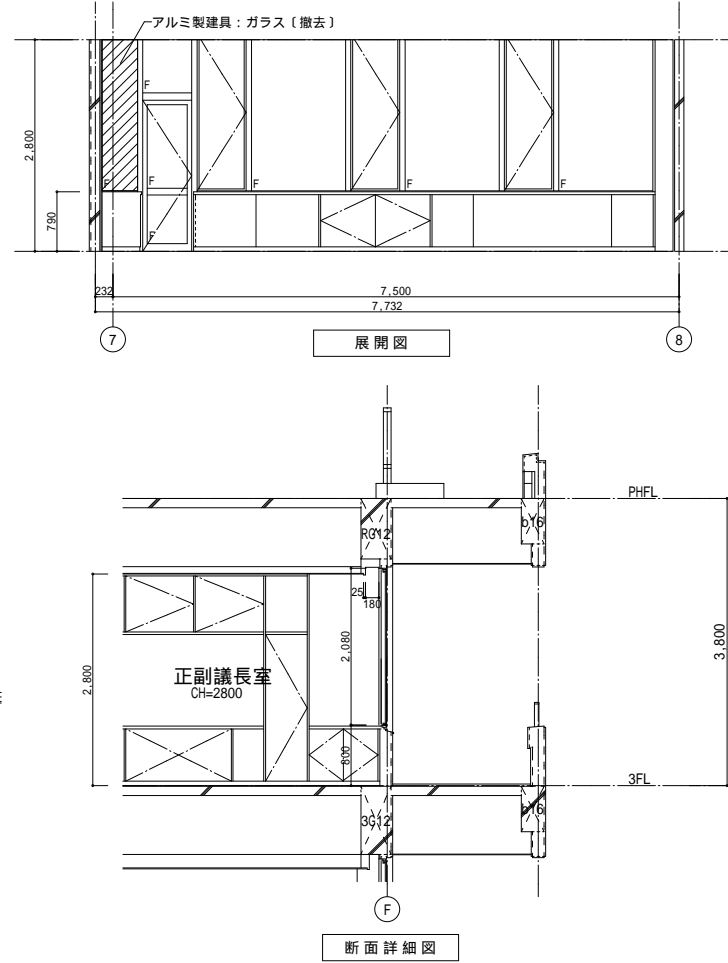
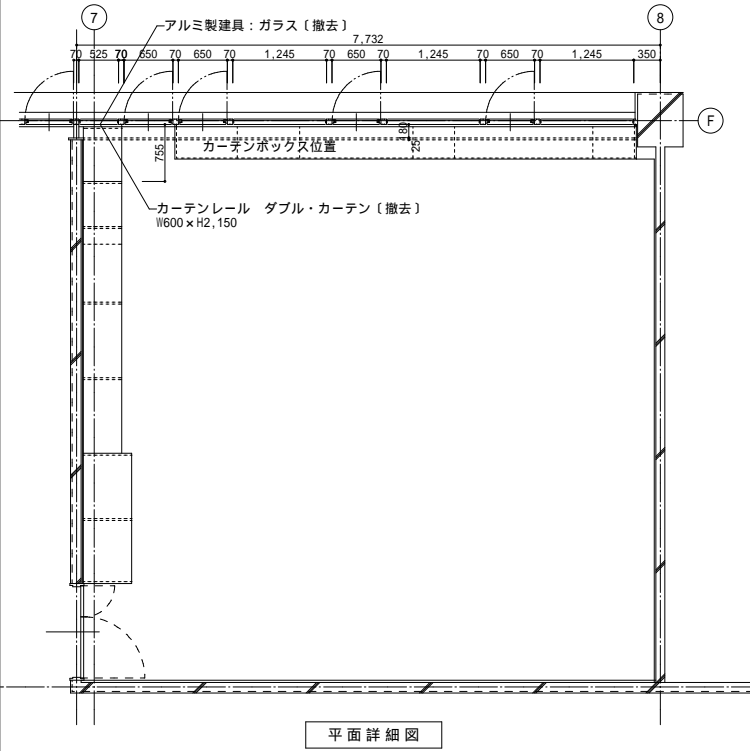


（凡例）
改修範囲を示す。

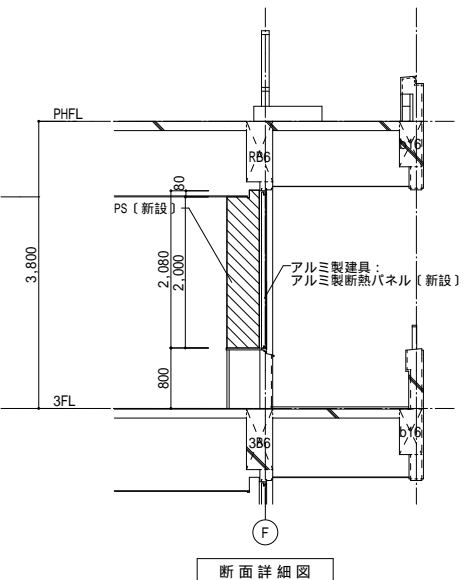
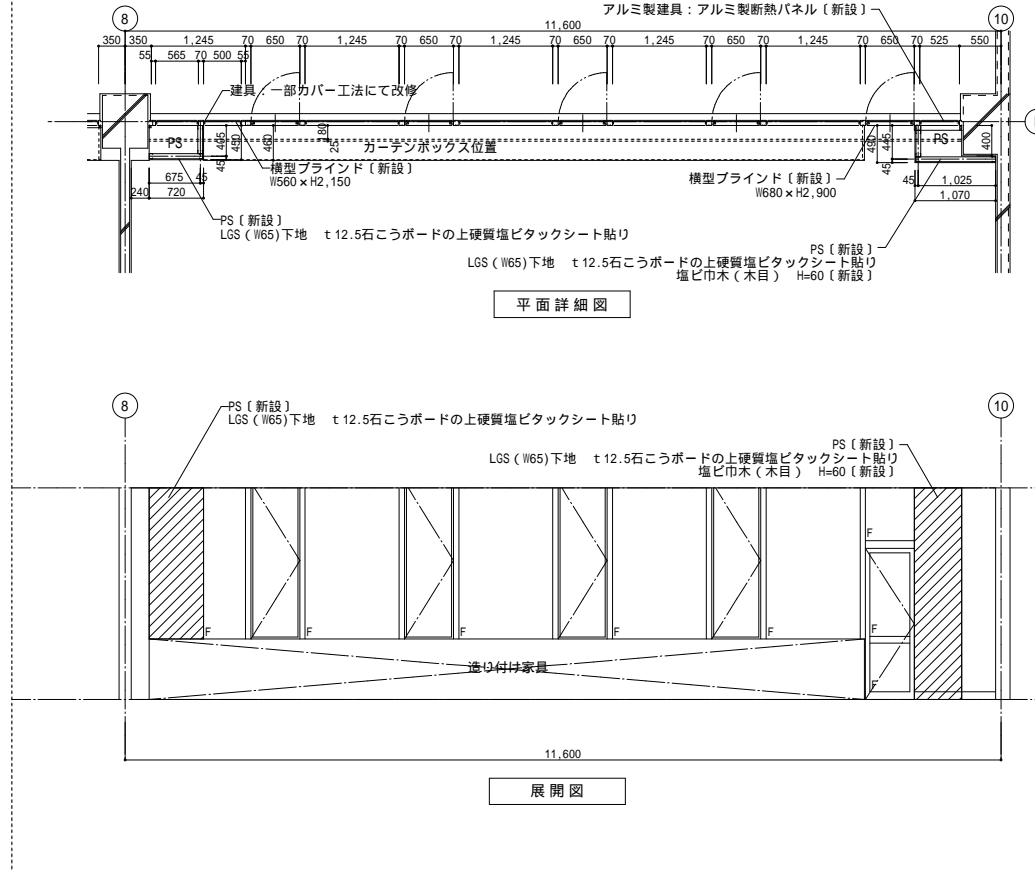
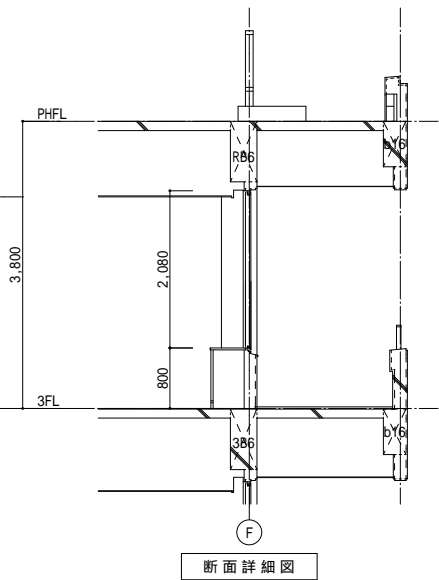
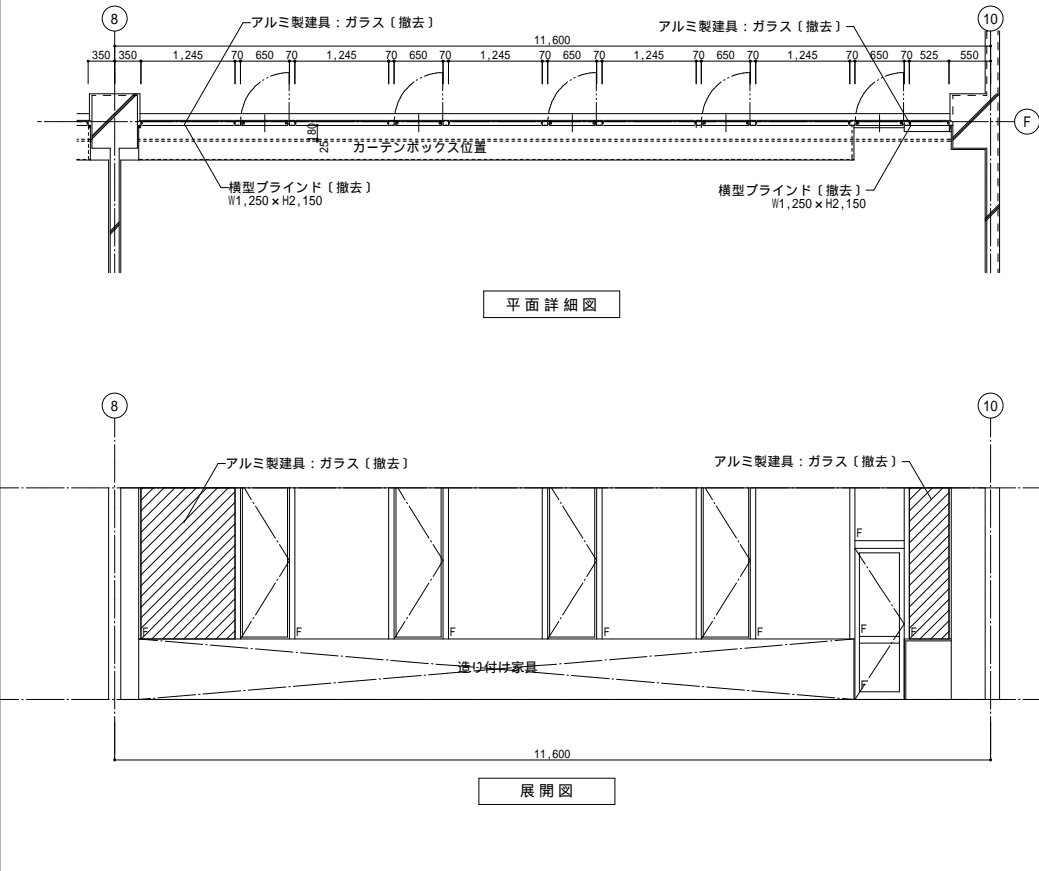
【改修前】

【改修後】

3階
正副議長室



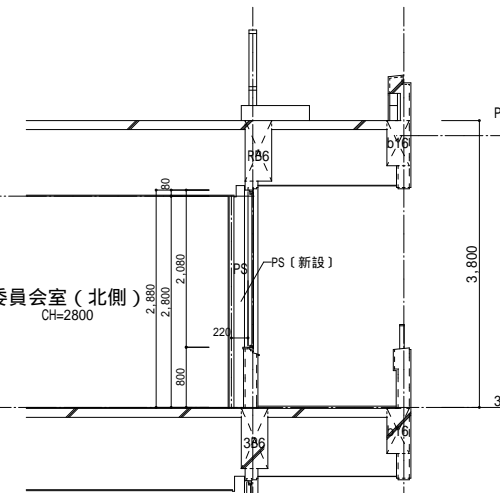
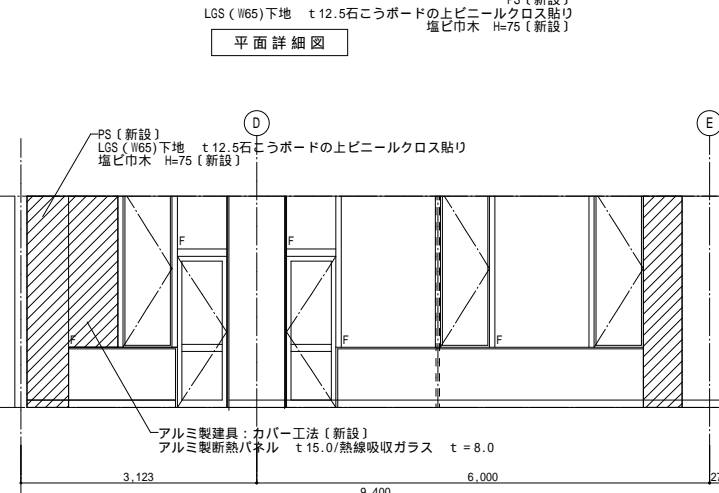
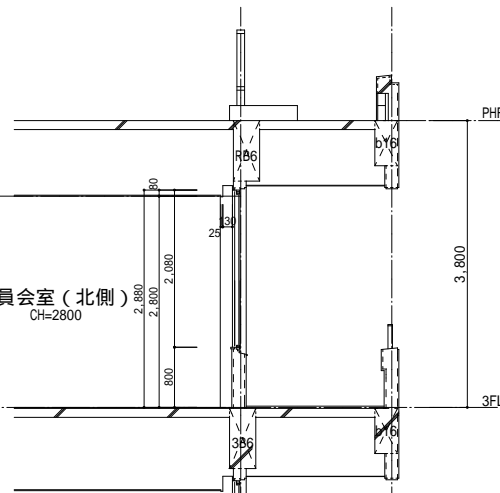
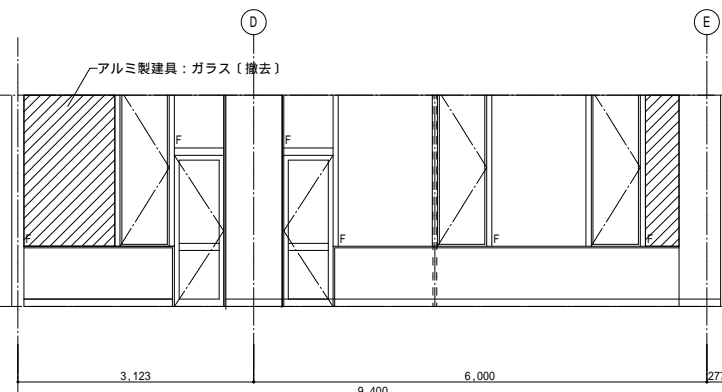
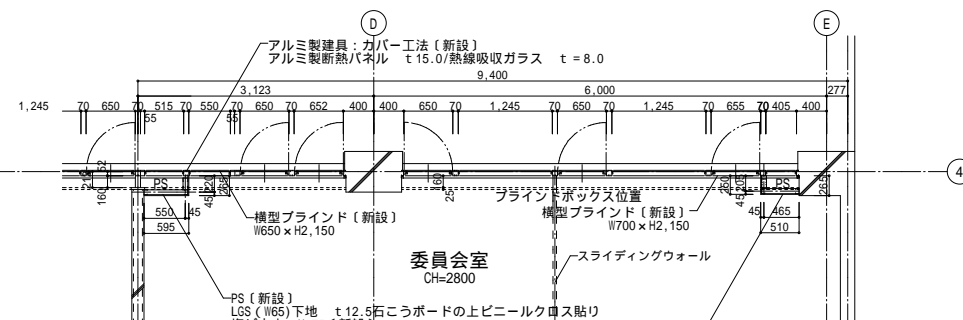
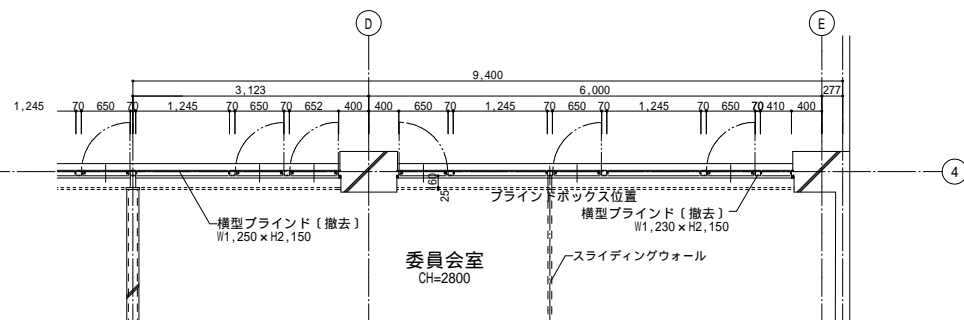
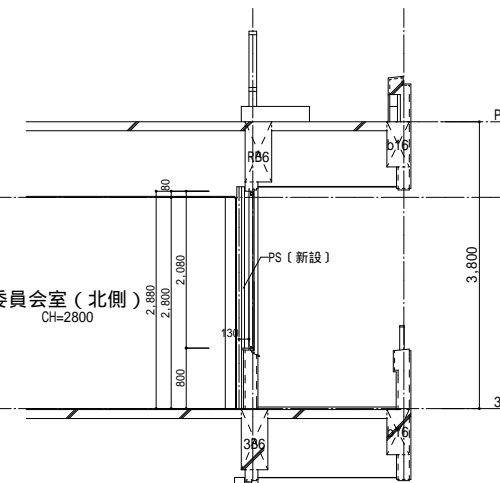
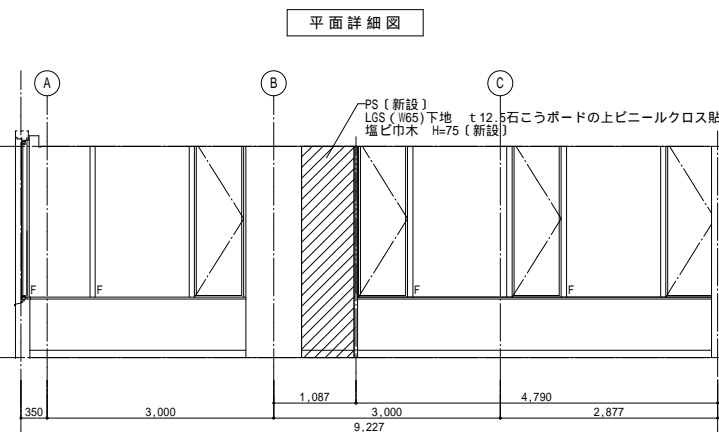
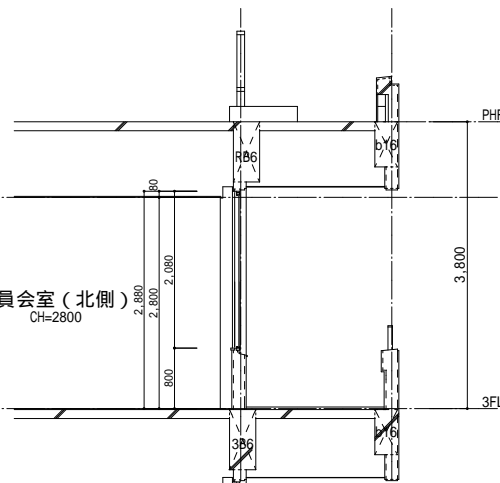
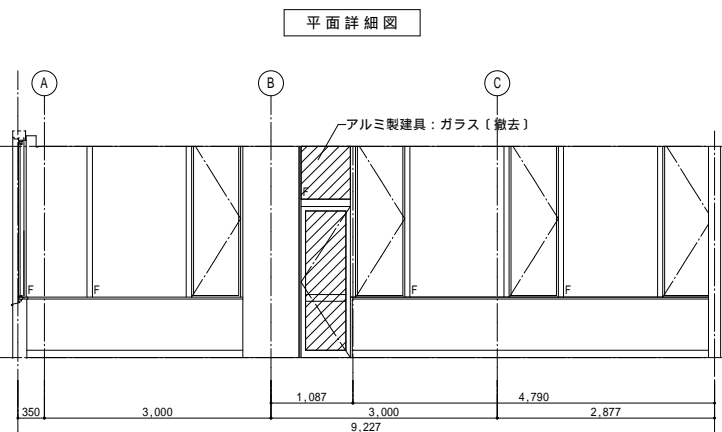
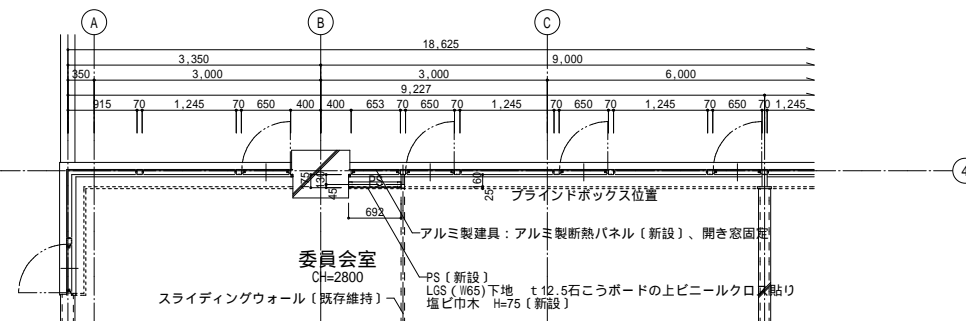
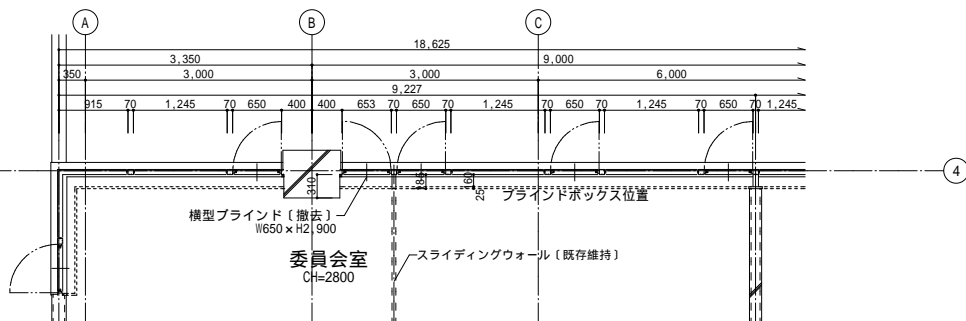
3階
議員控室



（凡例）
改修範囲を示す。

【改修前】

【改修後】



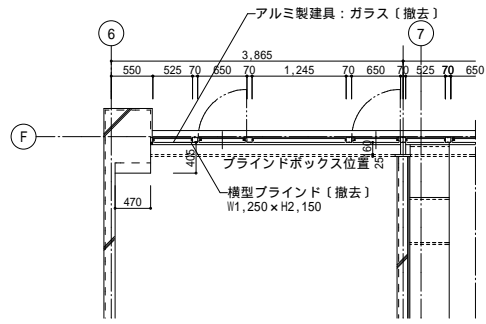
(凡例)
改修範囲を示す。

【改修前】

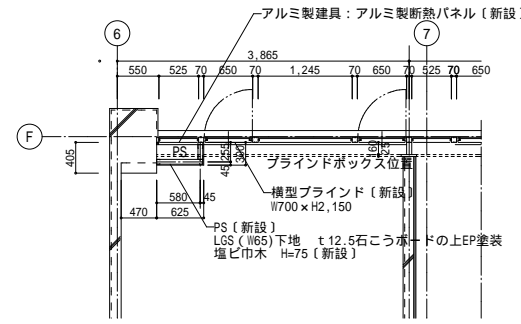
【改修後】

(凡例)

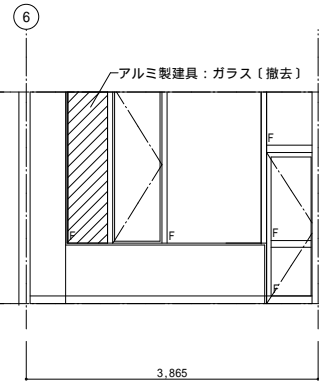
改修範囲を示す。



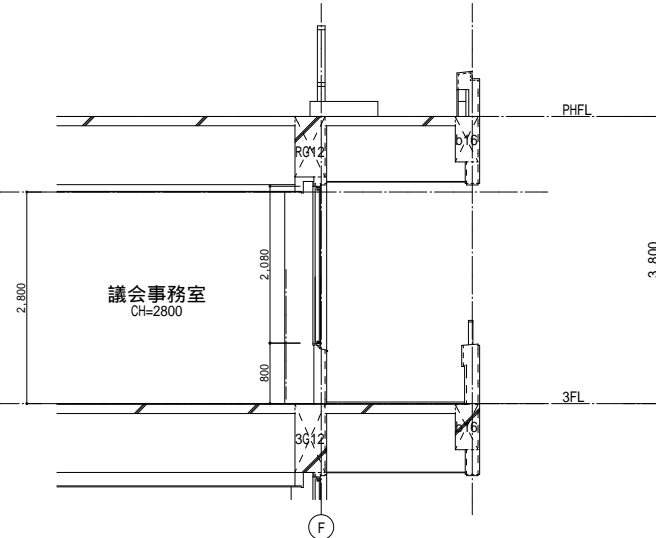
平面詳細図



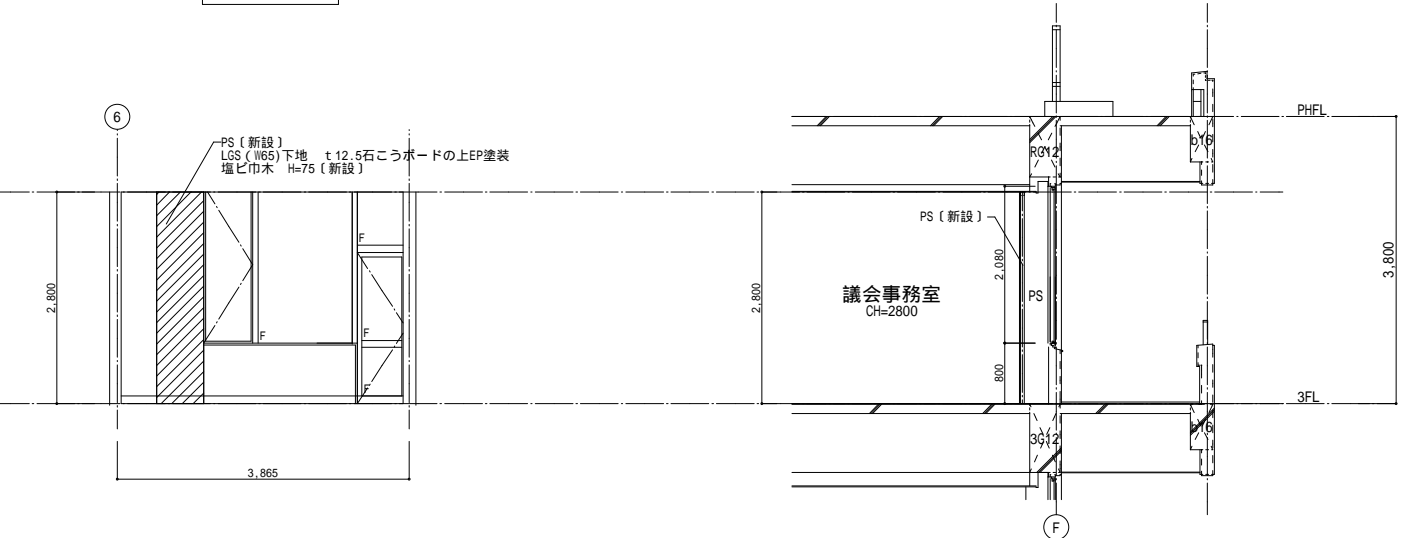
平面詳細図



展開図



断面詳細図



断面詳細図

3階
議事室

3階予備室 部分詳細図

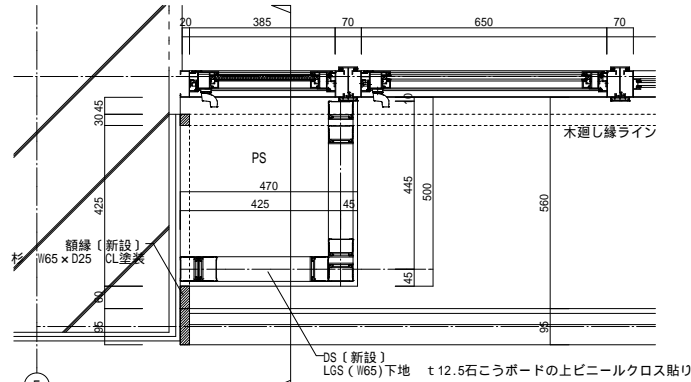
S=1/10

3階議員控室 部分詳細図

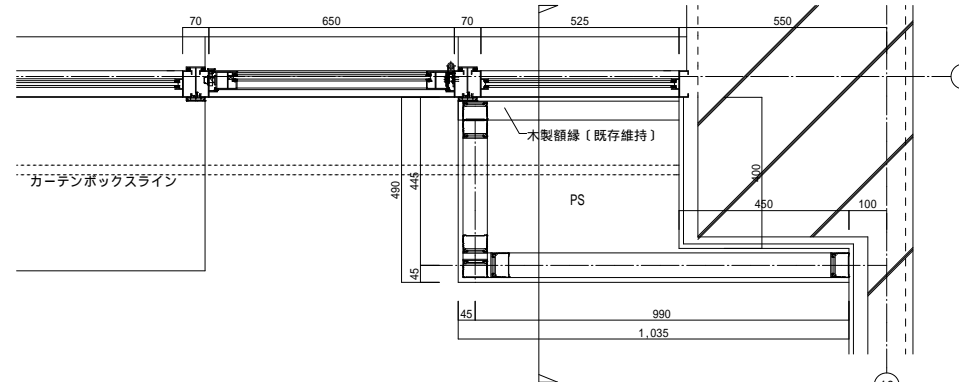
S=1/10

3階全員協議室 部分詳細図

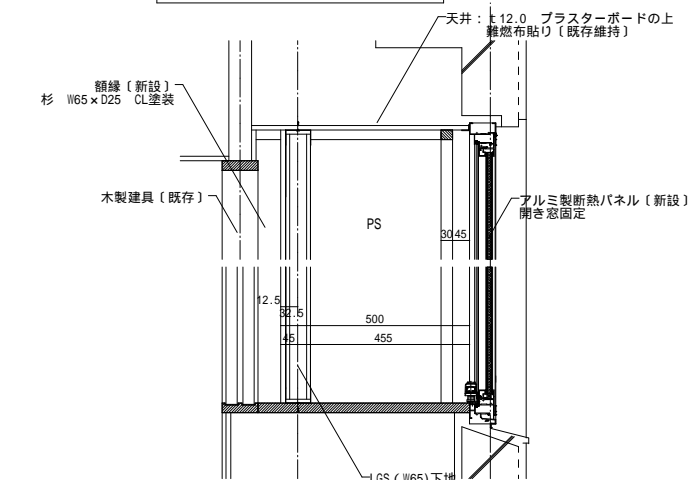
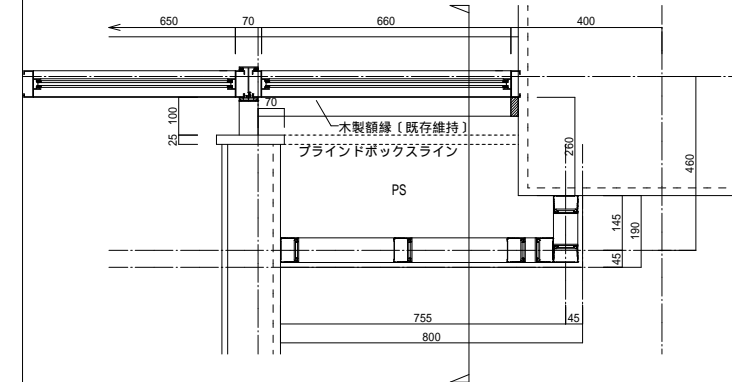
S=1/10



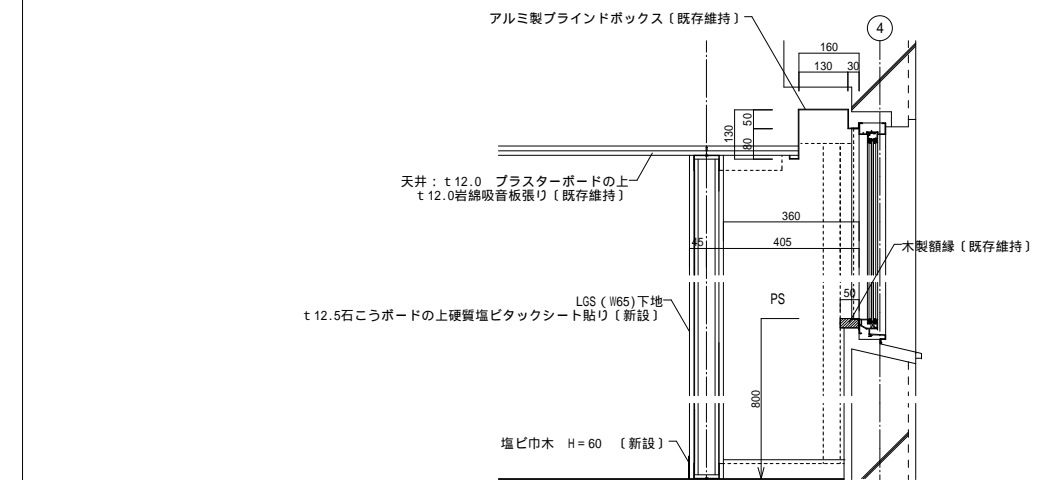
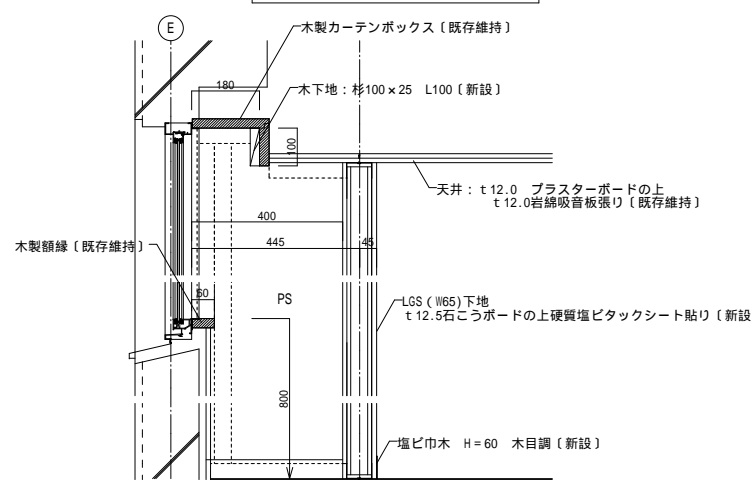
部分詳細図（平面） S=1/10

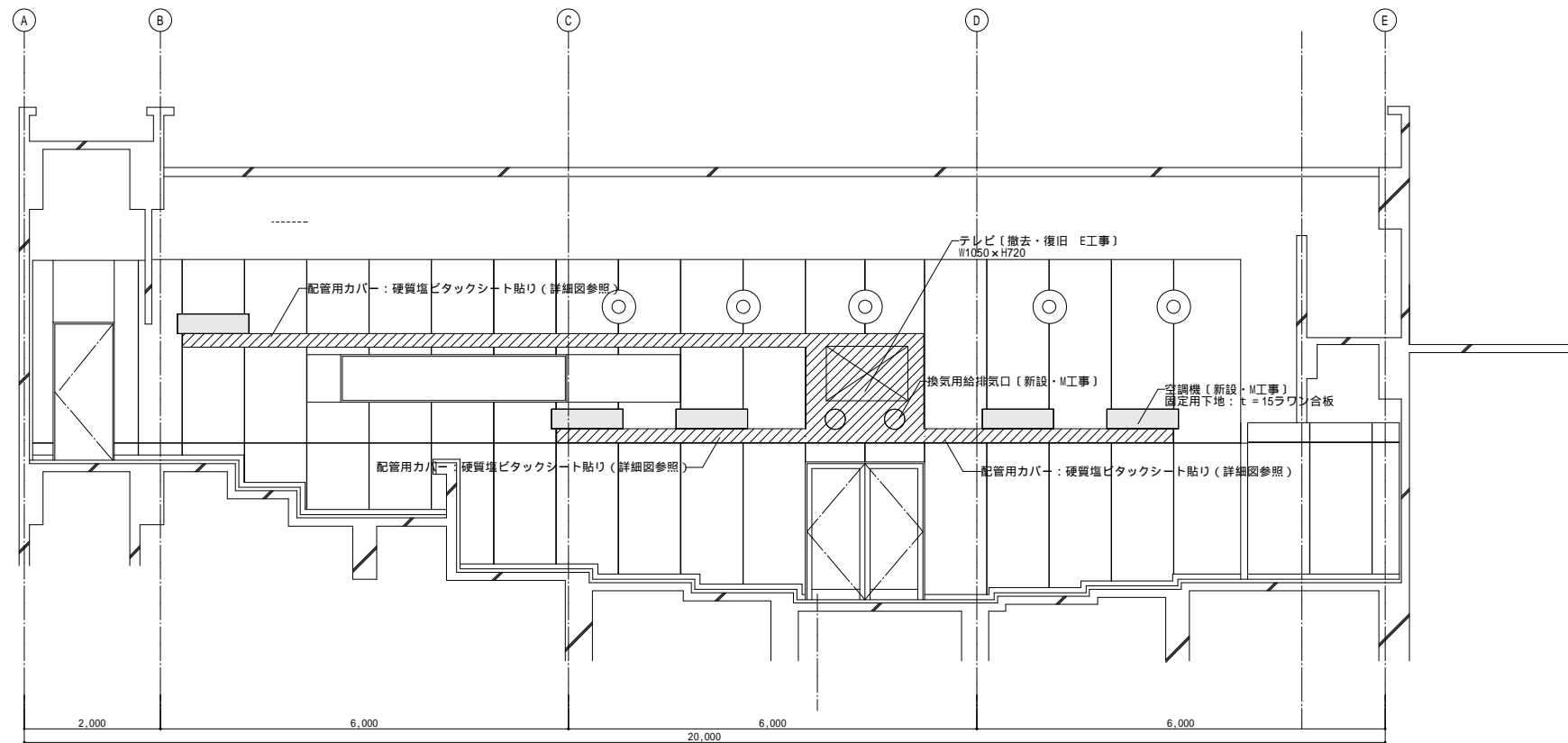


部分詳細図（平面） S=1/10

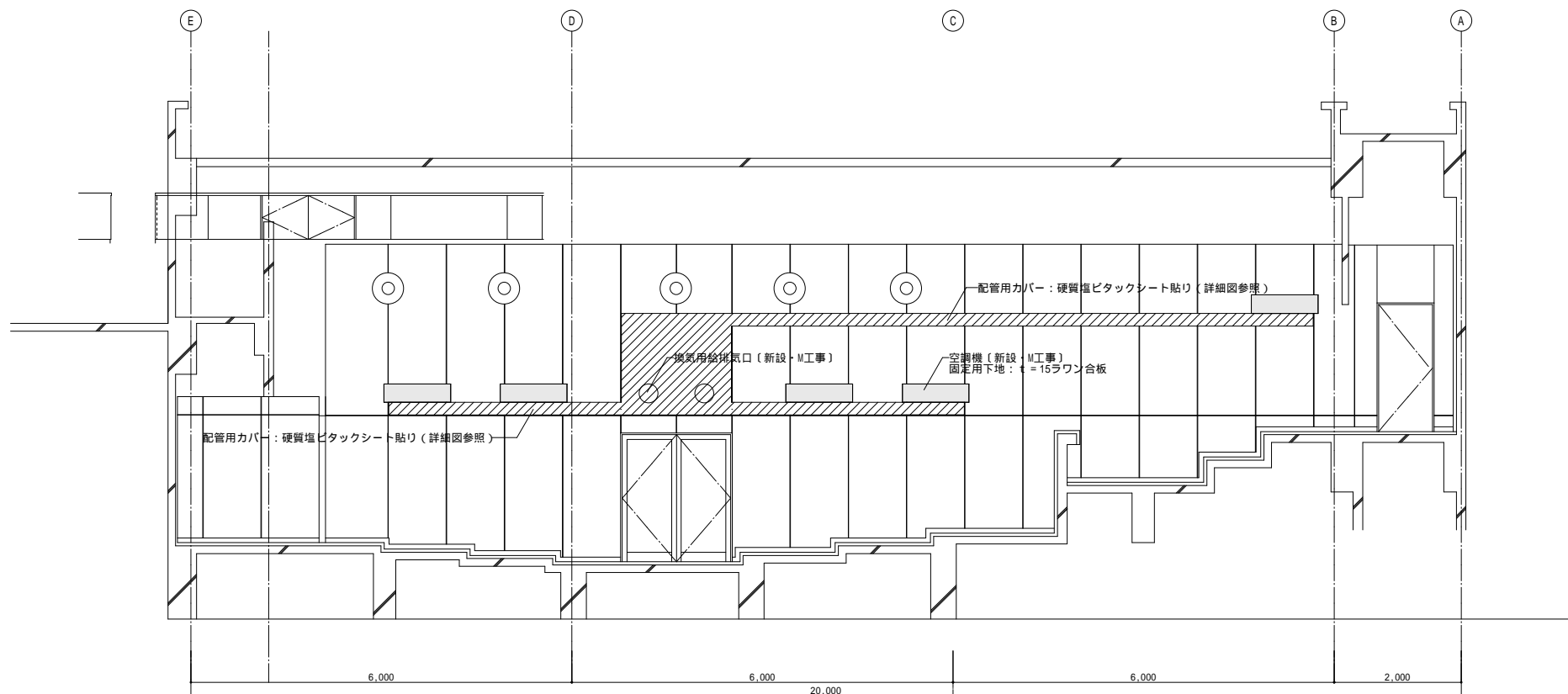


部分詳細図（段面） S=1/10

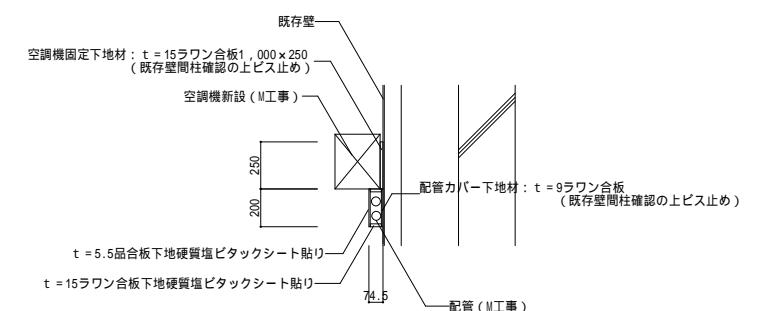
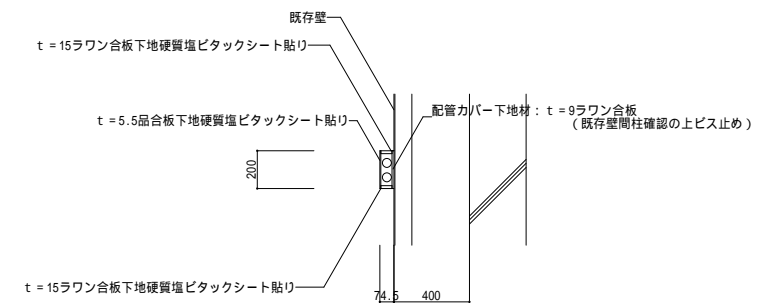
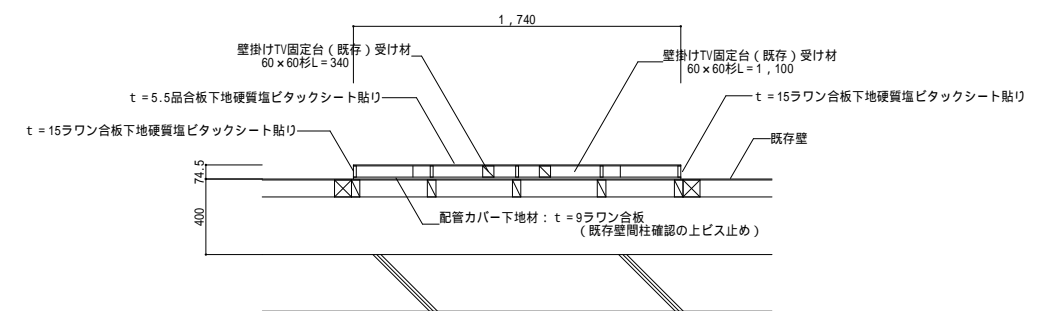
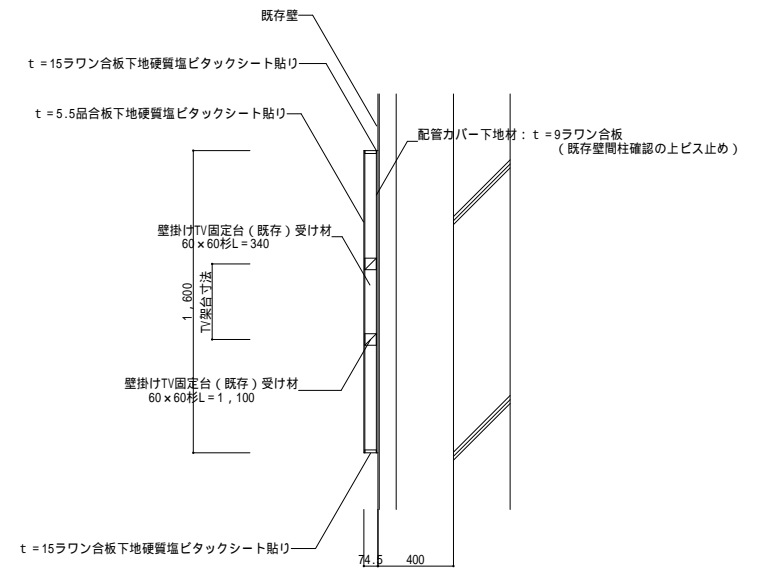




東面 展開図 1/50



西面 展開図 1/50

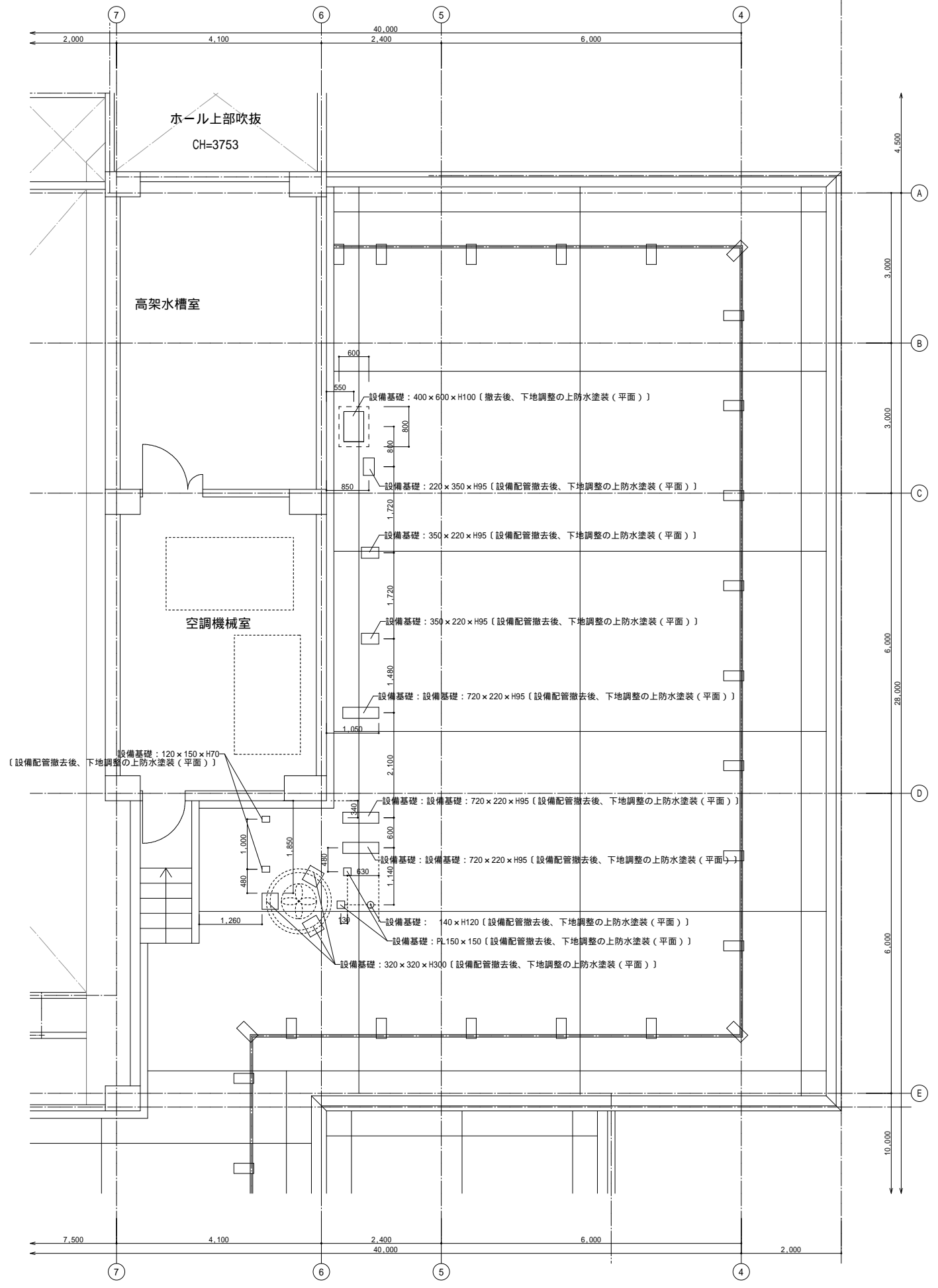
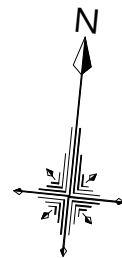
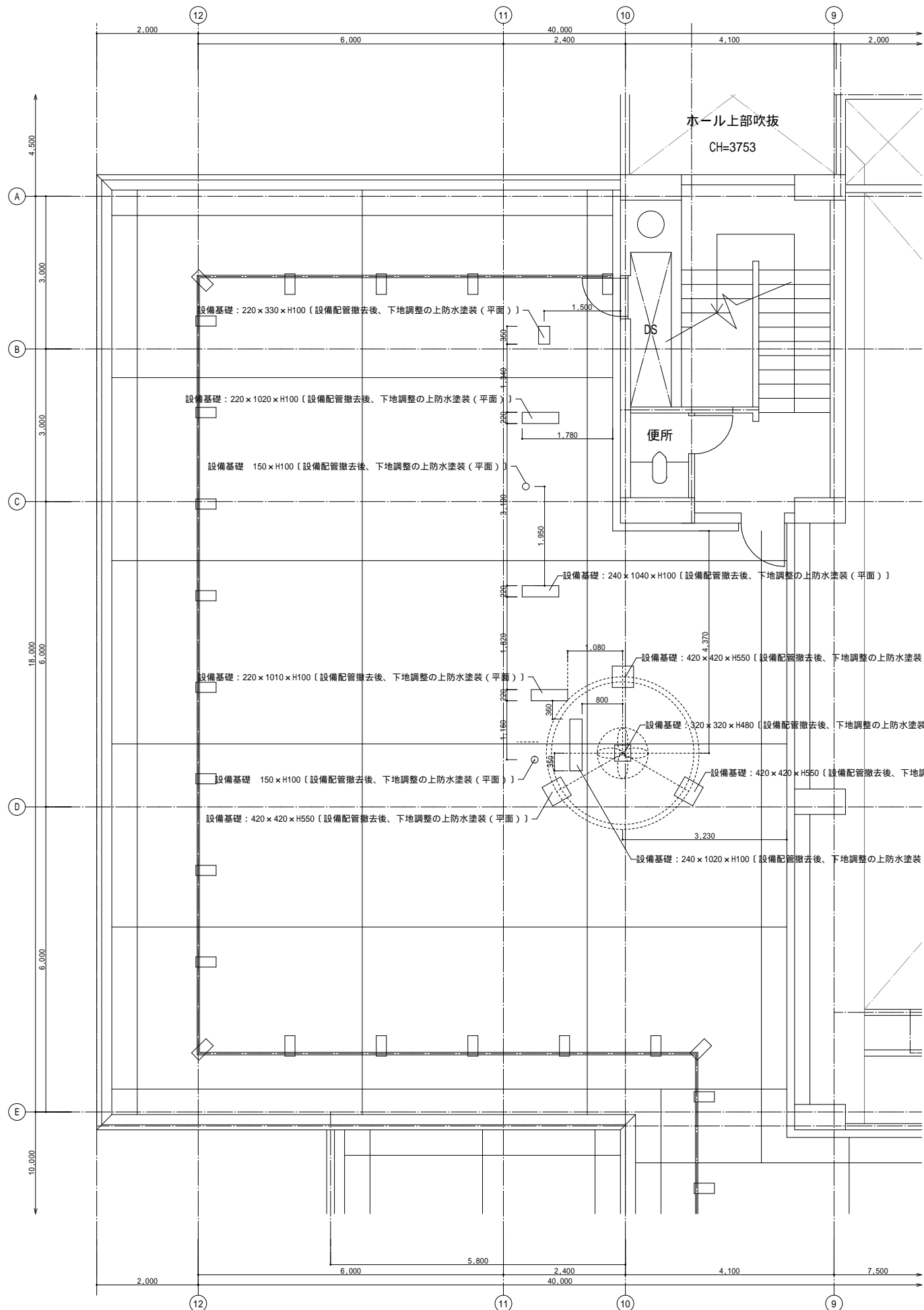


配管用カバー詳細図 1/20

(凡例)

改修範囲を示す。

備 考	設 計 監 理 株式会社 大森 一級建築士事務所 事 務 所 栃木県小山市若木町1丁目23番4号EL (0285)23-4464 栃木県知事登録(A字)第1098号 管理建築士 一級建築士 第84913号 大森武男	建 築 士 大森武男 一級建築士 第84913号	所 長 大森武男 	製 図 年 月 日 R・06・03・25 縮 尺 A1: S=1/50 A3: S=1/100	工 事 名 益子町庁舎空調等工事 図 面 名 部分詳細図-8 (3階 議場)	図 番 A 42



備	
考	


設計 株式会社 大森 一級建築士事務所
 事務所 栃木県小山市若木町1丁目2番4号EL (0285)23-4464 栃木県知事登録(A字)第1098号
 管理建築士 一級建築士 第84913号 大森武男

建築士 一級建築士 第84913号 大森武男

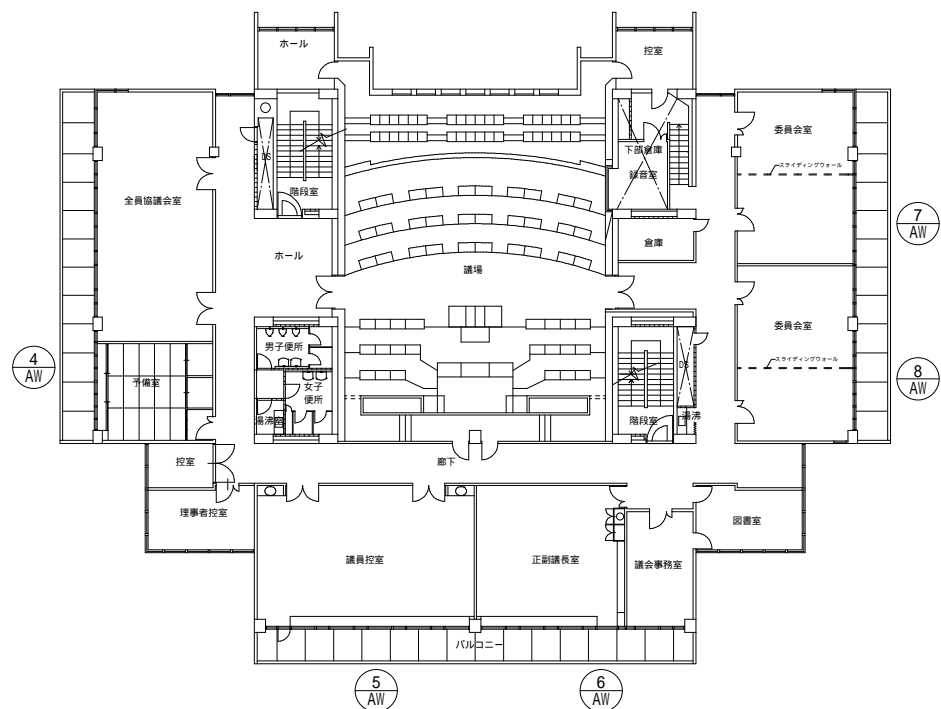
所長 武大 意匠 大森 構造 大森 設備 大森


製 図 年 月 日
 R・06・03・25
 縮 尺
 A1 : S=1/50
 A3 : S=1/100

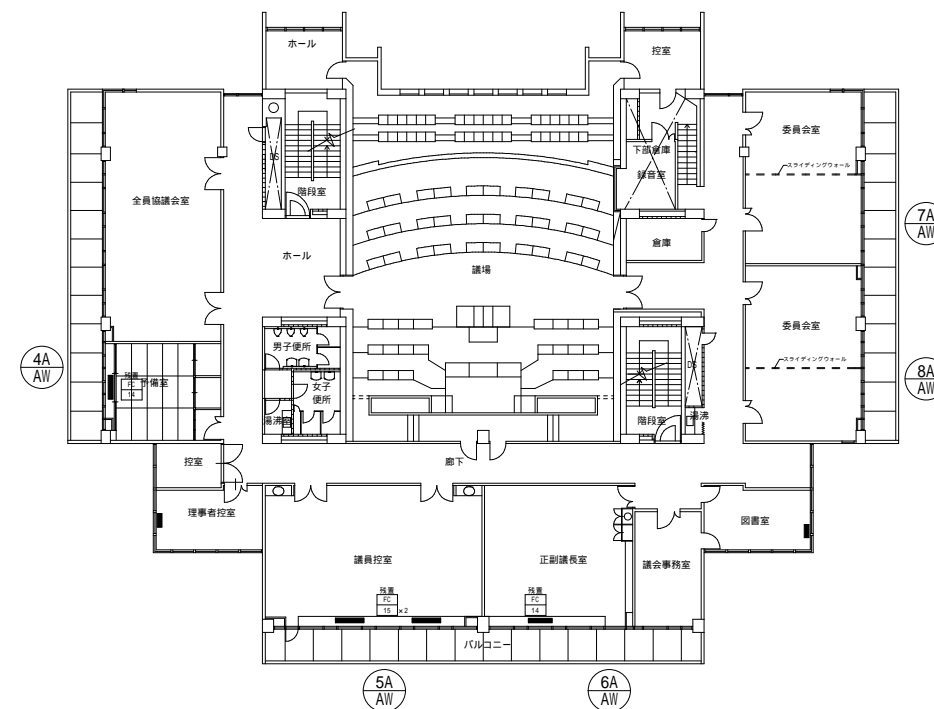
工 事 名 益子町庁舎空調等工事
 図 面 名 部分詳細図-9 (PH階 設備基礎)
 図 番 A

【改修前】

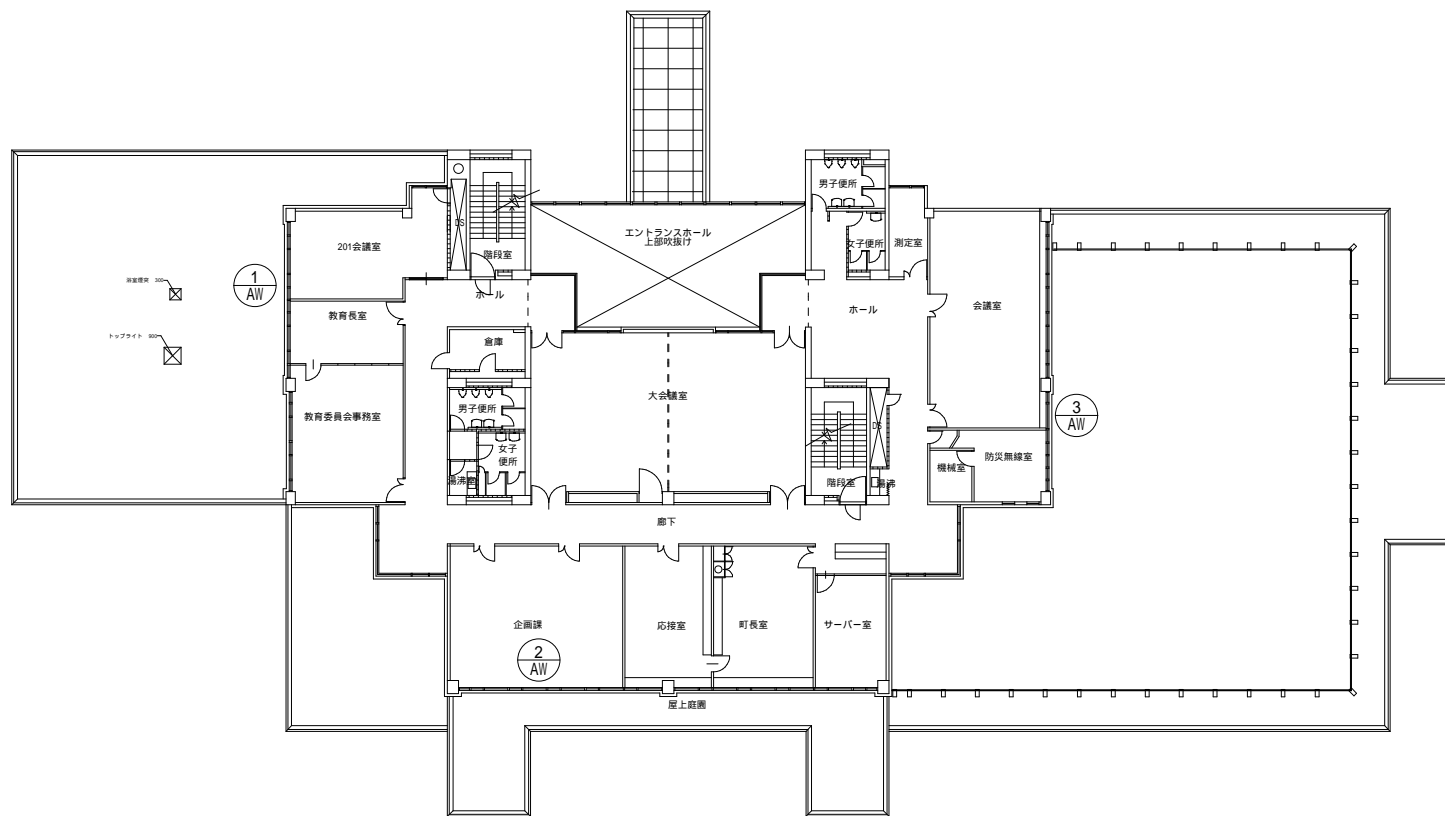
【改修後】



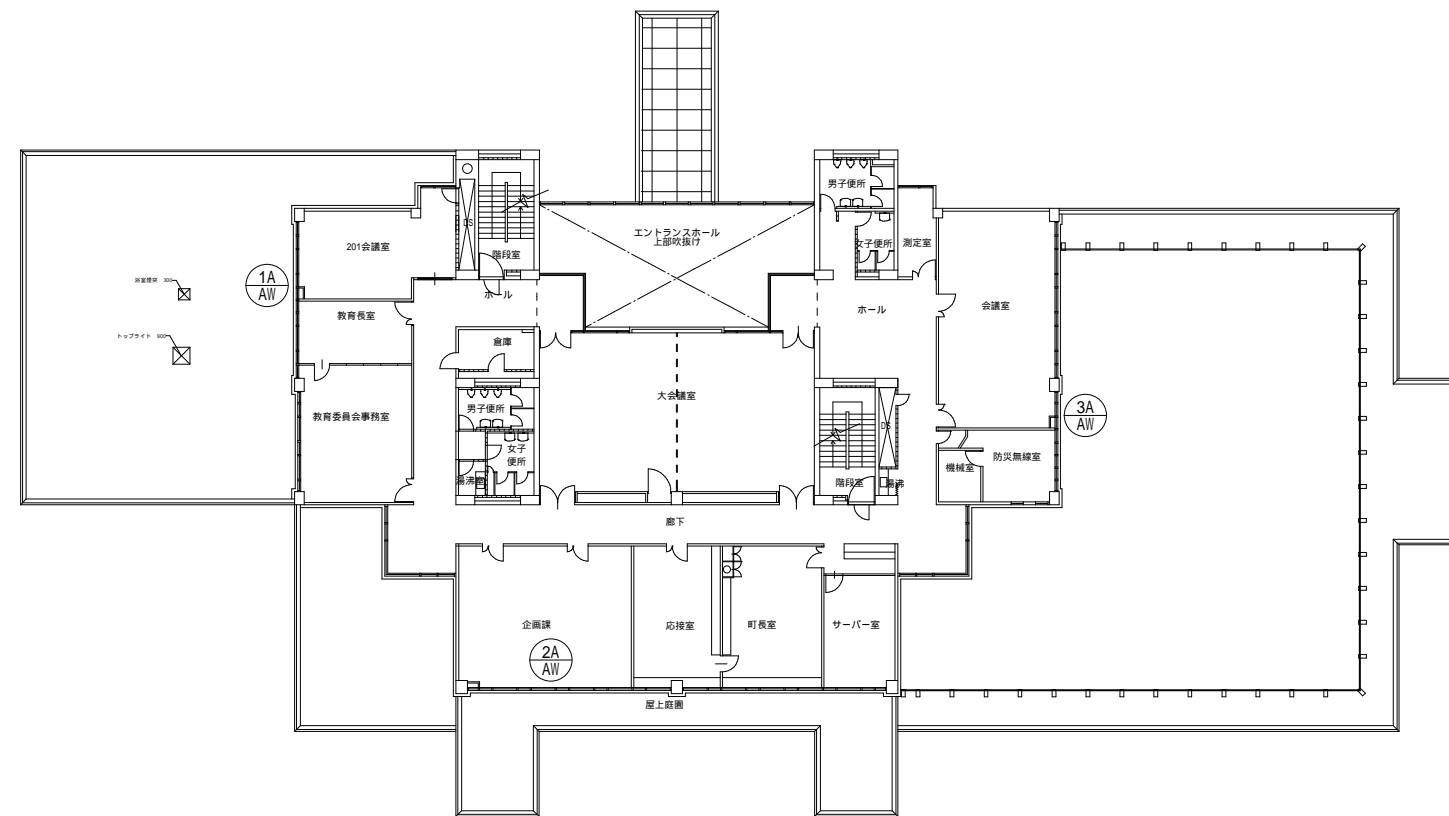
改修前 3階平面図





改修後 3階平面図



改修前 2階平面図



改修後 2階平面図

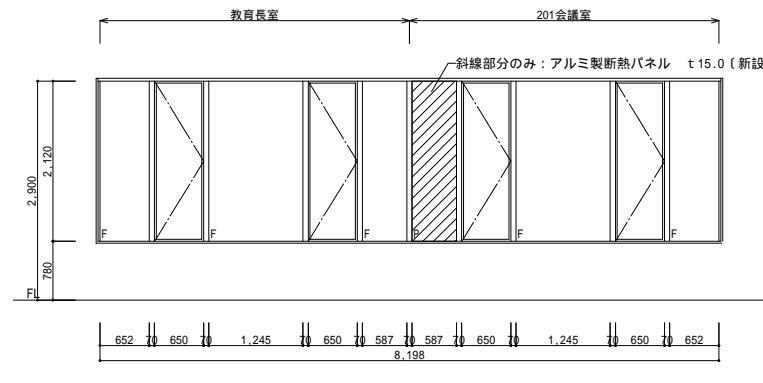
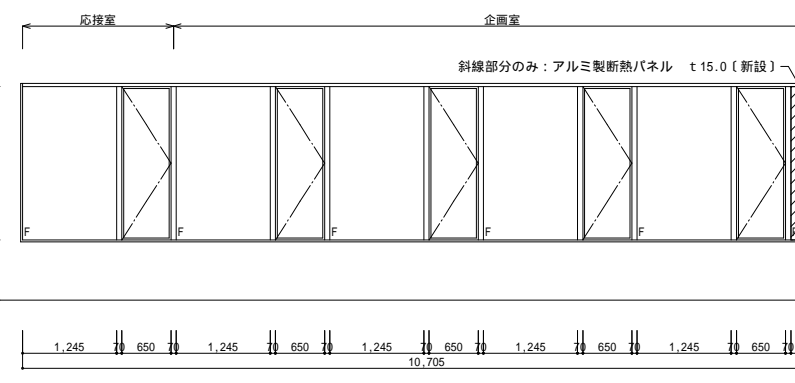
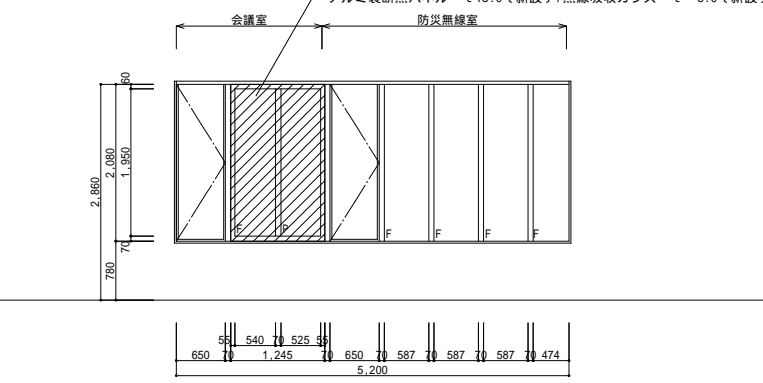
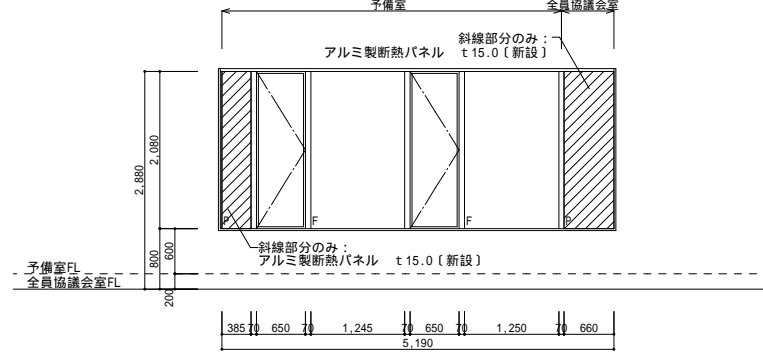
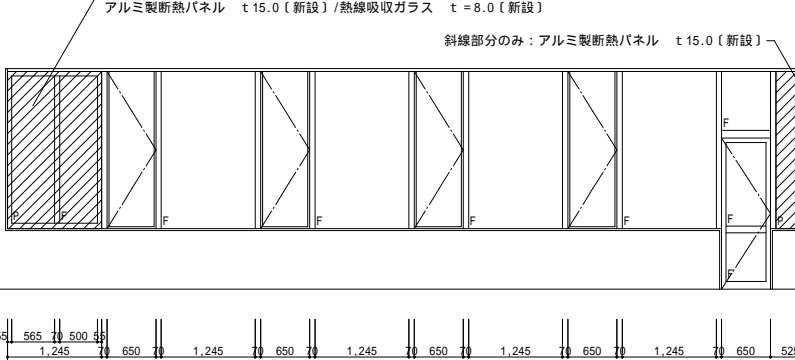
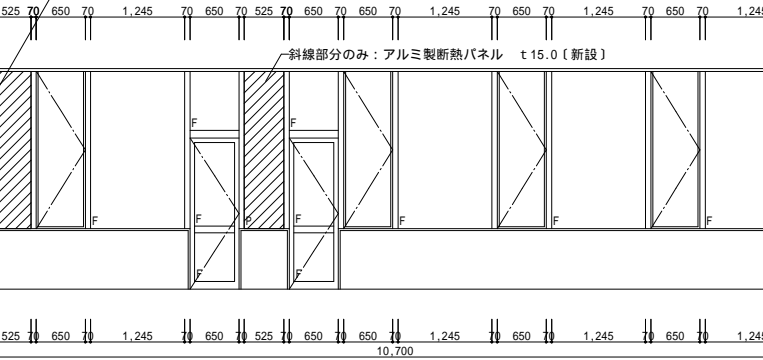
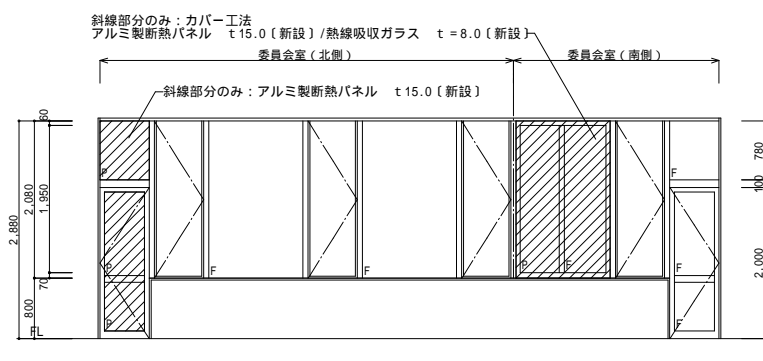
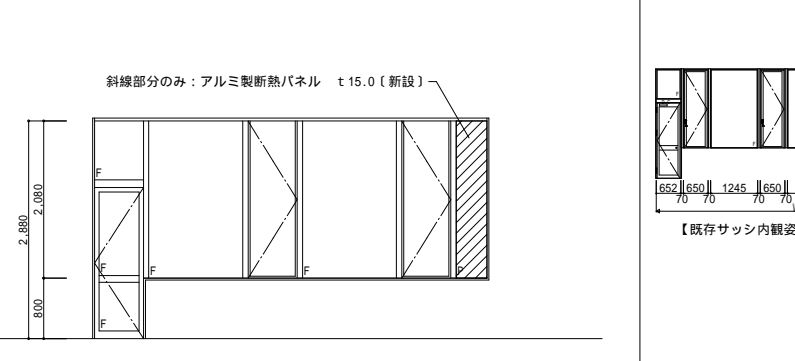
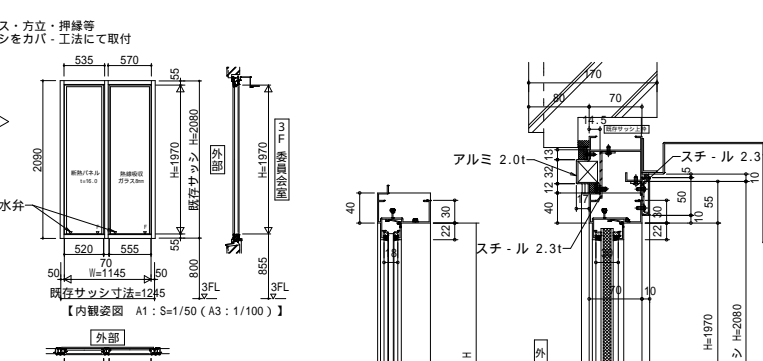
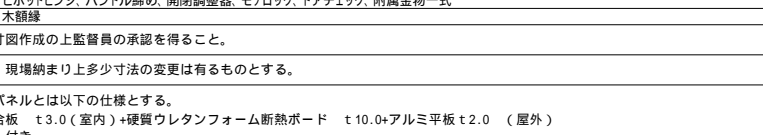
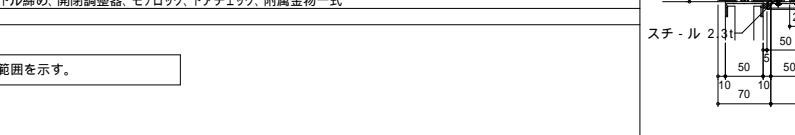
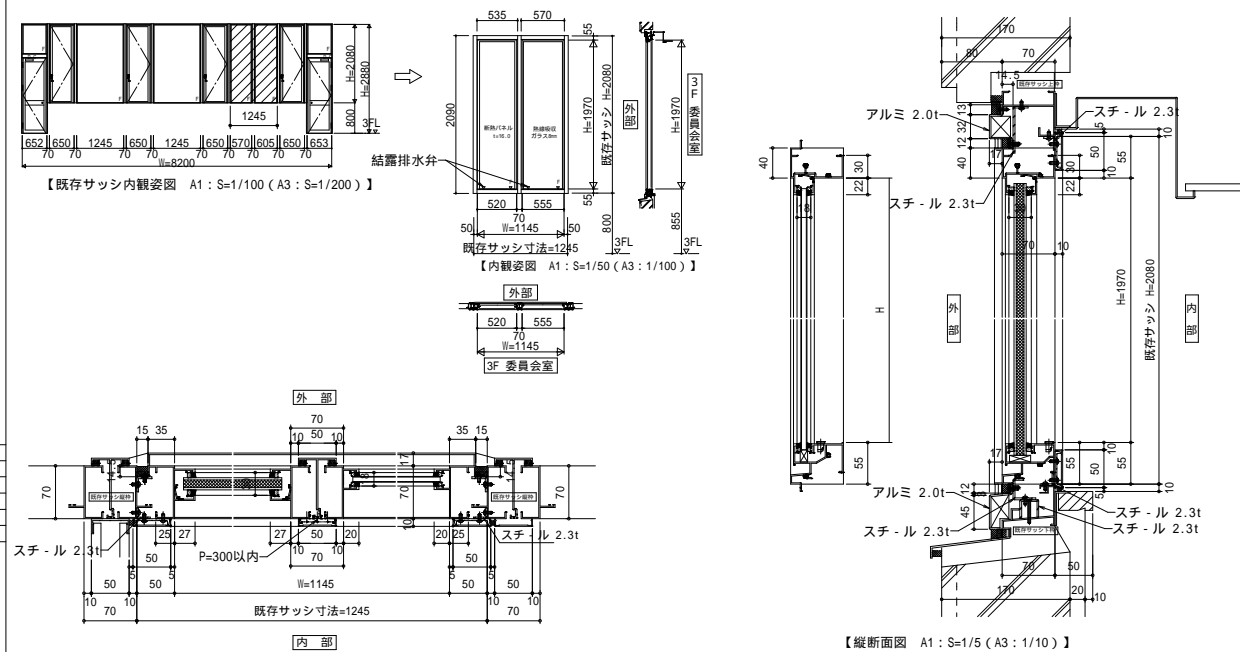
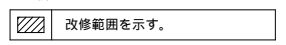
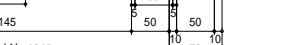
備 考	 設 計 監 理 事 務 所 株式会社 大森一級建築士事務所 栃木県小山市若木町1丁目2番4号EL (0285)23-4464 栃木県知事登録(A字)第1098号 管理建築士 一級建築士 第84913号 大森武男	建 築 士 名 一級建築士 第84913号 大森武男		所 長	意 匠	構 造	設 備	製 図 年 月 日	工 事 名	図 番 A 45
				大森武男	大森武男	大森武男	大森武男	R・06・03・25	益子町庁舎空調等工事	

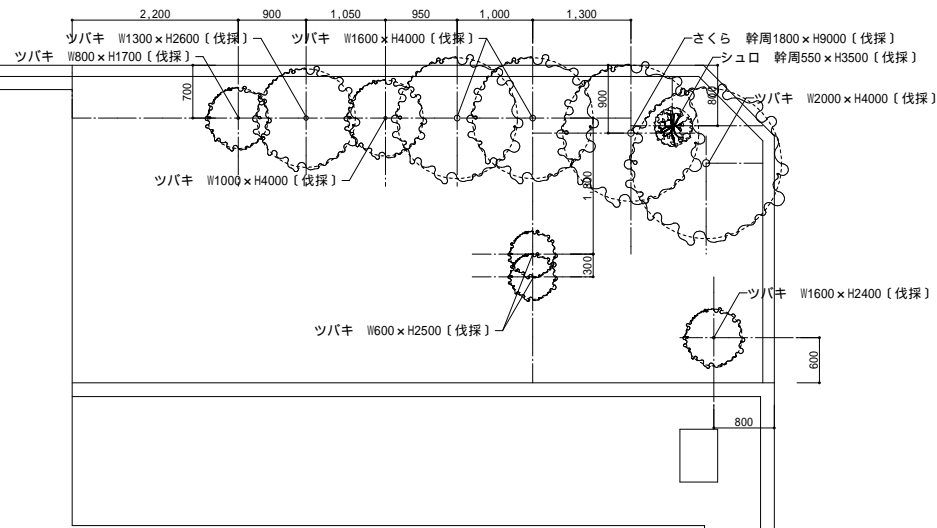
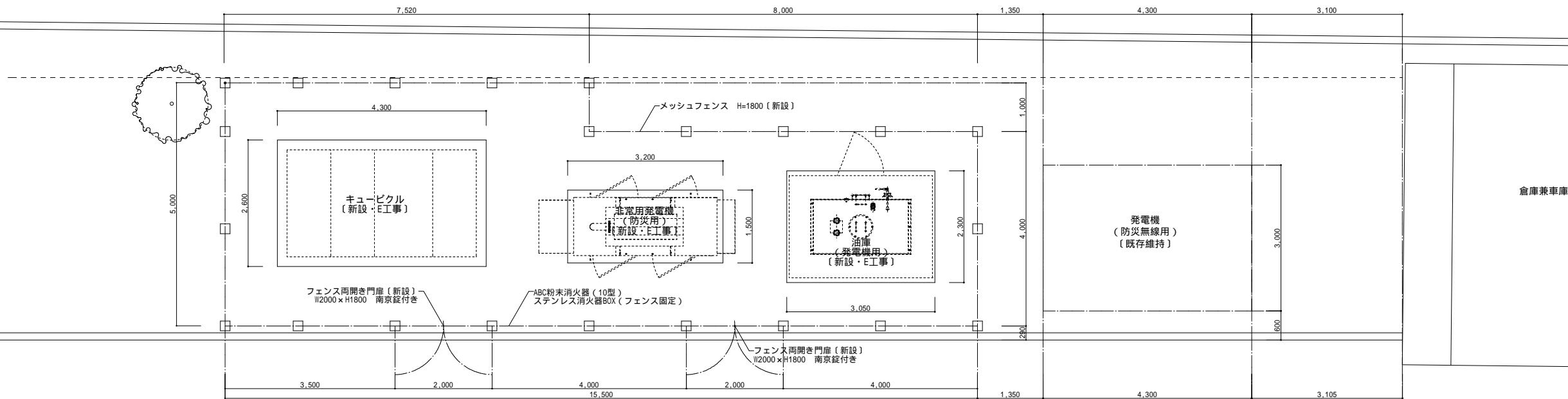
縮 尺
A1 : S=1/100
A3 : S=1/200

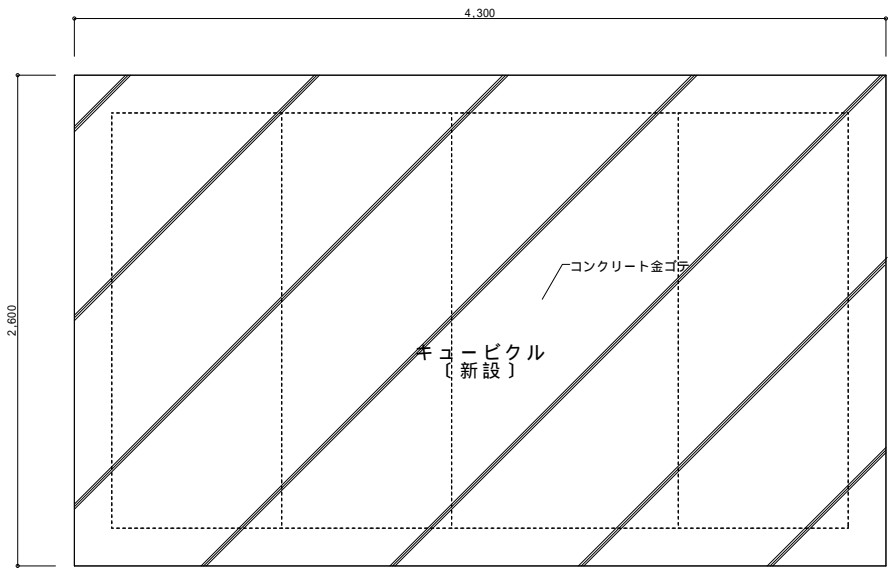
【改修前・後】 建具キープラン

形状・寸法	AW-1 1ヶ所	外開き+FIX連窓	AW-2 1ヶ所	外開き+FIX連窓	AW-3 1ヶ所	外開き+FIX連窓
使用箇所	2階 201会議室・教育長室		2階 企画室・応接室		2階 会議室	
見込	70		70		70	
硝子	熱線吸収ガラス :8.0 (一部撤去、シーリング共)		熱線吸収ガラス :8.0 (一部撤去、シーリング共)		熱線吸収ガラス :8.0 (一部撤去、シーリング共)	
材質・仕上	アルミ		アルミ		アルミ	
建具金物	ピボットヒンジ、ハンドル締め、開閉調整器、附属金物一式		ピボットヒンジ、ハンドル締め、開閉調整器、附属金物一式		ピボットヒンジ、ハンドル締め、開閉調整器、附属金物一式	
備考	木額縁		木額縁		木額縁	
符号・型式	AW-4		AW-5		AW-6	
面所数	1ヶ所		1ヶ所		1ヶ所	
形状・寸法	AW-4 1ヶ所	外開き+FIX連窓	AW-5 1ヶ所	外開き+FIX連+片開きドア窓	AW-6 1ヶ所	外開き+FIX連+片開きドア窓
使用箇所	3階 予備室・全員協議会室		3階 議員控室		3階 正副議長室	
見込	70		70		70	
硝子	熱線吸収ガラス :8.0 (一部撤去、シーリング共)		熱線吸収ガラス :8.0 (一部撤去、シーリング共)		熱線吸収ガラス :8.0 (一部撤去、シーリング共)	
材質・仕上	アルミ		アルミ		アルミ	
建具金物	ピボットヒンジ、ハンドル締め、開閉調整器、附属金物一式		ピボットヒンジ、ハンドル締め、開閉調整器、モノロック、ドアチェック、附属金物一式		ピボットヒンジ、ハンドル締め、開閉調整器、モノロック、ドアチェック、附属金物一式	
備考	木額縁		木額縁		木額縁	
符号・型式	AW-7		AW-8		AW-6	
面所数	1ヶ所		1ヶ所		1ヶ所	
形状・寸法						
使用箇所	3階 委員会室(北側)		3階 委員会室(南側)		3階 正副議長室	
見込	70		70		70	
硝子	熱線吸収ガラス :8.0 (一部撤去、シーリング共)		熱線吸収ガラス :8.0 (一部撤去、シーリング共)		熱線吸収ガラス :8.0 (一部撤去、シーリング共)	
材質・仕上	アルミ		アルミ		アルミ	
建具金物	ピボットヒンジ、ハンドル締め、開閉調整器、モノロック、ドアチェック、附属金物一式		ピボットヒンジ、ハンドル締め、開閉調整器、モノロック、ドアチェック、附属金物一式		ピボットヒンジ、ハンドル締め、開閉調整器、モノロック、ドアチェック、附属金物一式	
備考	木額縁		木額縁		木額縁	

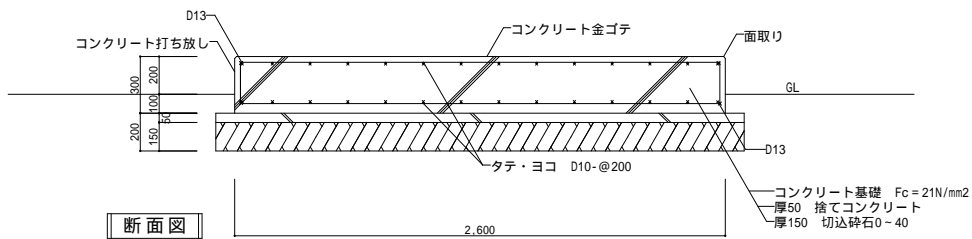
【凡例】
 改修範囲を示す。

<p>符号・型式 AW-1A 1ヶ所</p> <p>外開き+FIX連窓</p>  <p>形状・寸法</p>	<p>AW-2A 1ヶ所</p> <p>外開き+FIX連窓</p>  <p>形状・寸法</p>	<p>AW-3A 1ヶ所</p> <p>外開き+FIX連窓</p>  <p>形状・寸法</p>		
<p>使用箇所 2階 201会議室・教育長室</p> <p>見込 70</p> <p>硝子 熱線吸収ガラス :8.0(既存) / 一部 アルミ製断熱パネル t15.0(新設)</p> <p>材質・仕上 アルミ</p> <p>建具金物 ヒポットヒンジ、ハンドル締め、開閉調整器、附属金物一式</p> <p>備考 木額縁</p> <p>符号・型式 AW-4A 1ヶ所</p> <p>外開き+FIX連窓</p>  <p>形状・寸法</p>	<p>2階 企画室・応接室</p> <p>見込 70</p> <p>硝子 熱線吸収ガラス :8.0(既存) / 一部 アルミ製断熱パネル t15.0(新設)</p> <p>材質・仕上 アルミ</p> <p>建具金物 ヒポットヒンジ、ハンドル締め、開閉調整器、附属金物一式</p> <p>備考 木額縁</p> <p>符号・型式 AW-5A 1ヶ所</p> <p>外開き+FIX連+片開きドア窓</p>  <p>形状・寸法</p>	<p>2階 会議室</p> <p>見込 70</p> <p>硝子 熱線吸収ガラス :8.0(既存) / 一部 アルミ製断熱パネル t15.0(新設)</p> <p>材質・仕上 アルミ</p> <p>建具金物 ヒポットヒンジ、ハンドル締め、開閉調整器、附属金物一式</p> <p>備考 木額縁</p> <p>符号・型式 AW-6A 1ヶ所</p> <p>外開き+FIX連+片開きドア窓</p>  <p>形状・寸法</p>		
<p>3階 予備室・全員協議会室</p> <p>見込 70</p> <p>硝子 熱線吸収ガラス :8.0(既存) / 一部 アルミ製断熱パネル t15.0(新設)</p> <p>材質・仕上 アルミ</p> <p>建具金物 ヒポットヒンジ、ハンドル締め、開閉調整器、附属金物一式</p> <p>備考 木額縁</p> <p>符号・型式 AW-7A 1ヶ所</p> <p>外開き+FIX連+片開きドア窓</p>  <p>形状・寸法</p>	<p>3階 議員控室</p> <p>見込 70</p> <p>硝子 熱線吸収ガラス :8.0(既存) / 一部 アルミ製断熱パネル t15.0(新設) / 一部 熱線吸収ガラス :8.0(新設)</p> <p>材質・仕上 アルミ</p> <p>建具金物 ヒポットヒンジ、ハンドル締め、開閉調整器、モノロック、ドアチェック、附属金物一式</p> <p>備考 木額縁</p> <p>符号・型式 AW-8A 1ヶ所</p> <p>外開き+FIX連+片開きドア窓</p>  <p>形状・寸法</p>	<p>3階 正副議長室・議事事務室</p> <p>見込 70</p> <p>硝子 熱線吸収ガラス :8.0(既存) / 一部 アルミ製断熱パネル t15.0(新設)</p> <p>材質・仕上 アルミ</p> <p>建具金物 ヒポットヒンジ、ハンドル締め、開閉調整器、モノロック、ドアチェック、附属金物一式</p> <p>備考 木額縁</p> <p>符号・型式 AW-9A 1ヶ所</p> <p>外開き+FIX連+片開きドア窓</p>  <p>形状・寸法</p>		
<p>3階 委員会(北側)・委員会(南側)</p> <p>見込 70</p> <p>硝子 熱線吸収ガラス :8.0(既存) / 一部 アルミ製断熱パネル t15.0(新設) / 一部 熱線吸収ガラス :8.0(新設)</p> <p>材質・仕上 アルミ</p> <p>建具金物 ヒポットヒンジ、ハンドル締め、開閉調整器、モノロック、ドアチェック、附属金物一式</p> <p>備考 木額縁</p> <p>符号・型式 AW-10A 1ヶ所</p> <p>外開き+FIX連+片開きドア窓</p>  <p>形状・寸法</p>	<p>3階 委員会(南側)</p> <p>見込 70</p> <p>硝子 熱線吸収ガラス :8.0(一部撤去、シーリング共)</p> <p>材質・仕上 アルミ</p> <p>建具金物 ヒポットヒンジ、ハンドル締め、開閉調整器、モノロック、ドアチェック、附属金物一式</p> <p>備考 木額縁</p> <p>符号・型式 AW-11A 1ヶ所</p> <p>外開き+FIX連+片開きドア窓</p>  <p>形状・寸法</p>	<p>カバー工法詳細図</p>  <p>【縦断面図 A1 : S=1/5 (A3 : 1/10)】</p> <p>【横断面図 A1 : S=1/5 (A3 : 1/10)】</p>		
<p>特記事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建具は全て原寸作成の上監督員の承認を得ること。 2. 原寸図作成上、現場納まり上多少寸法の変更は有るものとする。 3. アルミ製断熱パネルとは以下の仕様とする。 アルミ樹脂複合板 t3.0(室内)+硬質ウレタンフォーム断熱ボード t10.0+アルミ平板 t2.0 (屋外) アタッチメント付き 4. ガラス止めはシール止めとすること。(防火炉はシール止め) 			<p>【凡例】</p>  <p>改修範囲を示す。</p>	<p>【凡例】</p>  <p>改修範囲を示す。</p>

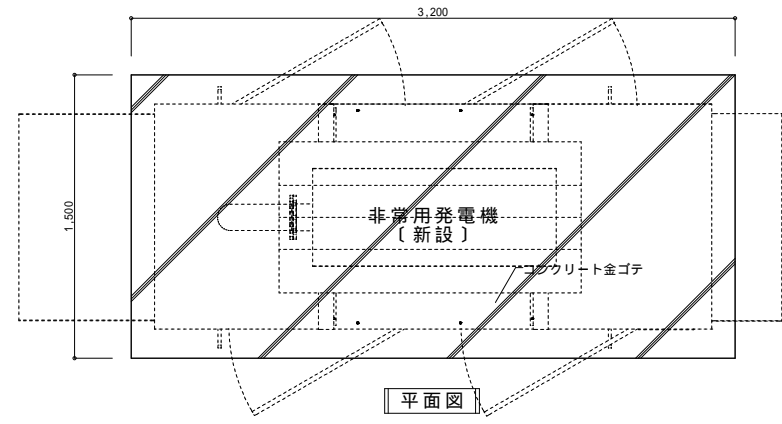




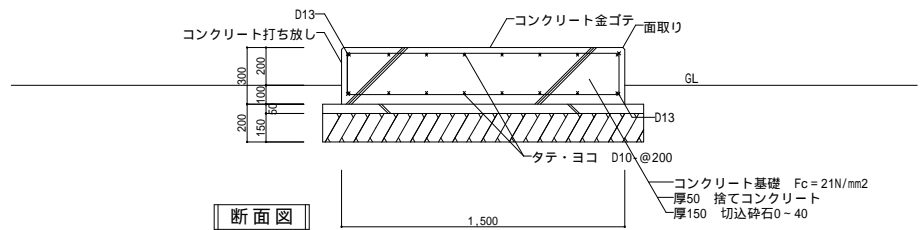
平面図



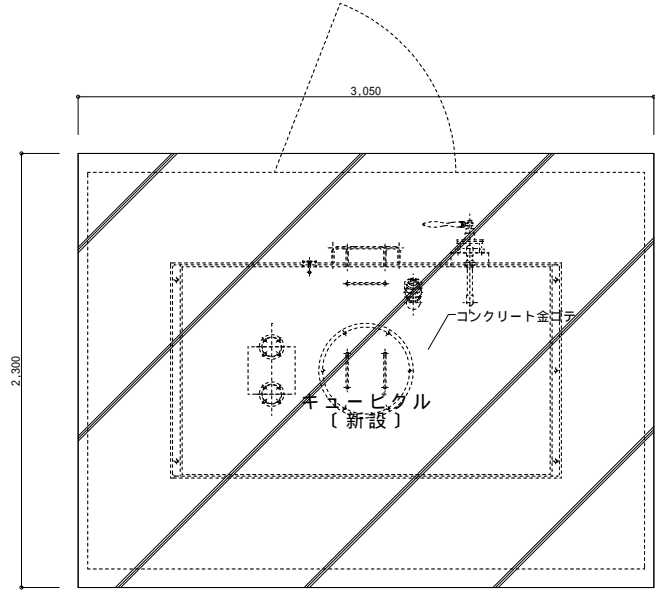
断面図



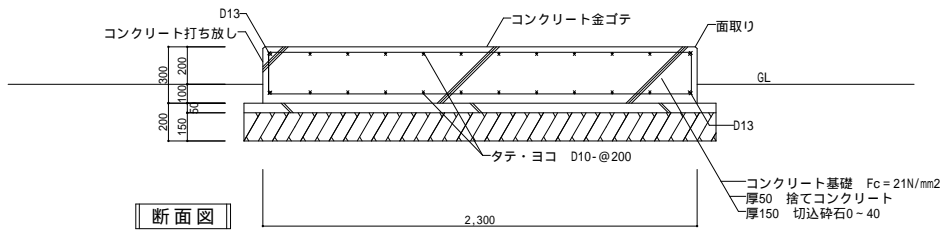
平面図



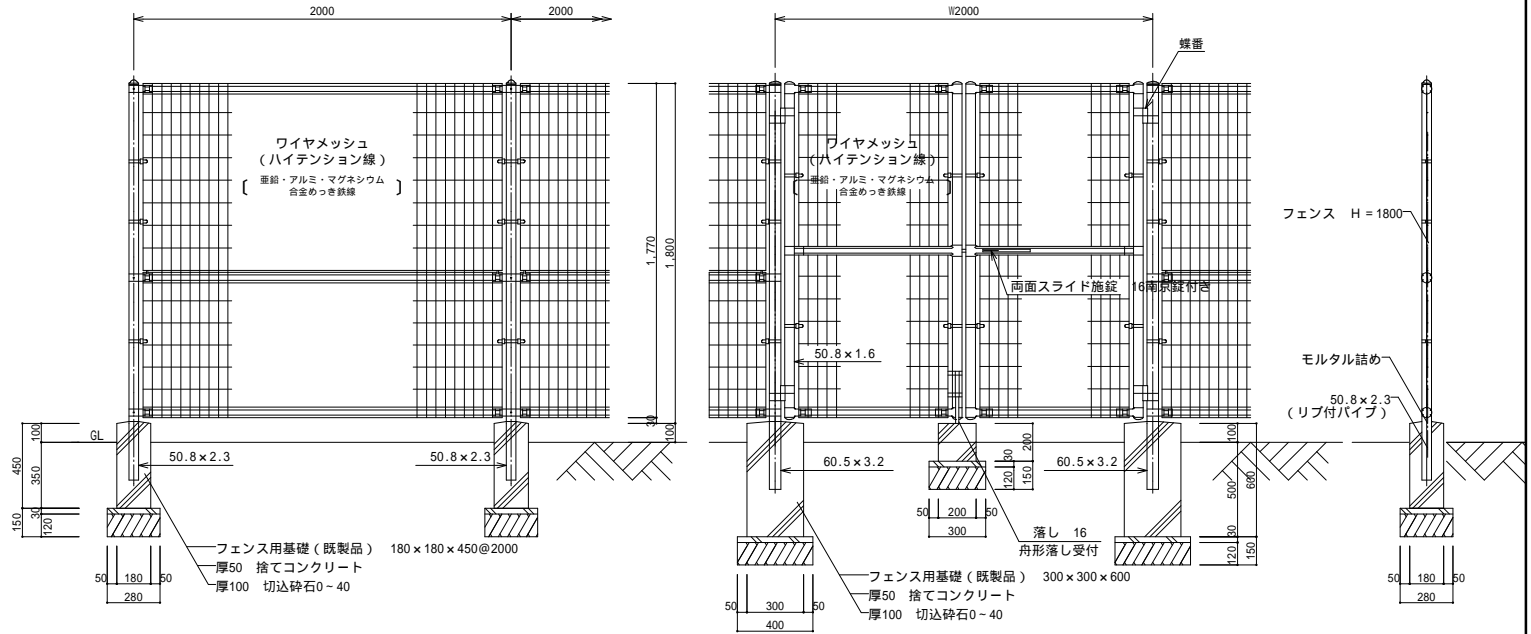
断面図



平面図



断面図



フェンス立面図 S=1/20

門扉立面図 S=1/20

フェンス断面図 S=1/20

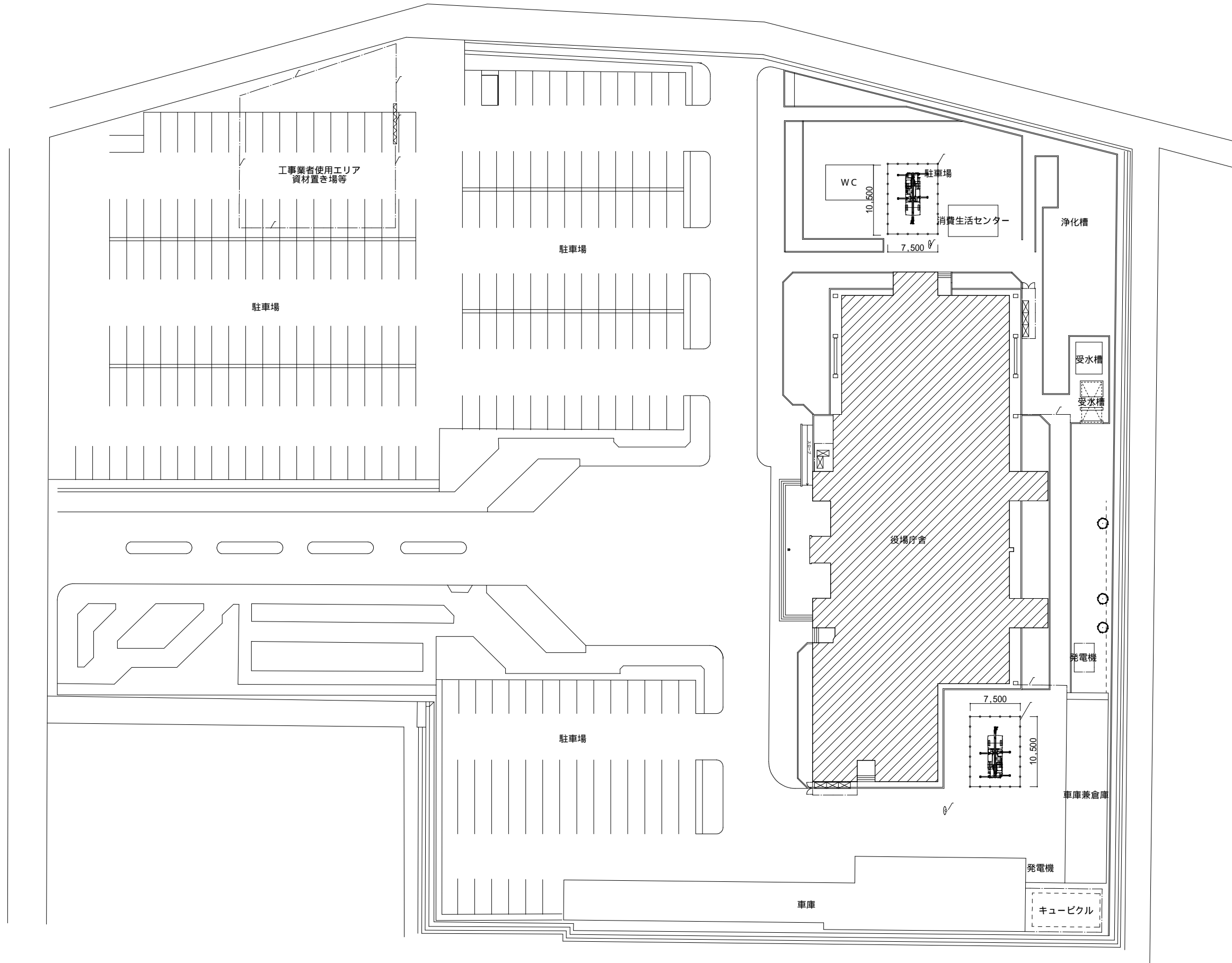
備考

- 1. 外装について
 - ・門柱、枠体 : 亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきの上アクリル樹脂静電粉体塗装
 - ・ジョイント : 亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきの上アクリル樹脂静電粉体塗装
 - ・押入金具 : 亜鉛・アルミ合金めっきの上アクリル樹脂静電粉体塗装
 - ・バンド : 亜鉛・アルミ合金めっきの上PVC樹脂静電粉体塗装
 - ・ワイヤメッシュ : 亜鉛めっきの上PVC樹脂静電粉体塗装

- ・U型金具 : 亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきの上防錆着色処理
- ・押入金具 : 溶融亜鉛めっきの上防錆着色処理としワッシャは溶融亜鉛めっきのみ
- ・施設装置、落し : 溶融亜鉛めっきのみ

設計条件

設計荷重・・・昭和57年改正の建築基準法・同施行令に基づく風圧力による。

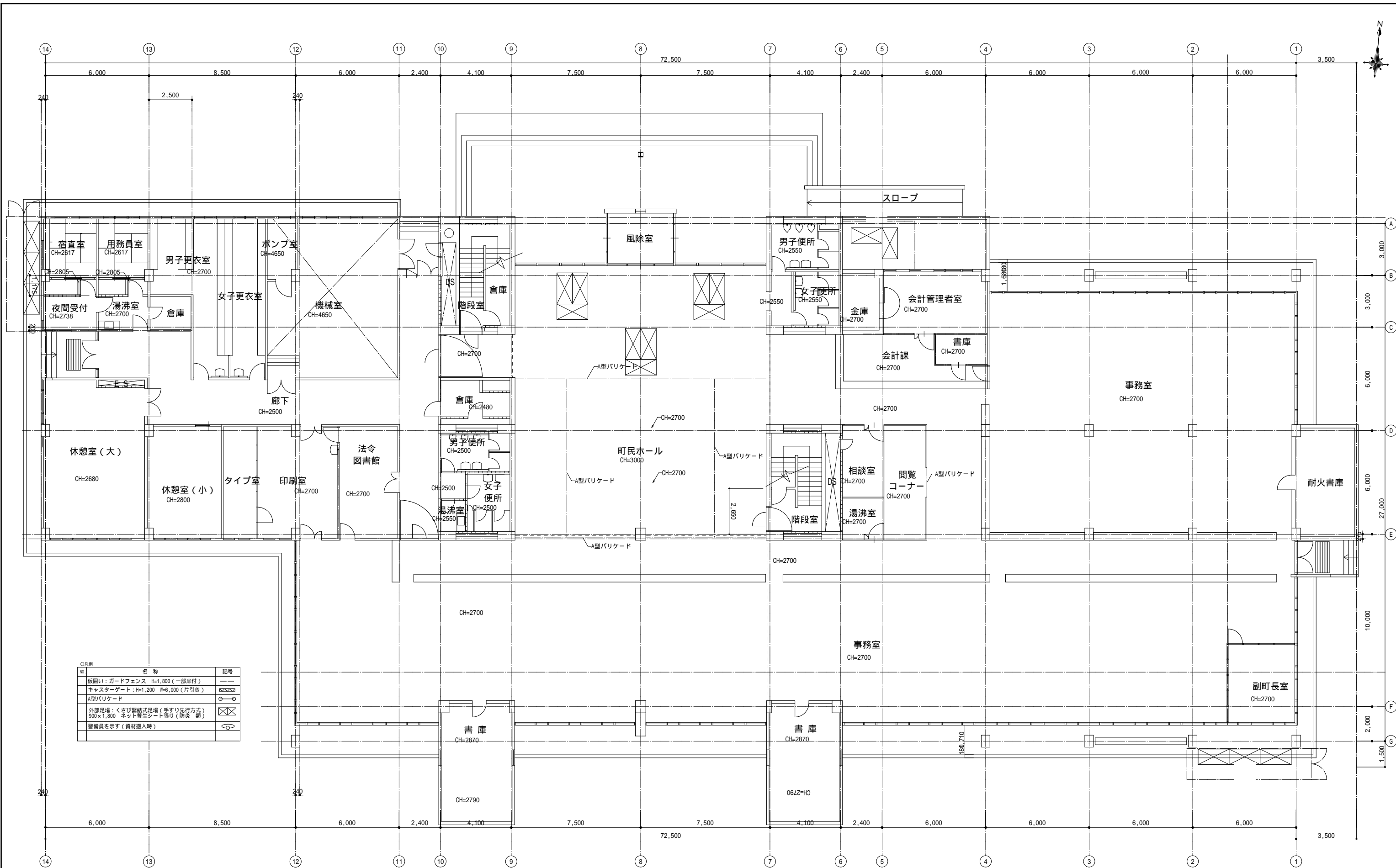


○凡例		
NO.	名称	記号
	仮囲い：ガードフェンス H=1,800 (一部扉付)	---
	キャスターゲート：H=1,200 W=6,000 (片引き)	⊗
	A型バリケード	○—○
	外部足場：くさび緊結式足場 (手すり先行方式) 900×1,800 ネット養生シート張り (防災 類)	⊗
	警備員を示す (資材搬入時)	○

- 【 特記事項 】
- ・資材の搬入に関しては、発注者と協議の上、行うこと
 - ・資材搬入の際に障害となる樹木の伐採・枝打ちが必要な場合は、監督員と協議の事
 - ・工事車両は指定場所へ駐車すること (施設管理者と協議)
 - ・工事車両は原則東側より出入りすること
 - ・クレーンによる搬入時、車両の移動について施設管理者と協議すること
 - ・足場廻りにネット養生を行い、関係者以外立ち入り不可とすること
 - ・変更などの措置を講じる場合には、監督員との協議による

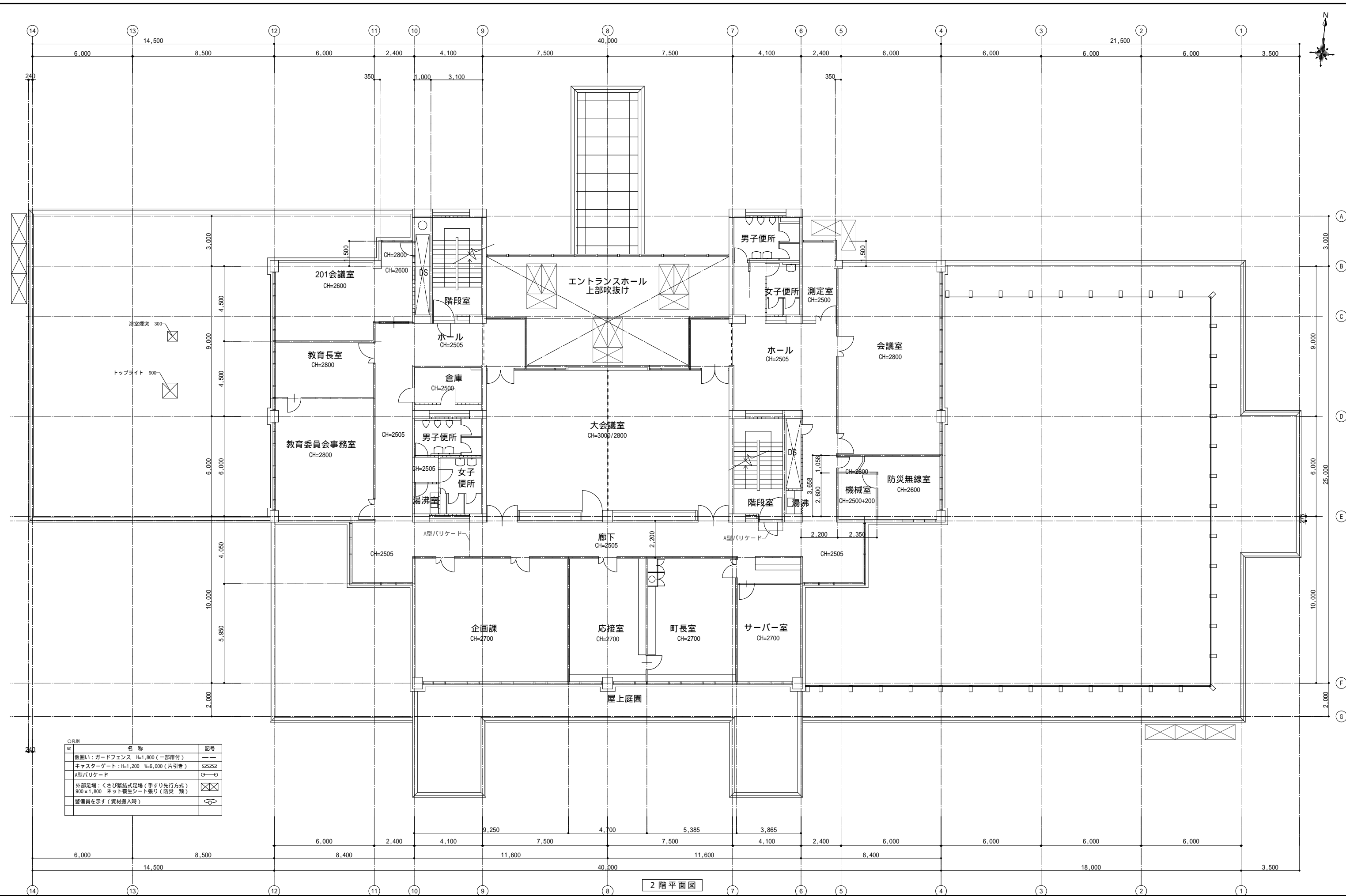
配置図 S=1:300

- 凡例 -
 対象建物を示す



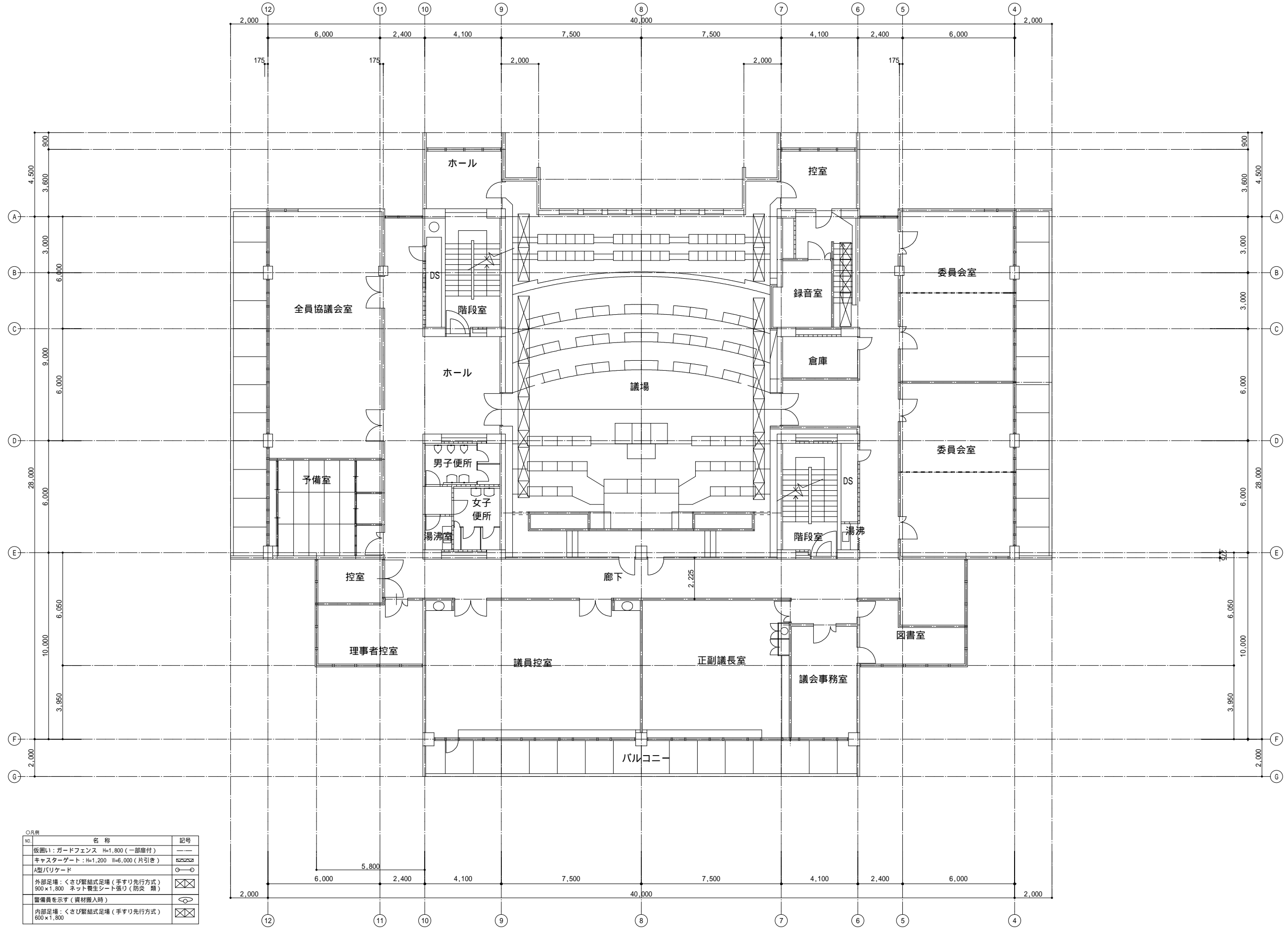
1階平面図

NO.	名称	記号
1	仮囲い：ガードフェンス H=1,800 (一部扉付)	---
2	キャスターゲート：H=1,200 W=6,000 (片引き)	⊠
3	A型バリアード	○
4	外部足場：くさび緊結式足場(手すり先行方式) 800×1,800 ネット養生シート張り(防火・漏)	⊠
5	警備員を示す(資材搬入時)	◇



NO.	名称	記号
1	仮囲い：ガードフェンス H=1,800 (一部扉付)	—
2	キャストゲート：H=1,200 W=6,000 (片引き)	⊗
3	A型バリケード	⊗
4	外部足場：くまび緊結式足場 (手すり先行方式) 900×1,800 ネット養生シート張り (防災 網)	⊗
5	警備員を示す (資材搬入時)	⊗

2階平面図



Q/R 階	名称	記号
NO.		
	板囲い：ガードフェンス H=1,800 (一部扉付)	—
	キャスターゲート：H=1,200 W=6,000 (片引き)	⊠
	A型バリアケード	○
	外部足場：くさび緊結式足場 (手すり先行方式) 900 x 1,800 ネット養生シート張り (防災 類)	⊠
	警備員を示す (資材搬入時)	○
	内部足場：くさび緊結式足場 (手すり先行方式) 600 x 1,800	⊠

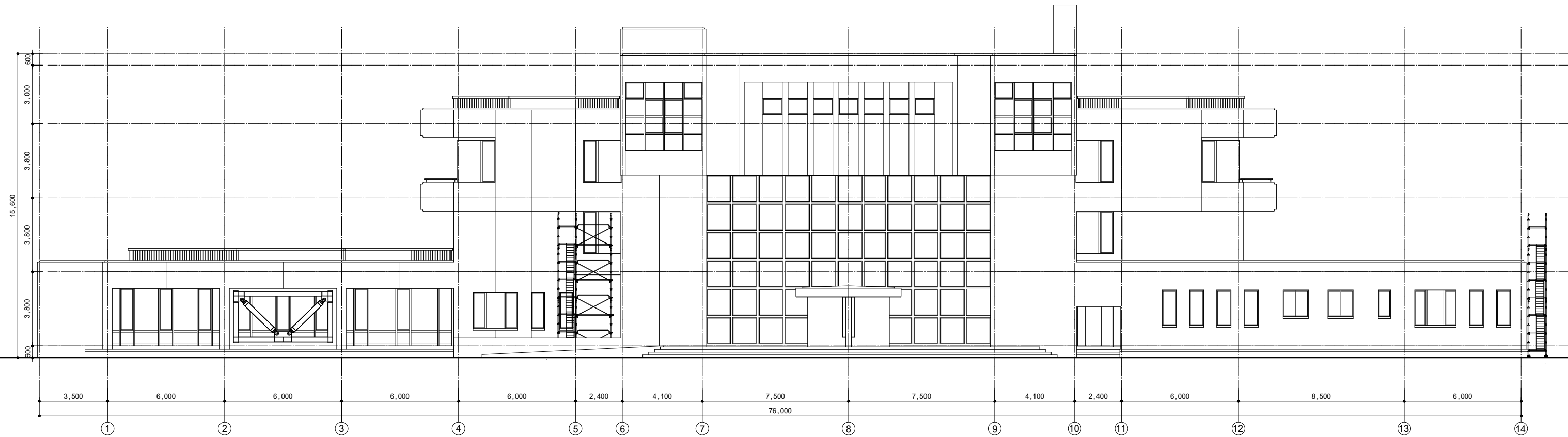
備
考

設計 株式会社 大森一級建築士事務所
 事務所 栃木県小山市若木町1丁目2番4号EL (0285)23-4464 栃木県知事登録(A字)第1098号
 管理建築士 一級建築士 第84913号 大森武男

建築士 一級建築士 第84913号 大森武男

所長 意匠 構造 設備
 武大 大森 大森 大森
 製図年月日 R・06・03・25
 縮尺 A1: S=1/100 A3: S=1/200

工事名 益子町庁舎空調等工事
 図名 (参考) 仮設計画図 3階平面図
 図番 A
 53



北立面图

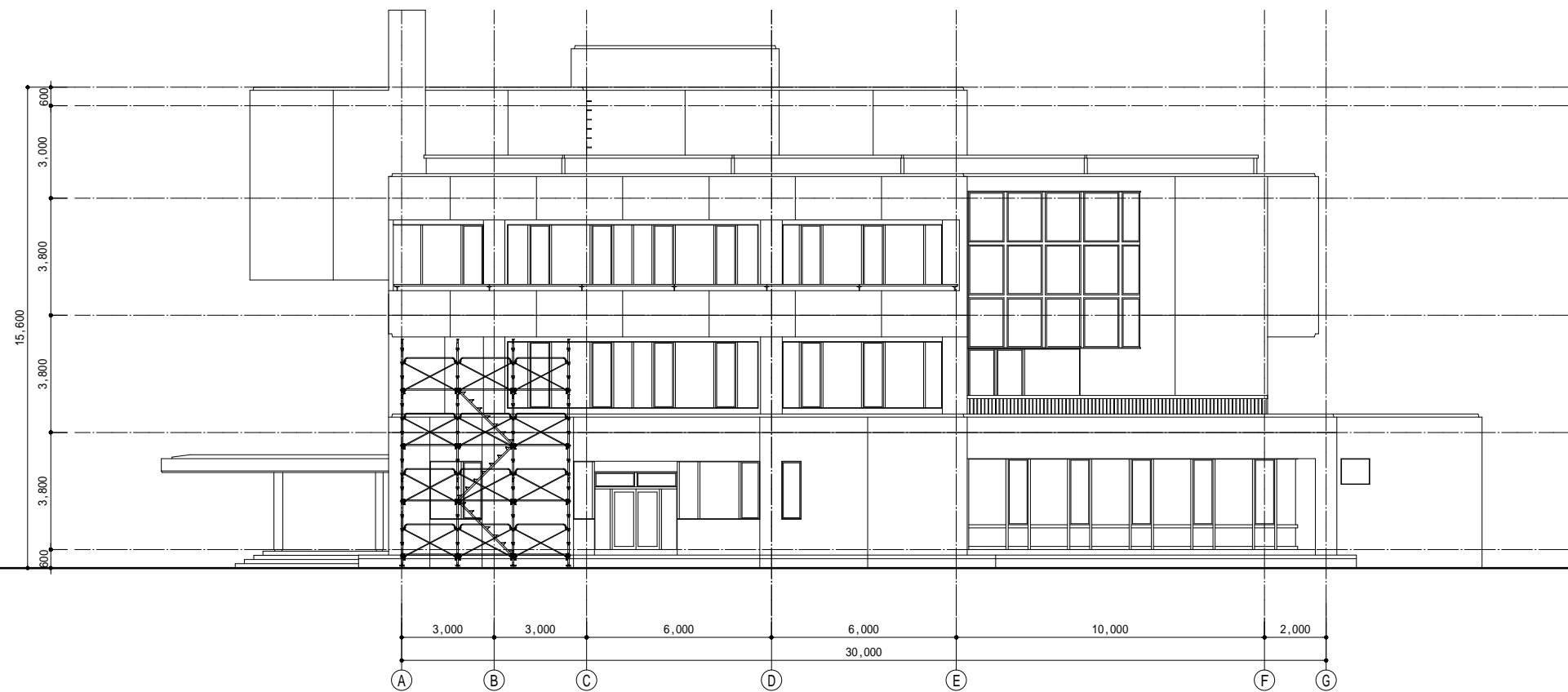


東立面图


備 考	 設 計 監 理 事務所 株式会社 大森一級建築士事務所 栃木県小山市若木町1丁目2番4号EL (0285)23-4464 栃木県知事登録(A字)第1098号 管理建築士 一級建築士 第84913号 大森武男	建 築 士 名 一級建築士 第84913号 大森武男	所 長  大森 隆 	意 匠 大森 隆 	構 造 大森 隆 	設 備 大森 隆 	製 図 年 月 日 R・06・03・25	工 事 名 益子町庁舎空調等工事	圖 冊 A 54
							縮 尺 A1: S=1/100 A3: S=1/200	(参考) 仮設計画 立面图-1	

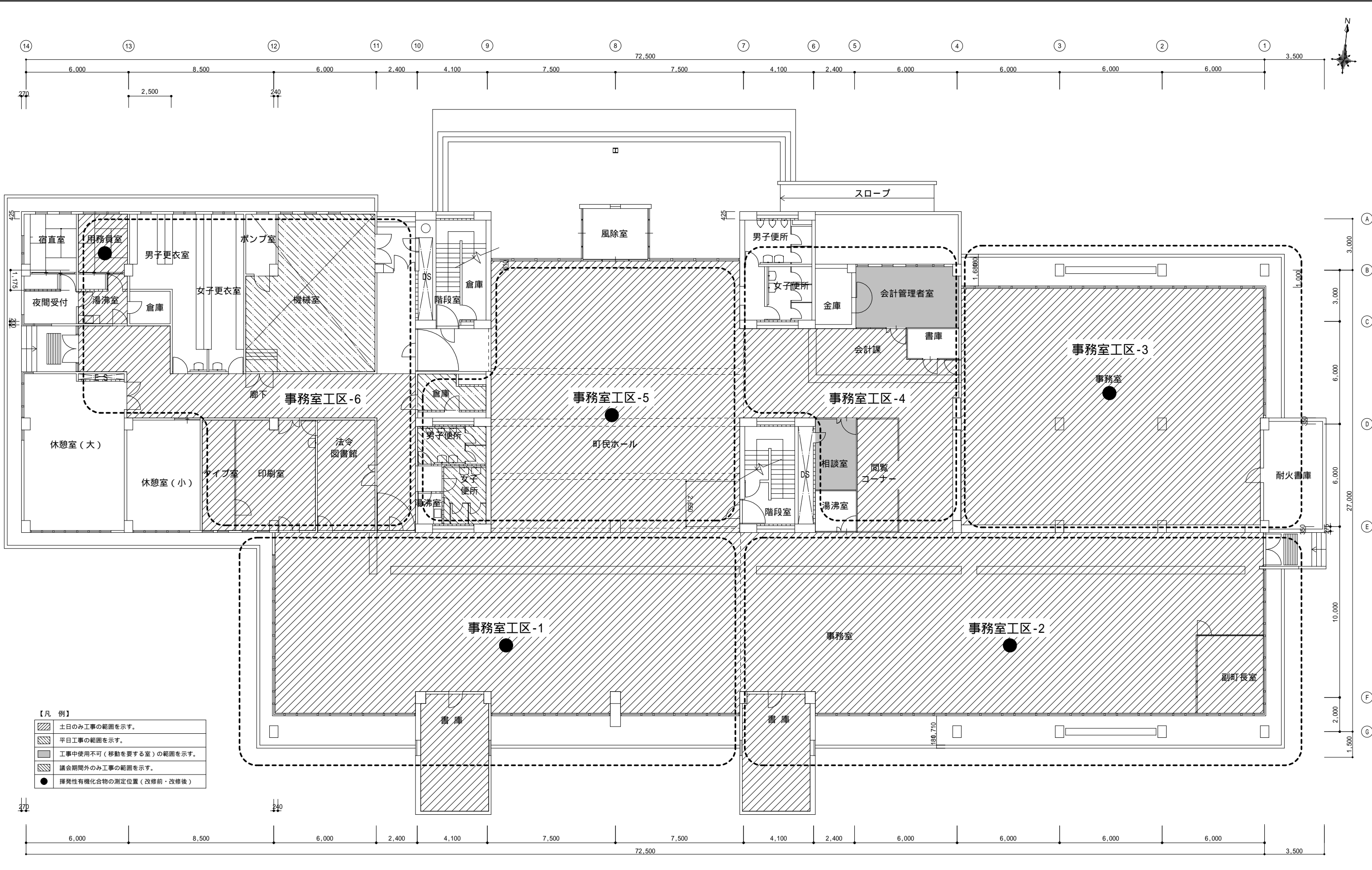


北立面图



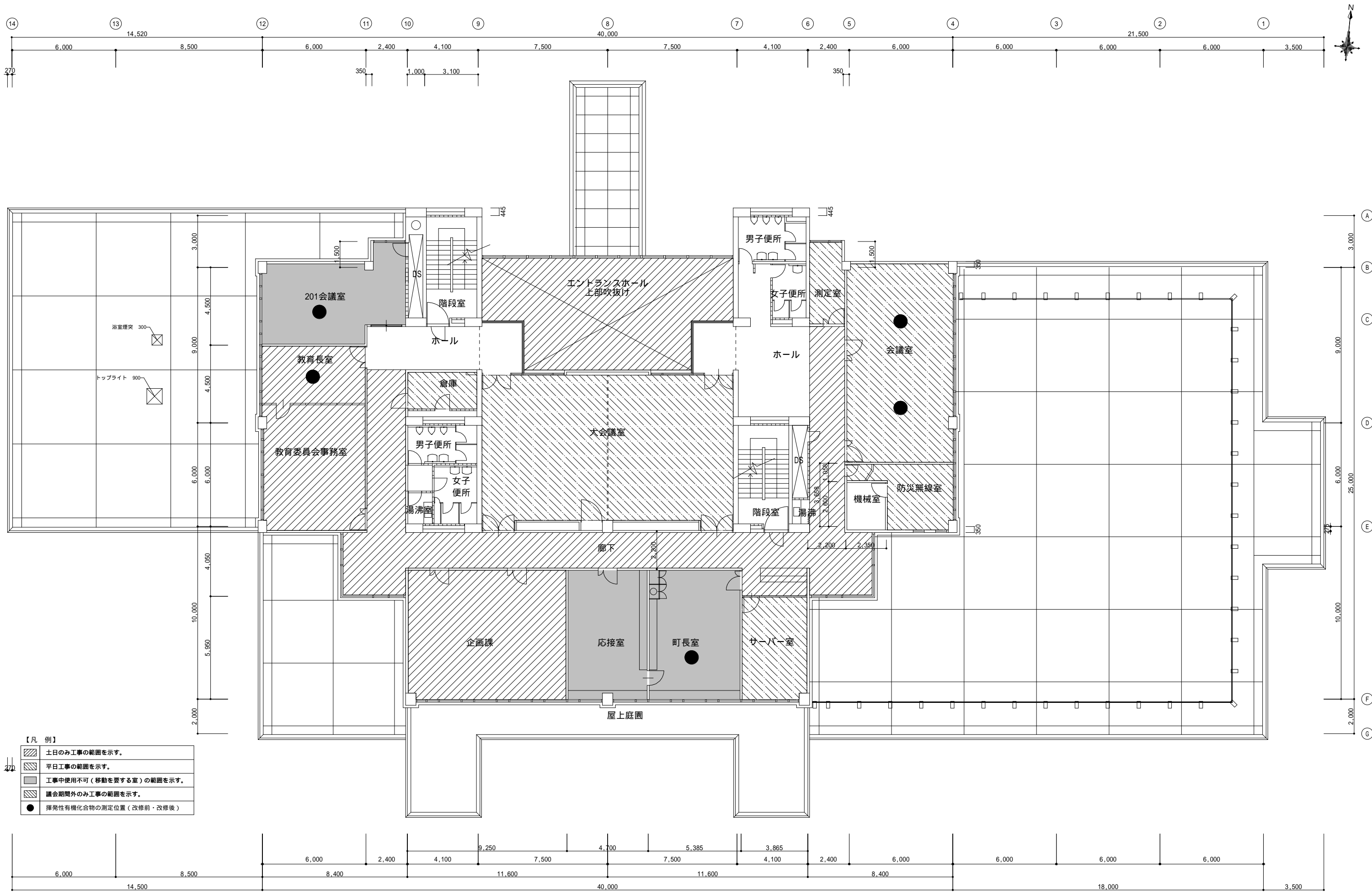
東立面图

備 考	 設 計 監 理 株式會社 大森一級建築士事務所 事務所 栃木県小山市若木町1丁目2番4号EL (0285)23-4464 栃木県知事登録(A字)第1098号 管理建築士 一級建築士 第84913号 大森武男	建 築 士 名 一級建築士 第84913号 大森武男	所 長 大森武男 	意 匠 大森武男 	構 造 設 備 	製 圖 年 月 日 R・06・03・25	工 事 名 益子町庁舎空調等工事	圖 號 A
						縮 尺 A1: S=1/100 A3: S=1/200		



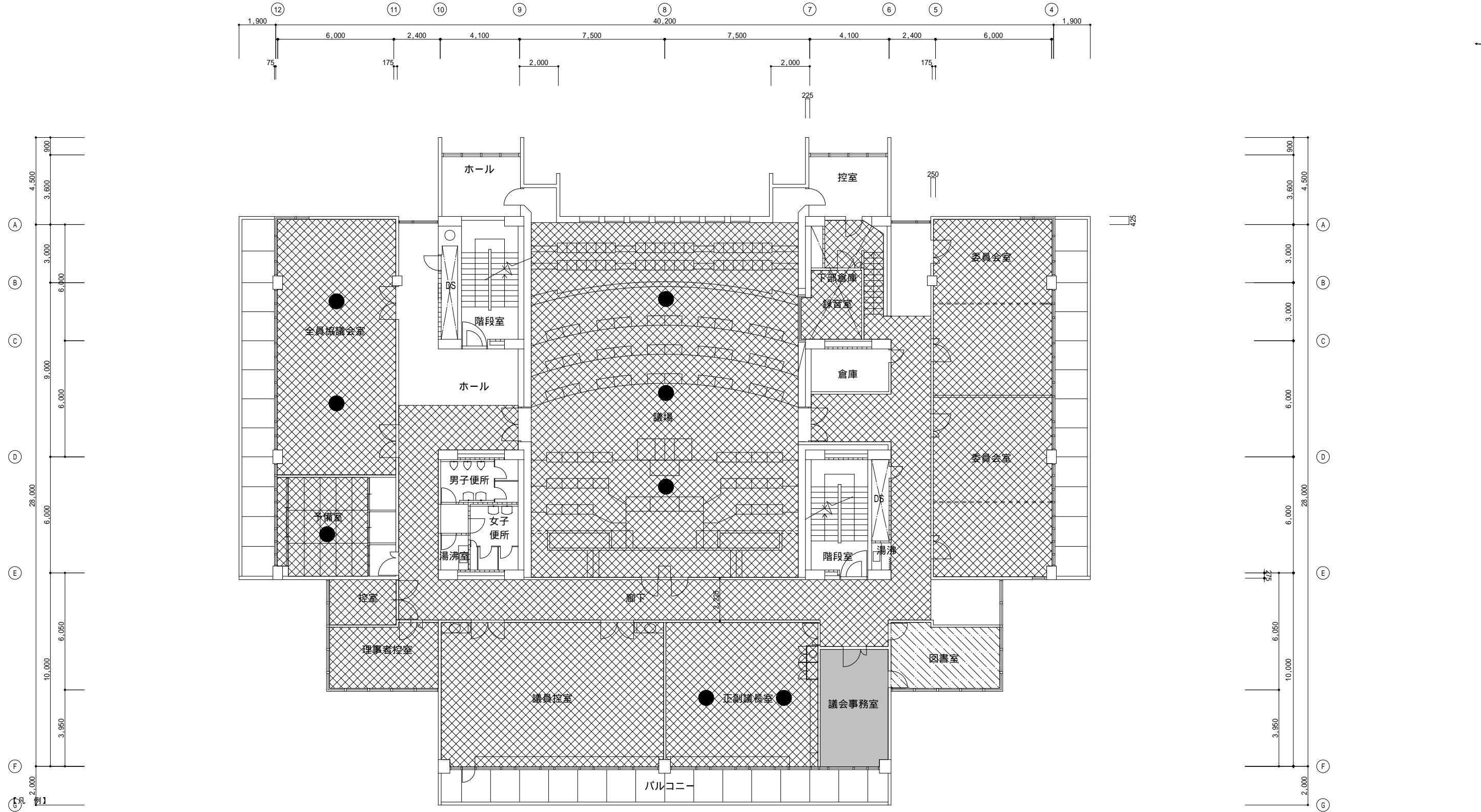
- 【凡例】
- 土日のみ工事の範囲を示す。
 - 平日工事の範囲を示す。
 - 工事中使用不可（移動を要する室）の範囲を示す。
 - 議会期間外のみ工事の範囲を示す。
 - 揮発性有機化合物の測定位置（改修前・改修後）

1階平面図



- 【凡例】
- 土日のみ工事の範囲を示す。
 - 平日工事の範囲を示す。
 - 工事中使用不可（移動を要する室）の範囲を示す。
 - 議会期間外のみ工事の範囲を示す。
 - 揮発性有機化合物の測定位置（改修前・改修後）

2階平面図



- 土のみ工事の範囲を示す。
- 平日工事の範囲を示す。
- 工事中使用不可（移動を要する室）の範囲を示す。
- 議会期間外のみ工事の範囲を示す。
- 揮発性有機化合物の測定位置（改修前・改修後）

3階平面図

備 考	設計 株式会社 大森一級建築士事務所 <small>事務所 栃木県小山市若木町1丁目2番4号EL (0285)23-4464 栃木県知事登録(A字)第1098号 管理建築士 一級建築士 第84913号 大森武男</small>	建築士 一級建築士 第84913号 大森武男	所長 大森 武男 	製図年月日 R・06・03・25 縮尺 A1: S=1/100 A3: S=1/200	工事名 益子町庁舎空調等工事 (参考) 工事範囲 3階平面図	図 番 A 58
--------	---	---------------------------	--------------	---	--------------------------------------	-------------------